JASTPRO 刊　03-17

平成１５年度
UN/CEFACT 動向調査特別委員会
報告書

貿易手続簡易化活動と手続電子化の歩み

平成１６年（２００４）３月

財団法人　日本貿易関係手続簡易化協会

UN/CEFACT 動向調査特別委員会報告書

はじめに

当協会は、貿易に関する複雑多岐にわたる手続を簡易化し、貿易関係業務の効率化に資することを目的として、昭和49年（1974年）、財務省、経済産業省、国土交通省三省のご指導を得、貿易関係の団体、業界及び企業により設立された公益法人であります。また、世界貿易の持続的な拡大を目標に貿易手続簡易化運動を推進している「国連欧州経済委員会・貿易手続簡易化作業部会（UN/ECE/WP.4、その後簡易化活動のグローバル化に伴い１９９７年３月貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター（UN/CEFACT）と名称を変更し現在に至っている）」の我が国における唯一の窓口として、関係国際機関や諸外国の貿易関係手続簡易化機関と密接な連携を採り、国際的な簡易化運動に参画してまいりました。

我が国の貿易は、2002年では、94兆円とアメリカ、ドイツに次いで世界第三位の規模であり、我が国の経済の発展、国民生活の向上に極めて重要な役割を果たしています。しかしながら、貿易取引の実務面では、関係者が事業者・行政当局共に多岐にわたり、また、各国の制度や慣行が異なっていることから、その手続には多くの書類が必要となり、それに要する事務コストも莫大なものとなっております。因みに、米国運輸省とNCITDによる1970-1971における調査報告「Paper Work or Profits in International Trade, November, 1971」によると当時の米国における年間貿易額の7.5%（65億ドル）が書類作成に要しているという。その後の電子化により幾分かは合理化されていようが、それでも依然として年間貿易額の5%程度は書類作成に要していると思われる。これを現在のわが国の2002年の貿易額に照らしてみると429億ドル（$1=¥110換算）に達する。

このような状況のなかで、貿易立国である我が国にとっては、貿易手続の簡易化となるIT化・EDI化を推進して、ペーパーレス化、国際物流に掛かる貿易事務コストの削減を図ることが喫緊の課題となっております。

すでに、国際的には、UN/CEFACTが貿易手続および国際商取引の簡素化、ペーパーレス化を目指して関連の標準化作業を推進しております。当協会では1974年設立以来その作業をフォローし、国内関係先への普及に努めているところであります。一方、国内では、行政手続関係で、通関情報処理システム（NACCS）の他、輸出入許可・承認の電子化

（JETRAS）、港湾EDI（港湾手続）、ANIPAS（動物検疫）、PQ-Network（植物防疫）、FAINS（食品検査）が稼働しており、2003年７月23日には、通関情報処理システム（NACCS）、乗員上陸許可支援システムと港湾EDIシステムを相互接続する「シングルウィンドウシステム」が稼動開始しました。また、経済産業省のご支援により開発されたTEDI（貿易金融EDI）が、民間事業として稼動し、アジア諸国との連携を推進しております。しかしながら、TEDIやその他民間の貿易手続システムと行政側の貿易手続システムとの官民システムの相互連携を伴ったワンストップサービスについては現在関係者間で協議中であり、出来るだけ早い機会の官民貿易関係システムのシングルウィンドウ化期待されるところです。

今後は、利用者の利便性向上と処理の迅速性を高め、かつ貿易関係手続コストを削減するために、単に既存システムの繋ぎ込みだけではなく、制度や手続の見直しを行い、簡素化、効率化、電子化を目指した行政システムや民間の貿易手続システムを統合した「ワンストップサービス化」の推進、実現が望まれるところです。

更に2001年９月の米国における同時多発テロを契機として、貿易の分野でもセキュリティ対策の必要性が強く認識され、国連機関等で活発な意見交換が行なわれております。その中で米国税関は2003年１月、対米向け貨物取扱いの多い港に対しCSI（コンテナセキュリティイニシアチブ）を打出し、コンテナの船積み24時間前に船社やNVOCCがマニフェストデータを米国税関へ電子的に送ることを義務付ける24時間ルールを実施しております。このように、貿易手続の簡易化とセキュリティ対策のバランスを確保していくことの重要性も再認識されております。

当協会としては、引続き国連の貿易手続簡易化と標準化活動に対して専門家を派遣するなど、貿易立国としての責務を果たすために国連に協力・貢献して参りたいと考えております。また、我が国における貿易手続の簡易化・標準化に努めるとともに、アジア地域における貿易手続簡易化を促進するため、「貿易手続簡易化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会」や「国連アジア太平洋経済社会委員会（UN/ESCAP）」等の場を通して、その普及に貢献して参りたいと考えております。

２００４年3月３１日
(財)日本貿易関係手続簡易化協会

UN/CEFACT 動向調査特別委員会名簿

委員長	瀬戸武虎	(有)ＥＤＩコンサルティング代表取締役
委　員	秋山健児	(株)SRA、マーケティングカンパニー営業部 プロダクトグループ
	石川裕道	(株)エス・エフ・アイ、代表取締役社長
	伊勢広敏	(株)日立製作所 情報システム事業部・e-プラットフォーム本部 ソリューション技術部主任技師
	遠城秀和	㈱ＮＴＴデータ 技術開発本部・ビジネスコラボレーショングループ プロジェクトマネージャ
	鬼頭吉雄	(財)港湾空間高度化環境研究センター 港湾 EDI 推進調査室専門部長
	中垣俊平	日本電気株式会社 システムサービス事業推進本部エキスパート
	溝口邦雄	企業間電子商取引推進機構 電子商取引推進協議会主席研究員
	緑川正雄	(財)流通システム開発センター 流通コードセンターOBN 情報センター主任研究員
	伊東健治	ＪＡＳＴＰＲＯ理事、UN/CEFACT 副議長
オブザーバ	遠山亨司	財務省・関税局業務課税関相談官
	牛山君夫	経済産業省・貿易経済協力局
	八郷潤一郎	国土交通省・総合政策局情報管理部 情報企画課セキュリティ対策企画官

事務局　（財）日本貿易関係手統簡易化協会

常務理事	若松　浩
業務部（研究員）	庄司　滋
業務係長	坂本理枝
業務部員	谷口成治

UN/CEFACT 動向調査特別委員会報告書
目　　次

はじめに i
UN/CEFACT 動向調査特別委員会名簿 iii
目　　次 iv
１．貿易手続簡易化の歴史 10
1.1　貿易手続簡易化の目的 10
1.2　海外における動き 10
1.3　アジアにおける動き 11
1.4　ebXML の動き 12
1.5　国内における動き 13
1.6　ラポータの派遣とわが国における UN/EDIFACT の啓蒙普及 14
1.7　JASTPRO の貿易手続簡易化と EDI 化に向けた取組み 15
1.8　貿易手続簡易化と EDI の標準化についてのわが国政府の取組み 15
２．貿易手続簡易化活動について 17
2.1　はじめに 17
2.2　ECE/WP.4 の位置付け 17
2.3 貿易手続の簡易化作業から UN/EDIFACT の誕生まで 19
2.3.1　WP.4 における貿易手続簡易化作業 19
2.3.2　TDI（貿易データ交換）ルールの誕生 19
2.3.3　TDI ルールの強化から世界統一標準へ 21
2.3.3　TDI ルールの強化から世界統一標準へ 22
2.3.4　UN-JEDI グループの結成と UN/EDIFACT の誕生 22
2.3.5　UN/EDIFACT (ISO 9735) の概要 22
2.3.6　貿易データエレメント集（TDED）開発の経緯 24
2.4　貿易手続の簡易化に伴う法的側面の議論 24
2.5　ECE/WP.4 から CEFACT へ – 組織のリエンジニアリング 26
2.5.1 各作業グループの使命と期待される成果物 27
2.5.1.1 業務プロセス分析作業グループ（BPAWG） 27
2.5.1.2 **コード関係作業グループ**（CDWG） 28
2.5.1.3 **国際貿易手続作業グループ**（ITPWG） 30
2.5.1.4 **法律関係作業グループ**（LWG） 31
2.5.1.5 **技術・方法論作業グループ**（TMWG） 33
2.5.1.6 UN/EDIFACT **作業グループ**（EWG） 34
2.5.1.7 電子商取引アドホック作業グループ（ECAWG） 35

2.5.1.8 簡易-EDI アドホック作業グループ（SIMAC） 36
2.6 常設グループの再編成－UN/CEFACT フォーラムを設立 37
2.6.1 エグゼクティブ・サマリー 37
2.6.1.1 はじめに 37
2.6.1.2 **貿易簡易化と電子ビジネス** 37
2.6.1.3 **全体構造** 37
2.6.1.4 UN/CEFACT **フォーラム（**Forum**）** 37
2.6.2 はじめに 38
2.6.3 背　　景 39
2.6.4 **検討事項** 40
2.6.5 **組織構造** 42
2.6.6 UN/CEFACT フォーラム（Forum） 43
2.6.6.1 **調整チーム（**Coordination Team**）** 44
2.6.6.2 **国際貿易・ビジネスプロセスグループ（**TBG) 44
2.6.6.3 **情報コンテンツ管理グループ（**ICG) 45
2.6.6.4 **応用技術グループ（**ATG) 46
2.6.6.5 技術・方法論グループ（TMG) 46
2.6.6.6 **法律関係グループ（**LG) 46
2.6.7 ワークフローアプローチ 47
2.6.8 移行計画 49
2.6.9 次のステップ（The Next Steps） 50
2.6.10 付属書 A：参照モデル枠組み 51
2.6.11 付属書 B：現行プロジェクトチームの移行 52
3．貿易簡易化勧告の概要（全体） 53
3.1 序　文 53
3.2 セクション I ― 序　　論 54
3.3 セクション II ― 貿易簡易化勧告のリスト 64
3.4 セクション III ―勧　告 73
A. 貿易簡易化のための一般規定 73
B. 政府の手続きやコントロール関係の規定 81
C. 輸送や輸送機器に関する規定 102
D. 人間の移動に関する規定 113
E. 危険物や有害物の管理に関する規定 114
F. 支払い手続きに関する規定 115
G. 情報通信技術に関する規定（ICT） 116
H. 商慣行と国際標準の使用に関する規定 120

I. 貿易簡易化のための法的側面 127
3.5　セクション IV ― 貿易簡易化に関与している国際組織 128
4.　UN/CEFACT (UN/ECE/FAL) 勧告の概要 134
4.1 勧告第１号・第２号　「貿易書類のための国連レイアウトキー」 134
4.2 勧告第３号　「ISO 国名コード」 135
4.3 勧告第４号　各国貿易簡易化機関 135
4.4 勧告第５号 「インコタームズの略号」 136
4.5 勧告第６号 「貿易のための統一インボイスレイアウトキー」 137
4.6 勧告第７号　「日付・時間・期間の数字表記法」 137
4.7 勧告第８号　「単一識別コード方法論」 138
4.8 勧告第９号　「通貨表示のための英字コード」 139
4.9 勧告第１０号　「船名コード」 139
4.10 勧告第１１号　「危険物の国際輸送における書類の問題」 140
4.11 勧告第１２号　「海上運送証券の手続簡易化のための方策」 140
4.12 勧告第１３号　「輸入通関手続きにおける関連法律問題の簡易化」 140
4.13 勧告第１４号　「署名以外の方法による貿易書類の認証」 141
4.14 勧告第１５号　「簡易化荷印」 142
4.15 勧告第１６号　「港/地名コード」 142
4.16 勧告第１７号　「支払条件コード」 143
4.17 勧告第１８号　「貿易手続に関する簡易化方策」 143
4.18 勧告第１９号　「輸送形態コード」 144
4.19 勧告第２０号　「数量単位コード」 144
4.20 勧告第２１号　「貨物形態/荷姿/包装材料コード（及び荷姿名称補助コード）」. 145
4.21 勧告第２２号　「標準貨物運送指図書のためのレイアウトキー」 146
4.22 勧告第２３号　「運賃諸掛かりコード」 146
4.23 勧告第２４号　「輸送ステータスコードの統一」 147
4.24 勧告第２５号　「行政、商業、運輸のための電子データ交換国連規則の使用」. 147
4.25 勧告第２６号　「電子データ交換のための交換協定書の商的利用」 148
4.26 勧告第２７号「船積前検査の廃止」 149
4.27 勧告第２８号「輸送手段のタイプコード」 150
4.28 勧告第２９号 151
4.29 勧告第３０号「物品と商品のコーディングに関する商品の説明及びコード化統一規則」 151
4.30 勧告第３１号「電子商取引協定書」 151
4.31 勧告第３２号「電子商取引のための行動規範」 154
5. IMO/FAL 条約へのわが国の取組み 157

5.1 はじめに 157
5.2 IMO について 157
5.3 IMO/FAL コンベンションとは？ 157
5.4 IMO/FAL コンベンションが勧告する標準書式とは？ 158
5.5 IMO/FAL 条約へのわが国の対応 158
5.6 IMO/FAL 条約への EU の動き 159
5.6 IMO/FAL フォームの電子化について 160
6．EDI と標準化 161
6.1 EDI 発展の背景 161
6.2 EDI の定義 162
6.3 EDI の目指すもの 163
6.4 EDI の効果 163
6.4.1 EDI の効果 – 直接効果と間接効果 163
6.4.2 貿易関係手続の EDI 化による期待効果 164
6.4.3 インボイス提出の EDI 化による期待効果 165
6.5 EDI のグローバル化 165
6.6 UN/EDIFACT について 167
6.6.1 標準化の必要性 167
6.6.2 UN/EDIFACT の定義 168
6.6.3 UN/EDIFACT シンタックス規則の構成・要点 168
6.6.3.1 **新しいシンタックス規則とは - その構成と要点** 168
6.6.3.2 UN/EDIFACT **における漢字の使用について** 169
6.6.3.3 **ディレクトリの内容（**2004 **年** 1 **月発行の最新ディレクトリ** D.03B**）** 170
7．インターネットと XML/EDI 173
7.1 検討課題 173
7.2 XML とは？ 173
7.2.1 はじめに 173
7.2.2 XML の歴史的な位置付け 174
7.2.3 UN/CEFACT に対する XML の影響 175
7.3 拡張可能なマークアップ言語（XML）に対する TMWG の見解 176
7.3.1 UN レイアウトキー実施のための標準化されたウエッブページ 177
7.3.2 ソフトウエアプロバイダによる XML 対応アプリケーションの公表 178
7.3.3 標準タグ名と DTD が互換性を保証する 179
7.3.4 既存の EDI ディレクトリの XML への改変 179
7.3.5 レポジトリ：EDI の未来に向けた技術を可能にする 180
7.3.6 将来像 - XML 書式化されたオブジェクトメッセージ 181

7.4 UN/CEFACT のリソース配分に関する勧告の要約 182
7.5 ebXML イニシアチブの設立 182
7.5.1 電子ビジネス標準と XML 182
7.5.2 ebXML イニシアチブの委任事項 183
7.5.3 ebXML イニシアチブの組織 185
7.5.4 ebXML の利点 185
7.5.5 ebXML を普及させる手段 186
7.5.6 OASIS と UN/CEFACT の概要： 186
7.5.7 ebXML イニシアチブ会議の経緯 187
7.5.8 閉会総会で承認された仕様、報告など 189
7.5.9 UN/CEFACT & OASIS 間の合意 191
(a) **背景**（Background） 191
(b) **合意事項**（Agreement） 191
(c) **役割分担**（Division of Responsibilities） 192
(d) **管理委員会の責務** 192
(e) **管理委員会の構造** 193
7.6 ebXML イニシアチブ後の動向 193
7.7 UN/CEFACT における活動 194
7.8 OASIS における活動 195
7.8.1 OASIS ebXML メッセージングサービス技術委員会 195
7.8.2 OASIS 拡張可能アクセス管理記号付言語技術委員会 195
7.8.3 OASIS ebXML レジストリ技術委員会 195
7.8.4 OASIS ebXML CPP&A 技術委員会 196
7.8.5 OASIS ebXML 実装、相互運用性及び適合性技術委員会 196
7.8.6 OASIS 汎用ビジネス言語（UBL TC） 196
7.8.7 OASIS ebXML ビジネスプロセス技術委員会 196
８．ebXML の概要 197
8.1 対象および目的 197
8.2 関連文書 197
8.3 設計目標 197
8.3.1 問題の説明と ebXML の目標 197
8.3.2 注意と前提 198
8.4 ebXML システムの概要 198
8.5 ebXML アーキテクチャー参照モデル 200
8.5.1 概要 200
8.5.2 ebXML ビジネス運用ビュー 202

8.5.3　ebXML 機能サービスビュー 204
8.6　ebXML の機能の段階 205
8.6.1 概要 205
8.6.2 実装段階 206
8.6.3 発見および検索段階 206
8.6.4 実行段階 207
8.7　ebXML インフラストラクチャー 208
8.7.1 取引パートナ情報 （CPP および CPA） 208
8.7.2 取引プロセスおよび情報モデル化 210
8.7.3 コアコンポーネントおよびコアライブラリーの機能 215
8.7.4 レジストリの機能 217
8.7.5 メッセージサービスの機能 219
8.8　準拠 223
8.8.1　はじめに 223
8.8.2　ebXML への準拠 224
8.8.3　技術アーキテクチャー仕様への準拠 224
8.8.4　準拠テストの一般的枠組み 225
8.9　セキュリティ上の検討事項 225
8.9.1　はじめに 225
９．アジアにおける EDI の動向（AFACT について） 232
9.1　日本/シンガポール EDIFACT ボードからアジア EDIFACT ボードへ 233
9.2　AS/EB から AFACT へ 234
9.3　常設事務局の設置 235
9.4　AFACT 活性化のための組織の見直し 236
9.5　eAsia Award 行事について 237
9.6　AFACT メンバー国リスト（加盟年月） 238
１０．今後の貿易手続簡易化の標準化に向けた展望 239
資料編 243
（資料-１）UN/CEFACT 勧告一覧表 1
（資料 2）UN/ECE/WP.4 及び UN/CEFACT 総会会議への歴代代表団リスト 1
（資料 3）ICC の貿易データ交換取り扱い統一規則（UNCID）について 1
（貿易データ交換手続に関する統一規則） 1
（資料４）国連標準メッセージ開発状況一覧表
（資料５）国連標準メッセージ機能定義一覧
（資料６）各国の簡易化関係機関
（資料７）用語解説・略号一覧

１．貿易手続簡易化の歴史

1.1　　貿易手続簡易化の目的

「貿易手続簡易化」について、国連においては次のように定義している。すなわち

貿易手続簡易化とは、貿易のための手続と書類作成処理の組織的合理化をいう。ここに、貿易手続とは、貿易における貨物の移動のために必要とされる、データの収集・提示・通信および処理にかかわる諸活動・慣習ならびに公的手続をいう。

JASTPROは、これを更に具体的に、「手続そのものの簡易化」および「手続遂行事務の合理化・簡素化、すなわち、書類の合理化（統一・標準化または廃止）、ペーパーレス化を目指した電子データ交換（EDI）の標準化と事務の機械化（ADP）」と考え、簡易化作業を進めて来た。

1.2　　海外における動き

第二次大戦後間もなく、北欧諸国で貿易手続の簡易化、貿易書式の標準化の運動が起り、1956年（昭31年）には先ず、スウェーデンにおいて、税関が中心となり、簡素化した標準フォームを完成し、次いでデンマーク、フィンランドおよびノルウェーもこれにならって同一フォームを採用した。これは激増する貿易貨物と物流の迅速化に対処するために、税関としては民間輸出入業者から持ち込まれる各種書類を統一・標準化して、税関事務の簡素化を図ることが動機であった。しかしながら、この標準化は税関のみならず、他の官庁や民間各種業者にも有益なものとして、国連の欧州経済委員会（以下「UNECE」という。）が採り上げるところとなり、1960年（昭35年）には貿易手続簡易化作業部会（以下「WP.4」という。）を設置して、その作業を開始した。

その結果、1963年（昭38年）に至り、すべての貿易関係各種書式は原則としてISOのA4サイズを縦型に使用すべきであるとし、各種貿易書式の設計基準としてのUNECEレイアウトキー（これが世界的に普及したため、1978年（昭53年）UNレイアウトキーと改称）を作成して、関係各方面に勧告を出すに至った。欧州各国ならびに、この作業にも参画した米国はそれぞれに国内の対応機関を設立し、UNレイアウトキーに基づく、各種書類の標準化作業を開始して貿易書類の作成・処理の簡素化を図るようになった。

UNECE/WP.4は、第１専門家会議（データエレメントと自動データ交換に関する専門家会議）において、1987年（昭62年）３月貿易データ交換ルールとしてEDIFACT（行政、商業および運輸のための電子データ交換規則）の採用を決め、EDIFACTは、1987年（昭62年）９月のISO/TC154会議において国際規格として採択され、ISO9735が誕生

した。

また、1987年（昭62年）３月にはEDIFACTの標準メッセージの開発等のため、北米、西欧、東欧の三地域よりのラポーターが任命された。更に、1990年（平2年）３月にはオーストラリア・ニュージーランドから、同年９月には日本・シンガポール地域（1991年（平3年）９月からアジア地域に拡大）から、そして1993年（平5年）３月にはアフリカからそれぞれラポーターが派遣され、EDIFACT開発のための合同ラポーター会議を年２回開催する等活発な活動が行われた。

UNECEでは、UN/EDIFACTの貿易手続簡易化以外の分野における幅広い活用とグローバルレベルでの更なる発展に向け1997年（平9年）３月、WP.4を改組してUN/CEFACT（行政・商業・運輸のための手続と実務簡易化センター）を設立し、第１回会議を開催した。その後1998年（平10年）９月のUN/CEFACT会議までを移行期間として、各専門家グループ会議から新作業グループへの移行作業が進められた。1999年（平11年）３月にはWP.4からUN/CEFACTへの移行期間（18ヶ月）経過後の最初の会議が開催された。移行作業完了後のUN/CEFACT総会は年１回の開催となった。（尚、1998年３月会期において、UN/CEFACTの略称はそのままとして、名称を「貿易簡素化と電子ビジネスのための国連センター」に改称した。）

1.3　アジアにおける動き

また、ラポーターの支援組織として、1990年８月に日本、シンガポールの２カ国により「日本・シンガポールEDIFACTボード（JS/EB）」が組織された。1991年４月には、韓国が参加し、「日本・韓国・シンガポールEDIFACTボード（JKS/EB）」となり、1991年９月に中国と台湾が同時に参加するに至り、正式に「アジアEDIFACTボード（AS/EB）」と、アジアの冠を使用することが許された。この地域EDIFACTボードには、当初の日本、シンガポールに加え、韓国、中国、台湾、マレーシア、インド、タイ、フィリピン、スリランカ、イランおよびインドネシアが加盟し、ラポーター活動およびEDI導入のための啓蒙普及活動が活発に行われてきた。さらに、WP.4からUN/CEFACTへの改組に伴いアジアEDIFACTボードでも、1998年（平10年）7月の第16回会議（於テヘラン）の議論点をふまえ、今迄の活動の焦点を①域内共通課題についての意見交換と②域内におけるEDI/ECの啓蒙普及に当てることとし、発展的にAFACT（行政・商業・運輸のための手続と実務簡易化アジア協議会）に改組することとなった。また新組織には常設議長、事務局を置かず、会議開催国が提供することとなった。

この決議に従い、AFACTマネージメントチームが結成され、一年間に亘る準備の結果、1999年（平11年）９月の韓国ソウルにおける第17回会議で正式名称をAFACT（行政・商業・運輸のための手続と実務簡易化アジア太平洋協議会）とし、また、守備範囲を太平洋諸国にまで拡大し、アジア太平洋地域とすること、およびその規約が採択された。また、同時にオブザーバ参加としていたオーストラリアが正式メンバーとして承認された。2000年（平12年）９月にはパキスタン、そして2001年（平13年）１０月にはベトナム、そして2002年（平14年）１０月にはモンゴルの加盟が承認されたため、現在のメンバー数は１５ヶ国、１経済地域となっている。AFACTの名称もUN/CEFACTの名称変更（1999年３月）に伴い「貿易簡素化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会」と変更された。

さらに1999年（平11年）９月の台北における第18回会議において２年間に亘る経過を踏まえて常設事務局の必要性が提案された。検討の結果、2001年（平13年）１０月のジャカルタ会議でAFACT運営委員会による提案が承認され、「台北EDIFACT委員会（TEC）」が任期を４年間と定め、その役割を引受けることとなった。

1.4　ebXML の動き

UN/EDIFACTは、貿易手続きのみならず、ビジネス全般に亘って現在幅広く使用されている電子データ交換（EDI）のための汎用的国際標準であるが、ITの専門家等リソースの乏しいSMEs（中小企業）にとっては、導入が難しいとの声があった。これに応えるためUN/CEFACTではSimpl－edi（シンプルedi）というグループを結成して、この実現に向けて検討を開始した（1997年頃）。

このUN/CEFACTの動きと軌を一にして、世の中では「インターネット」が急激な勢いで普及し始めつつあった。接続の容易性、通信料金の安さ、そしてブラウザー（ネットスケープやマイクロソフトのインターネット・エクスプローラのようなもの）を使用して、いとも簡単に不特定多数間でメッセージのやりとりができるという簡易性が受けて、その利用者数はうなぎ昇りに伸びていった。

UN/CEFACTでは、インターネットがEDIに利用できることに着目して1999年（平11年）９月キャンベラEWG会議において、OASISと共同して、「ebXMLイニシアチブ」という短期のプロジェクトを立ち上げる旨声明を発表した。18ヶ月間に亘るebXMLイニシアチブによる作業の結果、インターネットによるEDI（XML/EDI）のための基本的枠組みのための仕様が承認されて、2001年（平13年）５月にebXMLイニシアチブは解散した。

ポストebXMLイニシアチブについては、UN/CEFACTがビジネスプロセスやコアコンポーネントのXML/EDIのコンテンツ部分を担当し、OASISはメッセージング、レジストリ・レポジトリ、コラボレーションプロトコルプロファイルと協定書、安全性及びコンフォーマンス等のインフラ部分を担当することとなり、役割りを分担して限られたリソースを有効に使って開発を継続していくこととなり、現在に至っている。

インフラ部分の開発はほぼ完了し、すでに技術的仕様が公開されている。UN/CEFACTが担当するコンテンツ部分の開発は、従来型EDI標準のUN/CEFACTとの相互運用性（interoperability）並びに今まで開発してきた各種資産の再利用性（reusability）を確保する必要があるためOASIS側に比べると遅れ気味であるが2004年（平16年）中頃には開発を完了する予定である。

1.5　国内における動き

1960年代に入り、戦後の復興が一段落すると共に、いよいよ我が国経済が飛躍する時期に至り、貿易量の増大も著しいものがあった。そのような現実の動きに係らず、貿易関係諸手続は依然として旧来のまま踏襲されている一方、関係官庁・業界とも事務の増大に対処するため、それぞれ、様々な工夫を行った。人員を増やすことがまず第一ではあったが、これは自ずから限度があることであり、やはり事務の合理化・簡素化が考えられなければならないことであった。しかしながら、この時期における合理化・簡素化の努力は、まだ散発的・個別的なものであった。これが組織的に行われるきっかけになったのは、1967年（昭42年）のコンテナ船によるユニット輸送の開始である。高速コンテナ船の投入、荷役の自動化に伴う通関、荷役用書類の早期入手のため、又、ターミナルに集中する書類の錯綜を打開するために、書類の統一・標準化、更には自動化が現実のニーズとして浮かびあがって来たのである。

このような内外の情勢に対応し、貿易書類の標準化作業が我が国においても必要なことを認識した貿易関係業界は、大蔵・通産・運輸三省の支援の下に、1971年（昭46年）２月、「貿易関係書式標準化委員会」を設置して作業を開始した。

その後、1974年（昭49年）に至り、国際的簡易化運動の急速な発展と、国内における貿易業務の合理化への強い要請に鑑み、この委員会を発展的に解散して、同年１２月、財団法人「日本貿易関係手続簡易化協会」（JASTPRO）を設立した。

当初は、貿易書類の様式の統一・標準化や手続の簡素化を中心に調査研究および普及活動を進めてきたが近年は、書式の標準化関連が一段落したため、主として貿易制度・手続そのものの簡易化や貿易手続のADP（Automatic Data Processing：自動データ

処理）化について検討が進められている。

1.6　ラポータの派遣とわが国における UN/EDIFACT の啓蒙普及

貿易手続のADP化に関連して、UN/EDIFACTの開発・普及のため、1988年（昭63年）５月には、この作業に従事するラポーターの一行が来日したが、その際国際フォーラム等を通じ、官民の各分野の方々と交流し、情報、意見の交換を行った。1990年（平2年）９月には、JASTPROの伊東理事がUNECE/WP.4において正式にラポーターに任命されたが、それに先立ち７月にはその日本側支援組織EDIFACT日本委員会（JEC）が、８月には地域の支援組織日本・シンガポールEDIFACTボード（JS/EB）が設立され、EDIFACTの域内普及活動が開始された。（1991年（平3年）４月には韓国が参加、９月には中国と台湾が同時参加し、アジアEDIFACTボードとすることが承認された。）

1991年（平3年）２月には、アジア地域の関係各国等（韓国、シンガポール、タイ、台湾、香港）の要人とUNECE事務局のEDI専門家に各地域ラポーター（北米、西欧、オーストラリア/ニュージーランド）を招へいしてEDIFACT普及推進会議を開催し、更には１２月に国連のEDIFACT開発・推進の専門家４人を招へいしてEDIFACT普及・推進フォーラムを開催して我が国におけるEDIFACTの開発・啓蒙・普及に努めた。

EDIFACT日本委員会においても、WG（作業グループ）を組織してボード加盟各国のWGと連携をとりながら活発な活動を続けている。

ちなみに、1994年（平6年）においては、９月５－６日の両日にアジア各国のTAG（技術評価作業グループ）委員を招請して共同のTAG会議を開催するとともにUN/EDIFACTセミナーを開催してUN/EDIFACTの啓蒙と普及に努めた。1995年（平7年）には、１１月にEDIセミナーを、1996年（平8年）には、１月にアジア各国TAGグループとの合同TAG会議を開催し、８月には神戸で夏期経済セミナーを開催し、パネラーとしてパネルディスカッションにラポーターが参加した。1997年（平9年）には、２月に貿易手続簡素化セミナーを開催し、１０月にEDIセミナーを開催した。1998年（平10年）には、３月に貿易手続簡易化セミナーを開催し、また、１０月にEDIセミナーを開催する外、EDIFACTガイドブックや関連規則の日本語版（改訂版）を出版した。1999年（平11年）以降は、以前からのEDIセミナーを毎年１０月に開催する等してUN/EDIFACTの啓蒙普及に努めると共に、１１月よりUN/CEFACTとOASISが共同で開始したXML/EDIのための標準化活動のebXMLイニシアチブ及びその後の関連活動にも積極的に取組んでいる。

インターネットの急速な普及に伴い貿易手続きを始めとする各種ビジネス行為の局

面においてもインターネットを経由したXML/EDIの動きが急であるが、JASTPROにおいても、この動きに対応すべく取り組んでいる。

1.7　JASTPROの貿易手続簡易化とEDI化に向けた取組み

JASTPROの国際貿易におけるEDI化調査特別委員会においては、ebXMLイニシアチブ後の継続した動きとしてUN/CEFACTの法律問題作業グループの動きと同期をとりRosettaNetのTPA（Trading Partner Agreement）、ODR（オンライン裁判外紛争処理）、電子署名のクロスボーダ認証の問題、並びにコラボレーションプロトコル・プロファイルと協定書（CPP－A）の調査研究に取り組んでいる。また、この委員会の成果を各関係先に広く啓発するため毎年10月にEDIセミナーを開催している。

他方、2002年（平14年）に、貿易手続き面へのXML/EDIの導入検討のためJASTPROに「貿易手続へのXML/EDI導入調査研究特別委員会」を設け、現在すでにEDI化が行われている通関情報処理システム（NACCS）を初めとした全てのB2G（企業・政府間）手続きシステムの調査研究を行い、そこで使用されているデータ項目の調和化、標準化作業を机上で行った。この作業は現在政府主導で進められている各種B2Gシステムの「シングルウィンドウシステム」化への足掛りともなると期待される。

1.8　貿易手続簡易化と EDI の標準化についてのわが国政府の取組み

国連欧州経済委員会の貿易手続簡易化作業部会（通称 UNECE/WP.4）においては、国際商取引のペーパーレス化を目指し、EDI のための国際標準としての UN/EDIFACT（行政、商業、運輸のための電子データ交換国連規則集）の研究、開発および普及啓蒙活動を行っており、わが国は、アジア地域のリーダとしてこれに参加してきている。

EDI 化の進展は、輸送の効率化やコストの削減等を通じ、我が国産業の国際競争力の向上をもたらすものであることから、政府としても、その推進に向けて積極的に取り組むべき課題である。

EDI は、その性格上、国内外の当事者間で直接データ交換を行えるようなソフト面、ハード面の環境を整備することが不可欠であり、そのためには、官民を問わず、システム環境を国際標準に準拠させることにより、利便性を高めることが必要である。そのため、国土交通省としては、国土交通の分野における EDI 化の推進にあたり、国際標準化を一層普及・促進するための施策を講じていかなければならない。

EDI に係わる国際標準化については、UN/CEFACT において、国際標準としての UN/EDIFACT や ebXML の開発に向けた研究及び普及のための諸活動を行っており、各国において、当該成果に準拠した EDI 化を進めているところ、我が国においても、各分野における EDI 化推進は、UN/CEFACT での研究成果を取り込む形で行うことが

不可避である。

そのため、国土交通省においては、本事業の成果を基に、国土交通の分野における EDI 化にかかわる標準化の促進方策を策定することを目標として、本事業において、UN/CEFACT の具体的活動、とりわけ、UN/EDIFACT や ebXML の研究動向に焦点を当て、UN/CEFACT 内分野別研究グループによる活動状況や研究成果の総括、ケーススタディとして、アジア地域主要国政府の EDI 化にかかわる標準化活動に向けた取り組みについての調査を実施し、その結果を基にした EDI の国際標準化に向けた今後の展望などを体系的かつ具体的に明らかにする。

＊ＥＤＩとは？

Electronic Data Interchange（電子データ交換）の略で、従来の紙をベースとした取引き・手続きなどをコンピュータと通信回線を利用して行おうとするもの。ビジネスサイクルの迅速化に伴う在庫量の減少、資金の効率的な運用やデータ処理により受信者側での手間や入力ミスを大幅に削減できると共にデータの即時、多目的利用が可能となる。しかし、このＥＤＩを実施・実現するためには、データ項目、コード、伝送フォーマットといった、いわゆるビジネスプロトコルといわれる部分の標準化が重要な課題となる。

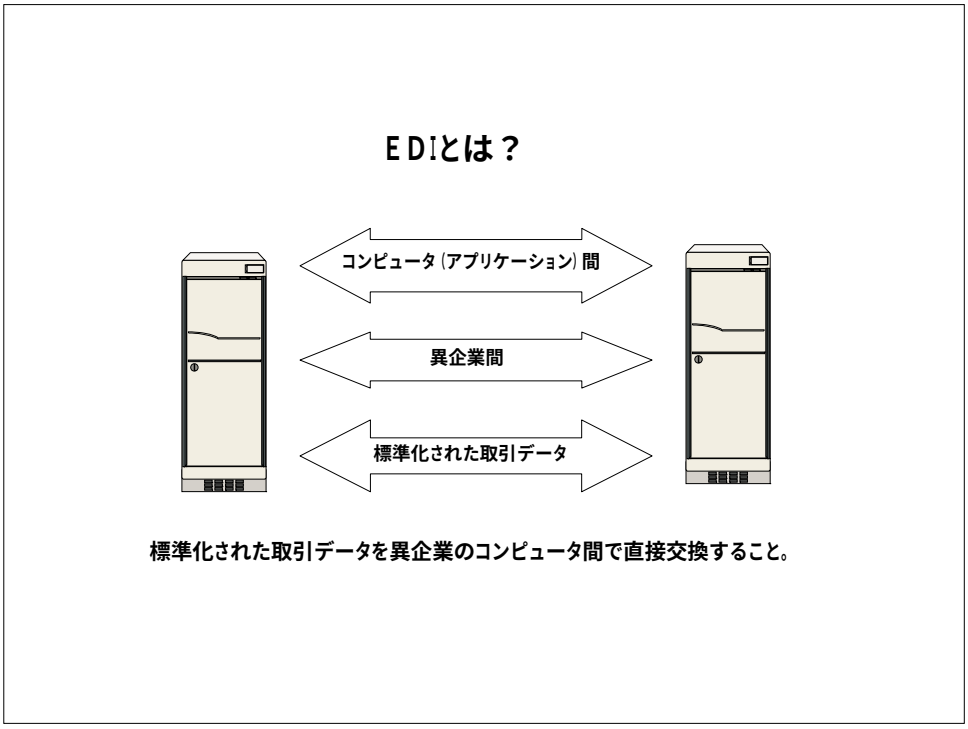

図１ - ＥＤＩの概念図

２．貿易手続簡易化活動について

2.1　　はじめに

ネットワーク化の進展に伴って、ビジネスプロトコルの重要性が高まっている。「ビジネスプロトコル」とは、異業種、異企業間において、オンラインによりデータ交換を行うとき必要な約束ごとであり、一般的に使用されるプロトコル（＝通信プロトコル）に対してつけられたものである。しかし、最近では通信上の手順を通信プロトコルと呼び、これに対して業務上の取り決め、例えば、データ項目、コード、伝送フォーマット、帳票のレイアウトなどに関する約束ごとを「ビジネスプロトコル」と呼んでいる。ここでも、「電子データ交換を行う場合の、情報の表現方法に関するもろもろの約束ごと」をビジネスプロトコルと定義する。EDI（電子データ交換）を広く、公平に、そしてできるだけ効率的に推進するには、このビジネスプロトコルの標準化こそが重要な課題である。

国連欧州経済委員会（UN/ECE）の貿易手続簡易化作業部会（WP.4）では、１９６０年代より貿易手続の簡素化という観点より、書類の標準化、統一化、書類上のデータ項目の標準化といった作業を行い、それが現在の UN/EDIFACT の作業に繋がってきているのである。今までの紙をベースとした貿易関連の手続をコンピュータとデータ通信の技術を利用してレスペーパ化し、国際物流の円滑化を目指そうというのが UN/ECE/WP.4 の大きな目標であった。

2.2　ECE/WP.4 の位置付け

国連の組織は、図２に示すように総会を中心に大きく５つの組織で構成されている。すなわち、事務局、安全保障理事会、国際司法裁判所、信託統治理事会、そして経済社会理事会である。

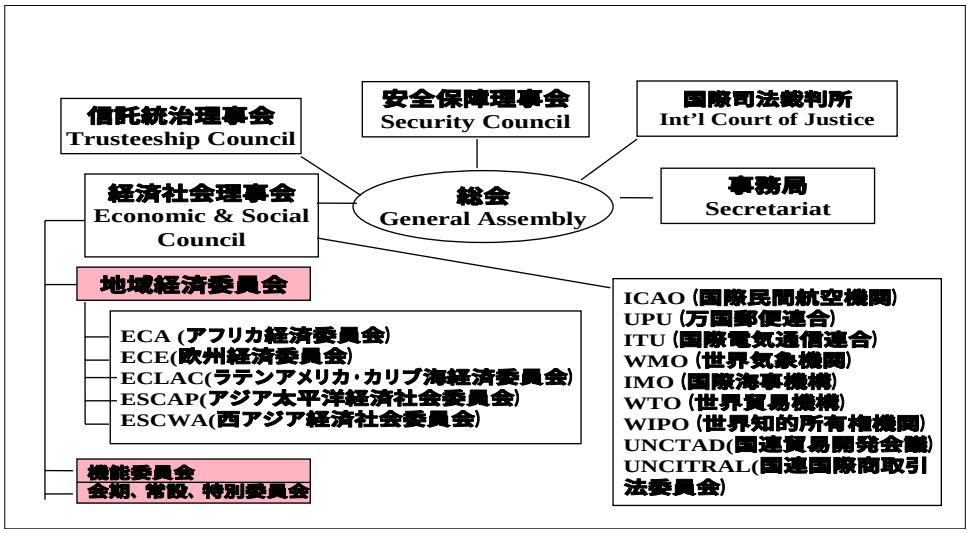

図２- 国連の組織

UN/ECE/WP.4 は、国連/経済社会理事会（UN/ECOSOC）の下に設けられている５つの地域経済委員会の１つである欧州経済委員会（ECE）の下の貿易拡大委員会（CDT）の中の１作業部会である。正式には、貿易手続簡易化作業部会（The Working Party on Facilitation of International Trade Procedures）と呼ばれる。

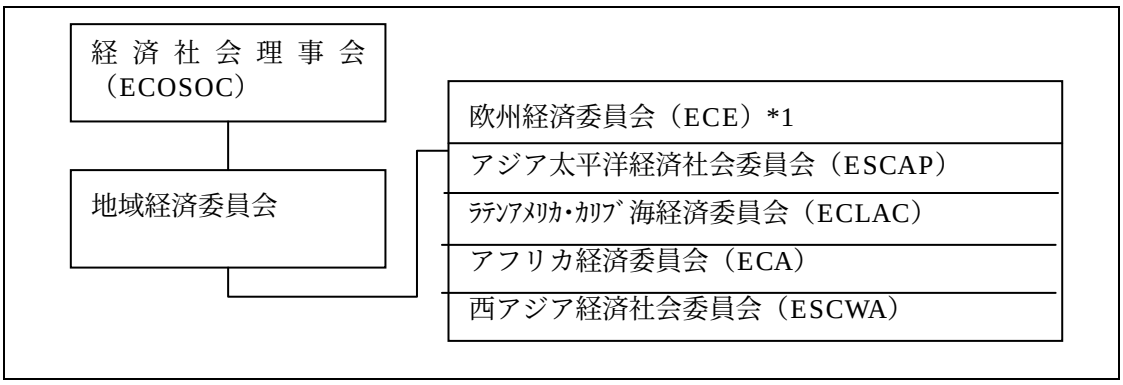

図３ – 地域経済委員会の構成

ECE/WP.4 は、データエレメントと自動データ交換に関する専門家会議（GE.1: Meeting of Experts on Data Elements and Automatic Data Interchange）と手続と書類に関する専門家会議（GE.2: Meeting of Experts on Procedures and Documentation）という２つの専門家会議で構成されており、１９６０年代より、貿易に係わるさまざまな局面の簡易化に関して、他の国際機関と協力して調査、研究、開発を行い、今までに２６の勧告を採択し、うち２つ（勧告１号と２５号）は、ECOSOC レベルの国連勧告となっている。（資料１、ECE/WP.4 による勧告一覧表参照。）

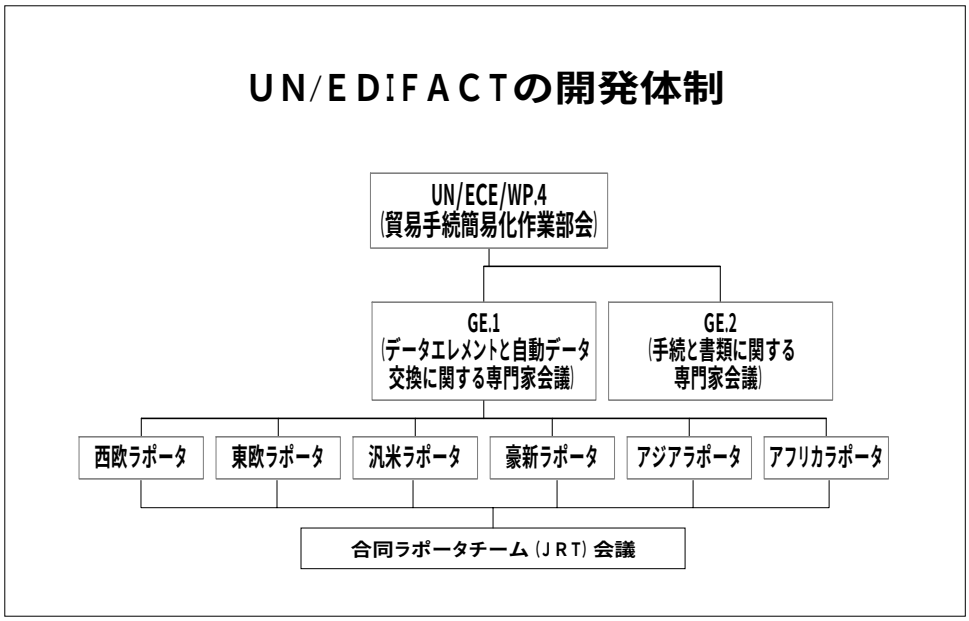

図４ – UN/ECE/WP.4 **の組織**

わが国は、勿論 UNESCAP（アジア太平洋経済社会委員会・本部バンコック）のメンバーであり、ECE の正式メンバーではないが、世界有数の貿易立国として、これら貿易手続の簡素化には多大の関心を持っており、ECE 設立規約第１１条によるオブザーバ国として、当初よりこの WP.4 に代表団を派遣してきている。

ECE の正式メンバー国は以下の通りである（1994-12-12 現在）：
アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルース、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリー、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウエイ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、サンマリノ、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、マケドニアの前ユーゴスラビア共和国、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、英国、米国、ウズベキスタン、ユーゴスラビア（以上５５カ国)。ここで分かるように“欧州”という冠がついているがために誤解を受けやすいが、カナダ、米国も ECE の正式メンバーであり、ここでの審議にはカナダ、米国といった北米も参加していることに留意して欲しい。

2.3 貿易手続の簡易化作業から UN/EDIFACT の誕生まで

2.3.1 WP.4 における貿易手続簡易化作業

「貿易手続簡易化」について、国連においては次のような定義をしている。すなわち、「貿易手続簡易化とは、貿易のための手続と書類作成処理の組織的合理化をいう、ここに、貿易手続とは、貿易における貨物の移動のために必要とされるデータの収集、提示、通信および処理に係わる諸活動、慣習並びに公的手続をいう」。

JASTPRO は、これをさらに具体化して、「手続そのものの簡易化」および「手続遂行事務の合理化、簡素化、すなわち、書類の合理化（廃止、統一、標準化)、ペーパーレス化を目指した電子データ交換（EDI）の標準化（UN/EDIFACT の導入による）と事務の機械化（ADP)」と考え、１９７４年１２月大蔵省、通商産業省および運輸省三省の支援により設立されて以来、UN/ECE/WP.4 の動きと歩調を合わせて簡易化作業を進めてきた。

2.3.2 TDI（貿易データ交換）ルールの誕生

貿易データ交換のためのデータ項目やコード、シンタックス規則の標準化を目指して、１９７６年より英国の SITPRO が中心となり、WP.4 の下部組織である GE.1 に

て作業が進められてきた。その結果が、１９７９年３月の WP.4 会議に報告された TDI（Trade Data Interchange）ルールである。一方、米国の NCITD からも米国が独自に開発した EDI（Electronic Data Interchange）ルールが発表され、両ルールの何れを国連標準とするか論議されたが、SITPRO を中心とする欧州連合の推す TDI を ECE の標準とすることが決まり、国連の貿易データ交換指針書（UNTDID: United Nations Trade Data Interchange Directory）として公表されることとなった。

その第１章「貿易データ交換のためのガイドライン（GTDI: Guideline for TDI）」は、１９８１年６月に出版され、その後第２章「貿易データ交換のためのアプリケーションレベルプロトコル登録規則」が採択され、第３章「解説書」と共に１９８４年９月に発表された。これまでを時系列的に記述すると次のようになる。（図５- ECE/WP.4 における貿易手続簡素化作業の経緯と現状参照。）

1960	貿易書類の簡易化と標準化のための作業部会設置
1972	貿易手続簡易化作業部会と改称
1974-4	英国の SITPRO[1]が貿易データ交換ルールを開発。”Preliminary Examination of Methods of Message Construction” として報告。
1975-4	ストックホルムに「特別会議」が召集され、テスト完了目標を１９７６年末と設定。
1976-5	タスクチームの役割が明確化され、TDI（Trade Data Interchange）の推進もタスクチームで行うこととなった。
1977-9	タスクチーム（GE.1）が “Trade Data Syntax Rule” を提出。
1979-5	タスクチームにおいて、TDI/P (TDI/Provisional)、Preliminary Version of Syntax Rule 他が整備され、GE.1 に提出。
1979-9	肥大化したタスクチーム方式の廃止方針が打ち出され、１９８０年３月には、技術的問題、特殊な課題の研究調査は、ラポーターグループ方式で行うと決定。
1981-1	TDED（貿易データエレメント集）第１版が、また、１９８１年５月には、TDID（貿易データ交換集）の第１章「序文」および第４章「貿易データ交換指針書（Guideline for Trade Data Interchange: GTDI）」が発表される。
1983-4	TDED の全面改定
1984-7	TDID の第２－３章がまとまり、TDID の第１版が完成。 第２章 - 貿易データ交換のためのアプリケーションレベルプロトコル登録規則、第３章 - 解説書
1986-2	SITPRO により TDID の改訂版提出。

[1] SITPRO – The Simpler Trade Procedures Board の略（英国の貿易手続簡易化機関）

図５ UNECE/WP.4-UN/CEFACT **での貿易手続簡易化作業の経緯**

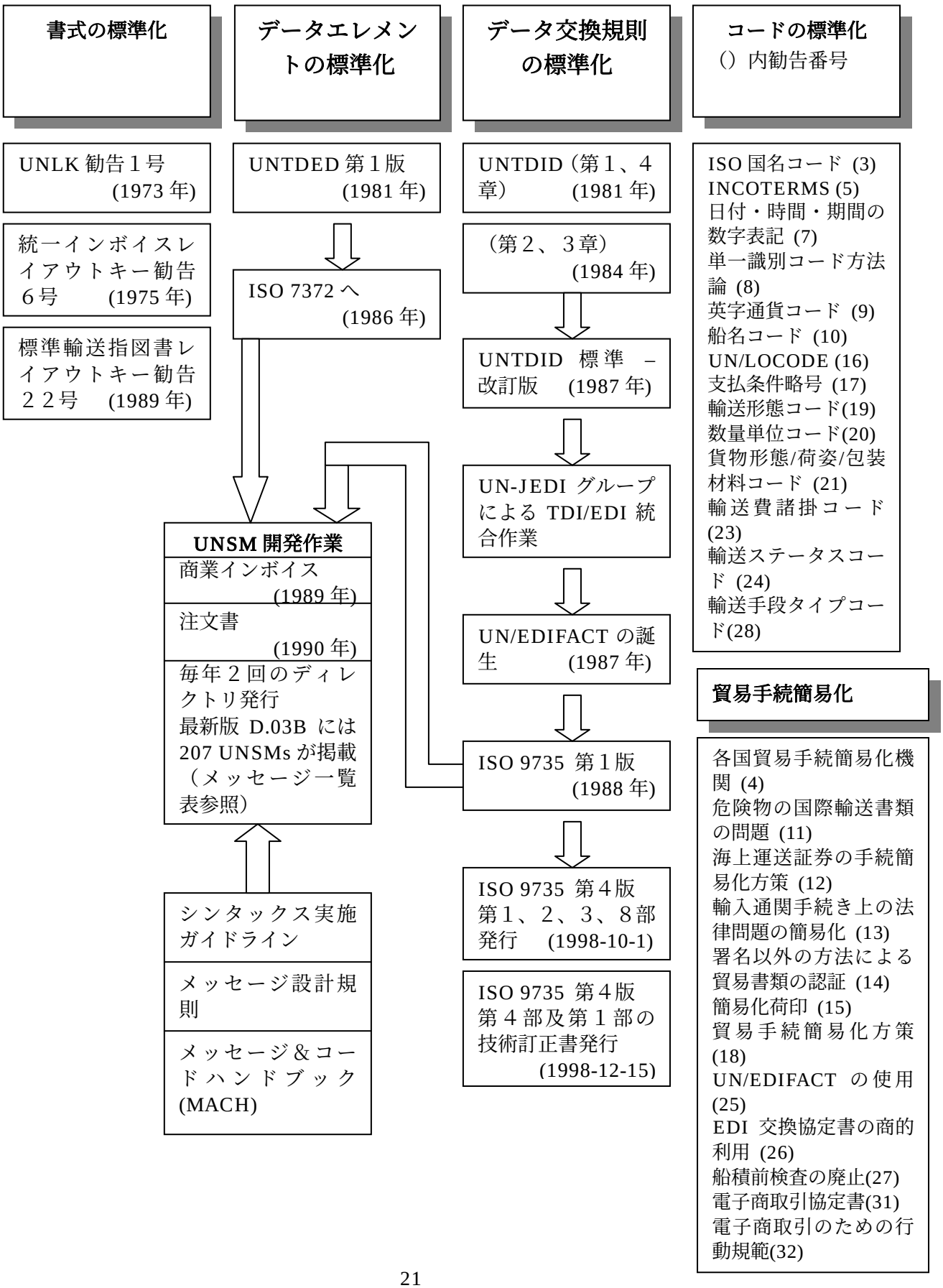

2.3.3　TDI ルールの強化から世界統一標準へ

１９８４年１２月 ECE 貿易拡大委員会の第３３回会期で、貿易データ交換のために種々のシステム間で国際的な互換性を確立すべく、努力すべきことが論議された。

１９８５年３月の ECE/WP.4 会議に於いて、ISO に調査を要請することとなったが、１９８５年９月の会議では、米国合同電子データ交換委員会（JEDI）から協議の呼び掛けがあり、WP.4 の事務局も含めラポーターグループおよび GE.1 の専門家は、１９８５年１１月ニューヨークで、JEDI 委員会と会合した。この会議には、米国運輸省、米国標準局（NBS）、TDCC、NCITD、US-AIAG、カナダ外務省等からも参加があり、TDI/EDI のシンタックス間の違いを検討するグループとデータエレメントとメッセージ/トランザクション標準を比較検討するグループの２つの作業グループが結成された。

第２回目の会合は、１９８６年３月ロンドンで GE.1 と JEDI 代表との間で持たれ、TDI、EDI 両シンタックスを一本化した規則の開発が実現可能との見通しが出された。

2.3.4　UN-JEDI グループの結成と UN/EDIFACT の誕生

ECE/WP.4 は、１９８６年３月の会議で両シンタックスの統合とデータエレメント、標準メッセージ/トランザクション[2]を取り扱うための UN/ECE と US グループによる合同グループ（UN-JEDI）の結成を承認し、同年９月 UN-JEDI グループに対して下記事項を委託した。

(i) 国際規格として ISO に提出するためのシンタックス草案の開発（２ヶ月以内）。
(ii) 修飾子技法（Qualifier Technique）とコードを含む標準メッセージ（UNSM）開発。
(iii) 標準メッセージの準備および現行システムからの以降に関するガイドラインの作成。
(iv) EDI および EDI のための一般標準の促進に関する文書の改訂と準備。

UN-JEDI グループは、合意されたシンタックスの概要を WP.4 事務局に提出し、１９８７年３月 EDIFACT（Electronic Data Interchange for Administration、 Commerce and Transport：行政、商業、運輸のための電子データ交換）の名称を採択して、ISO 宛文書を提出。EDIFACT は、１９８７年９月 ISO/TC154 において、反対な氏の圧倒的多数で承認され、１９８８年７月国際規格 ISO 9735 が誕生し、その第１版が ISO より出版された。

2.3.5　UN/EDIFACT (ISO 9735) の概要

EDIFACT は、開放型環境下での「メッセージ交換におけるユーザデータおよび関連サービスデータの構造化に関するアプリケーションレベルの規則」を要約、記述し

---

[2] トランザクション（a transaction set – 米国 ANXI X.12 では、標準メッセージのことをトランザクションセットと呼ぶ。）

たものである。

この規則は、行政、商業および輸送分野の関係者間で交換するメッセージの準備に関するシンタックス規則を提供するもので、メッセージ設計規則を含む国連 ECE 貿易データ交換指針書（UNTDID）の一部を形成し、同規則が本シンタックス規則と共に使用されることになっている。

この ISO 9735（第１版）は、「バッチ EDI 用のシンタックス規則」であった（第３版までそうであった)。その後の EDI 環境の変化により、このシンタックス規則に対してもさまざまな要請が寄せられた。例えば、(i)対話型 EDI 用のシンタックス規則、(ii)図形などオブジェクトデータも文字データと一緒に送りたい、(iii)メッセージレベルのセキュリティ確保の問題といったものであった。

これらの要請に応えるため、UN/ECE/WP.4/GE.1 では、シンタックス開発グループ（SDG）を設置して、研究、開発を継続してきた。その成果として、１９９７年に新しいシンタックスのおおよその構成が示された。新シンタックス規則（ISO 9735 第４版という）は、次のように１０部構成となっている。また、後で述べるように WP.4 から CEFACT への改組に伴い、SDG は、発展的に CEFACT と ISO/TC154 との「合同シンタックス作業グループ（JSWG)」に改組されている。

ISO 9735 は、*行政、商業及び運輸のための電子データ交換（EIDFACT） – アプリケーションレベル・シンタックス規則（Electronic data interchange for administration、commerce and transport (EDIFACT) - Application level syntax rules）*という一般的な表題の下で（現在のところ）下記の部分で構成されている。

ISO 9735-1	-	*全ての部分に共通のシンタックス規則および各部分のシンタックスサービスディレクトリ*
ISO 9735-2	-	*バッチ EDI 固有のシンタックス規則*
ISO 9735-3	-	*対話型 EDI 固有のシンタックス規則*
ISO 9735-4	-	*バッチ EDI 用シンタックスおよびサービス報告メッセージ（メッセージ種別 – CONTRL）*
ISO 9735-5	-	*バッチ EDI 用セキュリティ規則（確実性、完全性および発信人の非否認性）*
ISO 9735-6	-	*確実性と受信確認の確保メッセージ（メッセージ種別 – AUTACK）*
ISO 9735-7	-	*バッチ EDI 用セキュリティ規則（機密性）*
ISO 9735-8	-	*EDI 関連データ*
ISO 9735-9	-	*セキュリティ鍵と認証管理メッセージ（メッセージ種別 – KEYMAN）*
ISO 9735-10	-	*シンタックスサービスディレクトリ*

現在の開発状況は、第１、２、３、８部が１９９８年１０月１日付で、第４部と第１部に対する技術訂正書が１９９８年１２月１５日付でそれぞれ ISO より出版されている。セキュリティ部分である第５、６、７、９部は１９９９年４月１日付で出版された。第１０部は、ISO のファーストトラック処理からはずされ、最終的にシンタックスサービスディレクトリとして発行された。

2.3.6 貿易データエレメント集（TDED）開発の経緯

貿易関係業務の EDP 化の基本となる（貿易）データエレメントの統一化、標準化の作業も ECE/WP.4 において１９７５年頃より関係国際機関との協力の下に進められてきた。そして合意に達したものから順次公表されてきたが、その後これをまとめて「貿易データエレメント集（TDED）」として発行することとなった。

第１節「序文」および第２節「索引」は１９８０年９月の ECE/WP.4 会議で採択されたものが、また、第３節「標準データエレメント」には、海上および複合輸送運送状、商業送り状、道路輸送と税関申告、鉄道輸送、信用状などのデータエレメントを収録したものが、TDED 第１版として１９８１年６月に出版された。その後、ECE/WP.4 の１９８２年９月会議において、SWEPRO[3]の SWECOMSEA[4] 関連の新データエレメント、AWB（Airway Bill）、フォワーディング、保健関係のデータエレメント並びに保守管理規則（第９節 20 項）が採択され、これらと共に第４節「注釈」、第５節「コード」および第６節「関連勧告と規格」を新たに収録した１９８３年版 TDED が発行された。

この貿易データエレメント集は、１９８６年３月１日に ISO 7372 として公表された。ISO 7372 は、ISO と UN/ECE の共同保守機関で管理されることになっているが、最新版は１９９３年版以降出版されておらず、その後の追加、更新を盛り込んだ改訂版の作成作業は ISO/TC154 と UN/CEFACT の共同で ISO7372MA 作業グループを設け、進められており、２００４年４月現在改訂版が UN/CEFACT で更改レビューにかけられている。

2.4 貿易手続の簡易化に伴う法的側面の議論

ECE/WP.4 では、それまでペーパー書類から電子帳票への移行に伴って発生するであろう法制度の問題を GE.1 と GE.2 の双方で「貿易手続簡易化の法的、商業的側面」として取り扱ってきた。しかし、個別に議論することによる両者間の調整の問題、効率性の問題を考慮して ECE/WP.4 の１９９３年３月会期から、半日の日程で GE.1/GE.2 合同会議を持ち一緒に議論することとなった。この合同会議は、法律問題ラポーター（当時 Bernard Wheble（英）、Anne Troye（ベルギー）、Jeff Ritter（米）の３名のラポー

---

[3] SWEPRO – スウェーデンの貿易手続簡易化機関（Swedish Trade Procedures Council）
[4] SWECOMSEA – SWEPRO が開発した国連標準に基づく海上輸送関係データ交換標準

ターがいた。この会議で Bernard Wheble 氏は引退し、以後２名のラポーターとなった。）の活動を中心に次のような作業計画をベースに議論が行われた。

作業計画
プロジェクト 4.1 交換協定書
プロジェクト 4.2 UN/TDID の法的部分の整備
プロジェクト 4.3 流通性書類に関するプロジェクト、目的は電子環境における権利の移転を取り扱うもの。
プロジェクト 4.4 各国における法的書類慣行に関する障壁を確認するためのプロジェクト。
プロジェクト 4.5 電子的認証並びに書面と署名の定義
プロジェクト 4.6 他の組織との調整

この合同会議の活動による成果は次のようなものである：

- 海上運送書類手続簡易化方策の開発（勧告第１２号）
- 国際貿易における EDI 使用に関する統一規則の作成に当たって UNCITRAL や ICC 等の他の組織との協力作業
- 商取引における EDI ユーザのためのモデル交換協定書の開発（勧告第２６号、この勧告は UNTDID に含めることとなった）
- 法的、商業的慣行障壁に関する質問票の作成と取りまとめ作業
- 流通性書類の電子化の調査研究
- EC 内でなされた流通性書類の EDI 化の実験のモニタリングと報告
  - ✓ MANDATE[5] – 法律、技術両面の解決と合わせて譲渡可能性の概念に確実な電子的代替法を提供することの追求
  - ✓ BOLERO[6] – 船荷証券の譲渡可能性を保証するための確実な電子環境の実施を指向
  - ✓ EDIBOL[7] – 譲渡可能性を持つ船荷証券にとって代わる EDI の提供に従事する
- 電子取引：書面ベースの信用状に代わるものの開発
- ICC E-100 プロジェクトとの連携
- 法律関係メッセージ CASINT、CASRES の開発

などであろう。

この GE.1/GE.2 合同会議は、WP.4 から CEFACT への移行に伴い、GE.2 が１９９７

---

[5] MANDATE – Managing Negotiable Documents and Administrating Trade Electronically の略（流通性書類と貿易の電子的な管理）
[6] BOLERO – Bill of Lading for Europe の略
[7] EDIBOL – EDI of Bill of Lading（船荷証券の EDI 化）

年９月会期でその活動を閉じたために、この合同会議もその活動を大幅に権限委譲された新しい常設作業グループの１つである「法律問題作業グループ（LWG: Legal Working Group)」に下記の新作業項目（１９９７年３月に承認）と共に全面的に移管されることとなった。

- 国際貿易取引のインボイス発行のサイクルの、特に電子インボイス送付とセルフビリングに関する多くの法的障害に焦点を当てた検討
- 「文書、署名、書面」の要件に関する作業の継続
- UNCITRAL の電子商取引に関するモデル法の使用と実施の振興促進
- 会計、登記、監査証跡に関する分野で開発されている多くのメッセージや「契約条項」関連メッセージなどの法律関連の評価
- 証明、認証機関の役割の検討
- メッセージ開発プロセスおよびメッセージユーザへのデータ保護法の潜在的影響の分析
- 譲渡性、流通性に関する作業の継続

2.5 ECE/WP.4 から CEFACT へ – 組織のリエンジニアリング

ECE/WP.4 の１９９３年９月会期において、UN/EDIFACT のより一層のオープン化、グローバル化を目指して組織のリエンジニアリング作業が開始された。従来 UN/EDIFACT 関連の活動は、ECE の下部組織の WP.4 で欧米中心に行われてきた。これまでは、アジアも含めて ECE 以外の地域は、ECE の正式メンバーではなく、オブザーバ資格での参加であった。しかし、EDI の非常に急速で、かつ、貿易のみにとどまらず国内取引のあらゆる分野での利用に伴って、ECE という地域を超えてグローバルなレベルでの活動の必要性を認識して、このリエンジニアリング作業が開始されたのである。その結果、

(1) 第１１条国（オブザーバー国）および国際組織に対する開放度と透明度の向上
(2) 技術グループへの権限の委譲
(3) 全体的な効率の向上

の３つを原則として、３年６ヶ月に及ぶリエンジニアリング作業の成果を反映して、１９９７年３月会期で、ECE/WP.4 を発展的に改組して CEFACT（Center for Facilitation of Procedures and Practices for Administration、 Commerce and Transport：行政、商業および運輸のための手続と実務簡素化センター）が誕生したのである。

この CEFACT は、依然として ECE の貿易拡大委員会（CDT、この組織も１９９７年４月の総会で CTIED：貿易・産業・企業拡大委員会に改組された）の下部に位置するが、従来はメンバーが域内メンバーと域外メンバーとに区分され、後者はオブザーバー資格であったものが、すべて同等の資格になった。また、この活動に関心のある国際機関、政府間機関、非政府間機関も同様な資格で参加することができることとなっ

た。（新しい組織図は、図６、７参照）

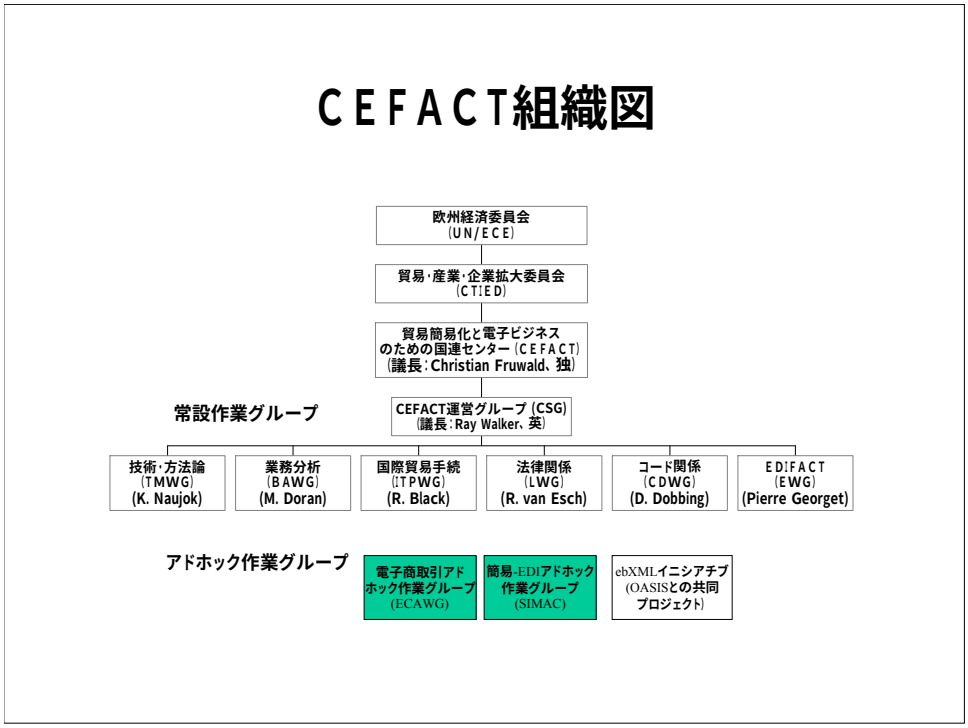

図６- UN/CEFACT **組織図**

EWG（UN/EDIFACT 作業グループ）は、従来の「合同ラポータチーム（JRT）会議」に相当するもので、他の常設作業グループ同様 CEFACT より権限を大幅に委譲されている。組織的には、従来の形態を踏襲しているが、図５のように従来の JM（合同メッセージ開発グループ）や JTAG といったグループは、サブワーキンググループ（SWG）として位置付けられている。また、従来 ESG（EDIFACT ステアリンググループ）の責任の下で開発されていた、ディレクトリも DPT（ディレクトリ作成チーム）、DAT（ディレクトリ監査チーム）を含めてこの EWG の中に取り込むこととなった。

2.5.1 **各作業グループの使命と期待される成果物**

2.5.1.1 業務プロセス分析作業グループ（BPAWG）

(1) 目的

(a) 目的

このグループの目的は、現在のビジネスプロセスを分析し、CEFACT の使命や目的に対して逆のインパクトを与える制約を認識し、かつ、そのようなビジネスプロセスに必要な変更を提案することである。

(b) 範囲

CEFACT とその作業グループの目的と使命の範囲内でのビジネスプロセス

(2) 主要な成果物

BPAWG の主要な成果物は、下記の通りである：

- センターで合意された共通の記述技法と方法論を用いた CEFACT の使命や目的に関するビジネスプロセスの分析
- より効果的なビジネスプロセスに対する制約の認識
- 勧告案を含む、より効果的なビジネスプロセスのための提案
- 現在から新しいビジネスプロセスへの移行に関して、これらの提案に基づいて、解決策を開発可能とするための、承認された提案を理解して他の作業グループへの支援。

(3) メンバーの専門的機能

BPAWG は、CEFACT に関するビジネスプロセス分野及び/またはセンターで合意された共通の記述技法と方法論を実施するために必要なツールについて幅広い知識を持つ専門家のグループである。

CEFACT への各団長は、BPAWG グループへの１名以上の専門家を指名することができる。そうすることで、彼らは、各国、地域または国際的な１以上の組織に対してこのタスクを委任することできる。専門家は、指名されると、唯一その専門領域に基づいて作業に貢献するよう期待される。

(4) 地理的焦点

焦点は、グローバルである。

(5) 委任事項

BPAWG は、次の合意手続に従い権限を委譲される：

- 必要に応じサブグループや支持チームを設けること。
- 現在のビジネスプロセスの分析、b) より効果的なビジネスプロセスに対する制約についての報告、そして c) CEFACT や他の組織、機関に対して、より効果的なビジネスプロセスに関する提案を発行、公刊および発表すること。
- 適宜 CEFACT による承認のための新しい勧告案を開発そしてていあんすること。
- よりよいビジネスプロセスのため指針を発行すること。
- 必要に応じ、他のグループや組織・機関と協力し、連携を確立すること。

2.5.1.2 **コード関係作業グループ（CDWG）**

(1) 目的

(a) 目的

この作業グループの目的は、コード関連の UN/ECE 勧告の維持管理を含み、CEFACT の目的を支援するためのコードセットおよびコード構造の品質、関係、

使用可能性を確保することである。

(b) 範囲

CEFACT とその作業グループの目的と指名の範囲内でのコードセットとコード構造

(2) 主要な成果物

主要な成果物は、下記の通りである：

- CEFACT コードせっＴの効果的な維持管理と発行のための手続に関する提案
- コードセットの関連性と整合性を確保するためのCEFACTコードセットの定期的な見直しのための手続を含むCEFACTコードセットの品質管理の手続に関する提案
- ビジネスプロセスと手続を支援するための新しいコードセットとコード構造に関する勧告草案を含む提案。

(3) メンバーの専門的機能

CDWG は、ビジネスプロセスの分野とコーディング技法とコーディング構造の適用において、幅広い知識を持つ専門家グループである。

CEFACT への各団長は、CDWG グループへの１名以上の専門家を指名することができる。そうすることで、彼らは、各国、地域または国際的な１以上の組織に対してこのタスクを委任することができる。専門家は、唯一その専門領域に基づいて作業に貢献するよう期待される。

(4) 地理的焦点

焦点は、グローバルである。

(5) 委任事項

CDWG は、次の合意手続きに従い権限を委譲される：

- 必要に応じ、サブグループや支持チームを設けること
- UN/ECE 勧告を含みコードセットおよびコード構造の保守管理と発行のための手続を維持すること
- コードセットとコード構造関連の UN/ECE 勧告草案を開発すること
- 権限の範囲内でよりよいビジネス実務のための指針を発行すること
- 必要に応じ、他のグループや組織・機関と協力し、連携を確立すること
- 他の関連コード保守機関と協力すること。

(6) 資源要求ステートメント

CDWG は、本グループの会議への UN 事務局の積極的な参加を要請する。会議は、年間４回を予定している（会議期間は３－５日の間である）。

2.5.1.3 国際貿易手続作業グループ（ITPWG）

(1) 目的

(a) 目的

このグループの目的は、官民セクターの国際貿易手続において、最善の実務を識別することであり、できうる限り、国内取引手配と同じようにすると共に単純化することである。

(b) 範囲

CEFACT とその作業グループの目的と使命の範囲内での、貨物と関連サービスの両面における国際貿易取引を網羅する手続と情報の流れ、関連するときは、国内取引との整合性を含む。

(2) 主要な成果物

主要な成果物は、以下の通りである：

- 貿易簡素化勧告案の作成
- 現行勧告の実施についての体系的な見直しと監視に基づく改訂提案
- 各国固有の国際貿易シナリオの登録、維持管理、および適切な場合その開発
- WCO や WTO のような他の組織・機関における作業に関しての貢献、そして適切な場合影響を及ぼすための努力
- 関連の教育および啓蒙普及教材の開発

(3) メンバーの専門的機能

ITPWG は、

- 国際貿易手続
- 貿易簡素化
- 国連レイアウトキー（UNLK）に基づく書類の設計
- ICT（情報と通信技術）の啓蒙、および
- 関連の開発

における、詳細で証明された専門を集合的に提供する知識を持つ専門家グループである。

CEFACT への各団長は、ITPWG グループへの１名以上の専門家を指名することができる。そうすることで、彼らは、各国、地域または国際的な１以上の組織に対して、このタスクを委任することができる。専門家は、指名されると、唯一その専門領域に基づいて作業に貢献するよう期待される。

(4) 地理的焦点

焦点は、グローバルである。

(5) 委任事項

ITPWG は、次の合意手続に従い権限委譲される：

- 必要に応じ、サブグループや支持チームを設けること

- 国際貿易取引における手続および情報フローの分野で a) 分析、b) 制約に関する報告、そして、c) CEFACT や他の組織・機関に対して、より効果的なビジネスプロセスや情報フローに関する提案を発行、公刊および発表すること
- 作業計画で認識された通り、現行 UN/CEFACT 勧告の維持管理を各日にするための改訂の提案
- 適宜 CEFACT による承認のための新しい勧告案を開発し、そして提案すること
- 権限の範囲内でよりよいビジネス実務のための指針を発行すること
- 必要に応じ、他のグループや組織・機関と協力し、連携を確立すること。

(6) 資源要求ステートメント

ITPWG は、GE.2 の活動に対して与えられていたと同等の資源を要求する（約 2.5 人・年および年４回の１週間の会議の支援)、この要請は１２ヶ月ごとに見直すことを条件とする。

この資源は、他の組織・機関との協力のための支援を含み、ITPWG と委任事項の実施と達成のためにふさわしい事務局支援を確保するために要求されるものである。できるだけ早く、資源は、年４回の１週間の会議の内、少なくとも２回をジュネーブ以外で開催するための支援を含む必要がある。

追加の財政資源が､作業を支援するためのソフトウエアを購入するために必要である。さらに、フルタイムのコンサルタントの使用が早急に必要である。

2.5.1.4 法律関係作業グループ（LWG）

(1) 目的

(a) 目的

このグループの目的は、CEFACT の使命と目的の範囲内での現在の法的プロセスと問題点を分析し、CEFACT の使命や目的に対して逆のインパクトを与える法的制約を認識し、かつ、そのような法的プロセスや問題点についての実務的な改善を提案することである。

(b) 範囲

CEFACT とその作業グループの目的と使命の範囲内での法的プロセスと問題点

(2) 主要な成果物

主要な成果物は、下記の通りである：

- 法的プロセスと問題点の分析、研究および再検討
- より効果的な法的プロセスと手続に対する制約の認識
- そのような制約の排除のための実務的な提案
- UN/CEFACT 勧告の草案作成

- 最善の法律関係実務を支援する指針の開発、発行および推進
- UNCITRAL や ICC のような他の組織・機関における作業に関しての貢献、そして適切な場合影響を及ぼすための努力
- 必要に応じ、実務的な法的アドバイスの提供や他の CEFACT 常設・アドホック作業グループでなされている作業の援助、および製作の法的側面形成への貢献。

(3) メンバーの専門的機能

LWG は、CEFACT 作業計画の範囲内で発生する法的問題を処理するための集合的専門機能を持つ専門家グループである。

CEFACT への各団長は、LWG グループへ１名以上の専門家を指名することができる。そうすることで、彼らは、各国、地域または国際的な１以上の組織に対して、このタスクを委任することができる。専門家は、唯一その専門領域に基づいて作業に貢献するよう期待される。

(4) 地理的焦点

焦点は、グローバルである。

(5) 委任事項

LWG は、次の合意手続きに従い権限委譲される：

- 必要に応じ、サブグループや支持チームをもうけること
- 現行の法的プロセスと手続の分析、b) より効果的な法的プロセスに対する制約についての報告、そして c) CEFACT や他の組織・機関に対して、より効果的な法的プロセスや手続に関する提案を、発行、公刊およびはっぴょうすること。
- 現行 UN/CEFACT 勧告の維持管理を各日にするための改訂の提案
- 適宜新しい勧告案を開発そして提案すること。
- 必要に応じ、他のグループや組織・機関と協力し、連携を確立すること。

(6) 資源要求ステートメント

LWG は、作業ができる限り CEFACT、もしくは本当に WP.4 の資源を使用しないで活動してきたこと、および、LWG についての需要は、大きなものがあることを認識して下記の資源を要求する：

- センター資源の要求

  LWG に対して現在可能な資源と同レベルのものが、LWG に用意されること、これは１２ヶ月ごとにレビューすることを条件とする。この資源は、他の組織・機関との協力のための支援を含み、LWG と委任事項の実施と達成のためにふさわしい事務局支援を確保するために要求されるものである。追加の財政資源が、ウエッブ・サイトの設立と維持管理および他のウエッブ・サイトとの接続のために必要である。さらに、追加の財政資源が、特定の関心分野または作業項目を調査とコンサルタント契約により処

理するために必要である。

- LWG 資源の要求

  LWG メンバーは、グループ資源を増加するため、および、合意された作業計画の達成を可能とするために任意に貢献する。

2.5.1.5 技術・方法論作業グループ（TMWG）

(1) 目的

(a) 目的

この作業グループの目的は、グループが作成し統合するデリバラブルによるプロセスを強化するために、CEFACT とその作業グループにより使用できる技術と方法論を調査し、認識することである。

(b) 範囲

CEFACT とその作業グループの目的と使命を支援するための技術と方法論

(2) 主要な成果物

TMWG の主要な成果物は下記の通りである：

- CEFACT がその目標を達成できるように技術や方法論を実施する方法について、勧告草案を含み提案すること。
- 上記提案に関する実用化調査やパイロットによるコンセプトの証明。

(3) メンバーの専門的機能

TMWG は、CEFACT、技術開発、および CEFACT とそのサブグループの機能の範囲内で使用される現行の技術と方法論についての幅広い基礎的知識を持つ専門家グループである。

CEFACT への各団長は、TMWG グループへ１名以上の専門家を指名することができる。そうすることで、彼らは、各国、地域または国際的な１以上の組織に対して、このタスクを委任することができる。専門家は、指名されると、唯一その専門領域に基づいて作業に貢献するよう期待される。

(4) 地理的焦点

焦点は、グローバルである。

(5) 委任事項

TMWG は、次の合意手続きに従い権限委譲される：

- 必要に応じサブグループや支援チームを設けること。
- CEFACT グループによる使用のための特定の技術や方法論に関する提案と共に、これらの技術や方法論の使用に関する実用化研究やパイロット結果の報告を、発行、公刊および発表すること。
- そのグループにより使用するために CEFACT 荷より承認された新しい技術や方

法論に関する実施と移行計画を発行、公刊および発表すること。

- 必要に応じ、他のグループや組織・機関と協力し、連携を確立すること。

(6) 資源要求ステートメント

追加の事務局資源は不要である。TMWG は、そのメンバー経由必要な資源を供給する。

2.5.1.6 UN/EDIFACT作業グループ（EWG）

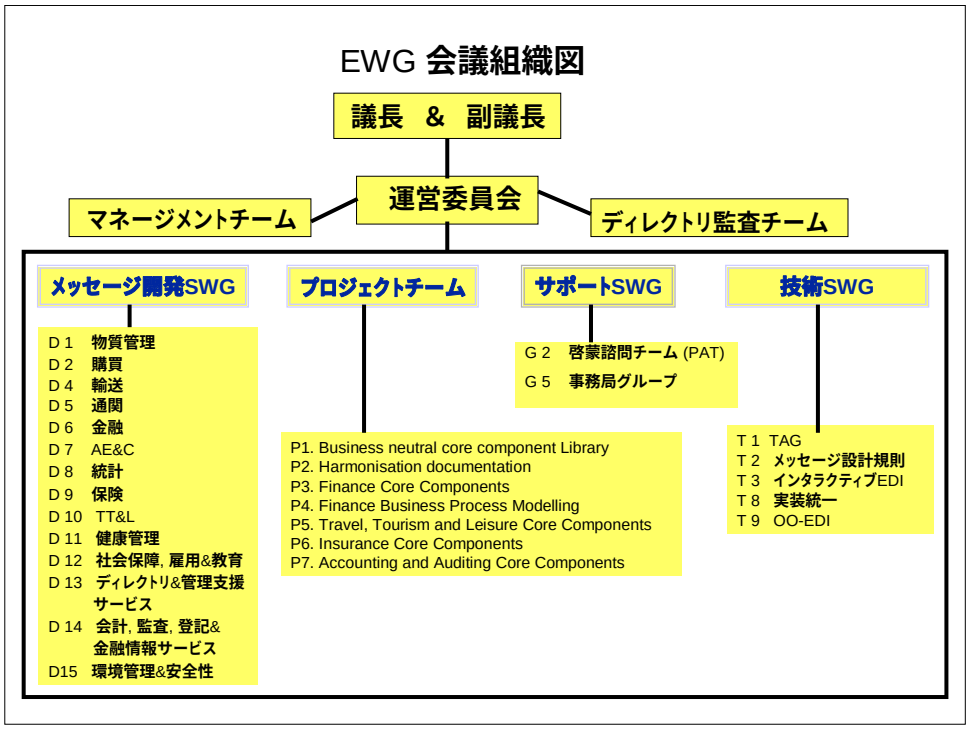

図 7 – EWG の組織図

(1) 目的

(a) 目的

このアドホック作業グループの目的は、拡大する電子商取引分野への CEFACT 作業計画の適用性の分析と、CEFACT が電子商取引に貢献している現在と、貢献できる将来の領域を確定することである。

(b) 範囲

CEFACT とその作業グループの目的と使命の範囲内での電子商取引の活動

(2) 主要な成果物

ECAWG の主要な成果物は下記の通りである：

- CEFACT 内で使用のための電子商取引に対する作業の定義。
- 電子商取引分野への CEFACT 作業計画の適用性の分析の発表と、CEFACT が貢献する領域の確定を 6 ヶ月以内に報告すること。

- CEFACT に夜追加の貢献の領域に関する提案の作成。

(3) メンバーの専門的機能

ECAWG は、電子商取引、CEFACT とその作業グループの機能分野において幅広い知識を持つ専門家グループである。

CEFACT への各団長は、ECAWG グループへ１名以上の専門家を指名することができる。専門家は、唯一その専門領域に基づいて作業に貢献するよう期待される。

(4) 地理的焦点

焦点は、グローバルである。

(5) 委任事項

ECAWG は、次の合意手続きに従い権限委譲される：

- 電子商取引への CEFACT の貢献に関し、CSG へ提案（ドラフト）を提出すること。
- 必要に応じ、他のグループや組織・機関と協力し、連携を確立すること。

(6) 資源要求ステートメント

当該アドホックグループへの事務局の参加を要請する。

2.5.1.7 電子商取引アドホック作業グループ（ECAWG）

(1) 目的

(a) 目的

このグループの目的は、拡大する電子商取引分野への CEFACT 作業計画の適用性の分析と、CEFACT が電子商取引に貢献している現在と貢献できる将来の領域を確定することである。

(b) 範囲

CEFACT とその作業グループの目的と使命の範囲内での電子商取引の活動

(2) 主要な成果物

ECAWG の主要な成果物は、下記の通りである：

- CEFACT 内で使用のための電子商取引に対する作業の定義
- 電子商取引分野への CEFACT 作業計画の適用性の分析の発表と、CEFACT が貢献する領域の確定を６ヶ月以内に報告すること。
- CEFACT による追加の貢献の領域に関する提案の作成。

(3) メンバーの専門的機能

ECAWG は、電子商取引、CEFACT とその作業グループの機能分野に於いて幅広い知識を持つ専門家グループである。

CEFACT への各団長は、ECAWG グループへの１名以上の専門家を指名することが出来る。専門家は、唯一その専門領域に基づいて作業に貢献するよう期待される。

(4) 地理的焦点

焦点は、グローバルである。

(5) 委任事項

ECAWG は、次の合意手続に従い権限委譲される：

- 電子商取引への CEFACT の貢献に関し CSG へ提案 (ドラフト)を提出すること。
- 必要に応じ、他のグループや組織、機関と協力し、連携を確立すること。

(6) 資源要求ステートメント

当該アドホックグループへの事務局の参加を要請する。

2.5.1.8 簡易-EDIアドホック作業グループ（SIMAC）

(1) 目的

(a) 目的

CEFACT とその作業グループによる推進のための共通基盤と必要な作業項目を認識するため、文書 TRADE/CEFACT/1998/4「SIMPL-EDI」と TRADE/CEFACT/
1998/CRP.16 に含む提案の見直し。

(b) 範囲

現在の作業計画項目を十分に考慮して、上記 i)の下で作業項目がどのように認識されたかを検討し、CEFACT 構造および作業グループ内でもっとも効率的、効果的に開発でき、主要な成果物とそのための作業計画項目のタイムスケールを詳細に識別する。これらは、最善の実務のための勧告、インターネット技術とのインターフェース、SIMPL メッセージとより効果的な取引と行政慣行とプロセス間の関係のための勧告を含むことが出来る

(2) 主要な成果物

CSG への中間報告は、１９９８年８月末までに作成されるべきであり、最終報告は、１９９８年末までに作成される。これら報告は、また CEFACT 総会と各作業グループに対しても利用できるものとする。

(3) メンバーの専門的機能

全作業グループにまたがる調整を確実にするために、当アドホックグループは、CSG メンバーによりリードされ、関心のある代表が、専門家を指名するよう要請される。BPAWG、 CDWG、 EWG、 ITPWG といった常設作業グループは、代表を指名するよう要請される。当該グループの作業への電子的参加も奨励される。

(4) 地理的焦点

焦点は、グローバルである。

(5) タイムスケール

当アドホック作業グループは、最大１２ヶ月の期間で設立されるものである。

2.6　常設グループの再編成－UN/CEFACT フォーラムを設立

2.6.1　エグゼクティブ・サマリー

2.6.1.1　はじめに

i.　「UN/CEFACT 常設作業グループの将来の構造と組織」のに関する提案は、UN/CEFACT 総会で承認された UN/CEFACT のヴィジョンと戦略と一貫しており、密着した、かつ関連組織の変更の最終段階を提示するものである。それは、公式の諮問プロセスの一部としての既存の UN/CEFACT 作業グループから受け取ったコメント並びに提案を考慮に入れている。

ii.　2002 年 5 月 27－28 日にジュネーブで開催された第 8 回会期において、総会は、本提案に関する文書をレビューし、文書 TRADE/CEFACT/2002/8/Rev.1 に包含された変更と共に承認した。

2.6.1.2　貿易簡易化と電子ビジネス

iii.　UN/CEFACT は、貿易プロセスと手続、情報、技術の３つの柱の上に築かれる。そのヴィジョンは「グローバルコマースのための単純で、透明で、そして効果的なプロセス」を提供することである。 この目標を実現するために、 UN/CEFACT は、情報技術における進歩を利用して、そしてビジネスと行政プロセスの簡略化と標準化に基づいて貿易簡易化のための新しいアプローチを採用しなくてはならない。

2.6.1.3　全体構造

iv.　５つの UN/CEFACT グループが、新しい UN/CEFACT 開発組織を形成するために設立される。 TBG （国際貿易・ビジネスプロセスグループ）、 ICG （情報コンテンツ管理グループ ）そして ATG （応用技術グループ）は、新規の運用にかかわるグループであり、 TMG （技術・方法論グループ）と LG （法律関係グループ ）が本質的に支援グループの役わりを果たす。

2.6.1.4　UN/CEFACT フォーラム（Forum）

v.　半年に１回開催の UN/CEFACT フォーラムは、単一の作業体として、より密着した連携と完全な相互作用を容易にするために、全グループが同時に同じ場所で並行して会議を開催できるものである、また、それぞれの個別のグループ は、それらの裁量においてそれ以外にも特定のグループの会議を召集することができる。 すべての UN/CEFACT グループ 議長と副議長は、フォーラム調整チーム (Forum Coordination Team) のメンバーとして務めることとなる。フォーラムメンバーは、フォーラム調整チームの議長を選出する。

vi.　各グループは、その作業を行うために必要と思われる構造を内部的に組織化する、例えば、作業グループであり、作業グループはプロジェクトチームで構成され、グループやチームは、物理的に会議に参加するメンバーやバーチャルメンバーで構成される。指名された専門家は、これらのプロジェクトチーム内で活動し、事前に決められた期限内に承認されたプロジェクトを完了するべく任務を課せられる。加えて、常設プロジェクトチームが、進行中若しくは反復機能のために設立できる。

vii.　TBG は、国連及び UN/ECE 勧告の開発と保守を含む、適切な貿易簡易化と電子ビジネスソリューションの開発を支援するための UN/CEFACT モデル化方法論を利用してのビジネス、行政プロセスの分析、最善の実務、国際貿易手続を担当する。

viii.　ICG は、一連のライブラリに保管される再利用可能情報ブロックの管理と定義を担当する。

ix.　ATG は、UN/EDIFACT または XML のような特定の技術若しくは標準により展開される貿易、ビジネス、行政関係文書構造の開発を担当する。

x.　TMG は、全 UN/CEFACT グループに対して、基礎（メタ）情報通信技術仕様（ICT）、勧告、教育に関して提供する責任を持つ。また、本グループは ICT 調査研究グループとして機能する。

xi.　法律関係グループ（Legal Group：LG）は、UN/CEFACT に関する法律関係事項に関する分析と勧告を発行、公開、提示する。本グループは、全ての UN/CEFACT グループ並びに総会で定められたそのプロジェクトを支持する。

2.6.2　はじめに

1.　貿易簡易化は、UNECE（国連欧州経済委員会）の付託の中心を形成し、世界貿易の進展に関係している。貿易簡易化の改善された世界的な調整を達成するために、UNECE は世界的な権限で１９９７年に UN/CEFACT を設立した。従って UN/CEFACT は UNECE の援助の下で活動し、そして支援され、そしてその事務局と密接に協力する。

2.　UN/CEFACT はビジネス、貿易、政府及び行政機関の、開発された、開発途上の、そして移行途上の経済地域から、効果的に製品や関連サービスを交換する能力を改善することを専門に行なっている活動を支援する。その原則的フォーカスは、手続と情報フローの簡略化と調和を通して、国際取引を容易化し、かつ世界的商取引の成長に寄与することである。

3.　UN/CEFACT のヴィジョンは、「グローバル取引のための簡易で、透明、かつ効果的なプロセス」を提供することを目指している。そのために、UN/CEFACT は、情報技術の進歩を利用し、ビジネスプロセスの簡易化と調和を基にして、貿易簡易化に対

して新しいアプローチを採用するものである。貿易簡易化、情報及び技術の３つの柱が UN/CEFACT の作業のための基礎を形成する。

4. UN/CEFACT（政府及び非政府）のメンバーは、新たな技術の到来が貿易簡易化とグローバル商取引にもたらす課題に立ち向かうために、UN/CEFACT 作業グループの構造を見直すよう要請した。

5. この文書は、UN/CEFACT のヴィジョンと戦略に合致しており、かつそのユーザと関係者両方の要請を満たす密着した、そして重要な構造の進展の最終段階を表す。それは基礎として今後５年間以上に亘り UN/CEFACT の作業計画を支援することを意図している。これを目指して、この文書で詳述されるように、CSG（UN/CEFACT ステアリンググループ）は提案された組織構造に到るために現在の諮問プロセスを通して提供された貴重なインプットを全て考慮した。

6. 組織の特徴は、変化する世界が提起する課題に正面から取り組むというやり方で定義される。変化は、脅威とも、また機会とも見なすことができる。UN/CEFACT は、その現在の成果、サービス、そして新しい成果と拡張サービス、さらに多くの専門家により強化された専門知識が、貿易簡易化や電子ビジネスの要件や次世代標準の開発に応える、大きなチャンスを持っていると、CSG は考えている。

2.6.3 背　　景

7. 2001 年 3 月の UN/CEFACT 総会は、電子ビジネス標準戦略から見た UN/CEFACT ビジョンの実現という文書を承認し、CSG に対して、その勧告をフォローし、必要ならば組織変更を提案するように指示した。

8. UN/CEFACT の組織変更に対する提案は、電子ビジネス戦略の承認、2001 年 5 月における ebXML プロジェクトの初期段階の成功裏の終了、そして新規組織構造のための５月会議における CSG による提案によって開始された。

9. UN/CEFACT に委ねられた ebXML 作業の速度を速め、同時に実際の UN/CEFACT 組織構造に関するさらに詳細な協議を可能とするために、CSG は、電子ビジネス移行アドホック作業グループ（the e-Business Transition Ad-hoc Working Group (eBTWG)）を設立した。

10. 現在まで、e ビジネス活動に焦点が当てられ、コンサルテーションが行われてきたが、代表団、総会議長から提供された多数の意見から、次のことが明らかになった。すなわち、貿易簡易化と e ビジネス活動がますます収束する中、今こそ UN/CEFACT の構造全体を緊密化しなければならない。また、このチャンスを逃したら、貿易簡易

化活動を検討している UN/CEFACT のメンバーに障害、損害、混乱を与えることも、また明らかである。

11. CSG は、組織構造に対する意見に関して、すべての UN/CEFACT 常設および臨時作業グループと協議した。2001 年 9 月の EWG 会議で始まり、2002 年 01 月 23 日に終了した正式のコンサルテーション・プロセスを確立した。

12. 作業グループから寄せられたコメントや提案の詳細な検討に基づき、CSG は、UN/CEFACT 総会のために文書 TRADE/CEFACT/2002/8 を用意した。

13. 2002 年 5 月 27－28 日ジュネーブにおいて開催された UN/CEFACT の第 8 回会期において、総会は、文書 TRADE/CEFACT/2002/8 をレビューし、改定文書 TRADE/CEFACT/2002/8/Rev.1 をそれに包含される変更と共に承認した。

2.6.4 検討事項

14. 具体的には、以下のことが、最適な UN/CEFACT 構造を決めるための検討事項となる：

- プロセス全体によって、最終成果が高い品質を持ち、すべての UN/CEFACT 参加者やユーザ社会にとって意義のあるものにしなければならない。
- 先進国および開発途上国、様々な規模の組織や企業、政府やビジネス専門家、技術専門家、ソフトウェアプロバイダ、標準化機関のユーザは、オープンで、包括的でかつ透明なやり方で全面的に協力し合わなければならない。
- 行政やビジネスプロセスを根本的に改善するために情報モデリングを使用することは、UN レイアウトキー、UN/EDIFACT、XML、Web サービス等のような現在の、そして進化している技術的ソリューションの効果的な利用のための鍵となる。
- ビジネスと行政のプロセスや手続は、その実装技術から独立して定義されなければならない。
- UN/CEFACT 作業計画の下で提出される成果物の優先順位付け、調整、承認をサポートする、適切に定義されたプロセスと手順が存在しなければならない。

15. このようなコンテキストにおいて、以下のガイドラインに従わなければならない。

- UN/CEFACT 構造は、合理的で長期実施可能でなければならず、かつ UN/CEFACT の戦略的方向をサポートしていなければならない。また、UN/CEFACT に対する信頼、そのヴィジョン、そして基本的目標を強化し、その活動の機能範囲や境界を明確にしなければならない。
- UN/CEFACT 構造は、一貫してまたシームレスに現在の活動の 2 つのコア・ストリーム、すなわち貿易簡易化と電子ビジネスをサポートしなければならない。

- さらに、UN/CEFACT 総会に対して権限を委任されており、責任を負っていることを理解して、権限委譲は、引き続き UN/CEFACT の構成の基礎を形成するために継続される。
- 全てのグループは、総会へ報告する。
- 新普及伝達グループ（Promotion and Communication Group）は、ガイドラインや UN/CEFACT 製品の恩恵を伝達するための宣伝用品を作成する責任を負う。
- CSG は、総会決議の戦術的実行に責任を負う。
- UN/CEFACT のオープン開発プロセスの実施は、プロジェクト管理指向のアプローチを採用することにより、作業の進展の基礎とならなければならない。
- 特に、以下のために、すべての UN/CEFACT 作業グループを含む合同会議に力点を置かなければならない：
  - 意思疏通をできるだけ促進する；
  - UN/CEFACT の中心的役割を強化する；
  - 会議経費を削減する；
  - その他の事務サービスやサポート施設を活用する。
- 現在、国連内で使われている用語に揃えるために、UN/CEFACT 専門家グループの命名規則の変更を要請する。以下のような階層的命名構造を採用することを提案する：
  - 総会（Plenary）
  - グループ（Group）
  - 作業グループ（Working Group）
  - プロジェクトチーム（Project Team）

「グループ」とは、１つ以上の作業グループ及び／又は１つ以上のプロジェクトチームから構成されている新しい用語である。この新しい概念を実施するために、UN/CEFACT 総会に提出する文書 R.650 の修正が必要である。

2.6.5　　**組織構造**

図８－全体構造（Overall Structure）

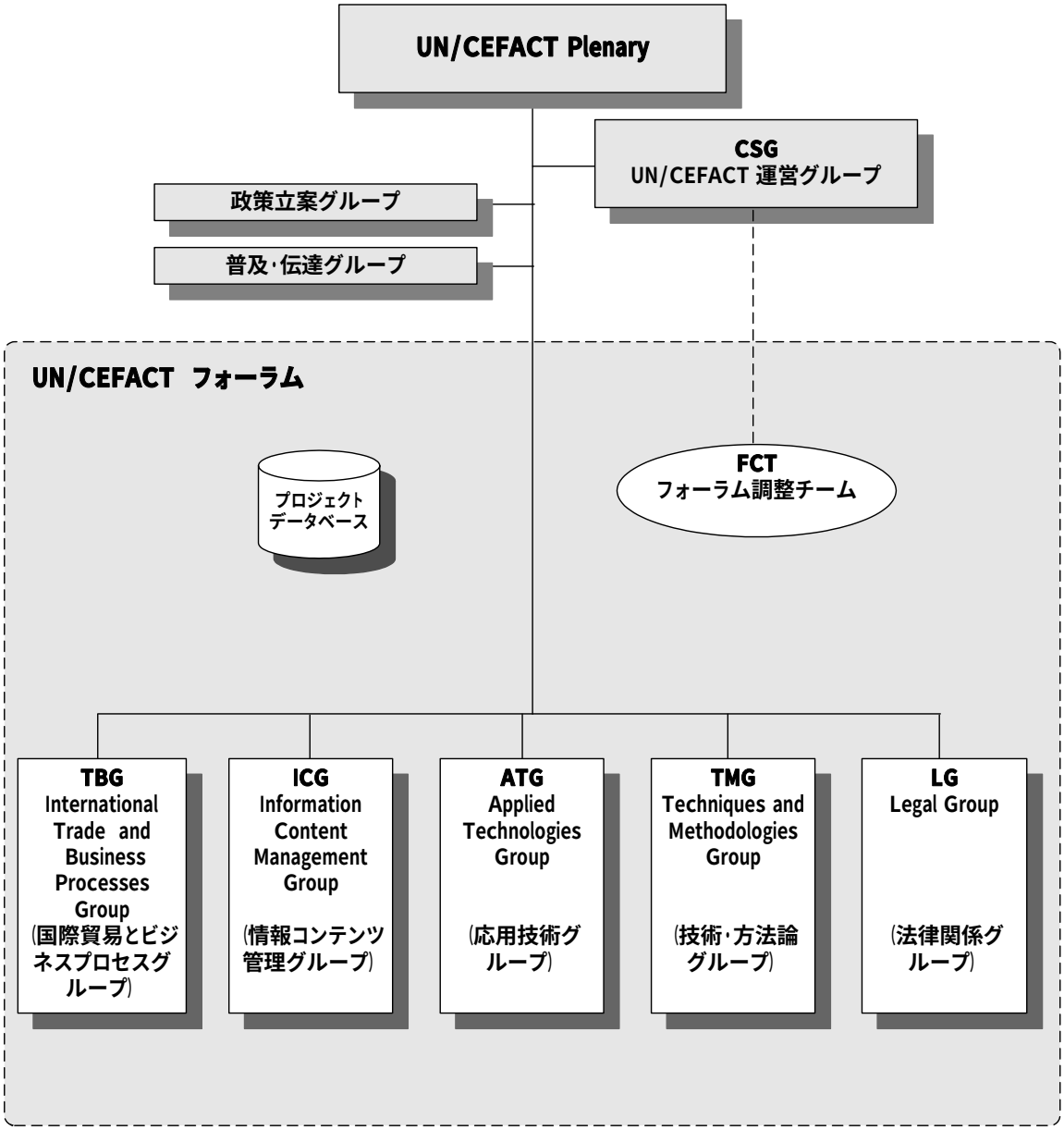

17. 上の図８は、提案している全体構造を示している。UN/CEFACT フォーラムとして集合的に会合する、5 つの UN/CEFACT グループを含んでいる。これらのグループの間の相互作用は、図 10 のワークフローに示されている。しかし、図によっては、貿易簡易化と e ビジネス活動が進展したときの、グループの間での相互作用の全体を適切に示すことはできないことを理解しなければならない。したがって、図８のボックスをサイロと見なして

はならず、個々に特定の活動の進捗に責任を負う相互に独立した管理ユニットと見なさなければならない。

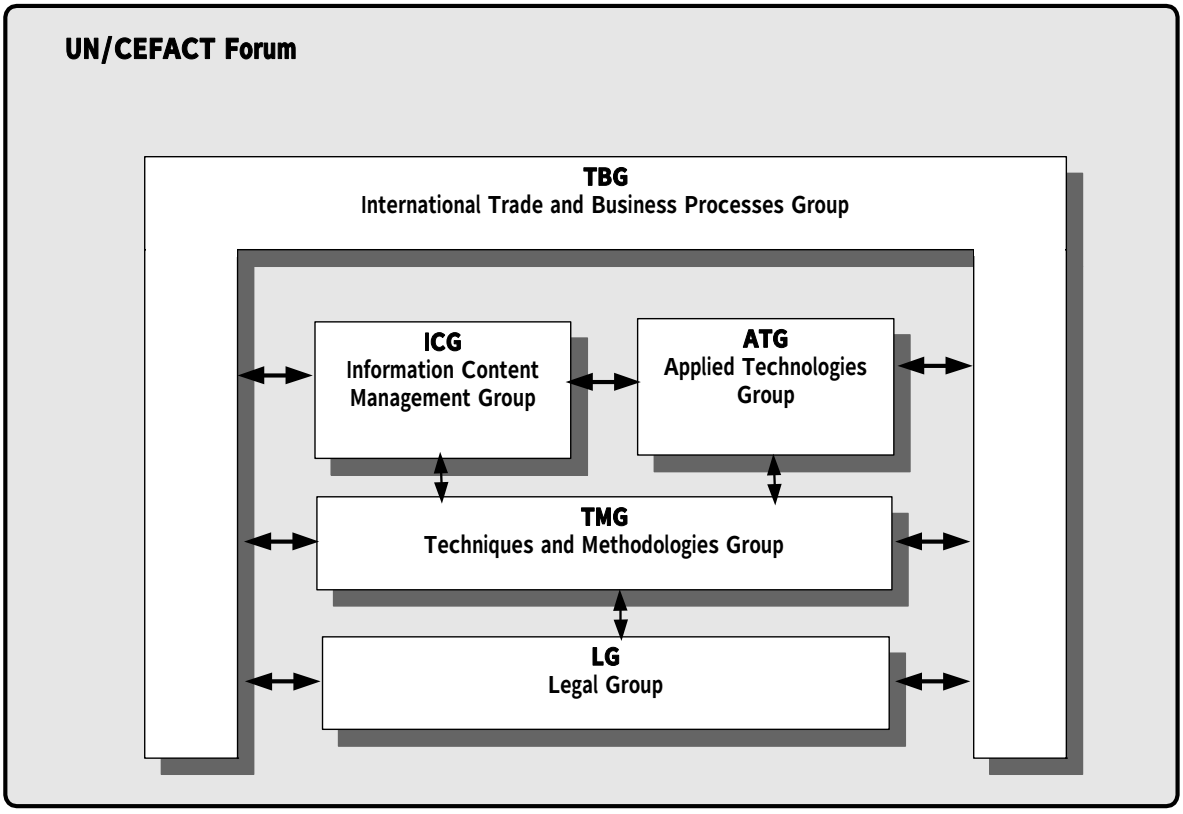

図９－UN/CEFACT **フォーラム**

2.6.6 UN/CEFACT **フォーラム**（Forum）

18. 1 年に 2 回の会議は、単 1 の作業体として相互の結び付きと完全な対話を促進するために、同時にすべてのグループが平行して会議を持てるように計画された。この合同組織は、UN/CEFACT フォーラムとして参照される。各グループは自分の意思で特定のグループを開催するオプションも持つ。

19. 個別の独立した（権限委譲された）UN/CEFACT グループである各グループは、作業の必要に応じて、内部を自由に組織化することができる。しかし、各グループは１つ以上のプロジェクトチームを持つ作業グループか、単にプロジェクトチームから構成されるものに分割することを推奨する。各グループの構成員は、実際の会議出席者であるか、ネットワーク上での構成員である。

20. 各プロジェクトチームは、既定の期間内に承認されたプロジェクトを完成させる任務を負っている専門家から構成される。 しかし、このプロセスは、プロジェクト自身が進行中の、または反復的な機能を持っている常設プロジェクトチームを設立することを妨げるものであってはならない。

21. プロジェクトチームの責任は、オープン開発プロセスの規則の下で UN/CEFACT メンバー（政府、非政府組織、国際機関）が提起した作業項目を網羅することができる。

2.6.6.1 調整チーム（Coordination Team）

22. UN/CEFACT フォーラムの全体的な調整は、各５グループの議長、副議長で構成されるフォーラム調整チーム（Forum Coordination Team：FCT) が執り行う。中立性を維持するために、更に、フォーラム議長を置くがいる。各グループ議長とフォーラム議長は、CSG の役職メンバーとなる。主要な責任は次の通りである：

- 事務局または他の支援サービスプロバイダと共に合同会議要件のロジスティック面の調整、
- 以下に詳述するプロジェクト管理

23. プロジェクト提案が適切なグループに割り当てられるよう確実にし、かつ重複を回避するため、全ての新規プロジェクト提案は、公開開発プロセスの下で合意された承認基準に従って、FCT によりレビューされ、承認されねばならない。

24. ウェッブ経由でアクセス可能なプロジェクトデータベースが、運用管理および情報ツールとして提供するために開発される。

2.6.6.2 国際貿易・ビジネスプロセスグループ（TBG)

25. 国際貿易・ビジネスプロセスグループ (TBG) は、適切な貿易簡易化と電子ビジネスソリューションの開発を支援するために、ビジネス・行政プロセス分析、最善の実務、UN/CEFACT モデル化方法論を用いた貿易簡易化手続を担当する。TBG は、現在のビジネス・行政のプロセスと手続の分析について発行、公開、紹介し、そして、より効果的な貿易プロセスに対する制約について報告する。これは、使命の範囲内で、かつ必要に応じ他グループや機関と連携して、より良いビジネス実務のための貿易簡易化勧告やガイドラインの発行を含むものである。

26. TBG は、ワークフローのためのエントリーポイントであり、貿易、ビジネス、行政活動固有の相互作用と協力役割の分析；貿易、ビジネス、行政関係情報処理パターンとフローの定義；及びビジネス情報モデルの仕様を含むそれぞれの役割間のフローといった特定の情報交換の文書化を担当する。

27. TBG が議長を務めるプロジェクトには、共通ビジネスプロセスの仕様、参照モデルの仕様、そして国連貿易簡易化勧告の仕様と開発が含まれる。TBG は、既存の共通ビジネスと行政プロセスの共用と評価のため、そしてビジネス関連のデータ保守要求のレビューのフォーカルポイント（中心点）として活動する。

28. このグループの専門家は、主に国際貿易や e ビジネス分野のプロセス、手続及びモデリングの専門家である。このグループは、ドメイン横断的なビジネスプロセスの調和、特に業界実装レベルでの、調和を目指してビジネスドメインと情報の専門化を合同する。

2.6.6.3 情報コンテンツ管理グループ（ICG)

29. ICG は、主に再利用可能な情報ブロックの管理、分類と標準化を担当する。このコンテンツは、基本情報構造や構成要素を詳述している一連のライブラリ（オープン・リポジトリ）に保存される。

30. 活動は、すべての情報モデルを越えて共通の情報ビルディング・ブロックを適用すること、またサービス・プロトコルやサービス・セマンティックスを詳述することを含む。ライブラリの内容は、コア・コンポーネント・ライブラリ・コンテンツと共に、現在の様々な業界によって使われている既存の情報ブロックの分析を通して作成される。また、グループは、情報モデルが、TBG が開発するドメイン参照モデルに揃えるように正規化することを確実にする責任を持つ。

31. グループは、主に技術中立で再利用可能な設計分野におけるセマンティックスや情報モデリングの専門家から構成される。

32. このグループは、UN/CEFACT データエレメント集、すべてのコード・ディレクトリ、ビジネスプロセス・カタログ、ビジネス情報オブジェクト参照ライブラリ、コア・コンポーネント・ライブラリに含まれている再利用可能なプロセスおよび情報ブロックを担当する。

2.6.6.4 応用技術グループ（ATG)

33. ATG は、UN/CEFACT、UN レイアウトキー、UN eDocs または XML のような特定の技術や標準によって展開される、貿易、ビジネス、行政文書構造の作成を担当する。これは、技術中立でない唯一の活動である。

34. ATG の活動は、UN/EDIFACT メッセージの設計と組立て、ディレクトリやライブラリ、UN レイアウトキー、UN eDocs, XML スキーマ、及び文書型定義 (DTD)に対するデータ保守要求の適用、コアコンポーネントの定義を網羅する。

35. このグループは、主としてデータ交換のパッケージングのためのさまざまなシンタックス、プロトコル、メカニズムの実装に精通した技術専門家で構成される。

2.6.6.5 技術・方法論グループ（TMG)

36. TMG は、UN/CEFACT モデリング方法論などの、現在 UN/CEFACT によって委託されている作業を担当する。基本（メタ）仕様書、ツール、教育を提供して、すべての UN/CEFACT グループにサポートを提供する。さらに、継続して、情報通信技術研究グループとして活動し、UN/CEFACT やそのグループを支援する新しい技術や方法論を評価して、貿易簡易化や電子ビジネスでの自らの使命やヴィジョンを実現する。

37. このグループの専門家は、UN/CEFACT 内で使われている既存の技術や方法論、技術開発、UN/CEFACT やそのグループの機能についての広い知識を持つ。

2.6.6.6 法律関係グループ（LG)

38. LG は、UN/CEFACT から現在委託されているその使命を継続して実行する。総会で定義された自分のプロジェクトばかりでなく、すべての UN/CEFACT グループをサポートする。

39. LG は、以下の発行、公開、提示を担当する：
既存の法律プロセスや法的手続きの分析、
より効果的な法的プロセスに対する制約についてのレポート、
効果的な法的プロセスや手続きに関して、UN/CEFACT や他の組織に提案する。
これは、その任務の範囲内で優れたビジネス実務のためのガイドラインの公表や、必要に応じて、他のグループや組織との連携を含む。

40. このグループの専門家は、UN/CEFACT の作業計画から生まれる法的問題に取り組むための知識を持つ。

2.6.7 ワークフローアプローチ

41. ビジネス、行政のプロセス分析においてさまざまなタイプの専門家（即ち、業務分野の専門家、業務プロセスの分析家、技術的モデラー、メッセージ設計者）が従うことの出来る一連のワークフローを採用することで、下に概略される通り特定の成果物を開発するこれらの分野の知識と専門性に特化するグループを結成できる。

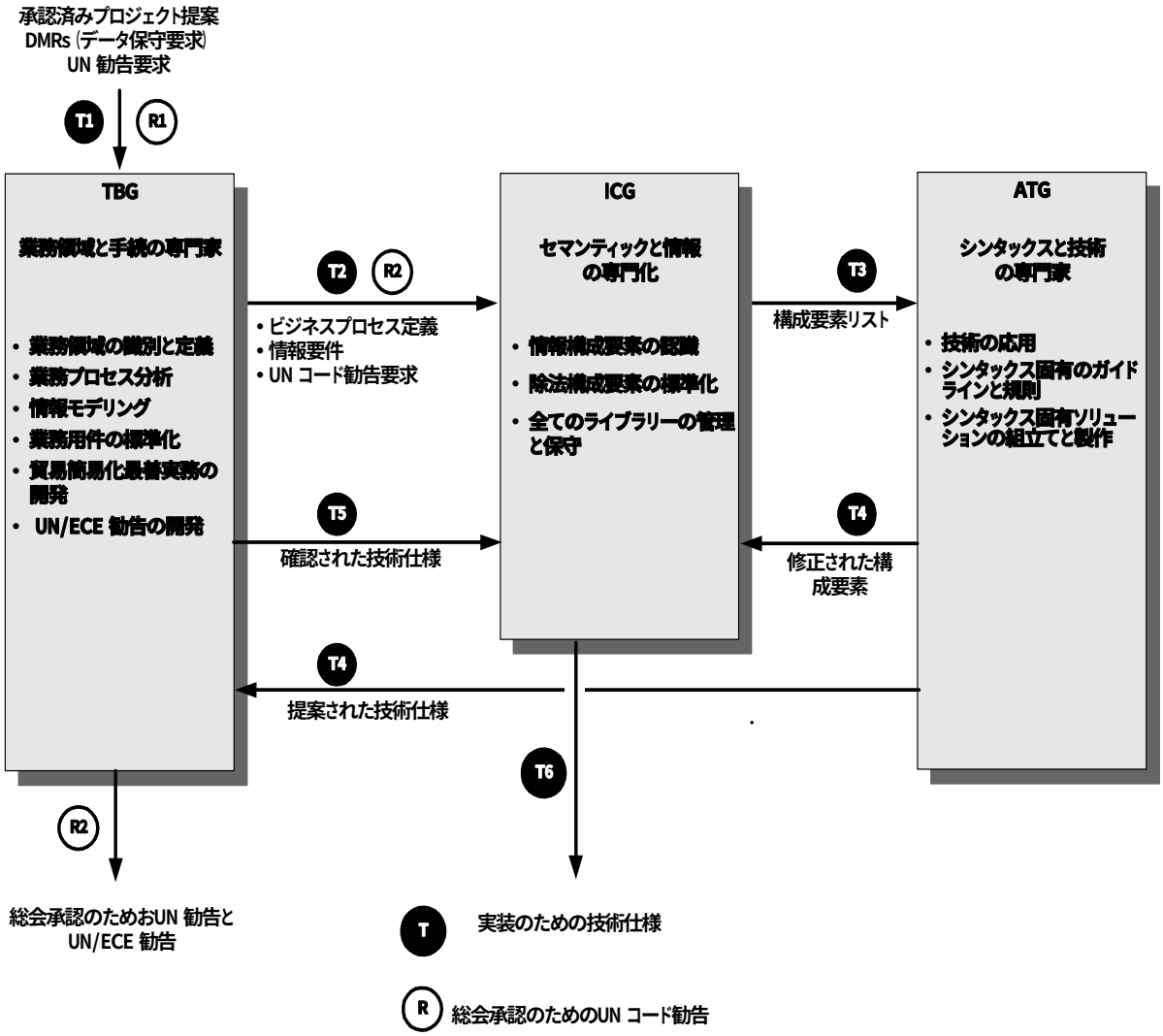

図 10 **－ワークフローアプローチ**

42. 図 10 は、TBG、ICG、ATG によって実行されるワークフローを描いている。この作業を実行するための基礎は、「技術仕様のためのオープン開発プロセス」に従って設立されたプロジェクトにより行われる。

43. 何が起こるか？

ステップ１：必要要件が技術仕様、UN 若しくは UN/ECE 勧告、あるいは既存のプロダクトの保守のためにあるかもしれない。もし必要要件が技術仕様のためであるなら、 TBG は、その業務分野の専門化を通して定義モデリングと分析を行うであろう。

ステップ２： 情報要件、或いはコード勧告要求を含む、結果としての業務プロセス定義は、ICG に渡される。UN 及び UN/ECE 勧告（案）は、TBG が用意し、結果的に総会で承認される。

ステップ３： 既存の再利用可能なコンポーネントを探すために、そして新しいコンポーネントを割り当てるためのレビューと正規化の後に、ICG は下記の何れかを行う：

a. （技術仕様要求のために）ATG に利用可能なコンポーネントリストを作成する； 或いは

b. （国連コード勧告のために）ドキュメントをカタログ化し、続いて総会承認を得る。

ステップ４：ATG は、提案の仕様と改訂コンポーネントの両方を作成するため、メッセージ/DTD/スキーマに組立てる。

ステップ５：TBG は、技術的ソリューションがビジネスニーズに合致するかどうか評価し、ICG に開放する。さらに、ICG は、最終改訂コンポーネントと評価済仕様を受取り、保守と将来の再利用のために適当なライブラリにそれらを保管する。

ステップ６：技術仕様は公開可能となり、或いは UN 勧告は、UN/CEFACT 総会承認のために提出される。

2.6.8 移行計画

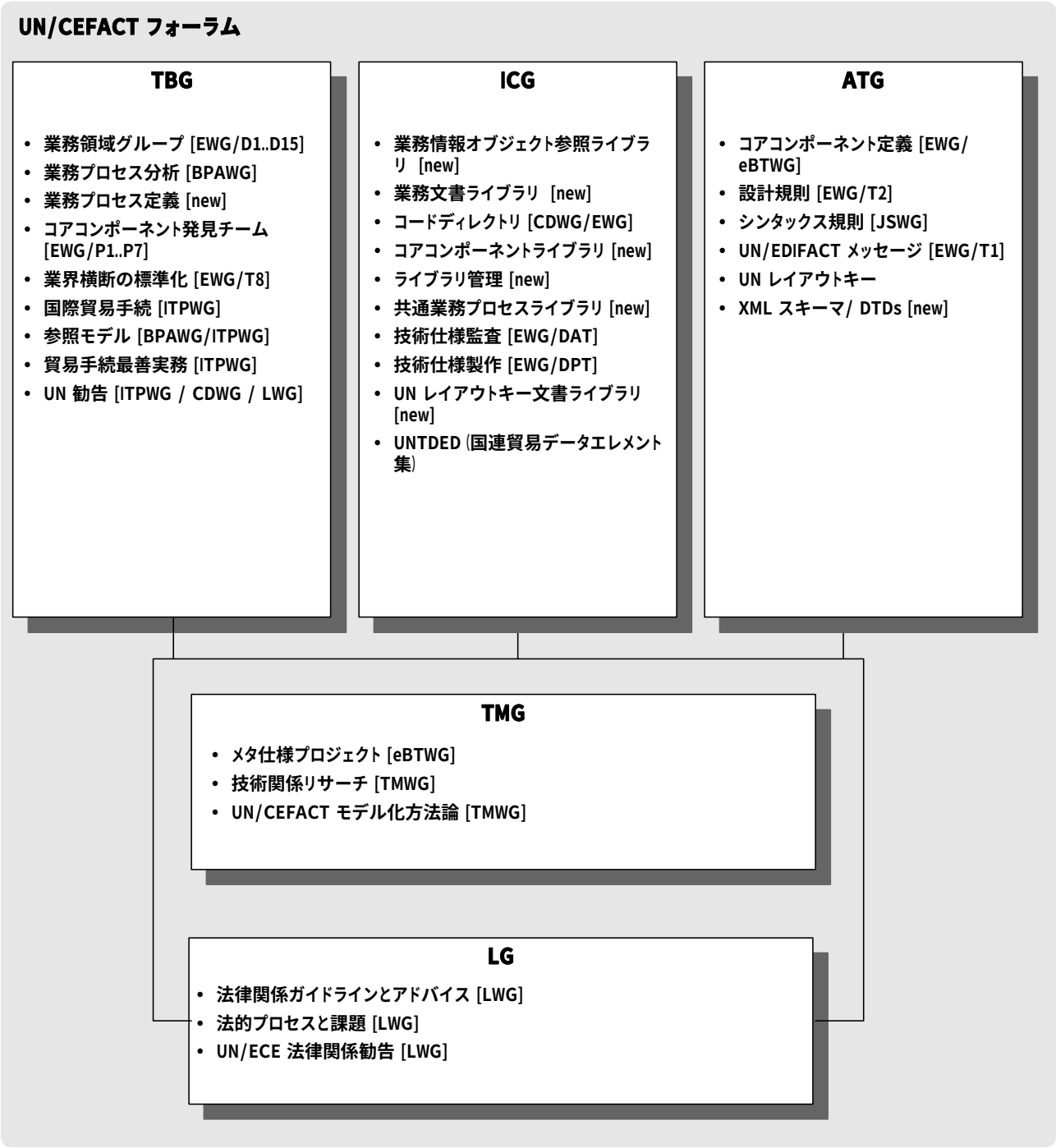

図 11－移行計画

44. 図 11 は、既存の UN/CEFACT 作業グループ構造から、提案されている UN/CEFACT グループ構造への移行を描いている。

45. 新しい各 UN/EDIFACT グループの主要機能は、四角で囲っている活動を担当する、既存の各 UN/CEFACT 作業グループと共に示されている。プロジェクトチームによる追加の詳細は付属書 B に示されている。

2.6.9 次のステップ（The Next Steps）

46. CSG は、現行の UN/CEFACT 作業グループが 2002 年 9 月 203 日にジュネーブで開催される UN/CEFACT フォーラムの第 1 回会議のために用意されている新構造にそれぞれの活動を前進的に移行するよう勧告する。

47. CSG は、現行の作業グループのためにアクションステップを詳述した移行文書 (UN/CEFACT Transition Plan)を発行する。これらの全作業グループは、UN/CEFACT フォーラム会議の第 1 日以前までに、現行組織における活動終了に関する必要な移行ステップを完了するよう期待される。

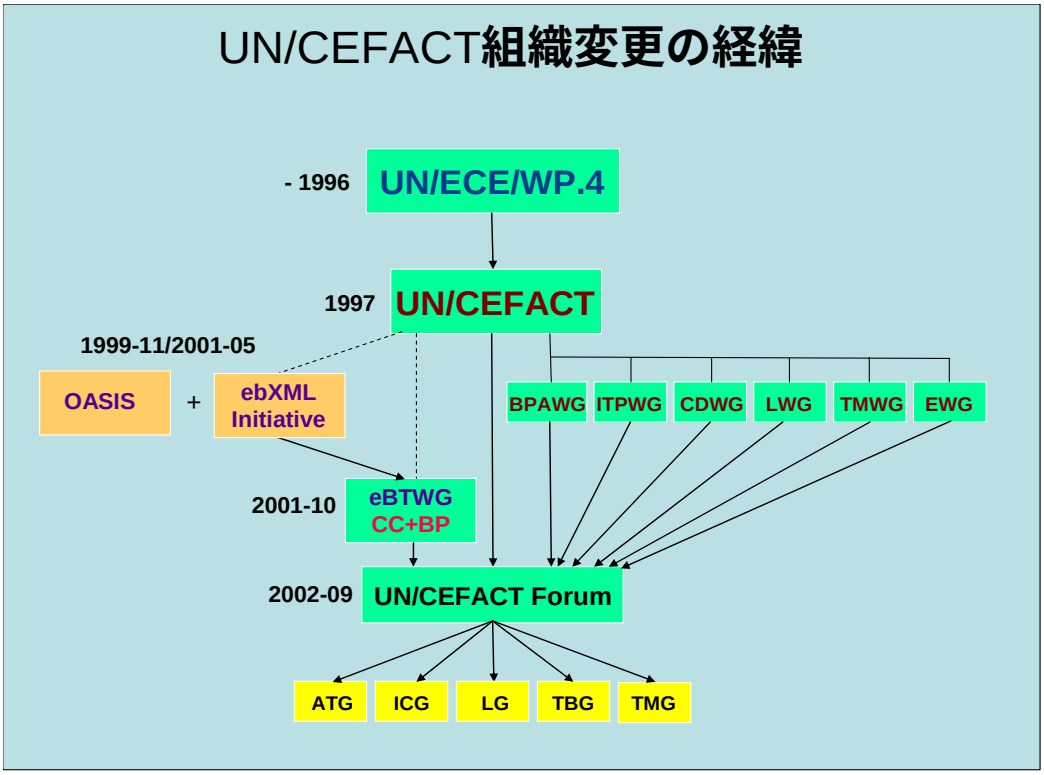

図 12－UN/CEFACT **組織変更の経緯**

2.6.10　付属書 A：参照モデル枠組み

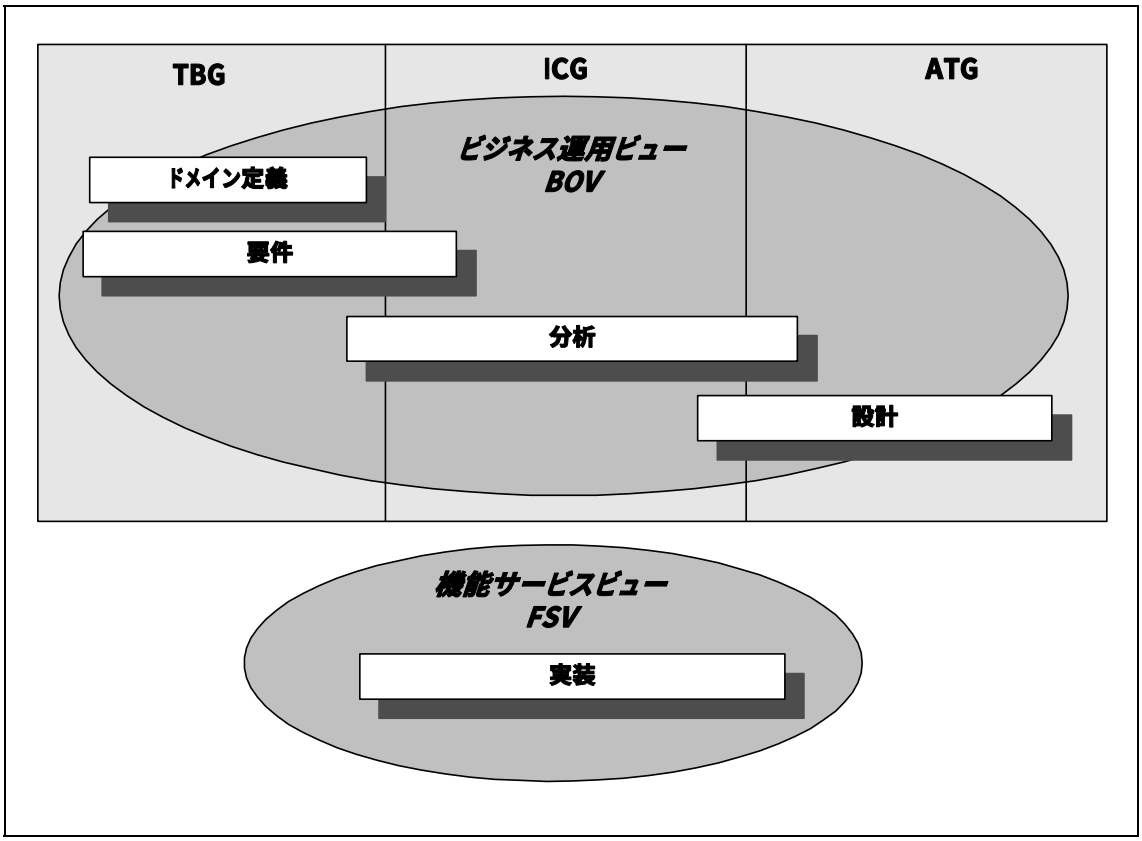

図 13－参照モデル枠組み

A1. 基幹産業の意見が再構築プロセスに包含された。 特に、ビジネス必要条件を確立して、正規化して、そしてビジネスプロセスを単純化する作業が 、XML、EDI 或いは他の転送プロトコル を使っているシンタックス固有のソリューションを開発する作業から分離される。

A2. 技術的な用語で、「機能サービスビュー(FSV)」からの「ビジネス運用ビュー(BOV)」のこの分離は、開放型 edi 参照モデルの枠組み（ISO/IEC 14662）に従う。 ISO/IEC 14662 は、 BOV を「ビジネス取引の記述のために必要な組織の間でビジネス決定と約束を行うことに関して、その局面に限定されたビジネス取引の展望（a perspective of business transactions limited to those aspects regarding the making of business decisions and commitments among organizations, which are needed for the description of a business transaction）」と定義する。 FSV は、「開放型 edi 取引の実行をサポートするために必要な IT システムの情報技術の相互運用性の局面に限定したビジネス取引の展望（a perspective of business transactions limited to those information technology interoperability aspects of IT systems needed to support the

execution of Open-edi transactions）」である。

A3. さらに、UN/CEFACT モデル化方法論は、ビジネスプロセスと情報モデルの逐次的な建設を規定するための、産業界に認識された方法論と UML プロフィールを提供する。 それは、そして精度の正しいレベルにおいて、業務分野の専門化、業務適用インテグレータとネットワーク適用ソリューションプロバイダに、さまざまにモデルを伝達するにふさわしい種々のレベルの（精度として知られている）仕様の細部を提供する能力を持っている。 これらのレベルは、ワークフロー段階（ドメイン定義、要件、分析、設計と実装ワークフロー）を経て実現され、各段階は、その次のプロセスへのインプットとして使用される成果物を産出する。 特定のワークフローは、第６節 (Section VI) ワークフローアプローチで概説される。

2.6.11 付属書 B：現行プロジェクトチームの移行

プロジェクト名	現作業グループ	提案のグループ
Accounting and Auditing Core Components	EWG (P7)	TBG
Business Collaboration Patterns and Monitored Commitments Specification	eBTWG	TMG
Business Collaboration Protocol Specification	eBTWG	TMG
Business Neutral Core Component Library	EWG (P1)	ICG
Business Entity Library	eBTWG	TMG
Business Process Information Model Exchange Schema	eBTWG	TMG
Business Process Specification Schema	eBTWG	TMG
Common Business Process Catalog Specification	eBTWG	TMG
Common Business Process Catalog Definitions	EBTWG/BPAWG	TBG
Core Component Realization Schema	eBTWG	TMG
Core Component Specification	eBTWG	TMG
Core Components Supplements	eBTWG	TMG
e-Business Architecture Specification	eBTWG	TMG
Finance Business Process Modelling	EWG (P4)	TBG
Finance Core Components	EWG (P3)	TBG
Harmonization Documentation	EWG (P2)	TBG
Insurance Core Components	EWG (P6)	TBG
Travel, Tourism and Leisure Core Components	EWG (P5)	TBG
UML to XML Design Rules	eBTWG	ATG

３．貿易簡易化勧告の概要（全体）

3.1　序　文

本概要は、1994 年に貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター（UN/CEFACT）と国連貿易開発会議（UNCTAD）により共同で編集され、UN/CEFACT 国際貿易手続作業部会が保守している。本概要の改訂版（TRADE/CEFACT/2001/17）は、2000 年に完成し、2001 年 3 月の UN/CEFACT 総会で承認されたものである。貿易手続きや貿易慣行の簡素化、調和、合理化に従事している人により、参照文献として使用されることを意図している。また、概要は、貿易や輸送の簡易化や調和の分野に存在する可能性に対する認識を促すために、産業、商業、輸送、行政、組織にとっても有用である。

初めに、さらなる調和、標準化、簡易化を通して効率を高めることを目指し、情報フロー、文書要求、電子ビジネス、正式要請、支払い手続きに関する国際貿易の現状をレビューする。

また、本書の勧告は、情報要件を削減し調和させることによって、貨物、輸送手段、関連サービスの移動を簡易化することを目指している規定を含んでいる。これは、フォームや電子的情報交換のための標準フォーマットを提供することを通じて、プロセスを簡易化し、情報エレメントや文書要求を標準化することによって実現される。

これらの文書の目的や範囲を、セクション IV 貿易簡易化に取り組んでいる国際組織において簡単に紹介している。

セクション III は、セクション II で示した勧告の全文または一部、あるいは適切な場合にはパラグラフを含んでいる。国際文書からの抜粋は、参考のために供されるものであり、正式な使用のための唯一正当な出典を構成する全文に取って代わるものではない。

注：
貿易簡易化は、国際貿易のための手続きや書類の系統的な合理化と定義される（貿易手続きとは、国際貿易における貨物の移動に必要なデータの収集、提示、通信、処理に関わる活動、慣行、手続きを指す）。
（出典：国際貿易手続きの簡易化に関する作業部会の資料、TRADE/WP.4/INF.91; TD/B/FAL/INF.91）

3.2 セクションⅠ－序　論

1.1 情報フロー

1.1.1 国際貿易や国際輸送で使われている手続き、手順、ペーパーワークは、政府と企業の両者が貨物の移動やサービスの移動を監視し規制したいというニーズや、すべての関係当事者の合法的利益を守る必要性から生まれた。これに関連して、すべての当事者間での情報や資金の流れに対する多様な要求が存在する。何年もの間、様々な国や部門の国際機関および国家機関によって行われてきた貿易簡易化のための努力により、情報フローが改善されてきた。これは、プロセスを分析し、要件を簡易化し、手続きや文書作成を調和させ、商活動を標準化し、情報エレメントの表現に統一コードを採用したことによるものである。しかし、歴史的先例、商業的惰性、管理機関の方法を調整することの難しさ、または他で開発されている解決策の無視により、こうした簡易化の努力に逆らうような要求をなお保持している国も依然として存在する。

1.1.2 荷主、運送業者、港湾管理機関、銀行、保険会社、税関、荷受人などをバリュー・チェーンにリンクするために開発されたプロセスやシステムが採用され、常に変化しつつあるニーズに応えようとしてきた。これは、特に現代輸送の速度、コンテナの使用や高速輸送に関係しているが、情報処理や情報伝達を改善する情報通信技術が提供する可能性を利用したことによるものである。

1.1.3 現在の情報フローは、通常人間が自分の手でわざわざ書き込み、署名し、認証する紙の文書とコンピュータが作成するが、手で送られる（そして、再度手で他のコンピュータに入力される）文書との間の中間点にある。しかし、同時に、ほとんど人間が介在することなくデータがコンピュータ間で送られる自動データ伝送の世界がますます世界に広まっている。

1.1.4 情報のタイムリーな到着は、いかなる国際貿易取引においても非常に重要である。しかし、各業者が自分の役割を果たすために必要な基本的な情報が到着する前に、貨物が宛先に到着するということも稀ではない。

もし、現代的情報通信技術を最大限に活用するならば、すなわち必要な文書をコンピュータで準備し、そのコピーを電子メールまたは電子的データ交換（EDI）で送るならば、情報の作成と転送における遅延を減らすことができる。これはあまりにも先進的すぎると思うかもしれないが、ファックスや標準化された文書を使うことにより、文書作成の簡易化のためのソリューションを提供できる。しかし、情報フローを簡易化するためには（すなわち、情報を収集し、転送し、処理する方法の簡易化）、なお多くのことを行わなければならない。正式手続きあるいは商業手続き自身を簡易化することも部分的に有効であるが、利用可能な技術に関連した情報を体系的に処理する方法が存在しなければならない。発

達が最も遅れている国においてさえも、インターネットのような電子貿易ツールや安価で信頼できるコンピュータが利用できるようになったことにより、大きな可能性が開けてきた。

1.1.5 貿易書類や貿易手続きによって生み出される問題は、データの供給と、いくつかの手続きの複雑さという 2 つに分類することができる。

1.1.6 先に述べたように、貨物の前に到着しなければならず、迅速に処理されなければならない情報が、貨物の後に到着することも稀ではない。トランザクション・チェーンのクリティカル・ポイントにおける書類の欠落による遅延を避けるために、たとえばクーリエ・サービスのような非常に高価なソリューションを使っている企業も存在する。しかし、これは、普通の国際取引で期待できる最良の実際的性能の速度との間で配送を調整する場合にのみ有効である。

いくつかの手続きの複雑さによって、たとえば貨物が輸送中に、必要な情報の量を最小化する対策が取られないならば、この効果は失われる。一般的に言えば、安全と経済性という利点をもって、情報技術を一貫して適用する前に、手続き面での要件を再調査し、人間の手に頼るやり方を整理しなければならない。

1.1.7 理論的には、ある国から他の国に商品を販売するためのシステムや手順に、特に本来的に複雑なことはなにもない。国家利益の保護のための政府の要求を別にすれば、困難は、その量が膨大なオペレーション、そして関連する人間、利益、国家、言語の数が膨大であることにより生まれる。ネットワークのある部分で簡易化のための解決策であると思われるものが、ネットワークの他の部分では困難を生み出すこともしばしばありうる。例を挙げるならば、輸入国における特定の問題を解決するのに適しているプレシップメント検査（PSI）が輸入国に対する足枷となり、輸入国は販売価格にそのコストを組み込むこともありうる。最終的に、PSI の追加コストは、輸入国におけるその製品の最終消費者が負担することになる（PSI 実施の非推奨に関する勧告を参照）。

1.1.8 売手と買手は、自分の総合的生産コントロールとマーケティング処理を考慮して、最少の複雑さとコストで貨物を売買するという合意に達することを希望する。売手は、１回のトランザクションが両者の満足するものであるばかりでなく、それが将来のビジネスの可能性にも貢献するように、確実な支払いと貨物の安全でタイムリーな到着を希望する。これに対し、買手は、契約で定められた場所と時間に購入契約を結んだ貨物を、良好な条件で、また製品を入手し支払いを行うのに合理的に必要なだけの手続きと作業によって、受け取ることを希望する。

1.1.9 ターミナルやフォワーダのような輸送チェーンに関与する運送業者などは、最少の複雑さによってクライアントに代わり貨物を受け取り配送できることを希望

する。また、自分の輸送やハンドリングのためのリソースの効果的なオペレーションのための要件にできるだけ適合した条件と方法で自分の機能を果たそうとする。

1.1.10 また、個別要件に可能な限り適合しつつも、損失や誤解に対する賢明な予防策を適切に実施するのに必要な手段によって、顧客の商取引に資金提供し、支払いを簡易化することを希望する。その際に、運送業者などは、自分が受け取った指示に適合している書類を迅速に用意する必要がある。特に、信用状の枠組みで支払いが行われる際には、書類のいかなる不備によっても、訂正や確認が遅れることになる。

1.1.11 しかし、こうしたニーズは合理的であり正当なものであると言えるが、ある商取引や交易の要件が他のものと矛盾することも決して稀ではない。解決する前に、個別のニーズや非互換性を識別しなければならない。さらに、ニーズに従う前に、様々なニーズを調停しなければならない。こうしたニーズを最も良く説明できるのは、この商業的利害関係者自身であるが、そのために、彼らは、UN/CEFACT（貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター）が勧告しているように、様々な組織や国家貿易簡易化機関を通して自分の意見を表明するための多くの手段を持っていなければならない（UN/CEFACT 勧告番号 4）。

1.1.12 先に述べたように、政府や商業的当事者は貨物やその支払いの移動を監視し規制しなければならないことにより、国際貿易ではそのための手続きやペーパーワークが発生するようになった。情報の最後の宛先は政府部門と民間部門の間に分けられるかもしれないが、トランザクション時には、両者が必要とするデータは、緊密にまた不可分にリンクしたままになっている。商業的要件は、自分自身ニーズを満たすためにトレーディング・パートナーによって考案され、それゆえ変化する貿易実務に適合するように容易に調整可能である。これに対し、政府の要件は、政府が実行し規制する。そして、財政、防衛、貿易管理、健康のための要件のような多様な目的を持っている。貿易の簡易化が主な目的ではないかもしれないが、変化の可能性は非常に限定されたものであり、たとえ変化が可能であるとしてもその速度は非常に遅い。

1.1.13 情報を求める人および情報を提供する人は、それぞれ特定の責任を持っている。技術的仕事の基本は、最大の効果で最少の情報を移動することである。その基準は、トランザクションにサービスを提供するのに必要な最少の情報でなければならず、他の目的のために人々が得ることを希望する最少の情報ではない。これにより、特に自分のデータ要件を強制できる立場にある政府、銀行、その他の信用機関などには特別の責任が生まれる。

1.1.14 データが最終的にどのように使用されるかを問わず、貨物が到着する前に確実に情報がタイムリーに到着することは、いかなる国際貿易取引でも非常に重要である。世界の距離が「縮まり」、旅行時間

が減少しているので、関係者にとって最も迅速かつ効果的に情報が伝送されることが重要である。情報が貨物の後に到着する場合、最良の情報が、特に港湾関係者に深刻な問題を突きつける。世界の様々な部分において利用できる技術は相異なっていることを認めなければならないが、可能な限り、最新技術を使うことを勧め、（必要な法的、規制的枠組みを含めて）そのような使用のための適切な条件を関係各国において確立しなければならない。

1.2 書類上の要件

1.2.1 国際貿易でのペーパーワークや手続きに対して最も広く議論されていることは、この手続きにより、回避可能であったコスト、たとえばデータの複製や再作成のためのコスト、トランザクションが完全には実行されないときに特に目につく問題が発生するということである。

1.2.2 このような大ざっぱな意味でのコストは、曖昧であり、また誤解を招く指標であるかもしれない。管理センターにおける実質上の利点を示すと共に、特定の出荷や移動コントロール機能に対して複雑さやコストを追加することがある、実効的な全体的コントロール・システムを確立することもできる。

1.2.3 国際貿易では膨大な情報が必要となるので、紙の文書も膨大になりうる。それゆえ、多数の文書の作成を簡易化する方法に注目が集まっている。情報フローと関連した多くの困難は、「統一文書」、すなわち同じサイズの紙に印刷され、各フォームの同じ相対位置に情報の共通項目が書かれている文書を使うことによって、減らすことができる。

1.2.4 共通の標準に揃えられた文書、国連レイアウトキーが現在かなり広まっているが、多くの企業は、この機能をまだ使っていない。統一文書を使うことの利点を彼らに知らせなければならない。企業の社内要件がこの統一文書と結び付けられる場合その効果は大きい。

1.2.5 基本システムは非常にシンプルであり、最新技術なしでも動作可能である。トランザクションや出荷の詳細をマスター文書に置くことにより、「ワンラン（one-run）」システムと呼ばれるものによって、統一フォームを準備することができる。特定の手順のための個別フォームには必要でない情報項目は、作成される文書においてそのデータを無効にする方法を使って省略することができる。

1.2.6 個別フォームの準備および印刷時に、いつでも情報をマスター文書に追加することができる。このシステムにより、文書を用意するのに必要な時間とコストが削減され、マスターはチェックされているので、すべてのフォームの情報は正しいことが保証される。

1.2.7 内部データベースから必要な情報を抽出し、マイクロコンピュータを使って統一文書を作成するのに利用できるソフトウェア・パッケージが存在する。これにより、企業は必要なフォームの再作成に使わ

れるマスターを作成し、情報を事前に刷られたフォームに印刷するか、あるいはレーザ・プリンタを使って普通紙から完全なフォームを作成することができる。

1.2.8 文書や手続きにおけるリフォームの検討において、商業的関係者は、輸出者から輸入者、あるいは売手から買手への貨物のファイナンシング、ハンドリング、そして移動のための全般的コストにおける実質的な削減によって大きな影響を受ける。この点で、文書や手続きの直接的コストは問題の一部にすぎないことを認識しておかなければならない。不適切なドキュメンテーションに対する罰則、ビジネスの遅延や損失のような間接的コストも存在し、大きな影響力を持っているが、前もってその額を正確に計算することは不可能ではないにしても、非常に難しい。特定のトランザクションにおける文書作成や手続きのためのコストは非常に小さなものであるかもしれないが、現在のシステムに見られる多くの小さなエラーによって、たとえば数千ドルの遅延コストが発生することがある。

1.2.9 このような状況において、情報を要求するもの、たとえば税関、運送業者などは、できるだけ少ない情報を求めるようにしなければならず、他人に文書（貨物申告）の作成を要求する場合には、標準フォーマットで提供しなければならない。情報を提供する側は、合意したフォーマットで適時正確なデータを提供する責任がある。これらの条件が満たされるならば、情報の提供者も受け取り側も、効率的な文書システムを運営でき、最少の時間で自分の手続きを実行することができる。

1.3 電子ビジネス

1.3.1 電子ビジネスとは、ビジネスを電子的に実行するプロセスと見なさなければならない。これには、ビジネス業務や管理業務などでトランザクションを実行するために、提供者、税関、政府機関、サービスプロバイダなどの間での電子的手段による非構造的、構造的データの共用が含まれる。これは、現代において最も急速に発展している情報通信技術（ICT）である。この技術を使うことにより、ほとんど人間が介在せずにビジネス・アプリケーション間でのデータ交換のためのインターネットと共に、電子データ交換を使うことが可能になった。ICT は、ビジネス実務から紙の文書の使用と処理を完全になくすことにより、ビジネス通信を一新した。社内でのデータフローの合理化により、ビジネス機能の統合性が高まり、意思決定過程が簡易化される。EDI は、「ジャストインタイム」生産のような魅力的な戦略への道を開く。さらに、企業は自分の取引相手とさらに緊密にまた効果的に結合することができるようになる。

EDI とは、電子的手段によりコンピュータ・アプリケーション間で、合意した標準により、構造化データを転送することを表している。EDI とは新しいコンセプトや新しい慣行ではない。様々な企業、政府機関、金融機関が EDI を使って、購買注文、コンテナ積載情報や金融データのような大量の常に変化する情報を交換している。

1.3.2 ペーパレス・トレーディングは、特に紙の文書では対応しきれないような非常に厳しいスケジュールで細かく出荷しなければならないことに対応するための「ジャストインタイム」在庫コントロールの誕生により、非常に多くの国で重要になっている。また、EDI は国際貿易サイクルにおける当然の進化であるので、ペーパレス・トレーディングが急速に多くの国で成長している。確かに、EDI を使う大きな理由の１つは、通常のビジネス取引では膨大な文書を作成し、移動し、処理し、訂正し、転写し、コピーしなければならないということである。EDI は、紙の文書が持ついかなる不利点も持たず、EDI を実施する企業に確実な利点と節約をもたらす。正確さ（データはコンピュータ・ファイルから直接受け取り、手で再入力する必要はない）、速度、節約（データの郵送、コピー、ファイリング、配布、取得の費用を節約する）などの利点がある。

1.3.3 EDI は、標準がなければ機能しない。封鎖グループ内でのスピーディで正常な実装のための部門要件および国家要件に適合するために様々な EDI 標準が開発されたが、国家や部門を越えた実装は、パートナが多大の費用と不便を甘受して複数の EDI 標準をサポートし、保守し、解釈できなければならないので、難しい。これに対処するために、10 年以上に渡り、UN/CEFACT とその後継組織 UN/ECE の WP.4 は、EDI のためのデータエレメント、コード、セグメント、シンタックス・ルールをカバーする基本標準を開発してきた。この開発の成果である UN/EDIFACT は、ビジネスデータ交換に完全な標準メッセージ・タイプ（UNSMs）を使うために必要な情報を世界市場に提供している。これらの標準は、他の UN/CEFACT 勧告と共に、インターネット、VANS などの手段を通した様々なフォーマットのデータの交換に必要なビジネス知識を表している。電子ビジネスは、これらの基礎的要素を使って、的確な情報を適宜利用できるようにしている。

紙の文書を電子情報によって置き換えても、国際貿易取引での基本的な取引要件が変わることがないことは明らかである。従来と同じ基本機能を実行しなければならず、パートナはたとえば EDI を通じて、注文を授受したり、税関に貨物を申告したり、運送業者でスペースを確保したり、支払いを手配したりする。しかし、電子ビジネスソリューションの実装により、従来とは異なるプロセスや簡易化がもたらされる。

1.3.4 貿易や輸送で使われている国際情報フローの場合、データの電子的転送により、たとえば EDI を含む情報技術の使用に大きく依拠しているコミュニティ・システムで実際に実現されているように、手続きの合理化や効率的な取引／輸送が可能になる。これにより、国によっては、電子メッセージが従来の紙の文書や税関申告などに取って代わることを許すために、または電子メッセージに従来の紙の文書と同じ法的価値を与えるために、法や規制を変えることが必要となる。

1.4 貨物／荷物に対する要求

1.4.1 国際貿易への各参加者は、検査や統制のためにどのような貨物が申告されているのか税関が知る必要がある貨物、商品、機器を一意に識別する必要がある。港湾当局、ターミナル、運送業者、そしてそのエージェントは、自分の管轄下から引き渡すことのできるのはどの貨物であるかを正確に知る必要がある。船会社は、自分が運ぶ貨物や機器を明確に把握し、詳細に説明できなければならない。輸入者と輸出者は、運送中の貨物を正確に把握し、積み込みやハンドリングの費用をどの貨物に課するのか正確に把握していなければならない。

1.4.2 現在、港やターミナルでは、識別子として貨物や関連書類に添付しなければならない１つの貨物リファレンスとして、多くのリファレンスが使われている。貨物を扱うあるいは調査する者は、貨物を相互に区別できることが重要である。説明や番号と共に、パッケージのマークや番号が、そのための役割を果たしている。

1.4.3 輸送形態にかかわらず、従来の方法で国際的に移動される貨物には、物理的なマークが必要である。このマーキングは関連書類に複製されたり、電子メッセージでデータとして伝送されることもある。シッピングマークは、混乱や遅滞なく、最終目的地に迅速、安全、スムーズに貨物を識別し、移動し、貨物と書類を照合するために常に存在していなければならない。現在、輸送にコンテナが広く使われるようになっているので、運ばれる貨物や機器の間のリンクは、適切なハンドリングやコントロールのためにますます重要になっている。荷物を識別できなかった場合、不必要なコスト、過誤、混乱、運送遅れが発生する。

1.4.4 参照やマークは、各国毎にまた輸送形態毎に大きく異なっている。国際貿易のボリュームが増え、複合一貫輸送や協同一貫輸送が利用され、コンテナが広く使われるようになり、（紙の文書であるか、それとも電子的な情報交換であるかを問わず）こうしたデータを管理する必要性が高まっている。コスト意識が高まり、貨物の物理的マーキングにシンプルで一貫した標準を適用しなければならないことは明らかである。このような理由により、シンプル・シッピング・マークの使用が推奨されている（UN/CEFACT 勧告番号 15）。

1.4.5 EDI やその他の電子メッセージを通じて、文書における多くのリファレンスは作成され、受け取られる。作成者にとっては意味があるが、現在のリファレンス・システムは、自分自身のリファレンスを作成する第三者にはほとんど意味を持たない。国際貿易取引では、30 以上ものリファレンスが作成されることがあり、そのすべては通常なんらかのデータベースに保持されている。EDI の開発によって、こうした多くのリファレンスを保存し、転送し、関連づけることはコスト高であることが分かってきた。したがって、これらのリファレンスを可能な場合、できるだけ調和させ統一するための方法を見つけなければならない。

そのために、UN/CEFACT は、1992 年に勧告番号 8、独自識別コード方法論（UNIC）

を開発した。これは、取引または積み荷の全体を参照するための方法を提案している。サービスの買手、売手、または提供者のいずれかが作成でき、政府と民間の両方の組織が利用することができる。UN/EDIFACT と国連文書標準の両方に準拠しており、国際貿易で（国内取引でも可）唯一のリファレンスになるという機能を持っている。現在の勧告は、民間符号化機関、金融または統計当局のような公的機関、そして貿易会社自身が発行した既存のコードやリファレンスをベースにしている。この方法論は汎用的であり、対応する記号を持つバー・コードとして表すことができる。現在、WCO と各国税関は、この勧告を適用する新しい方法を探し、適切な場合には改訂することを目指している。

1.5 政府の要求

1.5.1 国際貿易で要求される多くの文書や手順は、自分の商業上の要求を満たすために商業上の利益から考案された。時代遅れになり、変化した環境（たとえば輸送方法の変化）に適さなくなったと見なさるようになっているが、これらは少なくとも貿易の簡易化を目指している。これに対し、政府の要求や、そこから生ずる文書や手順は、様々な目的を持っており、貿易の簡易化はその主たる目的ではない。しかし、多くの国で、貿易は、貿易や輸送の新しい方法の要求を満たすため、また管理サービスの効率と効果を高めるために、特に税関によって絶えずレビューの対象になっていることを承知している。これは、ますます多くの国での、WCO の改訂京都協定の規定の漸進的実装、そして UNCTAD ASYCUDA プログラムやその他の EDI イニシアチブのような自動化システムの導入の結果である。

1.5.2 税関当局は、通常他の政府部門によって決められる基本方針ための様々な方策の実施を担当する。たとえば、為替管理規制や輸出入規制や禁止を実施する。また、いくつかの公衆衛生規制に従うように求める。貿易統計を編集し、他の機関に代わっていくつかの税を徴収する。

1.5.3 税関が自分の要求を自発的に修正しようとするとしても、それは、情報や書類に対する税関の詳細な要求を満たすことによって、輸出者を輸出貨物の正確な申告を行う義務から解放するものではないし、輸入者を迅速に貨物を通関させる義務から解放するものではない。現在、多くの国で、税関は、パッキング・リストの代わりとして、あるいはインボイスの一時的な代用物としてテレックス、ファックス、または適切な場合電子メール情報を進んで受け入れ、輸入商品をそれに従い通関させている。しかし、輸入者による間違いが、絶えず貨物の迅速な通関を妨げている。輸入品目の代表的なサンプルの分析によれば、その約 30%が少なくとも 1 個所は間違っている。一般的な間違いとして、基本的情報の欠落、不正確な税率または統計分類、そして裏付け文書の非作成がある。やはり、文書の提携システムや EDI の使用によって、こうした誤りを少なくしなければならない。

1.5.4 こうした間違いは、税関が提供でき

るサービスに対して大きな影響を持ちうる。たとえば、より多くの便宜を提供したり手続きを加速したりするために、税関は通常貿易業者の業績を考慮に入れる。こうした便宜には、移動や貿易業者の業績の選別基準をもとにして貿易業者の敷地で実施される通関、または、監査ベースの統制と結び付けられた簡易通関がある。

1.5.5 製品分類の分野での税関データの調和は、国際商品統一分類（HS）に関するWCO 国際協定の導入によって実施された。HS は、１つの分類システムに対する差し迫った緊急にニーズに応えるために作成された。この分類システムは、国際貿易社会全体の基本商品記述分類要求に応えるものである。HS を使っている国は、世界貿易の 85%以上を占めている。しかし、HS は様々な目的のために機能を持っているが、その基本目標の１つは、通関環境以外にその分類コードを適用することである。すなわち、税関や統計当局ばかりでなく、貿易業者、運送業者、生産者などにもそのコードを使用させることである。この目的はまだ達成には程遠いが、この真のビジネス機会が失われないようにするために、最善の努力を払わなければならない（勧告 D.7 と N.16 を参照）。

1.6 支払い手順

1.6.1 支払いは、国際貿易の基本項目である。支払い方法とその効率は、商業的慣行ばかりでなく、いくつかの国では政府の方針によっても影響を受ける。

1.6.2 支払い方法は、輸入国の政府が課する為替管理規制によって、あるいは貿易業者が特定の方法の意味を完全には理解していないために、あるいは支払いを過剰に保護しようとして、本来あるべき効率を達成できないことがある。こうした制約は、一般に反生産的であり、貿易の簡易化ではなく貿易の抑制をもたらす。

1.6.3 もっとも広く使われている支払い方法は、信用状（L/C）である。150 年以上にも渡って使われてきた信用状制度は、書類の適切な提示に対して支払いを行うために導入された。L/C は、必ずしもその使用の経済的正当性が認められない価値の低い荷物にも使われてきたが、非常に安価なものから非常に高価なものまで様々な貨物に使用されている。

1.6.4 L/C に対する要求は、世界各国で大きく異なっている。特に発展途上国では難しいケースが多い。たとえば、発展途上国からの信用状は 4 ページもの要求からなっており、それに厳格に従うことを求められるが、相互に矛盾していることがある。

1.6.5 また、英国での調査によれば、50%以上のケースで、決済を安全にするために提示しなければならない書類が、信用状の規定により書類を受け入れ不可能にする瑕疵や間違いにより最初の提示で拒否されている。意外なことではないが、この大部分が、手により処理、情報の書き換えまたは再入力によるものであることが分かっている。

1.6.6 信用状の要件は、言語の解釈によっ

ても影響を受ける。これは、信用状の項目により、積み替えが禁止されている場合に特に目立つ。国際商工会議所（ICC）の信用状統一規則（UCP）で定義されているが、積み替えという語は様々に解釈されることがある。そして、これにより、信用状が無効になる。同じような難しさが売手と買手の間の誤解によって生まれることもある。買手はある条件、たとえば shipped on deck を指定し、これは買手に特有な意味を持っている。一方、売手はこれを異なる意味に理解している。両者が事前に条件に合意していなかった場合、修正の可能性が制限されているとき、銀行への提示時にこの不一致が明らかになる。ICC は先に述べた UCP（最近改訂され、UCP 500 として発行されている。以下でいろいろな場合にこれを参照する）を発行しているが、いくつかの国は、その国特有の、そして必ずしも明確とは言えない自国の標準的銀行業務慣行を参照するように主張する。

1.6.7 支払い方法ばかりでなく、資金の送金方法も重要である。これには、S.W.I.F.T Express Money Transfers（EMT）から郵便小切手または電子バンキングまでいろいろある。送金にかかる時間は各システムによって大きく異なる。支払い送金に 30 日もかかる場合も稀ではなく、その場合利息のコストだけでもかなりの額に達する。買手から見た場合、送金額がすでに自分の口座から差し引かれているのだから、送金時間は買手にとって何の利益もない。すべての大手銀行は明確に次のように述べている。絶対に必要な時間よりも長く資金移動を遅らせ、貿易業者の資金を自分のところに差し止めておくようなことはしない。しかし、資金が買手から売手へと移動するほとんどすべての国際貿易取引では、資金移動に複数の銀行が関与し、技術的欠陥や人間のミスにより遅れることがしばしばある。

1.6.8 こうした遅れは、EMT のような効率的で速い送金システムを使えば減らすことができるが、こうしたシステムを使うためのコストは非常に高い。現在、コストが恩恵を越えているので、US$10,000 未満の額を送るのに EMT を使うのは経済的ではない。これは、直接国際貿易の効率に影響する。特に、キャッシュフローに大きく依存している小さな国際貿易業者にとって大きな意味を持っている。

1.6.9 遅延のその他の原因としては、特定の支払い方法を強制する、いくつかの国での厳格な為替管理規制がある（取引が相互に信頼しているパートナー間で行われるときには、多くの場合為替手形やオープン・アカウントのような柔軟な方法が使われるのに、L/C の使用を義務づける）。実際に、現在の政府要求のいくつかは、貿易業者にとって煩雑であり、貿易情報のフローを妨害している。要求があまりにも厳しすぎる国との貿易を自ら控えようとしている。これらの国は、自分の合法的目標、すなわち自国の希少資源をハード・カレンシーで保護するという目標、事情によっては輸出収入の本国送還を統制するという目標が、トレード・パートナー間での通常の支払いを遅らせないような方法を通じてどのように達成できるのか検討すること

が明らかに有益である。

1.7　結論

1.7.1 隊列の速度は最も遅いトラックまたは船舶によって決まるように、また鎖の強さは最も弱い環によって決まるように、貿易の効率は、トランザクション・チェーンのあるオペレータが効率的に動いていない場合、達成不可能である。これは、国際貿易での貨物の移動をコントロールしている民間および政府機関の両方に当てはまる。

1.7.2 したがって、貿易手続きや貿易慣行は、情報管理システムの介入の方法や発展レベルにかかわらず、トランザクションのすべての関与者に適用される１つの統一した基本原理と基準によって決めるのことが重要である。情報の受け渡しに電子技術（特に EDI）を使えば、貿易の効率化が大きく簡易化されることは明らかである。しかし、この目標は輸出国および輸入国の両方で基本手続きが実施されている場合にのみ達成されることを認識していなければならない。

1.7.3 効率的な手順を考案するためのツールは、標準、推奨基準、モデル手続きなどの形で利用できる。貿易簡易化勧告の概要は、こうした実際的対策の包括的なリストを含んでいる。実際に個々の国で実装される範囲に関する指標は存在していないが、こうしたツールのほとんどは、発展レベルが異なる多数の国で広範に使わていることは周知のとおりであり、その効果も証明済みである。その多くは、国際貿易手続きの合理化のための基本である。こうしたツールが一般に利用されるようになれば、実務改善を通した効率的な貿易へと大きく一歩前進するだろう。

3.3　セクション II ー 貿易簡易化勧告のリスト

この概要に含まれている勧告の簡単な説明は、次の見出しにより分類されている。

A. 貿易簡易化のための一般規定
B. 政府の手続きや規制関係の規定
C. 輸送および輸送手段に関する規定
D. 人間の移動に関する規定
E. 危険物や有害物の管理に関する規定
F. 支払い手続きに関する規定
G. 情報通信技術（ICT）に関する規定
H. 商慣習や国際基準に関する規定
I. 貿易簡易化のための法的側面

A. 貿易簡易化のための一般規定

A.1. 貿易

税関、入国管理、防疫の義務をカバーしている総括輸入宣誓書	ICAO
貨物、乗客、乗組員、手荷物の通関簡易化	IMO
貿易簡易化のための中央機関の設立	UN/CEFACT、IMO
文書コピーの要求に対する制限	UN/CEFACT
国際貿易手続きに関係した簡易化対策の使用	UN/CEFACT
プレシップメント検査は法的要求事項ではない	UN/CEFACT
暫定的対策としてプレシップメント検査を使用	UN/CEFACT
税関関連の活動を実行するためにプレシップメント検査を使用	UN/CEFACT
プレシップメント検査に関する合意	WTO
できるだけ簡易な手続き	WTO
原産地ルールに関する合意	WTO
貿易に対する技術的障害に関する合意（TBT 協定）	WTO
衛生および植物衛生対策に関する合意（SPS 協定）	WTO

A.2 税関やその他の規制機関

コントロールの調整と調和	ICAO,UN/ECE、WCO
動物検査要求に関する情報	ICAO,UN/ECE
簡易で標準的な衛生証明書やその他の文書	IMO
コントロール・サービスのための十分なリソース	UN/ECE
近隣各国間での協調協同コントロール	UN/ECE、WCO
医療衛生検査要求に関する情報	UN/ECE
植物衛生検査要求に関する情報	UN/ECE
技術標準要求に関する情報	UN/ECE
品質管理に関する情報	UN/ECE
国境での作業時間を調整	UN/ECE、WCO
正式関税の公表、通関手続きに関する情報など	WCO
税関による特定の情報の規定	WCO
税関は関税、税、評価、手続きに関する情報を提供する	WCO
不注意による申告間違いに罰則なし	WCO
通関のための指定オフィス	WCO
申告を行う人	WCO

B 政府の手続きやコントロール関係の規定

B.1 輸出関係の規定

B.1.1 総則

必要作業に見合った料金	WTO
できるだけ簡易な輸出手続き	WTO
輸出規制の公表	WTO
輸出規制の公平な適用	WTO
公平なプレシップメント検査	WTO
貿易に対する技術的障害に関する合意	WTO

B.1.2 税関

正式積荷目録は海外到着の証拠ではない	ICAO
正式の税関事務所で通関	ICAO
可能な限り、物理的な輸出検査を行わない	ICAO
貨物のハンドリングを最小限に抑えて輸出検査	ICAO、WCO
航空機出発の時間までに積み込み	ICAO
個別文書の提示免除	ICAO
海外到着の証拠を通常要求しない	WCO
内国オフィスでの貨物申告を受け付ける	WCO
定期的な輸出申告	WCO
ささいな情報欠落によって輸出を遅らせない	WCO

B.1.3 正式文書

貨物の許可やライセンスに簡易な手続き	ICAO
文書は国連レイアウトキー（ISO 6422）を基準にして	ICAO
書類を簡単な輸出申告に制限する	ICAO
輸出申告書コピー数	WCO

B.2 輸入関連の規定

B.2.1 総則

コンピュータ化手続きに対応する法律	UN/CEFACT
必要作業に見合った料金	WTO
輸入ライセンス手続きに関する合意	WTO

B.2.2 **税関**

評価額の低い航空貨物には輸入関税を免除する	ICAO
貨物到着前の申告を認める	ICAO 、WCO
領事インボイスや領事料金を廃止	ICAO
生きた動物や生鮮品などの優先検査	ICAO、WCO
貨物の選択的検査	ICAO
文書要求を減らす	ICAO
指定の価値または重量までの航空貨物には通関書類を簡易化	ICAO
商業インボイスを基本書類に	ICAO
すべてのデータが入手できない場合の暫定申告	ICAO
税関やその他の正式情報を航空貨物証券には要求しない	ICAO
貨物の迅速な通関	UN/CEFACT
輸入者の敷地に迅速に移動	UN/CEFACT、WCO
税関は通関手続きに関する情報を与える	WCO
税関は貨物申告の作成を支援する情報を提供する	WCO
同等国内品の内国処理	WCO
特殊ハンドリング機器の一時的輸入	WCO
輸入貨物に対する限定的な税関規制	WCO
仮倉庫にある貨物の一般的な保証	WCO
税関が仮倉庫をコントロールしている場合、保証はなし	WCO
仮倉庫で破壊された貨物には税をかけない	WCO
一時的保管に対する制限	WCO
署名宣誓人の責任と権利	WCO
税関は通関手続きに関する情報を提供する	WCO
見本に対して別の申告を求めない	WCO
定期的な国内使用申告	WCO
貨物の迅速な検査	WCO
税関による規制の制限	WCO
可能な場合、略式検査によって通関	WCO
選択的方法による詳細検査	WCO
すべてのデータが手に入らない場合の暫定申告	WCO

B.2.3 **正式書類**

貨物の許可やライセンスに簡易な手続き	ICAO
税関輸入貨物申告書の統一	ICAO、WCO

貨物申告書コピー数	WCO
不必要な原産地証明は不要	WCO
原産地申告の受け付け	WCO
原産地要求に関する情報	WCO
原産地証明の統一	WCO

B.3 通過に関する規定

B.3.1 総則

通常、技術標準規制は行わない	UN/ECE
通常、品質管理は行わない	UN/ECE
通過の自由を認める	WTO
国籍、原産地、所有などによる差別をしない	WTO
不必要に遅らせたり制限したりしない	WTO

B.3.2 税関

検査の制限	UN/ECE
関税の免除	UN/ECE、WCO
通過貨物には定額契約	UN/ECE
通過貨物に通常の税額計算をしない	UN/ECE
すべての輸送方式に TIR トランジット制度が有効	UN/ECE
通常、貨物に付き添わない	UN/ECE
事故による壊れたあるいは破壊した通過貨物には税をかけない	WCO
トランジットまたは旅程の貨物に付き添わない	WCO
通過申告の説明部分として商業あるいは輸送書類	WCO
不必要に送らせたり制限したりしない	WTO

B.3.3 衛生安全

汚染の危険がない場合、通過貨物に対して医療衛生検査を行わない	UN/ECE
汚染の危険がない場合、通過中の動物に動物検査を行わない	UN/ECE
汚染の危険がない場合、通過貨物に植物衛生検査を行わない	UN/ECE

B.3.4 安全

宣誓署名人が安全の種類を選ぶ	WCO
複数のトランジット・オペレーションに対する一般的な安全対策	WCO
不要になったら、直ちに安全対策を解除する	WCO

B.4 **貨物の積み替えに関する対策**

B.4.1 **税関**

積み替え貨物には税をかけない	WCO
破壊した積み替え貨物には税をかけない	WCO
破損したあるいは輸出されない貨物には税を減額	WCO
通常、積み替え貨物は検査しない	WCO
通常、積み替え貨物には付き添わない	WCO

B.4.2 **安全**

宣誓署名人が安全の種類を選ぶ	WCO
定期的積み替え貨物に対する一般的な安全対策	WCO

C. **輸送や輸送機器に関係する規定**

C.1 航空機輸送

航空貨物の滞留時間を最少化	ICAO
航空輸送に一般申告なし	ICAO
必要な場合、ICAO 標準一般申告を使用	ICAO
エージェントやパイロットも申告に署名できる	ICAO
航空貨物に対する標準宣言	ICAO
貨物の種類を標準申告に記入しない	ICAO
航空機の到着／出発に合わせて書類を最少化	ICAO
外国との間での到着／出発のみ場合のみ、 国内立寄りには到着／出発書類を要求しない	ICAO
航空機輸送地上装置には関税なし	ICAO
航空機輸送訓練装置には関税なし	ICAO

C.2 **海上輸送**

標準申告の受け入れ	ICS
標準船荷証券の使用	ICS
船主には１つの総合的なセキュリティを	IMO
船舶および貨物書類を事前認定しない	IMO
二次的寄港には最低限の手続き	IMO
無線による入港許可	IMO
船舶到着時に必要な書類の制限	IMO
一般申告を使用	IMO

到着に対し同じフォームの一般申告	IMO
一般申告に必要な情報	IMO
一般申告の認定	IMO
到着および出発に対する貨物申告を使用	IMO
貨物申告に必要な情報	IMO
船上に残っている貨物に関する情報の制限	IMO
書類のコピー数	IMO
貨物申告の認証	IMO、ICAO
貨物申告に代わる貨物目録	IMO
無表示貨物の別個アドバイス	IMO
貨物申告に代わるものとして船荷証券を受け入れる	IMO
船上に残っている貨物に出発貨物申告を求めない	IMO
船舶を遅らせずに、不注意ミスを修正	IMO
モデル・アライバル・フォームを使用	IMO
不注意ミスに対して罰則なし	IMO
１通の船荷証券を発行	UN/CEFACT
船荷証券ではなく、海上貨物運送状を優先して使用	UN/CEFACT
簡易化荷印	UN/CEFACT

C.3 複合一貫輸送

裏白フォームを使用	UN/CEFACT
輸送方法にコードを使用	UN/CEFACT
標準積載指示にレイアウトキー	UN/CEFACT
TIR の貨物を含む車両やコンテナの一時的輸入には書類を求めず	UN/ECE
コンテナの外国税関シールを受け入れる	UN/ECE、WCO
輸送手段には最少の税関手続き	WCO
輸送手段の一時的輸入	WCO
破壊あるいは損傷した輸送手段に対する税	WCO
輸送手段書類の事前認証なし	WCO
到着申告コピー数を削減	WCO
内陸輸送に外国コンテナを使用	WCO
外国コンテナの一時的入国を認める	WCO
コンテナの修理部品の一時的輸入許可	WCO
コンテナのアクセサリや機器の一時的輸入許可	WCO
外国コンテナの書類なし一時輸入	WCO
外国で承認されているコンテナを許可	WCO

D. 人間の移動に関する規定

航空機輸送に乗客名簿を求めない	ICAO
必要な場合、標準的な乗客名簿を使う	ICAO

E. 危険物や有害物の管理に関する規定

危険貨物に別個アドバイス	IMO
危険貨物に関する情報	UN/CEFACT
危険貨物申告の使用	UN/CEFACT

F. 支払い手続きに関する規定

支払条件に略語を使用	UN/CEFACT
現金以外の手段による税の支払い	WCO
税の後払い	WCO
税支払い証明を発行	WCO
過誤納金の還付	WCO

G. 情報通信技術（ICT）に関する規定

EDI 導入の基本原則	ICAO
オペレータのよる参加は任意とする	ICAO
航空貨物輸送を発展させる情報技術の使用を調査	ICAO
EDI 使用の奨励	ICAO
税関はトレードユーザとの間のデータ交換を提供	ICAO
情報技術が用意した積荷目録を認める	ICAO
船舶通関の簡易化のための電子データ処理技術	IMO
署名なしの認証を認める	UN/CEFACT
UN 貿易データ交換集（TDID）の使用を含む	
UN/EDIFACT の使用（シンタックス：1509735）	UN/ECE
コンピュータ化手順に対応した法律	WCO
税関間の相互連絡 - 全国情報技術サービス	WCO
税関は、情報技術に関する情報を交換	WCO
税関は、情報技術を最大限に活用	WCO
国際標準を使うために、税関にコンピュータシステムを導入	WCO
コンピュータ化の前に税関の従来手続きをレビュー	WCO
税関は、トレードユーザとデータ交換	WCO
税関は、情報技術基準を使用	WCO

税関と管理機関の間で情報技術に関する情報を交換	WCO
税関とその他の組織との間で情報技術に関する情報を交換	WCO

H. 商慣行と国際標準の使用に関する規定

過度に詳細な信用を求めない	ICC
特に指定がない場合、認証済みの 電子伝送による信用/修正を有効と見なす	ICC
有効な電子伝送の後に遅滞なく有効な信用/修正を送付	ICC
フォトコピー、カーボンコピー、情報技術作成の文書を銀行は受け付ける	ICC
コピーには署名は不要	ICC
クレジットが船荷証券を求めているときに代替書類を受け付ける	ICC
クレジットが禁じているとき積み替えを限定的に認める	ICC
クレジットが譲渡不能運送状を求めているとき、代替書類を受け付ける	ICC
クレジットが用船船荷証券を求めているとき、代替書類を受け付ける	ICC
クレジットが複合一貫輸送書類を求めているとき、代替書類を受け付ける	ICC
クレジットが航空輸送書類を求めているときに、代替書類を受け付ける	ICC
クレジットが道路、鉄道、または内陸海運輸送書類を求めているときに、 代替書類を受け付ける	ICC
ポスト・レシートまたはポスティング（条件）の証明書を受け付ける	ICC
キャリア・レシート（条件）を受け付ける	ICC
航空運送会社発行の輸送書類を限定的に受け付ける	ICC
商業インボイスに署名は不要	ICC
輸送書類の重量証明書を受け付ける	ICC
一般的な貨物明細を受け付ける	ICC
統一貿易書類を使う	UN/CEFACT
国コードを使う	UN/CEFACT
INCOTERMS 略語を使う	UN/CEFACT
統一インボス・レイアウトキーを使う	UN/CEFACT
日付、時間、期間にコードを使用	UN/CEFACT
独自識別コード（UNIC）を使用	UN/CEFACT
国際通貨コードを使う	UN/CEFACT
船舶の識別にコードを使う	UN/CEFACT
統一港地名コード（UN/LOCODE）の正式採用	UN/CEFACT
測定単位にコードを使用	UN/CEFACT
パッケージングコードを使用	UN/CEFACT
標準積み込み指示を使用	UN/CEFACT

運賃諸掛コードを使用	UN/CEFACT
貿易および輸送ステータスコードを使用	UN/CEFACT
EDI 標準を使用	UN/CEFACT
電子データ交換のための交換合意を商業的に使用	UN/ECE
トレード・データ・エレメントを国際的に使用（ISO 7372）	WTO
標準および証明システムが、 国際標準を貿易面で使用する際の障害となってはならない	WTO

I. 貿易簡易化のための法的側面

データ通信によるトレード・データ（UNCID）の 交換のために統一ルールを使用	ICC
電子的商業契約	UN/CEFACT

3.4 セクション III ー勧　告

本概要は、国際文書への参照や国際文書からの抽出を含んでいる。概要の内容を、これらの文書の全文に代わるものと見なしてはならない。参照は、正式な使用のための唯一有効な情報源となる全文に対して行わなければならない。

A. 貿易簡易化のための一般規定

A.1 貿易

税関、入国管理、防疫の義務をカバーしている総括輸入宣誓書

ICAO, 国際民間航空に関する条約、添付文書 9 （8.1） 推奨基準

「締約国が、オペレータの宣誓書の税関、入管、公衆衛生、動物および植物の検疫、または締約国の同等の法律の下におけるオペレータの責任をカバーすることを求める場合、可能な限り１つの総合的宣誓書の使用を認めなければならない」

貨物、乗客、乗務員、手荷物の通関簡易化

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965, 添付文書 B （3.11） 推奨基準

「公的機関は、船主や港湾当局と共同して、旅客、乗組員、手荷物が迅速に通関できるように、港湾での適切な交通の流れを確保するために適切な方策を講じなければならない。また、十分な要員を提供し、旅客の遅延が発生しないように、適切な設備を提供し、手荷物の積み降ろし、（機械的システムの使用を含む）コンベヤの配置に十分な注意を払わなければならない」

貿易簡易化のための中央機関の設立

UN/CEFACT, 勧告番号 4

「各国政府は、次のことを行うために、民間および政府それぞれから適切な人数の

参加者を募り、国家的貿易簡易化団体を設立し、支援しなければならない。

国際貿易簡易化における最良の基準に関する情報を収集、配布するための中央機関を提供する」

IMO, 海上交通の簡易化に関する条約、1965, 決議 III

「1989 年 8 月の決議に加えて、国際海事機関（IMO）は、国家簡易化委員会の設立と運営のためのガイドラインを発行した。入管、税関、領事館、パスポートおよびビザ、公衆衛生、農業、安全、麻薬取締のための機関など、政府の通関当局を含む、主な関係機関から構成される団体の設立を勧告する。これには、郵便事業、旅行および貿易部門を含むその他の政府機関、港湾当局、船主、オペレータ、船舶および航空輸送業者やエージェントなどの含まれる」

文書コピーの要求に対する制限

UN/CEFACT、勧告番号 12、パラグラフ 7、8「船主、荷主、荷受人、銀行、保険会社、その他貨物の海上輸送に関与するもの、そして、関係の政府、国際機関や国家貿易簡易化組織を含む、国際貿易への参加者」

（i） 譲渡可能船荷証券に関して

（a） その不必要な使用を推奨しない

（b） 発行される原本およびコピーの数を制限する」

国際貿易手続きに関係した簡易化対策の使用

UN/CEFACT, 勧告番号 18

「国際貿易における貨物の移動に関係している国家規制や基準を担当する政府、政府機関、そして組織は、ここで述べる簡易化対策を実施して国際的簡易化作業を支援する。

既存の国際文書をレビューする、あるいは新しい国際文書を準備する際に、関連の国際合意を担当する国際組織はこれらの対策を取り入れるように勧告する。

国際貿易の参加者は、それぞれに関係する、以下の簡易化対策を受け入れ実施すること勧告する」

船積前検査は法的要求事項ではない

UN/CEFACT, 勧告番号 27

「簡易化のための国連センター

- 管理のための過度の正式手続きは遅延や追加コストを発生させ、貿易に対する非関税障壁を構成することを認識し、
- 多数の政府が、輸出国からの貨物の出荷の前に検査を要求していることに注目し、
- 以前の勧告は船積前検査の使用を推奨していないことを思い起こし、
- 船積前検査（PSI）を法的要求事項としないことを勧告する」

暫定的対策として船積前検査を使用

UN/CEFACT, 勧告番号 27

「特定の条件の下では、PSI に暫定的に頼ることは必要であると見なし、UN/CEFACT は次のように勧告する

- PSI を短期の対策と見なし、手続きを 12 ヶ月から 18 ヶ月毎にレビューして目的の実現を図る
- 規制的な PSI 手続きを取り除くために、

5 年を越えないデッドラインを定めなければならない
- 船積前検査に関する WTO 協定に正式に従わなければならない」

税関関連の活動を実行するために船積前検査を使用

UN/CEFACT, 勧告番号 27

「税関関連の活動を実行するためにPSIを使う際に、UN/CEFACT は次のことを勧告する。
- 政府や税関管理当局は、税関での統一性に関する WCO アルーシャ宣言を採択する
- 十分なリソースを用意して、税関改革および近代化の総合プログラムを PSI プログラムの導入と結び付ける
- 利用可能な PSI 情報を最大限に利用する」

船積前検査に関する合意

WTO、船積前検査に関する協定は、輸入品の数量、品質、価格の検査を行う民間機関の利用により発生する非関税障壁の削減を目指して交渉された。協定は、各国が PSI を使うことを勧告していないが、いくつかの発展途上国は一時的にそのような民間機関を使うかもしれないことを承知している。PSI 協定は、直接 PSI 機関に適用されるものではない。むしろ、契約を通して各機関が協定に含まれている規定を遵守するために、PSI 機関を使う WTO 加盟国を通して実施される。こうした検査活動を実施するための規定の確立において、協定は、世界的にプレシップメント検査活動を実行するためのルールを調和させる」

できるだけ簡易な手続き

WTO, 貿易と関税に関する一般協定、条項 VIII （1）（c）

「締約国は、輸入および輸出手続きの範囲と複雑さを最少化し、輸出入書類要求を削減し簡易化したいというニーズを認識している」

原産地ルールに関する合意

WTO, 原産地ルールに関する協定は、原産地の非特恵ルールの調和を目的とし、そのようなルールが貿易に対する不必要な障壁を生み出さないことを追求している。協定は、WCO と共に実施される、原産地の非特恵ルールのための調査作業プログラムを設立する。基本原理は、ある貨物の原産地は、その貨物全体が取得された国、あるいはその生産に複数の国が関与している場合、最後の物理的な変更が実施された国であるというものである。調和活動は、現在 WTO において進行している。調和活動プログラムが完了するまで、加盟各国は、自分の原産地ルールが加盟各国を差別することがなく、原産地のルールが明確に定義されており、原産地のルールが一貫し統一的にそして公平かつ合理的に管理され、明確な標準を基にしたものであるようにしなければならない。加盟各国は、速やかに自分の原産地ルールを公表しなければならない。原産地の決定と関係している管理業務は、決定を発行する機関から独立した、司法、仲裁、または管理裁判所または手続きによってレビュー可能でなければならない。要求があった場合、その要求を受け取ってから 150 日以内にできるだけ速やかに原産地の評価を発行しなければな

らない。

貿易に対する技術的障害に関する協定（TBT 協定）

WTO, TBT 協定は、現代経済が正常に機能するためには、製品標準、技術的規制、統一性評価手続きが必要であることを認識している。WTO は、製品標準を開発することはなく、またその加盟国にも標準を持つように求めることはしない。しかし、TBT 協定は加盟国が、人間、動物、植物、健康の保護のような合法的目的のために、あるいは欺瞞的行為を防止するために、自分の技術的規制、標準、準拠評価手続きを開発することを認めており、貿易に対する不必要な障壁が構成されないことを追求している。技術的規制は、法的目標の実現に必要なもの以上に制限的であってはならない。製品規制は、適切な場合、設計や説明よりも、性能面から指定しなければならない。

協定は、加盟各国の間の非差別の原則を定め、各国がその国家規制の開発において既存の国際標準を使うよう勧告する。加盟各国は、他の国の技術規制が自国のものと異なっている場合と言えども、これらの規制が自分の規制の目的を完全に実現することを認識しているならば、その技術規制を自国のものと同等に積極的に受け入れることを検討しなければならない。最後に、協定は、加盟各国が準拠評価手続きの承認のために、相互承認協定を結ぶように勧告する。

衛生および植物衛生対策に関する協定（SPS 協定）

WTO, SPS 協定は、国境を越えた貨物の流れの簡易化に関係するいくつかの規定を含んでいる。この点での、加盟各国の基本的義務は、衛生および植物衛生対策が、同じような条件を持っている国を不当にまた恣意的に差別しないようにすることである。さらに、協定は、国家的な処理を保証している。さらに、衛生および植物衛生対策は、国際貿易に対する隠れた制限（条項 2.3）を構成するようなやり方で実施されてはならない。さらに、特に SPS 対策の調和に関する、貿易簡易化、同等性、疾病根絶地域の確認、透明性、コントロール、検査、承認の手続きに関する特定の規定が多数存在している。

協定は、国際標準、ガイドライン、勧告の使用を奨励して、透明性と安全性を高める。協定は、加盟各国が、たとえ他の国の対策が自国の対策と異なっていても、他国の対策を自国のものと同等に受け入れることを求めている。輸出国こそが、同等性を証明しなければならない。さらに、協定は、加盟各国が、双方向および多元的な同等性合意に達することを目指して、協議に入ることを奨励している。また、食糧の安全性や動物および植物健康規制を適用する方法を含めて、新しいまたは既存の対策に関する追加情報の要求に応えるために、Enquiry points を設定しなければならない。協定の付属文書 C は、コントロール、検査、承認の手続きを非差別的なものにし、できるだけ合法的な商業的利益を考慮に入れることを目的として、詳細な規定を定めている。

A.2 税関やその他の規制機関

コントロールの調整と調和

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.30） 推奨基準

「積載品の性格は様々な通関機関、たとえば税関や検疫および動物コントロール機関の注目を集めているが、締結国は、通関の権限を税関またはその他の機関の１つに委任するか、またはそれが可能でない場合、通関が同時にまた一カ所で最小限の遅れをもって実施されるように努めなければならない」

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する国際協定、1982、条項 4

「締約国は、可能な限り、税関サービスやその他の規制サービスの介入が統一的に実施されるように努めなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書、第 3 章 暫定標準 35

「貨物を他の管理機関が検査しなければならず、税関が調査のスケジュールを決める場合、税関は、検査を調整し、可能な場合、同じ時間に実施されるようにしなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 34 も参照）

動物検査要求に関する情報

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.58）

「特定の条件で特定の動物および植物の出荷に関して衛生証明書や関連書類を要求する締約国は、求めている要求の詳細を公表しなければならない」

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する国際協定、1982, 付属文書 3、条項 3

「各締約国は、以下のことに関する情報を関係当事者が利用できるようにしなければならない。

- 衛生検査の対象となる貨物
- 検査のために貨物を提示する場所
- 届出伝染病
- 衛生検査やその一般適用手続きに関する、法および規制で定めている要求

簡易で標準的な衛生証明書やその他の書類

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する協定、1965, 付属文書 B （5.3） 推奨基準

「衛生証明書などの書類を特定の動物、植物、またはその製品に関して要求する場合、その証明書やその他の書類は簡潔で広く公表されているものでなければならず、また締約政府は、そのような要求の標準化を目指して相互に協力しなければならない」

コントロール・サービスのための十分なリソース

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する協定、1982、条項 5

「コントロール・サービスが十分に機能するようにするために、締約国は、できる限り、また国内法の枠組みの中で、次のものを提供するように取り計らなければならない。

（a） 交通の要求に対応できるだけの十分な数の専門要員

（b） 輸送方法やチェックする貨物、そして交通の要求を考慮に入れ、検査に適

した機器や施設

（c） 国際的な協定や慣行に従い、現在の国内規定を守って活動するよう、専門官に正式に指示する

近隣各国間での協調協同コントロール

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する協定、1982, 条項 7

「内陸国境が共に接している関係締約国は、可能な場合、貨物の通関を簡易化するために適切な方策を講じなければならない。特に、以下のことが求められる。

（a） 共同施設の規定を通して貨物や文書の共同コントロールを手配するようにする

（b） 以下に関して一致するように努める

- 国境ポストの営業時間
- そこで提供されるコントロールサービス
- そこで認められる、または使われる貨物の種類、輸送方法、国際税関通過手続き

WCO,改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 3, 暫定標準 4 および 5

「3.3 税関オフィスが共通の国境に位置している場合、当該税関当局は、営業時間やオフィスの権限を相互に調整しなければならない。

「3.4 国境を接する地点では、関係する税関当局は可能な場合、協同コントロールを実施する。」

「3.5 税関が国境交差点に新しい税関オフィスを設置するあるいは既存のオフィスを移す意図がある場合、可能な場合、近隣国の税関と協力して、税関オフィスを並置し、共同コントロールを簡易化しなければならない」

医療衛生検査要求に関する情報

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する協定、1982, 付属文書 2、条項 2

「各締約国は、以下に関する情報を関係者が利用できるようにしなければならない：

「- 医療衛生検査を受ける貨物
- 当該貨物が検査のために提示される場所
- 医療衛生検査やその一般的適用手続きに関して、法や規制で定められている要求」

植物検疫要求に関する情報

UN/ECE, 貨物の国境コントロールの調和に関する協定、1982, 付属文書 4、条項 3

「各締約国は、以下に関する情報を関係者が利用できるようにしなければならない：

- 特殊植物検疫条件に当てはまる貨物
- 特定の植物または植物製品が検査のために提示される場所
- 禁止または制限されている植物または植物製品の害虫のリスト
- 植物検疫とその一般適用手続きに関して、法や規制で定められている要求のリスト

技術標準要求に関する情報

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する協定、1982、付属文書 5、条項 2

「各締約国は、以下に関する情報を関係者が利用できるようにしなければならない：

- 適用される標準
- 検査のために貨物が提示される場所
- 技術標準とその一般適用手続きへの準拠のコントロールに関して、法や規制で定められている要求」

品質管理に関する情報

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する

協定、1982、付属文書 6、条項 2
「各締約国は、以下に関する情報を関係者が利用できるようにしなければならない：
- 貨物が検査のために提示される場所
- 品質管理とその一般適用手続きに関して、法や規制で定められている要求」

国境での作業時間を調整

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する協定、1982, 付属文書 3、条項 4 （1）
「締約国は、特に検疫や通関サービスの作業時間を調整し、貨物の到着が事前に知らされている場合、通常営業時間外でも通関を実施し、貨物の移動を簡易化するように努めなければならない」

改訂京都協定、一般付属文書、第 3 章 標準 3
「税関オフィスが国境に位置している場合、当該税関管理者は、営業時間とオフィスの機能を相互に調整しなければならない」
（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 4 も参照）

正式関税の公表、通関手続きに関する情報など

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書、第 9 章、標準 1
「税関は、関税法の一般的適用に関するすべての情報を関係当事者が入手できるようにしておかなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書のガイドライン、第 9 章、パート 2 一般的適用に関する情報について
「通常、情報は次のように提供される：
- 関税表、官報、掲示板、公示などにより
- 当該税関オフィスにおいて
- 必要とされるであろう戦略的位置において、たとえば、通関手続きや旅行者に認められる免税や関税免除などに関する情報は、船舶、航空機、国際列車、または国際的な到着／出発地において提供する
- 必要ならば複数の言語により、海外の大使館や貿易使節団において、輸入者や旅行者への通知の形で
- 主な郵便局やツーリストセンターなどの公的オフィスにおける掲示により
- 適切な新聞、雑誌での発表により、またはプレスリリースの発行により
- 貿易担当機関が作成し、主な開発や変更に関するニュースや論説を提供する定期雑誌の形を取った出版物またはニュースレターを通じて

（1973 京都協定、付属文書 G.1 標準 3 と注も参照）

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 9 章 標準 2
「利用に供された情報が関税法、管理上の手配や要求の変更により修正された場合には、税関は、事前通知が許されているならば、関係者がその変更を考慮に入れることができるように変更の実施前に適切にその変更情報を利用できるようにしなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 G.1 推奨基準 4 も参照）

WCO, 税関当局による World Wide Web サイトの使用に関する関税協力理事会の勧告

「理事会の加盟国および国連組織またはその専門機関の加盟国、そして経済同盟または関税同盟の加盟国は、関税に関する World Wide Web サイトを設置するように勧告する。

また、理事会の加盟国および国連組織またはその専門機関の加盟国、そして経済同盟または関税同盟の加盟国は、実行可能である場合、本勧告の付属文書で規定されているデータコンテンツを税関管理サイトにおいて提供するように勧告する」

税関による特定の情報の規定

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書、第 9 章 標準 4

「当該関係者から要求があった場合、税関は、できるだけ迅速かつ正確に、その者が求めている、関税法に関係している特定の事柄に関する情報を提供しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 G.1 標準 5 も参照）

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 9 章 標準 5

「税関は、当該関係者が指定した情報ばかりでなく、その関係者が知っておかなければならないと思われる関連情報も提供しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 G.1 推奨基準 6 も参照）

税関は関税、税、評価、手続きに関する情報を提供する

改訂京都協定、一般付属文書のガイドライン 第 9 章、パート 3.1 情報や決定の種類について

「以下は、税関が関係する特定の情報を提供するように求められる一般的な事柄である：

- 貨物の関税分類と貨物に適用される税率
- 原産地に関するルールとその解釈に必要な情報
- 税や関税の減免または免除
- 評価 - 関税額計算のための一般的原則と基準および貨物の価値を評価した方法を示している情報
- 特定の税関手続き、特に処理、一時入国、倉庫搬入、または戻し税のような、免税を提供する処理を受ける資格認定
- 払い戻し手続き
- 税関の認定ルート、税関オフィスの営業時間のような手続きおよび管理上の事柄
- 税や関税の確保を保証するために取りうる保証制度
- 書類要求

（1973 京都協定、付属文書 G.1 標準 10, 13, 14, 15, 16 も参照）

不注意による申告間違いに罰則なし

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 39

「税関は、その間違いが不注意によるものであることが明らかな場合、そして詐欺の意図がなく重大な過失でもないことが明らかな場合、その間違いに対して実際の罰則を課してはならない。そのような間違いを繰り返させないようにすることが必要

である場合、罰則を課することができるが、必要以上の罰則を課してはならない」
（1973 京都協定、付属文書 B.1 標準 43 も参照）

通関のための指定オフィス

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 1

「税関は、貨物が発生したり通関が行われる税関オフィスを指定しなければならない。そのオフィスの機能や場所、そしてその営業時間を決めるに際しては、特に貿易の要求を含む様々な要因を考慮に入れなければならない」
（1973 京都協定、付属文書 A.1 標準 13 も参照）

申告を行う人

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 7

「貨物を処分する権利を持っている人は、宣誓署名人になることができる」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン、第 3 章 パート 2.2 宣誓署名人になることができる人について

「通常、税関は、必要な書類を提供できる人ならば、宣誓署名人として貨物を通関することを認めている。しかし、なんらかの疑いがある場合、税関は、宣誓署名人に貨物を処分する正当な権利を持っていることを示すように要求することができる」
（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨勧告 6 と注も参照）

B. 政府の手続きやコントロール関係の規定

B.1 輸出関係の規定

B.1.1 総則

必要作業に見合った料金

WTO, 関税と貿易に関する一般協定 1947 条項 VIII（1）（a）

「（輸出入関税や条項 III の範囲内の税を除き）輸入又は輸出に関連して契約当事者によって課される実際の料金は、提供されるサービスのコストにほぼ等しいものに制限されなければならず、また、国産品の間接的保護や税制上の理由による輸入税を表すものであってはならない」

できるだけ簡素な輸出手続き

WTO, 関税と貿易に関する一般協定 1947 条項 VIII（1）（c）

「契約当事者は形式的手続きの発生や複雑さを少なくし、輸入及び輸出の文書必要要件を簡易化するニーズも認識する」

輸出規制の公表

WTO, 関税と貿易に関する一般協定 1947、条項 X（1）

「契約当事者によって実行され、通関対象である製品の分類や評価に、または税率やその他の料金に、または輸入あるいは輸出、資金移動にに対する制限あるいは禁止に関係し、その販売、配布、輸送、保険、倉庫検査、展示、処理、混合などに影響し、一般に適用される法、規制、法的決定、管理ルールは、各国政府または貿易業者が熟知できるように迅速に公

表されなければならない。契約当事者の政府または政府機関と他の契約当事者の政府または政府機関との間で実行される、国際貿易政策に影響する協定も、公表されなければならない。しかし、このパラグラフの規定は、契約当事者に対して、法の執行を妨げたり、公衆の利益に反したり、公共、民間を問わず、特定の企業の合法的利益を害するような秘密情報を開示するように要求するものではない」

輸出規制の公平な適用

WTO，関税と貿易に関する一般協定1947、条項X（3）（a）

「各契約当事者は、本条項のパラグラフ1 において説明されているようなすべての法、規制、決定、規則を統一的に、かつ公平、合理的に管理しなければならない」

公平なプレシップメント検査

WTO プレシップメント検査協定は、特にPSI機関に対する輸出者の権利を強化することを目的とした、多数の規定を含んでいる：

協定の条項2は、ユーザ加盟国（すなわち、他国からの輸入品を証明する契約PSI 機関である WTO 加盟国）に、輸出者を差別せずプレシップメント検査活動を実施しなければならないと定めている。また、輸出者から求められた情報は明確に提示し、理由のない遅れを避け、5 営業日以内に、無条件監査報告書を発行するか、発行しない理由を詳細に説明している文書を提供しなければならないと定めている」

貿易に対する技術的障害に関する合意

WTO、特に発展途上国からの輸入に関して。協定の条項12.3は、次のように明記している、「加盟各国は、技術的規制、標準、準拠評価手続きの準備と適用において、そのような技術的規制、基準、準拠評価手続きが発展途上国加盟国からの輸出に対する不必要な障害をつくることがないようにするため、発展途上国の特殊な開発、財政、貿易ニーズに注意を払わなければならない」

B.1.2 税関

正式積荷目録は海外到着の証拠ではない

ICAO，国際民間航空に関する条約、付属文書9 （4.18）

「貨物が締約国から、輸出が存在しないとき支払い可能な税または関税を免除して輸出され、締約国がそのような貨物の海外到着の証拠を要求する場合、荷主または荷受人が提供し、宛先国の税関当局が認証した申告をそのような証拠として受け付けなければならない。いずれにせよ締約国は、宛先到着の証拠のような正式積荷目録を要求してはならない」

正式の税関事務所で通関

ICAO，国際民間航空に関する条約、付属文書9 （4.17）

「締約国は、航空機によって輸出される別送手荷物を含む貨物が正式の税関事務所において通関のため提示されることを許さなければならない。最初のオフィス

から、別送手荷物を含む貨物が航空機に積み込まれる空港の空港税関事務所への移動は、当該国の法や規制で定められている手続きに従って行われなければならない。その手続きは、航空機の安全を考慮し、また適切な麻薬取締対策を講じなければならないとはいえ、できるだけ簡易なものでなければならない」

可能な限り物理的輸出検査を行わない

ICAO,国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.15）

「航空機の安全上の理由による場合を除き、締約国は通常、別送手荷物を含む、航空貨物の物理的検査を要求してはならない

注：この規定は、特定の条件、たとえば拘束、ライセンス、障害などの下で輸出される貨物を検査することを妨げるものではなく、また適切な麻薬取締対策を含むその他の基本的な検査を排除するものではない」

貨物のハンドリングを最小限に抑えて輸出検査

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.17）

「輸出貨物の物理的検査を完全には免除できない締約国では、そのような検査では、最もリベラルな方法でサンプリングや選択的手法を使わなければならない。当該国の適切な公的機関は、特にオペレータや空港管理者と協議して、検査を迅速に、また検査のために大量の貨物を地上で別途ハンドリングすることなく、実行できるための物理的方策を考案しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書、第 6 章 標準 2

「税関によるコントロールは、関税法を遵守するのに必要なコントロールに限られなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 C.1 標準 15 も参照）

航空機出発の時間までに積み込み

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.13）

「締約国は、航空機の安全に必要で麻薬取締に適しているばかりでなく、オペレータが別送品を含む貨物を選択し積載でき、出発時間までに航空機に搭載できるように手配しなければならない」

個別文書の提示免除

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.11） 推奨基準

「締約国は、航空機によって輸出される別送品を含む貨物の積み込みに関連した個別文書の提示を、できるだけ免除するようにしなければならない」

海外到着の証拠を通常要求しない

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 C、第 1 章 標準 3

「税関は、当然のこととして貨物の海外到着の証拠を要求してはならない」

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 C へのガイドライン、第 1 章 パート 4 通常手続きにおいて記入しなければならない

書類について

「特別の証拠を必ず提供することが特に求められていない場合、輸出国の税関は通常貨物を受け取った荷受人が提供し、宛先国の税関が証明した明細を受付けるようにする」

（1973 京都協定、付属文書 C.1 標準 21 と注も参照）

内国オフィスでの貨物申告を受け付ける

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書、第 3 章 標準 1

「税関は、貨物を作成し通関する税関オフィスを指定しなければならない。このオフィスの機能や場所およびその営業時間を決める際には、特に貿易の要求を含む様々な要因に注意を払わなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 C.1 標準 4 も参照）

定期的な輸出申告

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書、第 3 章 暫定基準 32

「税関要求への準拠の適切な記録を持ち、その商業記録を管理するのに十分なシステムを持っていることを含め、税関が指定した基準を満たしている適格者に対しては、税関は次の便宜を図らなければならない

- 貨物を識別し、最終貨物申告の作成を許すのに必要な最低限の情報の提供で、貨物を引き渡す
- 宣誓署名人の敷地または税関が認めた場所での貨物の通関、さらに、可能な限り次のような手続きで貨物を通関
- 貨物が頻繁に同一人物によって輸出入される特定の期間、すべての輸出入で 1 枚の貨物申告を使うことを認める
- 関税や税を自己評価するために、また適切な場合は他の税関要求に適合させるために、その特定の者の商業的記録を使う
- 後に追加の貨物申告によって補強される、その者の記録にある項目による貨物申告の提出を認める

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 3 章 パート 7.3.1 定期的貨物申告についても参照）

（1973 京都協定、付属文書 C.1 標準 14 と注も参照）

ささいな情報欠落によって輸出を遅らせない

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書、第 3 章 標準 40

「次のような場合、申告貨物は、税関が検査を終えたら、あるいは検査しないことに決定したら直ちに引き渡さなければならない：

- 違反が見つからなかった
- 要求されている輸出入ライセンスまたはその他の書類を入手した
- 当該手続きに関係したすべての許可書を入手した
- 税および関税が支払われた、またはその徴収を保証する適切な行動が取られた

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書、第 3 章 標準 41

「税関は宣誓署名人が通関に必要なすべての手続きを済ませている場合、当該積み荷の主な特徴を示している商業書類および正式書類を作成しており、税関にも受け入れ可能なものであるならば、必要に応じ、適用される税や関税の徴収を保証する安全策が講じられていることを条件として、その貨物を引き渡さなければならない

（1973 京都協定、付属文書 C.1 推奨基準 20 も参照）。

B.1.3 正式文書

貨物の許可やライセンスに簡易な手続き

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.14）

「特定の貨物に輸出許可や輸出ライセンスを要求し続けている締約国は、そのようなライセンスあるいは許可を迅速に入手できる、あるいは更新できるような手続きを確立しなければならない」

文書は国連レイアウトキー（ISO 6422）を基準にして

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.11.1） 推奨基準

「締約国は、4.11 を実行するに際して、付属文書 10 貿易書類のための国連レイアウトキーで定められているフォーマットに従い、貿易文書のための国連レイアウトキーに従った輸出貨物の通関に必要な書類の作成を最大限に奨励するようにしなければならない」

書類を簡単な輸出申告に制限する

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.12）

「輸出通関のための書類を要求し続ける締約国は、できるだけ多数の種類の貨物を対象に、その要求を簡単な輸出申告に制限しなければならない」

輸出申告コピー数

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 15

「税関は、オリジナルの貨物申告と最小限の必要コピーだけの提出を要求しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 C.1 推奨基準 12 も参照）

B.2 輸入関連の規定

B.2.1 総則

コンピュータ化手続きに対応する法律

UN/CEFACT, 勧告番号 13

「輸入当局の主な関心事は提示されるフォームではなく提供される情報の完全性と正確さであることを認識し、また問題は十分なサポート情報の要求を中心にして発生することを認識して：

「各国政府は特定の基準の下で電子的またはその他の自動化手法を使って伝送されるデータを受け入れる可能性を調査し検討するように勧告する」

必要作業に見合った料金

WTO, 貿易と関税に関する一般協定、条項 VIII （1）（a）

「契約当事者によって課せられる、あるいは輸出入に関連した（輸出入関税や条

項 III の枠内のその他の税を除き）いかなる実際の料金も、提供されるサービスのコストにほぼ等しいものに制限しなければならない。また、国産品に対する間接的保護や財政目的のための輸出入税を表すものであってはならない」

輸入ライセンス手続きに関する協定

WTO，輸入ライセンス手続きに関する協定は、特に条項 VIII のいくつかの手続き的側面を扱っている。この協定は、輸入ライセンス手続きが許容可能であるとしても、複雑な手続きは国際貿易の流れを妨げることがあることを承知している。この協定は、「自動的（ここではライセンスはすべての場合に供与され、通常貿易統計を確立するために使われる）および「非自動的（これは通常輸入に対する数量的制限などを管理するのに役立つ）輸入ライセンスを提供するために使われる手続きそれ自身が貿易を制限したり歪めたりしないようにするため、輸入ライセンス制度のユーザに関する原則を定めている。WTO 加盟各国は、自国の輸入ライセンス制度を簡易化し透明なものにし、中立的かつ非差別的にこの制度を管理するように努める。

協定は、ライセンス手続きに関する情報の配布、ライセンス適用の処理、そして輸入ライセンスに関する委員会への通知にタイムリミットを設けている。協定は、申請を行う個人、企業、機関の適格性、アプローチされる管理団体、ライセンス要求に服する製品のリストを含め、政府や貿易業者が熟知できるようなやり方で、ライセンスの申請手続きに関するルールやすべての情報を事前に公表するように要求する。さらに、協定は、輸入ライセンスの申請フォームと更新フォームができるだけ簡易であることを要求する。外国為替は、輸入ライセンスを要求しない製品の場合と同様に、ライセンス供与された輸入品にも利用可能でなければならない（条項 1.9）。

WTO，関税と貿易に関する一般協定の条項 VII の実施に関する協定（関税評価）

条項 VII は、関税やその他の料金（内国税を含まない）の評価のための輸入品評価を規制する主要原則を定めている。これは、この評価が「輸入される商品の実際の価値または同等の商品の実際の価値を基にしたものでなければならず、自国産の商品の価値や任意または仮想の価値を基にしたものであってはならないと定めている」

この条項の解釈と適用は、従価税の評価のために輸入品を評価するためのルールを定めている GATT の条項 VII の実施に関する東京ラウンドおよびウルグアイラウンド 1994（関税評価に関する協定）で明確に指定されている。現在ほとんどの国は従価税制度を基にして関税を評価しているが、税関当局が輸入品を評価する方法はきわめて重要である。輸入品の評価に各国が使っている方法の調和により、国際市場で活動する輸入者や輸出者には予測可能性と透明性が提供される。協定は、関税目的の価格は、取引価値、すなわち輸入国に対し輸出のための販売

されたときに商品に実際に支払われた、あるいは支払われる価格を［協定］の規定に従って調整したものでなければならないと明記している。協定は、輸入者に異議申し立ての権利を保証するような、適切な法的司法的枠組みの設立を想定している。さらに、協定は、税関当局がさらに調査を必要とする場合、保証や抵当を担保にして貨物を輸入者に引き渡さなければならないと明記している」

B.2.2 税関

評価額の低い航空貨物には輸入関税を免除する

ICAO, 国際民間航空に関する条約 付属文書 9 （4.25） 推奨基準

「各締約国は、その国によって指定され、一定の価値や重量を越えない文書、私的なギフト・パッケージ、貿易見本を含む、輸入航空貨物に対してはできる限り輸入関税やその他の税ならびに手数料を免除するか、正式の申告手続きを免除するか、または世界関税組織緊急貨物ガイドラインをベースにして即座に引き渡すようにしなければならない。この推奨基準に従って定められる価値レベルは、税関や宣誓署名人にとっての入力処理のコストを考慮に入れなければならず、定期的にレビューすると共にインフレにも注意を払わなければならない」

貨物到着前の申告を認める

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.28） 推奨基準

「入力の処理を簡易化するために、貨物の到着前に税関に対して輸入前情報を提出するための手続きを開発しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 25

「国内法は、貨物の到着前に貨物申告や添付文書の提出および登録またはチェックのための規定を設けなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 24 と注も参照）

領事インボイスと領事手数料を廃止

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.23）

「締約国は、航空貨物の通関のための書類に関連して、領事手続きや領事手数料を要求してはならない」

生きた動物や生鮮品などの優先検査

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.29）

「締約国は、自国の禁止や制限措置、航空機に必要な安全や適切な麻薬取締対策を守りつつも、特別の航空貨物、たとえば緊急援助物資、生鮮食品（家畜、植物、食品など）が到着後直ちに通関され引き渡されるように手配しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 34

「検査計画を立てるときには、生きた動物や生鮮品、その他税関が緊急性を認めるものの検査を優先しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 33 も参照）

貨物の選択的検査

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.32）

「締約国は、見本抽出または選択ベースによって航空機を使って輸入された貨物の物理的検査を実施しなければならない。関係する適切な公的機関は、オペレータや空港管理者と相談して、そのような検査を迅速に実施するための物理的手段を考案しなければならない」

文書要求を減らす

ICAO, 国際民間航空に関する条約 付属文書 9 （4.19）

「締約国は、輸入貨物の通関のための書類を簡易化し、提示されるフォームや情報の種類を最低限に抑えるように努めなければならない」

指定の価値または重量までの航空貨物には税関書類を簡易化

ICAO, 国際民間航空に関する条約 付属文書 9 （4.26）

「締約国は、簡易なフォームの税関書類を使うように手配し、4.25 によって設定されている範囲を越えない、私的なギフト・パッケージや貿易見本を含む、輸入貨物に対しては迅速に通関および引き渡しを行うと共に、簡易書類が適用される価値や重量の範囲を引き上げるようにしなければならない」

商業インボイスを基本書類に

ICAO, 国際民間航空に関する条約 付属文書 9 （4.20）

「貨物の通関のため輸入国が要求する情報を含む、商業インボイスが、税関や正式手続きを実施するための基本文書とならなければならない」

すべてのデータが入手できない場合の暫定申告

ICAO, 国際民間航空に関する条約 付属文書 9 （4.27） 推奨基準

「締約国は、先の 4.25 および 4.26 に入らない貨物の最大数が、締約国が指定した期限内に税関やその他の要求を満たすという条件の下で、暫定的なエントリ書類が提示され、関税やその他の税の支払いの十分な保証があるならば、到着後迅速に引き渡されるように手配しなければならない」

税関やその他の正式情報を航空貨物証券には要求しない

ICAO, 国際民間航空に関する条約 付属文書 9 （4.22）

「貨物の通関における検査のため航空貨物証券を提示することを要求する締約国は、航空貨物証券に税関またはその他政府の目的のために特殊な情報を記載するように荷主及び／又はオペレータに求めてはならない」

貨物の迅速な通関

UN/CEFACT, 勧告番号 13

「作業部会は…、

関税協力理事会が、通関手続きの簡易化と調和に関する国際協定（京都協定）（改

訂版 1999 年 6 月）ならびに一般付属文書において貨物の迅速な通関のための特別の便宜を提供することを求めていることを認識し、京都協定さらに一般付属文書に含まれている規定を各国政府が注目し、その便宜を各国政府が自国の法に組み込む可能性を検討することを勧告する」

輸入者の敷地に迅速に移動

UN/CEFACT, 勧告番号 13

「作業部会は、いくつかの国では輸入の際に貨物の詳細な物理的検査と正式証拠の提示を求めない特殊手続きが導入されており、適格輸入者は次のような条件の下で、時には後払いベースで貨物を直接自分の敷地に移動できることを思い起こし；

- 貨物を検査できる
- 必要に応じて、輸入申告と十分な補強証拠が入手できる
- 後の検査のために、そのような情報が保管される
- 支払いの安全や貨物に対する責任が確実である

各国政府は、国際貿易手続きを簡易化するすべてのステップをさらに簡易化するために、先に言及したものの開発を検討するように勧告する」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 暫定基準 32

「税関要求への準拠の適切な記録を持ち、商業記録を管理するのに適したシステムを持っていることを含め、税関が指定した特定の基準を満たす者に対しては、税関は次の便宜を図らなければならない。

- 貨物を識別し、後で最終貨物申告を完成するのに必要な最低限の情報が提供される場合の、貨物の引き渡し
- 宣誓署名人の敷地または税関が認めた場所での貨物の通関、さらに、可能な限り次のようなその他の特殊手続き
- 貨物が同一人によって頻繁に輸出入される一定の期間の間、すべての輸出入に対して１枚の貨物申告を認める
- 関税やその他の税の自己評価のために、また適切な場合他の税関要求への準拠を確認するために、適格人の商業的記録を使用する
- 以後追加の貨物申告によって補強されるならば、適格人の記録への記入によって貨物申告の提出を認める

税関は通関手続に関する情報を与える

WCO, 改訂京都協定 一般付属文書 第 9 章 標準 1

「税関は、関税法の一般的適用に関するすべての情報を関係当事者が利用できるようにしなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 65 も参照）

WCO, 税関当局による World Wide Web サイトの使用に関する関税協力理事会（WCO）の勧告

「理事会の加盟各国および国連組織またはその特殊機関、および関税または経済同盟の加盟各国は、税関 World Wide Web サイトを設置しなければならない

さらに、理事会の加盟各国および国連組織またはその特殊機関、および関税また

は経済同盟の加盟各国は、可能であり、また適切な場合には、税関 Web サイトにおいて、本勧告の付属文書で指定されているデータコンテンツを利用できるように勧告する」

税関は貨物申告の作成を支援する情報を提供する

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 9 章 標準 4

「当該関係者からの要求により、税関は、その者が提出し、関税法に関係のある事柄に関する情報をできるだけ迅速かつ正確に提供しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 9 章 標準 5

「税関は、特に要求された情報ばかりでなく、当該関係者が知っておかなければならないと思われる関連情報も提供しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 10 も参照）

同等国産品の内国処理

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 F 第 1 章 推奨基準 25

「同等製品の処理により得られた製品は、本章の目的からは補償製品であると見なさなければならない（同等製品との相殺）

WCO,改訂京都協定、特殊付属文書 F. 第 1 章 推奨基準 26

「同等製品との相殺が許される場合、税関は、内国処理のための貨物の輸入に先立ち補償製品の輸入を認めなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.6 推奨基準 43 と注も参照）

特殊ハンドリング機器の一時的輸入

WCO, 改訂京都協定 特殊付属文書 J 第 3 章 推奨基準 7

「商業的利用のために輸送手段とは別個に利用できるかどうかを問わず、商業的利用のために輸送手段と共に輸入され、以後再輸出される、貨物の積み降ろし、ハンドリング、保護のための特殊機器は、輸入関税やその他の税を免除して、一時的に税関の敷地に持ち込むことが許さなければならない」

改訂京都協定、特殊付属文書 J に対するガイドライン 第 3 章 パート 5、パーツや機器の一時的搬入

「いくつかの税関は、商業的利用のために輸送手段の直近で、たとえば空港内または立寄り港の海岸でのみ使用されるという条件で、この機器の一時的搬入を認めている

通常、この機器には、別個の安全および一時的搬入に関する書類を求めない」

（1973 京都協定、付属文書 A.3 標準 10 と注も参照）

輸入貨物に対する限定的な税関規制

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 6 章 標準 2

「税関規制は、関税法への準拠を保証するのに必要なものに限られなければならない」（1973 京都協定、付属文書 A.1 標準 9 も参照）

仮倉庫にある貨物の一般的な保証

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第5章 標準5

「関税手続きから生まれる義務が遂行されることの保証が必要な場合、税関は、特に税関の敷地の異なるオフィスで貨物の申告を定期的に行っている宣誓署名人からの一般的保証を受け入れなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.2 標準 8 も参照）

税関が仮倉庫をコントロールしている場合、保証はなし

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第5章 標準4

「国内法が規定している場合、税関は、関税に対する義務が満たされている限り、保証を要求してはならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.2 推奨基準 10 も参照）

仮倉庫で破壊した貨物には税をかけない

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第3章 基準44

「貨物がまだ国内使用に供されていない、または他の税関手続きを受けている場合、いかなる違反も認められないときには、当該当事者に、関税や税を支払うように要求してはならず、また当該当事者は以下の場合払い戻しを受ける権利を有する。

- 自らの要求により、当該貨物を国税庁に委託破棄し、税関が指定しているように、税関のコントロールの下でその貨物を商業的に無価値なものにしたとき。関連のコストはすべて当該当事者が負担しなければならない。
- 貨物が事故または物理的力により完全に破壊損傷しており、その破壊または損傷を税関が正式に認めるとき
- 貨物の性質上欠陥があり、それを税関が正式に認めるとき

破壊後に残るいかなる廃棄物またはスクラップには、国内使用または輸出を考慮に入れ、その国で輸出または輸入される廃棄物またはスクラップに適用される税または関税が適用されなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.1 標準 21 も参照）

一時的保管に対する制限

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 A. 第2章 標準9

「国内法が一時的保管の時間制限を定めている場合、輸入者は、貨物を他の税関手続きにかけ、必要な手続きを終了するのに十分な時間を認められなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.2 標準 14）

WCO, 改訂京都協定 特殊付属文書 E 第1章 推奨基準10

「当該当事者の要求により、または税関が正当と認める理由がある場合、税関は最初に定めた期間を延長しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.2 推奨基準 15 も参照）

署名宣誓人の責任と権利

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第3章 基準8

「署名宣誓人は、貨物申告で提供した明細の正確さや関税および税の支払いについて、税関に対して責任を負わなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 標準 8 も参照）

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第3章 標準9

「貨物申告を提出する前に、署名宣誓人は、税関が定める条件の下で次のことを行うことが許されなければならない：

（a） 貨物を検査する

（b） 見本を取り出す

（1973 京都協定、付属文書 B.1 標準 8 も参照）

税関は通関手続きに関する情報を提供する

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第9章 標準1

「税関は、関税法の一般的適用に関わるすべての情報を当該当事者が入手できるようにしなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 標準 65 も参照）

見本に対して別の申告を求めない

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第3章 標準10

「税関は、見本が関連貨物の貨物申告書に含まれている場合には、税関の監視の下で取り出すことが許されている見本に対して別個の貨物申告を求めてはならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 9 も参照）

定期的な国内使用申告

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第3章 暫定基準32

「税関要求への準拠の適切な記録を持ち、その商業的記録を管理するための適切なシステムを持っていることを含め、税関が指定した基準を満たす適格人に対しては、税関は次の便宜を図らなければならない。

- 貨物を識別し、最終貨物申告を完成するのに必要な最低限の情報の提供によって、貨物を引き渡す
- 署名宣誓人の敷地または税関が認めた別の場所での貨物の通関、さらに、できる限り、以下のような特殊手続き
- 貨物が同一人によって頻繁に輸出入される期間における、すべての輸入および輸出に１枚の貨物申告を認める
- 関税や税を自己評価するために、また適切な場合は他の税関要求に適合させるために、その特定の者の商業的記録を使う
- 以後追加の貨物申告によって補強される、その者の記録にある項目による貨物申告の提出を認める

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第3章 パート7.3.1 定期的貨物申告についても参照）

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 25 と注も参照）

貨物の迅速な検査

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第3章 標準33

「税関が申告貨物を検査しなければならないと判断した場合、この検査は貨物申告が登録されてからできるだけ速やかに行わなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン、第3章 パート8 貨物の検査と見本抽出について

「この標準（一般付属文書、第 3 章 標準 33）は、貨物の検査を税関が必要と判断した場合、税関はその検査を遅滞なく実行しなければならないと定めている。ここで、「場合」（when）という語の使用は、申告されるすべての貨物を、当然のこととしてすべて検査してはならないという意味である。これは、貨物を検査するという決定はリスク評価法を基にしたものでなければならないと定めている標準 6.4（一般付属文書 第 6 章 標準 4）と関連している。これにより、貨物はたとえ税関が検査の必要性を認めたとしても、速やかに引き渡されるようになる。

貨物を検査するかどうかの決定は、できるだけ速やかに行わなければならない。税関は、貨物申告が登録されたら、できるだけ速やかに決定を下さなければならないこともある」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 標準 32 も参照）

税関による規制の制限

（WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 6 章 標準 2

「税関による規制は、関税法への準拠を保証する最低限に制限されなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第6章 標準4

「税関は、輸送手段を含め、どの人、どの貨物を検査し、どの程度検査するかを決めるのにリスク分析を使わなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第6章 パート5 税関規制の原則について

「したがって、税関規制は、主な目標を実現するのに最低限必要なものに制限し、可能な限り、リスク分析手法を使って選択的に実行しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 標準 38 と注も参照）

可能な場合略式検査によって通関

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第3章 パート8 貨物の通関と見本抽出について

「貨物の検査は、略式または詳細のいずれかである。略式検査において、税関は以下のチェックのいくつか、またはすべてを実行する。

- パッケージ数のカウント
- マークや番号を申告あるいはインボイスのものと比較
- 貨物が申告書に記載されているものと同じであることを確認

同じ記述の貨物が頻繁に同一人物によっ

て輸出入され、その者は信頼できると税関が分かっている場合、貨物申告の明細の正確さを補強文書または他の証拠に対してチェックできる場合、または輸出入税や税が低額である場合、略式検査で十分と見なすことができる」
（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 39 も参照）

選択的方法による詳細検査

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第3章 パート8 貨物の検査と見本抽出について

「詳細検査は、税関が貨物申告や補強文書での明細の正確さに疑いがある場合に正当化される。同様に、かなりの金額の輸出入税やその他の税を課される貨物は定期的に詳しく検査される。通常、詳細検査では、次のことが行われる。

- 貨物の検査によりその構成をできる限り正確に判断する
- 数量の確認
- 税分類の確認
- 価額の確認
- 必要な場合、貨物の原産地を確認

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 40 と注も参照）

すべてのデータが手に入らない場合の暫定申告

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第3章 基準 13

「税関が正当と認める理由により、署名宣誓人が貨物の申告に必要となる完全な情報を持っていない場合、暫定的または不完全な貨物申告を提出することが許される。但し、その申告書は、税関が必要と認める明細を含み、署名宣誓人は指定の期間内にそれを完成しなければならない」
（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 12 と注も参照）

B.2.3 正式書類

貨物の許可やライセンスに簡易な手続き

ICAO, 国際民間航空に関する条約 付属文書 9 （4.24） 推奨基準

「荷物の性質により別の通関機関、たとえば税関や検疫または植物検疫が必要となる場合、締約国は、通関の権限をその委任機関の１つに委託するか、それができない場合、同時にまたは最小限の遅れにより通関が実行されるのに必要な対策を講じなければならない」

税関輸入貨物申告書の統一

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.120） 推奨基準

「4.19 の実施において締約国は、可能な限り、輸入貨物の通関に必要な書類を貿易書類のための国連レイアウトキーと揃え、付録 10-貿易文書のため国連レイアウトキーで定められているフォーマットに従うように奨励しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第3章 標準 11

「貨物申告の内容は、税関が指示しなければならない。貨物申告の用紙のフォーマットは、国連レイアウトキーに従っていなければならない。

自動通関プロセスの場合、電子的に提出される貨物申告のフォーマットは、情報技術に関する関税協力理事会の勧告に述べられている電子的情報交換のための国際標準を基にしたものでなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 注 2 と標準 11 も参照）

貨物申告のコピー数

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 15

「税関は、オリジナルの貨物申告と必要な最低枚数のコピーだけを要求しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 13 も参照）

不必要な原産地証明は不要

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 K 第 2 章 推奨基準 2

「原産地の証拠書類は、特恵関税、片務的、双務的、または多角的契約の下で採用された経済または貿易政策、あるいは健康や治安上の理由により採用された政策の一般的適用に必要な場合に限りおいて、要求する」

（1973 京都協定、付属文書 D.2 標準 2 も参照）

原産地申告の受け付け

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 K 第 2 章 推奨基準 12

「原産地の証拠書類が必要な場合、以下の場合に、原産地の申告を受け付けなければならない。

（a） 個人宛てに小さな積送品で送られたか、旅行者のバッグで運ばれ、非商業的性格を持ち、その輸入品の総額が USD500 を下らない額を越えることがない貨物

（b）その総額が USD300 を下らない額を越えることがない商業的積送品

（a）および（b）で言及されている複数の積送品が同時に同じ手段により同じ荷受人宛てに送られる場合、総額は、その積送品の合計価値と見なさなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 D.2 推奨基準 12 も参照）

原産地要求に関する情報

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 9 章 標準 1

「税関は、関税法の一般的適用に関するすべての情報を当該関係者が利用できるようにしておかなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 D.2 標準 14 も参照）

原産地証明の統一

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 K 第 2 章 推奨基準 6

「原産地証明の現在のフォームを改訂する、または新しいフォームを作成する際には、締約国は、付録 II の注に従い、また付録 III のルールを考慮して、本章の付録 I のモデル・フォームを使わなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 D.2 推奨基準 6 と注も参照）

B.3 通過に関する規定

B.3.1

通常、技術標準規制は行わない

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する国際協定,1982, 付属文書 5、条項 5

「技術標準への準拠の規制は、通常通過貨物には適用しない」

通常、品質管理は行わない

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する国際協定 1982、付属文書 6、条項 46

「通常、品質管理を通過貨物には適用しない」

通過の自由を認める

WTO, 関税と貿易に関する一般協定、条項 V（2）

「他の締約国の領土との間での通過のために、国際通過に最も便利な経路を経由した、各締約国の領土を通る通過の自由が存在しなければならない」

国籍、原産地、所有などによる差別をしない

WTO, 関税と貿易に関する一般協定、条項 V（2）

「船舶の国籍、原産地、出発、入国、出国、宛先により差別したり、または貨物、船舶、またはその他の輸送手段の所有に関係した条件により差別してはならない」

不必要に遅らせたり制限したりしない

WTO, 関税と貿易に関する一般協定、条項 V（3）

「適用関税法や規制を守ることができない場合を除き、他の締約国の領土との間での交通を不必要に遅らせたり、制限したりしてはならない」

B.3.2 税関

検査の制限

UN/ECE 貨物の国境規制の調和に関する一般協定 1982、条項 10

「締約国は、可能な場合、通過貨物、特に国際通関通貨手続きの旅行者に対しては、その検査を実際の条件やリスクが正当化する場合に制限し、簡易で迅速な処理に心掛けなければならない」

UN/ECE, TIR 協定、条項 5

「1. 幌付き車両や車両またはコンテナを組み合わせて TIR 手続きの下で運ばれる貨物については、一般的に途中の税関オフィスの検査を受けさせてはならない」

「2. しかし、乱用を避けるために、税関当局は、例外的に、そして特に不審の疑いがある場合には、税関オフィスにおいて検査を実行することができる」

関税の免除

UN/ECE, TIR 協定、条項 4

「TIR 手続きの下で運ばれる貨物については、途中の税関オフィスにおいて輸出入関税やその他の税を支払わせたり、預託金を徴収してはならない」

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 E、第 1 章 標準 3

「税関通過として運ばれる貨物は、税関が定める条件が満たされ、必要な保証が

実現されている場合、関税や税の支払いを課されることはない」
（1973 京都協定、付属文書 E.1 標準 4 も参照）

通過貨物には定額契約

TIR カルネが扱う貨物の国際輸送に関する税関協定（TIR 協定）、1975, 条項 8（3）

「各契約当事者は、保証組合から請求されることがある、TIR カルネ当りの総額を決めなければならない。
注:保証組合から請求されることがある、最大金額を TIR カルネ当り USD 50,000 に等しい金額に制限するよう税関当局に勧告する。アルコールやタバコの輸送の場合、保証組合から請求されることがある最大金額を USD 200,000 に等しい金額に増やすことを税関当局に勧告する」

通過貨物に通常の税額計算をしない

UN/ECE, TIR カルネが扱う貨物の国際輸送に関する税関協定(TIR 協定)、1975, 条項 8（3）と 8（6）

「各契約当事者は、保証組合から請求されることがある、TIR カルネ当りの最高額を決めなければならない。」
「関税やその他の税を計算するために、TIR カルネに入っている貨物の特徴は、反対の証拠がない限り、正しいと見なさなければならない」

すべての輸送方法に TIR トランジット制度が有効

UN/ECE, TIR カルネが扱う貨物の国際輸送に関する税関協定(TIR 協定)、1975, 条項 2

「この協定は、TIR オペレーションの最初と最後の間の旅程の一部が道路によって行われる場合、コンテナ内の貨物の輸送に対して適用されなければならない」

通常、貨物には付き添わない

UN/ECE, TIR 協定、条項 23

税関当局は次のことをしてはならない。
- 特別の場合を除き、その国の領土を輸送業者に経費を負担させ車両や車両とコンテナの組み合わせに付き添うことを要求する。

事故により壊れたあるいは破損した通過貨物には税をかけない

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 44

「貨物がまだ国内使用に供されておらず、他の税関手続きの下にあり、違反が認められない場合、当該当事者は、関税またはその他の税を支払うように要求されることはなく、またその払い戻しを受ける権利を有する。
- 要求により、この貨物が国税庁に委託破棄され、あるいは税関の決定どおりに、税関の管理の下で商業的価値を破壊された場合、関連経費は当該当事者が負担しなければならない」
- 貨物が事故または物理的力により完全に破壊損傷しており、その破壊または損傷を税関が正式に認めるとき
- 貨物の性質上欠陥があり、それを税関が正式に認めるとき

破壊後に残るいかなる廃棄物またはスク

ラップには、国内使用または輸出を考慮に入れ、その国で輸出または輸入される廃棄物またはスクラップに適用される税または関税が適用されなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第2章 「払い戻し」の定義
「払い戻しとは、貨物に対して支払われた関税やその他の税の一部または全部の返金、そして支払いがまだ行われていない場合には関税またはその他の税の一部または全部の減免を意味する」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第3章 パート 11.1 関税および税の払い戻しと減免について
「特定の目的のために再輸出または使用されるという条件で輸入貨物に対して関税およびその他の税の一部減免が認められた場合、払い戻しや減免は、賦課されなかった関税や税のその部分に限定することができる」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第4章 パート 2.3 払い戻しについて
「貨物は、事故または物理的力により、破壊され、損傷され、または回復不可能なまでに損失されることがある。これは、貨物がまだ税関の管理下にある場合にも起こりうる（通過、保税倉庫、または一時的入国手続き）。このような場合、公平性の理由により、すでに課された関税や税の全部または一部が払い戻されることもある」
（1973 京都協定、付属文書 E.1 標準 30 と注も参照）

トランジットまたは旅程の貨物には付き添わない
WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 E 第1章 標準 15
「そのような処置が不可欠であると見なされる場合にのみ、税関は次のことを行う。
（a） 貨物が指定の旅程を辿ることを要求する、あるいは
（b） 貨物が税関の付き添いの下で輸送されることを要求する
（1973 京都協定、付属文書 E.1 標準 23 も参照）

通過申告の説明部分としての商業あるいは輸送書類
WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 E、第1章 標準 6
「必要な明細を明確に提示している商業あるいは輸送書類は、税関通過のための貨物申告の説明部分として受け付け、受け付けた旨を書類に明記しなければならない」
（1973 京都協定、付属文書 E.1 推奨基準 13 も参照）

不必要に制限したり遅らせたりしない
WTO, 関税と貿易に関する一般協定 条項 V（3）
「適用関税法や規制に準拠していない場合は除いて、他の契約当事者の領土との間を行き来する交通を不必要に遅らせたり妨げたりしてはならない」

B.3.3 衛生安全

汚染の危険がない場合、通過貨物に対して医療衛生検査を行わない

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する国際協定、1982, 付属文書 2、条項 4

「施行協定の枠内で、契約当事者は、汚染の危険が存在しない場合には、可能な限り通過貨物の医療衛生検査を免除しなければならない」

汚染の危険がない場合、通過中の動物に動物検査を行わない

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する国際協定、 1982, 付属文書 3、条項 5

「施行協定の枠内で、契約当事者は、汚染の危険が存在しない場合には、可能な限り通過中の動物の動物検査を免除しなければならない」

汚染の危険がない場合、通過貨物に植物衛生検査を行わない

UN/ECE, 貨物の国境規制の調和に関する国際協定、1982, 付属文書 3、条項 5

「施行協定の枠内で、契約当事者は、そのような対策が自身の植物の保護に必要である場合を除き、通過貨物の植物検査を免除しなければならない」

B.3.4 安全

署名宣誓人が安全の種類を選ぶ

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 5 章 標準 1

「国内法は、安全が必要である事例を列挙し、提供される安全の形態を明記しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.1 標準 14 も参照）

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 5 章 標準 3

「保証を提供することが求められる人は、税関が認めることを条件として、保証の形態を選ぶことが許されなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.1 推奨基準 15 も参照）

複数のトランジット・オペレーションに対する一般的な安全対策

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 5 章 標準 5

「税関手続きが求める義務が遂行されるようにするために保証対策が必要である場合、税関は税関の領土内の複数のオフィスで定期的に貨物を申告している署名宣誓人からの一般的保証対策を受け入れなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.1 標準 17 も参照）

不要になったら、直ちに安全対策を解除する

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 5 章 標準 7

「安全が提供されている場合、安全が必要とされた義務が正式に実行されたことを税関が確認したならば、できるだけ速やかにその安全対策を解除しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.1 標準 28 も参照）

B.4 貨物の積み替えに関する対策

B.4.1 税関

積み替え荷物には税をかけない

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 E、第 2 章 標準 2

「積み替えを認めた貨物は、税関が定めた条件が満たされている限り、関税やその他の税の支払いの対象とならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.2 標準 3 も参照）

破壊した積み替え荷物には税をかけない

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 44

「貨物がまだ国内使用に供されていない、または他の税関手続きを受けている場合、いかなる違反も認められないときには、当該当事者に、関税や税を支払うように要求してはならず、また当該当事者は以下の場合払い戻しを受ける権利を有する。

- 自らの要求により、当該貨物を国税庁に委託破棄し、税関が指定しているように、税関の管理の下でその貨物を商業的に無価値なものにしたとき。関連のコストはすべて当該当事者が負担しなければならない。
- 貨物が事故または物理的力により完全に破壊損傷しており、その破壊または損傷を税関が正式に認めるとき
- 貨物の性質上欠陥があり、それを税関が正式に認めるとき

破壊後に残るいかなる廃棄物またはスクラップには、国内使用または輸出を考慮に入れ、その国で輸出または輸入される廃棄物またはスクラップに適用される税または関税が適用されなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.2 標準 24 も参照）

破損したあるいは輸出されない貨物には税を減額

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 44

「貨物がまだ国内使用に供されていない、または他の税関手続きを受けている場合、いかなる違反も認められないときには、当該当事者に、関税や税を支払うように要求してはならず、また当該当事者は以下の場合払い戻しを受ける権利を有する。

- 自らの要求により、当該貨物を国税庁に委託破棄し、税関が指定しているように、税関の管理の下でその貨物を商業的に無価値なものにしたとき。関連のコストはすべて当該当事者が負担しなければならない。
- 貨物が事故または物理的力により完全に破壊損傷しており、その破壊または損傷を税関が正式に認めるとき
- 貨物の性質上欠陥があり、それを税関が正式に認めるとき

破壊後に残るいかなる廃棄物またはスクラップには、国内使用または輸出を考慮に入れ、その国で輸出または輸入される廃棄物またはスクラップに適用される税または関税が適用されなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第

2 章 「払い戻し」の定義

「払い戻しとは、貨物に対して支払われた関税やその他の税の一部または全部の返金、そして支払いがまだ行われていない場合には関税またはその他の税の一部または全部の減免を意味する」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 3 章 パート 11.1 関税および税の払い戻しと減免について

「特定の目的のために再輸出または使用されるという条件で輸入貨物に対して関税およびその他の税の一部減免が認められた場合、払い戻しや減免は、賦課されなかった関税や税のその部分に限定することができる」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 4 章 パート 2.3 払い戻しについて

「貨物は、事故または物理的力により、破壊され、損傷され、または回復不可能なまでに損失されることがある。これは、貨物がまだ税関の管理の下にある場合にも起こりうる（通過、保税倉庫、または一時的入国手続き）。このような場合、公平性の理由により、すでに課された関税や税の全部または一部が払い戻されることもある」

（1973 京都協定、付属文書 E.2 標準 24 と注も参照）

通常、積み替え貨物は検査しない

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 6 章 標準 2

「税関の規制は、関税法に準拠させるのに必要なものに限らなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.2 推奨基準 16）

通常、積み替え貨物には付き添わない

WCO, 1973 京都協定、付属文書 E.2 標準 18

「そのような処置が不可欠であると見なされる場合にのみ、税関は次のことを行う。

（a） 貨物が指定の旅程を辿ることを要求する、あるいは

（b） 貨物が税関の付き添いの下で輸送されることを要求する

B.4.2 安全

署名宣誓人が安全の種類を選ぶ

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 5 章 標準 1

「国内法は、安全が必要である事例を列挙し、提供される安全の形態を明記しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.2 標準 11 も参照）

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 5 章 標準 3

「保証を提供することが求められる人は、税関が認めることを条件として、保証の形態を選ぶことが許されなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.2 推奨基準 12 も参照）

定期的積み替えに対する一般的な保証対策

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第5章 標準5

「税関手続きが求める義務が遂行されるようにするために保証対策が必要である場合、税関は税関の領土内の複数のオフィスで定期的に貨物を申告している署名宣誓人からの一般的保証対策を受け入れなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.2 標準 14 も参照）

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第5章 標準6

「保証が必要な場合、提供しなければならない保証の量はできるだけ低くし、関税やその他の税の支払いに関して、賦課可能である金額を越えてはならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.2 推奨基準 15 も参照）

C. 輸送や輸送機器に関する規定

C.1 航空機輸送

航空貨物の滞留時間を最小化

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.31）

「締約国は、オペレータ、空港管理当局、その他貨物のハンドリング、通関、フォワードに関わっている機関と協力して、空港貨物ターミナルにおける航空貨物の滞留時間を最小化するのに必要な対策を講じなければならない］

航空貨物に一般申告なし

ICAO, 国際民間航空に協定、付属文書 9 （2.5）

「締約国は、他の適切な代替手段によって入手できる限り、一般申告の提示を要求してはならない」

必要な場合、ICAO 標準一般申告を使用

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.5.1）

「一般申告の提示を要求し続ける締約国は、その要求を附属文書 I - 一般申告に明記されている項目に制限し、そのフォーマットに従わなければならない」

エージェントやパイロットも申告に署名できる

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.5.3）

「一般申告の提示を要求し続ける締約国は、有資格エージェントまたは機長が署名している場合受け付けなければならないが、必要に応じて、一般申告自身が乗員以外の者によって署名されている場合、その健康の項目に乗員が署名するように要求することができる」

航空貨物に対する標準申告

ICAO, 国際民間航空に関する条約、附属文書 9 （2.9）

「貨物目録の提示を要求し続ける締約国は、附属文書 3 で明記されている貨物目録のフォーマットの最初に示されている

情報とは別に、以下の 3 つの項目以外のものを要求することはできない。

a） 航空貨物運送状番号

b） 各航空貨物運送状番号に対応するパッケージの数

c） 貨物の性質

貨物目録は、それが先のフォーマットに従っているか、電子的データ処理技術に適合した明確で分かり易いフォーマットに従っているとき、それを受け付けなければならない」

注 - 当局に貨物が到着次第、航空貨物を報告するために、オペレータは当該政府との協定に服する次の選択肢を与えられるというのが、本規定の意図の一部である。

a） 外国の積載ステーションによって準備されている場合、付属文書 3 に従い貨物目録を提出する、または

b） 実際の積載貨物をもとにして、到着時に貨物目録を用意し提出する、または

c） コンピュータへの直接入力、テレタイプ・リスト、貨物毎の航空貨物運送状のコピーのような、様々な方法で貨物目録に必要とされる情報を提出する」

貨物の種類を標準申告に記入しない

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.20） 推奨基準

「締約国は、貨物目録の貨物の性質に関する情報を要求してはならない。締約国は、目録にある情報だけを要求しなければならない」

航空機の到着／出発に合わせて書類を最少化

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.3）

「航空機の到着および出発に対して、公的機関は本章で述べたもの以外の書類をオペレータから要求してはならない」

注 - 標準フォームが国籍マークによって変わってはならないというのが、本規定の意図の一部である

外国との間での到着／出発の場合のみ、国内立寄りには到着／出発書類を要求しない

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.18）

「締約国は、航空機が他の国の領土での中間積み込みなしにその領土内の 2 つ以上の空港に立ち寄る場合、本章（すなわち、第 2 章 航空機の到着と出発）に述べられているものとは異なる、航空機の到着または出発に際しての書類や手続きを求めてはならない」

航空機輸送地上装置には関税なし

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.48） 推奨基準

「その航空機によって提供される国際サービスの確立や保守と関連して、国際空港の敷地内で使われるために、他の締約国の飛行機によって締約国の領土に輸入される地上施設や安全施設は、当該締約国の規制に準拠するという条件で、関税なしとし、可能な限り他の税や料金も免除しなければならない。かかる規制は、その地上施設や安全施設の当該航空機に

よる使用に不当に干渉してはならない」（この規定の下で認められるのは、項目のリストの提供であることに注意）

航空機輸送訓練施設には関税なし

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.49） 推奨基準

「その航空機によって提供される国際サービスの確立や保守に必要な地上要員やフライト要員の技術的訓練に関係して、他の締約国の航空機によって輸入される機材や訓練施設には、当該締約国の規制に服するという条件で、関税などの税や手数料を免除しなければならない」

（この規定の下で認められるのは、項目のリストの提供であることに注意）

C.1 海上輸送

標準申告の受け入れ

ICS, 標準申告のレポートと勧告 パラグラフ 2

「次の 3 つの理由により標準申告のモデル・レイアウトを持つことが望ましいと考えられる、（a） 機械化 （b） 簡易化 （c） 簡便化

標準船荷証券の使用

ICS, 船荷証券の標準フォーマット、最終版、1972

「ECE レイアウトキーが多くの国によって採用されており、このレイアウトを基にした文書が引き続き増えていることから見て、船主に対し、改訂標準船荷証券を基にした船荷証券を採用するよう勧告する」

船主には１つの総合的なセキュリティを

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、付属文書 B （6.1） 推奨基準

「公的機関が税関、入国管理、公衆衛生、植物検疫、その他の法や規制の下の義務をカバーするために船主に約定やなんらかの保証を求める場合、可能な場合、１つの総合的な約定または保証の使用を許さなければならない」

船舶および貨物書類を事前認定しない

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.16） 標準

「当初から目的としていた、到着、積み降ろし、または通過のための港が属している国の当局は、船舶、その貨物、倉庫、乗客、乗組員に関する書類が、その外国代表によって公認、検証、認証、または事前処理されるように要求してはならない。これは、査証などの目的のために、乗客や乗員のパスポートやその他の身分証明書の提示を要求することを妨げるものではない」

（査証手続きの廃止に関する I.28 も参照）

二次的寄港には最低限の手続き

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.13） 推奨基準

「ある国の領土内の最初の港への船舶の到着時に実行される手続きを考慮に入れ、途中他の国の港に寄港することなく、その国の他の港に寄港した際に公的機関が要求する手続きや文書は最低限のものに

制限しなければならない」

無線による入港許可

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （5.4） 推奨基準

「公的機関は、到着前に事前に受け取っていた情報を基にして、またその到着港の公衆衛生機関がその船舶の到着によって伝染病が入り込んだり広がったりすることがないという意見を基にして、可能ならば、船舶に対し無線による入港許可を与えることができなければならない。公衆衛生機関は、可能ならば、船舶の入港前にその船舶に立ち入ることが許されなければならない」

船舶到着時に必要な書類の制限

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.1） 標準

「公的機関は、協定が適用される船舶の到着または出発時に本セクションによってカバーされるもの以外の書類の保持を求めてはならない。当該書類とは、次のものである。

- 一般申告
- 貨物申告
- 船倉申告
- 乗組員の携帯品申告
- 乗組員リスト
- 乗客リスト
- 万国郵便協定の下で要求される書類
- 海上健康申請書

一般申告を使用

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.2） 標準

「一般申告は、船舶に関係する公共機関が要求する情報を提供する、到着および出発時の基本書類でなければならない」

到着に対し同じフォームの一般申告

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.2.1） 推奨基準

「船舶の到着と出発には、同じフォームの一般申告を受け付けなければならない」

一般申告に必要な情報

IMO, 国際海上輸送の関する協定、1965、付属文書 B （2.2.2） 推奨基準

「一般申告において、公的機関は下記のもの以上の情報を要求してはならない

- 船舶の名前と特徴
- 船舶の国籍
- 登録明細
- トン数
- 船長の名前
- 船舶のエージェントの名前と住所
- 貨物の簡単な説明
- 乗組員の数
- 乗客の数
- 航海の簡単な明細
- 到着の日時、または出発日
- 到着港または出発港
- 港での船舶の位置

一般申告の認定

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 （2.2.3） 標準

「公的機関は、船長、船舶のエージェン

ト、またはその他船長が認定した者が日付を記入し署名した一般申告を受け付けなければならない」

到着および出発に対する貨物申告の使用

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.3） 標準

「貨物申告は、貨物に関係している公的機関が要求する情報を提供する、到着および出発時の基本書類でなければならない」

貨物申告に必要な情報

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.3.1） 推奨基準

「貨物申告において、公的機関は下記の情報以外のことを要求してはならない。

（a） 到着時

- 船舶の名前と国籍
- 船長の名前
- 前の訪問港
- 報告を行う港
- マークと番号、パッケージの番号と種類、貨物の数量と明細
- 当該港で荷揚げされる貨物の船荷証券番号
- 船上に残っている貨物が荷揚げされる港
- 船荷証券を通して出荷される貨物の、最初の積み込み港

（b） 出発時

- 船舶の名前と国籍
- 船長の名前
- 宛先港
- 当該港で積み込まれた貨物に関して、マークと番号、パッケージの数と種類、貨物の数量と明細
- 当該港で積み込まれた貨物の船荷証券番号

船上に残っている貨物に関する情報の制限

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.3.2） 標準

「船上に残っている貨物に関して、公的機関は、提供される情報のごく基本的な項目の簡単な説明だけを求めなければならない」

書類のコピー数

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.10） 標準

「港への船舶の到着に際して、公的機関は、下記のもの以上のものを要求してはならない。

- 一般申告 5 通
- 貨物申告 4 通
- 船倉申告 4 通
- 乗組員の携帯品申告 2 通
- 乗組員リスト 4 通
- 乗客リスト 4 通
- 海上健康申請書 1 通

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.11） 標準

港からの船舶の出発に際して、公的機関は、下記のもの以上のものを要求してはならない。

- 一般申告 5 通
- 貨物申告 4 通

- 船倉申告 4 通
- 乗組員リスト 2 通
- 乗客リスト 2 通

貨物申告の認証

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.3.3） 標準

「公的機関は、船長、船舶のエージェント、または船長が認めた有資格人が日付を記入し、署名した貨物申告を受け付けなければならない」

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.5.2）

「締約国が乗客申告を無視し（立証の目的以外）一般申告を要求していない場合、オペレータの意思により、１ページの貨物申告において、有資格人または機長が署名した一般申告または適切な証言を受け付けなければならない。貨物申告の立証は、ゴム印によって提供することができる」

貨物申告に代わる貨物目録

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.3.4） 標準

「公的機関は、貨物目録が少なくとも推奨基準 2.3.1 （C.26）と 2.3.2 （C.27）に従って要求されている情報を含んでおり、標準 2.3.3 （C.29）に従って、署名、日付記入、認証されている場合、その貨物目録１通を貨物申請に代わるものとして受け付けなければならない」

無表示貨物の別個アドバイス

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.3.4.1） 基準

「公的機関は、小荷物の明細が別個に提供されている場合、船長の所有する無表示小荷物を貨物申告の対象外とすることを許さなければならない」

貨物申告に代わるものとして船荷証券を受け入れる

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.3.4.1） 推奨基準

「公的機関は、貨物の性質や数量を検討し、輸送書類に載っていない情報が推奨基準 2.3.1 （C.26）および標準 2.3.2 （C.27）に従って別個に提供され正式に証明される場合、標準 2.3.3 （C.29）に従って署名または認証されている、または真のコピーと認定される輸送書類を代わりに受け付けることもできる」

船上に残っている貨物に出発貨物申告を求めない

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.11.1） 標準

「港への到着時に申告を受け、船上に残っている貨物に関しては、港からの出発時に、その貨物の新しい貨物申告を要求してはならない」

船舶を遅らせずに、不注意ミスを修正

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.17） 標準

「公的機関は、書類上のエラーが書類の全てのチェック前に見つかり、その修正が遅滞なく可能であるという条件で、そのエラーが重大なものではなく、また再

発不注意ミスではなく、また法または規制を侵害する意図を持っていない場合、船舶を遅延させることなく、(本) 付属文書に従って書類のミスの修正を認めなければならない」

モデル・アライバル・フォームを使用

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965

「(当時) IMO が開発した 6 つのモデル・フォームは、IMO の第 6 回総会によって最終フォームとして採択され、1969 年 10 月 29 日に決議 A.194 (VI) によって広く使用するよう勧告されている」

不注意ミスに対して罰則なし

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B (2.18) 標準

「(本) 付属文書に対応し、船主または船長により署名されている、またはこれらの者に代わって署名されている文書にエラーが見つかった場合、そのエラーは不注意によるものであり、また重大なものでもなく、また再発不注意によるものでもなく、法や規制を侵害する意図がないことを公的機関が確認する機会が与えられるまで、罰則を課してはならない」

１通の船荷証券を発行

UN/CEFACT, 勧告番号 12 パラグラフ 17

「船荷証券は原本のみが発行されなければならないというコンセプトに関して、明らかに基準に関する考え方が徐々に変わっている。たとえば、1983 UCP 400 は「複数の原本が発行された場合の荷送り人に対して発行された原本のフルセット」の受け付けに言及しているが、改訂版の UCP 500 は「唯一の船荷証券、または複数の原本が発行されている場合、発行された原本のフルセット」という言葉を使っている。すなわち、唯一の原本、「1/1 のフルセット」の方を好んで強調している」(ICC 文書 470-37/72 を参照)

(フランス法は、キャリアが保持するもの、そして荷主に対して発行されるものという 2 通の原本を要求している。荷主に対して発行される原本は、１通の原本というコンセプトに照らして重要である)

船荷証券ではなく、海上貨物運送状を優先して使用

UN/CEFACT, 勧告番号 12 パラグラフ 42

「(i) 貨物が通過途中には売買されない場合、船荷証券に代わり、譲渡不能海上運送状の利点を評価し、その使用を奨励する (勧告番号 12 のパラグラフ 10 から 14 と 20 を参照)」

簡易化荷印 (荷印)

UN/CEFACT, 勧告番号 15

「政府、国際機関、そして貨物の国際的な移動や書類作成に関わるものは、

(a) ここで述べる、略名、参照番号、宛先、パッケージ数からなる標準シッピングマークを採用し、特定の輸送方式で実行可能であり、共通アクセスリファレンス (CAR)

を使用することによって実行可能な簡易化の機会に注目しなければならない。

（b） パッケージに関する追加情報（たとえば、原産地国、輸入ライセンス番号、信用状番号）に対する要求、特に正式要求を止めなければならない。そのような情報をなお要求する場合、それはパッケージの標準シッピングマークとは区別しなければならず、書類に複製されるときマークの一部として要求してはならない。

（c） その他の重量や寸法ではなく、キログラム単位での総重量の表示を簡易化しなければならない。

（d） 危険物警告には貨物取り扱い指示のための ISO 標準および国連標準を採用しなければならない

（e） 本勧告で定められている物理的マーキングの方法、慣行、標準を採用しなければならない。

C.2 複合一貫輸送

裏白フォームを使用

UN/CEFACT, 勧告番号 12 パラグラフ 15

「信用状統一規則の 1983 年改訂版（UCP 400） 条項 25（b （ii））と 26（b （ii））は、特に「供給元または輸送書類以外の書類（簡単なフォーム／裏白輸送書類）への参照による輸送の条件のいくつかまたはすべて」を示している船荷証券および複合輸送書類の使用を奨励していた。現行版の UCP 500 は、次のような船荷証券の銀行受け付け、複合輸送書類、または譲渡不能貨物運送状を強調している。

貨物のすべての条件または供給元または輸送書類以外の書類（簡単なフォーム／裏白輸送書類）への参照による条件の一部を明らかに含んでいる。

また、次のことを強調している。
銀行は、かかる条件の内容を調査しない（1992 年 9 月 17 日付け ICC 文書 470 - 37/104）（いくつかの国においては、簡単なフォームが参照している条件のすべてを荷受人が正式に知っていることの証拠が存在しなければならないことを念頭に置いておかなければならない。一連の船積みに簡単なフォームを使用するには、荷受人側での明示的な受け入れが必要かもしれない」

運送方法にコードを使用

UN/CEFACT, 勧告番号 19

「作業部会は、国際貿易の輸送方法を示すためのコード化表現が必要な場合には、このコード構造を使うことを勧告する」

標準積載指示にレイアウトキー

UN/CEFACT, 勧告番号 22

「貨物や関連サービスの移動を可能にするために、売手／荷主または買手／荷受人から輸送業者、キャリア、またはそのエージェントあるいはその他のサービス提供者に指示を伝えるための標準委託指示の設計の基礎として、現在の勧告に追加されるレイアウトキーを使うことを勧告する」

TIR の貨物を含む車両やコンテナの一時的輸入には書類を求めず

UN/ECE, TIR 協定 条項 15

「TIR 手続きの下で、車両、車両の組、または貨物を運ぶコンテナの一時的輸入に関しては、特別な通関書類を求めてはならない。車両や車両の組またはコンテナについて、保証を求めてはならない」

コンテナの外国税関シールを受け付ける

UN/ECE, TIR 協定 条項 22

「1. 一般的に、また条項 5 パラグラフ 2 に従って貨物を検査する場合（すなわち、不法が疑われる場合）を除き、各締約国の税関オフィスの各税関当局は、そのシールが改竄されていない場合、他の締約国の税関シールを受け付けなければならない。しかし、税関当局は、規制要求が必要である場合には、自分自身のシールを追加することができる。

2. 締約国によって受け付けられた税関シールは、その締約国の領土内では、国家シールに対するのと同等の法的保護の恩恵を受けることができなければならない」

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 E 第 1 章 推奨基準 17

「外国税関によって付加された税関シールと識別マークは、以下が当てはまらない場合、税関通過のために受け入れなければならない。

- 十分とは見なせない
- 確実ではない
- 税関は貨物の検査に取り掛かっている外国税関シールとその固定装置が税関領土で受け入れられている場合、国家シールやその固定装置と同じ法的保護をその領土内で受けることができなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 E.1 推奨基準 26 も参照）

輸送手段には最少の税関手続き

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 1 章 標準 2

「本付属文書や特殊付属文書の手続きや慣行のため、充足されるべき条件や従うべき税関手続きは、国内法で指定しなければならず、またできるだけ簡易なものでなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.3 標準 3 も参照）

輸送手段の一時的輸入

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 J 第 3 章 推奨基準 3

「積載、非積載を問わず、商業目的のための輸送手段は、その商業利用のための輸送手段が、一時的輸入先の国の税関敷地内での輸送に使われない場合には、条件付きで関税やその他の税を免除し、税関敷地内への一時的搬入を認めなければならない。これは、その輸送手段の使用、潤滑油、燃料の通常の使用、必要な修理による、通常の減価の場合を除き、変更せず、そのまま再輸出させるためのものである」

（1973 京都協定、付属文書 A.3 標準 6 も参照）

WCO, 改訂京都協定 特殊付属文書 1 第 3 章 標準 4

「税関は、通関規制のための基本的なものであると考える場合にだけ、外国で正式に登録されている商業利用輸送手段に対して保証や一時入国書類を求めなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.3 標準 7 も参照）

WCO, 改訂京都協定 特殊付属文書 J 第 3 章 標準 5

「税関が商業利用目的の輸送手段の再輸出のタイムリミットを決定しているときには、当初の輸送作業の条件を考慮に入れなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.3 標準 8 も参照）

WCO, 改訂京都協定 特殊付属文書 J 第 3 章 標準 6

「当事者からの要求により、また税関が妥当と認める理由があれば、税関は最初に決定したタイムリミットを延長しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.3 推奨基準 9 も参照）

破壊あるいは損傷した輸送手段に対する税

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 44

「貨物がまだ国内使用に供されていない、または他の税関手続きの下にある場合、いかなる違反も認められないときには、当該当事者に、関税や税を支払うように要求してはならず、また当該当事者は以下の場合払い戻しを受ける権利を有する。

- 自らの要求により、当該貨物を国税庁に委託破棄し、税関が指定しているように、税関の管理の下でその貨物を商業的に無価値なものにしたとき。関連のコストはすべて当該当事者が負担しなければならない。
- 貨物が事故または物理的力により完全に破壊損傷しており、その破壊または損傷を税関が正式に認めるとき
- 貨物の性質上欠陥があり、それを税関が正式に認めるとき

破壊後に残るいかなる廃棄物またはスクラップには、国内使用または輸出を考慮に入れ、その国で輸出または輸入される廃棄物またはスクラップに適用される税または関税が適用されなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 A.3 標準 33 も参照）

輸送手段書類の事前認証なし

WCO, 改訂京都協定 特殊付属文書 J 第 3 章 標準 11

「商業利用目的の輸送手段の到着に関連して、税関に対して作成あるいは提出すべき書類を、商業利用目的の輸送手段が到着した国以外の外国代表によって公認、検証、認証、事前処理するように要求してはならない」

（1973 改訂京都協定、付属文書 A.3 標準 25 も参照）

（領事手続きの廃止に関する I.28 も参照）

到着申告コピーするを削減

WCO, 改訂京都協定 特殊付属文書 J 第 3 章 標準 10

「税関は、可能な限り、税関へ提出することを要求している到着申告のコピー数を削減しなければならない］

（1973 改訂京都協定、付属文書 A.3 標準 21 も参照）

内陸輸送に外国コンテナを使用

WCO, コンテナに関する税関協定、1972, 条項 9

「契約当事者は、（本）協定の下で一時的入国が認められたコンテナが内陸での貨物の輸送に使われることを許さなければならない。その際、各契約当事者は、付属文書 3 に明記されている条件の１つまたは複数を課すことができる。

（すなわち、（a） コンテナの旅程は、輸出貨物が積み込まれる、またはコンテナが空で輸出される場所とできるだけ直線となるようにしなければならない。

（b） コンテナは、再輸出前に内陸交通で１度限り使われる）」

外国コンテナの一時的入国を認める

WCO, コンテナに関する税関協定、1972 条項 3

「1. 条項 4 から 9 までの条件に従い、各契約当事者は、貨物を積載しているかどうかを問わず、コンテナの一時的入国を認めなければならない。」

「2. 各契約当事者は、その領土に居住する者によって結ばれた、購入、分割購入、リース、または同種の契約の対象となっているコンテナに対しては一時的入国を認めない権利を有する」

コンテナの修理部品の一時的輸入許可

WCO, コンテナに関する税関協定、1972 条項 10

「一時的に入国を認められたコンテナを修理するための部品には、一時的入国を認めなければならない」

コンテナのアクセサリや機器の一時的輸入許可

WCO, コンテナに関する税関協定、1972, 条項 11

「契約当事者は、コンテナと共に輸入され別個または他のコンテナと共に再輸出されるものであれ、別個輸入されコンテナと共に再輸出されるものであれ、一時的な入国を認めたコンテナのアクセサリや機器の一時的入国を認めなければならない」

外国コンテナの書類なし一時輸入

WCO, コンテナに関する税関協定、1972 条項 6

「現行協定の下一時的に輸入されるコンテナには、その輸入および再輸出に要求される税関書類を作成することなく、また保証フォームを提供することなく、一時的入国を認めなければならない」

外国で承認されているコンテナを許可

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 E. 第 1 章 標準 10

「貨物が輸送ユニットで運ばれ、税関シールが必要な場合、税関は、輸送ユニットが以下のような構造をしている場合、

税関シールをその輸送ユニットに添付しなければならない。

（a） 税関シールを簡単にまた効果的にユニットに添付できる

（b） 改竄の証拠を残すことなく、または税関シールを破損することなく、輸送ユニットのシール部分から貨物を取除いたり、その部分に貨物を持ち込むことができない

（c） 貨物が隠れるような隠しスペースを含んでいない

（d） 貨物を保持できるすべてのスペースを容易に税関ができる

税関は、税関通過のために輸送ユニットが安全であるかどうかを決定しなければならない。

WCO, 改訂京都協定、特殊付属文書 E へのガイドライン、第 1 章 パート 6.4 輸送ユニットの装備と承認

「税関シールの下を添付した貨物の輸送に対して認められている輸送ユニットの明細を含んでいる、国際協定が複数存在している。そのいくつかを以下に示す。

1956 年 5 月 18 日にジュネーブで結ばれたコンテナに関する税関協定、1959 年 1 月 15 日にジュネーブで結ばれた TIR カルネの下にある貨物の国際輸送に関する税関協定、1886 年 5 月にベルンで結ばれた鉄道の技術的統一（1960 年版）、ライン川航行船舶の認印に関する中央ライン側委員会の規制（1963 年 11 月 21 日版）。

輸送単位は、これらの協定に取って代わることがある新しい協定に従って、将来承認されることもありうる。さらに、1 立方メートル未満の内部容積を持つが、その他すべての面で税関ではコンテナとして扱われるコンテナのような、その領土内でのみ税関通過のために使われる輸送単位のための双務協定または多角協定を通じて、管理機関は承認のための新たな手配を行うことができる。

（1973 京都協定、付属文書 E.1 標準 21 への注も参照）

D. 人間の移動に関する規定

航空機輸送に乗客リストを求めない

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.7）

「締約国は、通常乗客リストの提示を求めてはならないが、このような情報を求められたときには、それに代わる適切な方法で提供することができる」

必要な場合、標準的な乗客名簿を使う

ICAO, 国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.7）

「締約国は、通常乗客リストの提示を求めてはならないが、このような情報を求められたときには、それに代わる適切な方法で提供することができる」

注：先の 2.7 において言及されている情報が要求された場合、付録 2 に明記されてる乗客名簿のフォーマットに示されている項目に情報を制限しなければならない。

E. 危険物や有害物の管理に関する規定

危険貨物に別個アドバイス

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965、付属文書 B （2.3） 標準

「貨物申告は、貨物に関係する公的機関が要求する情報を提供する、到着および出発時の基本書類でなければならない。しかし、機関貨物の明細を別個に提供するように要求することができる」

危険貨物に関する情報

IN/CEFACT, 勧告番号 11

「1. 様々な輸送方式の間での危険貨物書類の要求に関する情報全般の調和を優先し追求しなければならない。これは、危険物の輸送に関する国連勧告（オレンジ・ブック）の最新改訂版の第 13 章に従って実行しなければならない」

II. 貨物を識別するのに要求される実際のデータ・エレメントは、様々な輸送方式において標準化されていなければならない。次のようなデータ・エレメントを推奨する。「オレンジ・ブック」が推奨しているように、適切なシッピング名、クラス区分、UN 番号とパッキング・グループ。

III. 「オレンジ・ブック」に載っている語の１形態を、様々な輸送方法を規制するすべての規則や協定による合法的申告のためのテキストとして採用しなければならない。

「この貨物の内容は、適切なシッピング名によって上に述べたとおり正確かつ完全に記述されて、分類、梱包、マーキング、そしてラベル／プラスチック・カードの添付が行われており、適用国際および国内規制に従ってすべての面で輸送に適切な条件にあることを宣誓する」

IV. いかなる追加情報も要求されないようにするために、UN 番号から緊急情報を引き出すことができなければならない。（UN 番号が入手できない場合、この情報は、適切なシッピング名から得ることができる）。追加関連情報またはコードを書類に手で記入することを求めてはならない。たとえば、輸送緊急情報は、各内容または内容のグループに対する標準の事前印刷された表の形で提供することができる。そして、各表は、主要参照として、内容の国連番号を持つ（しかし、この情報は鉄道輸送に対しては要求されないことに注意）。

危険貨物申告の使用

UN/CEFACT, 勧告番号 11

「VI. 可能な場合、危険貨物申告を、既存の輸送または貨物ハンドリング書類に組み込む、またはそれらの書類と結合しなければならない。

VII. （勧告、規制、国際協定、付録に含まれている標準フォームを含め）危険貨物申告に別個の特殊フォームが使われる場合、そのフォームは、本勧告に含まれている統一推奨レイアウトに従って設計しなければならない。

VIII. 規制や協定は、電子的データ交換（EDI）による危険貨物情報の伝送を排除してはならず、国家的あるいは国際的いずれであれ、存在する法的障害は取り除かなければならない。可能な場合、情報のこのような伝送方法を積極的に奨励しなければならない。

IX. 放射性物質や政府免除品などに対して、特殊な追加書類要求が存在する場合、規制と協定は、新規書類作成に代わるオプションとして、危険物申告自身に必要なデータを組み込むことを許さなければならない：

F. 支払い手続きに関する規定

支払条件に略語を使用
UN/CEFACT, 勧告番号 17
「作業部会は、国際貿易で最も頻繁に使われ、国際貿易での販売契約において必要となる支払条件に対応している「支払い」に注意を向け、「支払い」のリストに示されている略語を販売契約で使用するように勧告する」

現金以外の手段による税の支払い
WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 4 章 標準 6
「国内法は、関税や税を支払うのに使うことができる方法を指定しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン、第 4 章 パート 2.1.3 支払いについて
「会計手続きを簡易化するために、税関は、トラベラーズ・チェック、為替、支払い保証小切手、（特別の条件では）非支払い保証小切手、ボンド、クレジット・カード、証券などの、現金以外による関税や税の支払いを認めなければならない。強く推奨する現代的な方法は、可能な場合電子的資金伝送システムを確立し、迅速で効率的な支払いを可能にすることである。これは、頻繁にかつ大量に輸出入し、毎月かなりの額の関税または税を支払う、税関のブローカーやトレーダーにとって特に便利である。支払いの実施において、電子的データ交換（EDI）が使用できれば、非常に便利である」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 49 と注も参照）

税の後払い
WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 4 章 標準 15
「国内法が関税や税の後払いを認めている場合、それが許される条件を指定しなければならない。
WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 4 章 標準 16
「可能な限り、利息を課することなく後払いを認めなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 推奨基準 51 と注も参照）

税支払い証明を発行
WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 4 章 標準 12
「関税や税が支払われている場合、支払いの証明を構成する他の証拠がないならば、支払いを証明する領収書を支払い者に対して発行しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 4 章 パート 2.1.3 支払いについて
「領収書は、通常署名宣誓人の申告用紙で与えられる。または、定期的支払いの場合、月次報告において与えられる。領収書が、税関オフィス以外の認定機関によって発行されることもある」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 標準 56 と注も参照）

過誤納金の還付
WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 4 章 標準 18
「評価における間違いの結果として、関税や税の過払いが発生した場合、払い戻さなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 4 章 標準 22
「過誤納金が関税や税の評価における税関側の誤りの結果であることを税関が認める場合、払い戻しは優先事項として処理しなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 B.1 標準 42 も参照）

G. 情報通信技術に関する規定（ICT）

EDI 導入の基本原則

ICAO，国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.9） 推奨基準

「航空貨物に電子的データ処理技術の導入、修正を計画している場合、締約国は、次の原則を適用するように努めなければならない。

（a） 最初から、すべての関係者に相談のための機会を提供する

（b） 既存の手続きを評価し、不必要な手続きを廃止する

（c） コンピュータ化する手続きを決める

（d） 次のような既存の業界標準を採用する。国際航空輸送協会（IATA）／関税協力協議会（CCC）税関／航空会社合同電子的データ交換マニュアル、そして、UN トレード・データ・エレメント・ディレクトリ（TDED）、管理、商業、輸送のための電子的データ交換（EDIFACT シンタックス・ルール）、UN 標準メッセージ（UNSM）などの成熟した標準

（e） 既存の様々な電子的データ処理システムとの互換性を確保する

（f） 交易を簡易化するために、１つの国際的電子識別標準（たとえば、バー・コード、無線周波数チップなど）を採用する」

オペレータによる参加は任意とする

ICAO，国際民間航空に関する条約 付属文書 9 （4.10）

「航空貨物に電子的データ処理を導入する際には、締約国は、オペレータやその他の関係者による任意での参加の原則を検討しなければならない」

航空貨物輸送を発展させる情報技術の使用を調査

ICAO，国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.8）

「締約国は、国際オペレータやその他の航空貨物関係者と緊密に協力して、電子的データ処理技術の導入により生まれる簡易化の意義を調査しなければならない」

EDI 使用の奨励

ICAO，国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.4） 標準

「航空貨物発展のために電子的データ交換（EDI）を導入する際には、締約国は、国際航空会社、ハンドリング企業、空港、税関、その他の機関、そして貨物エージェントが、航空機到着前に、関連の管理、取引、輸送のための UN 電子的データ交換（UN/EDIFACT）という国際標準に従って、電子的にデータを交換し貨物の処理を効率化するように奨励する」

税関はトレード・ユーザとの間のデータ交換を提供

ICAO，国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （4.7）

「締約国は、商業書類が明確で理解しやすいフォームであり、必要な情報を含んでいる場合、電子的データ処理技術によって作成された商業書類を、航空貨物の通関用として認めなければならない」

情報技術が用意した積荷目録を認める

ICAO，国際民間航空に関する条約、付属文書 9 （2.9）

「積荷目録が、電子的データ処理技術に適した明確で理解しやすいフォーマットに従っている場合、その積荷目録を受け入れなければならない」

船舶通関の簡易化のための電子データ処理技術

IMO，国際海上交通の簡易化に関する条約、1965，付属文書 B （1.4） 推奨基準

「船舶の通関を簡易化するために電子的データ処理や交換技術を導入する際に、締約国は、公的機関や関連の民間部門が国際基準に従った方法でデータを電子的に交換するように奨励しなければならない」

IMO，国際海上交通の簡易化に関する条約、1965，付属文書 B （1.5） 標準

「公的機関は、書類が明確で分かり易いフォームであり必要な情報を含んでいる場合、電子的データ処理または交換技術によ

って作成されたいかなる書類も船舶の通関用として認めなければならない」

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965, 付属文書 B （1.6）
「公的機関は、船舶の通関のために電子的データ処理や交換技術を導入する際には、本付録の関連規定で明記されているものに、要求する情報を限定しなければならない」

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965, 付属文書 B （1.7） 推奨基準
「船舶の通関用に電子的データ処理または交換技術の企画、導入、または修正を行う際に、公的機関は、次のことに努めなければならない。
（a） 最初から、すべての関係者に相談のための機会を提供する
（b） 既存の手続きを評価し、不必要な手続きを廃止する
（c） コンピュータ化する手順を決める
（e） 国連（UN）勧告および関連 ISO 標準をできる限り使用する
（f） マルチモーダル・アプリケーションのための技術を採用する
（g） オペレータや他の民間部門にとってのこうした技術の実装コストを最小化するような対策を講じる」

IMO, 国際海上交通の簡易化に関する条約、1965, 付属文書 B （1.8） 標準
「船舶の通関のために電子的データ処理および交換の技術を導入する際には、海運業者やその他の関係当事者にこの技術を使うように奨励することができるが、要求してはならない」

署名なしの認証を認める
UN/CEFACT, 勧告番号 14
「作業部会は、各国政府や政府間の合意を担当している国際機関に対して、国際貿易で必要とされている文書への署名に対する要求を含んでいる国内および国際テキストを調査し、必要があれば、文書が含む情報を電子的またはその他の自動データ転送手段によって準備し伝送でき、署名の要求が伝送で使われる手段によって保証される認証で満たされるように規定を修正することを検討するよう勧告する。

国際貿易手続きの簡易化に関与しているすべての組織に対して、商業慣行に必要な変更を導入するために、現在の商業文書を調査し、署名を安全に削除することができる書類を識別し、教育や訓練の広範なプログラムに取り掛かるように勧告する。

UN 貿易データ交換集（TDID）の使用を含む UN/EDIFACT の使用（シンタックス：ISO 9735）
UN/ECE, UN/EDIFACT は、EDI メッセージのための国際的に認められた標準である。EDIFACT シンタックスルールは、国際標準化機構により ISO 9735 として認められている。それぞれが特定のビジネス機能に対応している標準メッセージのセットが利用できる。このメッセージは、UN/ECE の後援の下にある合意ルールに従って保守されている。取引当事者間で EDI が発生する場合に使うことを推奨する。

コンピュータ化手順に対応した法律
WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 7 章 標準 4
「新しいまたは改訂された法律は、次のことに対応していなければならない。

- 紙ベースの文書要求に代わるものとしての電子的商取引方法
- 紙ベースの認証方法ばかりでなく、電子的認証方法
- 自分自身で使用するために情報を保持し、適切な場合この情報を電子的商取引技術を使って他の税関当局やすべての法的主体と交換する税関の権利

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 7 章 パート 10 も参照）
（1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準 5 と 6 も参照）

WCO, コンピュータによって処理される税関情報の伝送と認証に関する関税協力理事会の勧告

「1. 税関当局によって定められている条件の下で、署名宣誓人は自動処理のため税関当局への関税規制情報の伝送のため様々な電子的媒体（付加価値ネットワーク、全国 ptt（郵便電話電信）機関、ptt, ディスク、テープなど）を使い、税関からその情報に対する自動応答を受け取ることができる。

2. 税関当局が定めた条件の下で、手書きの署名入り文書を作成することなく、電子的媒体によって伝送され、セキュリティ技術によって認証および検証される、署名宣誓人やその他の政府機関からの税関規制情報を受け付ける。
3. 電子的に伝送される税関規制情報の法的承認が解決されない場合には、税関は税関や他の適切な機関が定めた条件の下で、普通の紙に税関規制情報作成することを認める
4. EDI セキュリティや自動処理技術が使われているが、法的制約により、紙の書類や手書きの署名の作成が必要である場合、税関当局が定めた条件の下で、紙の文書の定期的送付や署名宣誓人の敷地でのその書類の保存を認めなければならない」

税関の間の相互連絡 - 全国情報技術サービス

WCO, 1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準 16

「税関規制サービスのニーズを識別し、ADP 技術を最も良く使用し、ニーズの充足を支援するために、ADP を担当するサービスと各税関管理内で税関管理事項を担当するサービスの間で、全国レベルの継続的な相互連絡と相互コンサルテーションを確立しなければならない」

税関は、情報技術に関する情報を交換

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 7 章 標準 4

「新しいまたは改訂された国内法は、次のことに対応していなければならない。
電子商取引技術によって、自分自身で使用するために情報を保持し、適切な場合他の税関当局や他の法的主体と情報を交換する権利」

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 7 章 パート 6.3 他の税関当局との間での情報交換についても参照）

WCO, 1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準 1.1

「可能な場合、税関当局は、他の国の税関当局から要求があった場合、税関のためのコンピュータ化システムに関する技術的問題について協力し、（関税協力）理事会のチャンネルを可能な限り活用するようにしなければならない。
注：技術協力は次の形態を取る。
- 情報の規定
- 特殊税関関連 ADP 訓練の規定
- コンピュータ化を簡易化するために、外国参加者向けのセミナー、コース、またはシンポジウムの組織
- 既存の手続きのオンサイト分析のための専門家助言の規定

税関は、情報技術を最大限に活用

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 6 章 前提基準 9

「税関は、税関コントロール能力を高めるために、情報技術と電子商取引を最大限に利用しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 7 章 基準 1

「税関は、税関と貿易にとって費用効果が高く効率的である場合、情報技術を適用して税関業務を支えなければならない。税関は、その応用のための条件を指定しなければならない」

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 7 章 パート 4.6 も参照）
（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 6 章 パート 2 とパート 6.2.5 も参照）
（1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準 4 も参照）

国際標準を使うために、税関コンピュータシステムを導入

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 7 章 標準 2

「コンピュータ・アプリケーションを導入する際に、税関は関連の国際的に受け入れられている標準を使用しなければならない」

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 3 章 標準 11
「自動化通関プロセスのために、電子的に提供される貨物申告のフォーマットは、情報技術に関する関税協力理事会の勧告で明記されている、電子的情報交換のための国際基準をベースにしたものでなければならない」

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 7 章 パート 6, 7.2, 7.3, 7.4 も参照）
（1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準 9 と注も参照）

WCO, 電子的データ交換のための UN/EDIFACT ルールの使用に関する関税協力理事会の勧告
「理事会加盟各国、国連組織または特別機関、税関または経済同盟のすべての加盟国は、税関当局間そして税関当局とその他のトレードユーザ間で相互交換される電子メッセージの作成のために、本勧告の付録で定義されている UN/EDIFACT ルールと、このルールの将来更新版を使わなければならない」

WCO, 税関 UN/EDIFACT メッセージのための WCO データ・マッピング・ガイドの使用に関する関税協力理事会の勧告
「理事会加盟各国、国連組織または特別機関、税関または経済同盟のすべての加盟国は、税関当局間そして税関当局と他のトレードユーザ間でのデータの電子的交換において、税関が利用している UN/EDIFACT メッセージのためのすべての実装ガイドの開発の標準リファレンスとして、WCO データ・マッピング・ガイドを採用しなければならない」

WCO, データ・エレメントの表現のためのコードの使用に関する関税協力理事会の勧告
「理事会加盟各国、国連組織または特別機関、税関または経済同盟のすべての加盟国は、コード化指定のニーズが存在している場合、税関当局間および税関当局と国際貿易参加者の間でのデータの交換におけるデータエレメントの表現のために、本勧告の付録で定義されているコードまたはコーディング構造あるいはこのコードおよびコーディング構造の将来改訂版を使わなければならない」

コンピュータ化の前に税関の従来手続きをレビュー
WCO, 1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準 7
「税関当局は、ADP 技術を使用し始める前に、従来の手動手続き、ドキュメンテーション、コーディング方式をレビューし、可能ならば近代化しなければならない」

税関は、トレードユーザとデータ交換
WCO, 改訂京都協定、一般付属文書 第 7 章 標準 4
「新しいまたは改訂された国内法は、次のことに対応していなければならない」

- 紙をベースとした文書要求に代わるものとしての電子手取引方法

- 紙をベースとした認証方法と電子的認証方法

- 自分自身で使用するために情報を保持し、適切な場合そのような情報を電子的商取引技術を使って他の税関当局やすべての法的主体と交換する税関の権利

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第 7 章 パート 6.1 取引相手との情報交換について）

（1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準 13 と注も参照）

WCO, コンピュータによって処理される税関情報の伝送と認証に関する関税協力理事会の勧告
「1. 税関当局によって定められている条

件の下で、署名宣誓人は自動処理のため税関当局への関税規制情報の伝送のため様々な電子的媒体（付加価値ネットワーク、全国 ptt（郵便電話電信）機関、ptt, ディスク、テープなど）を使い、税関からその情報に対する自動応答を受け取ることができる」

税関は、情報技術基準を使用

WCO, 改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第7章 パート4.6 税関職務執行について

「税関規制を適切に遵守し、希少資源を効率的に使うために、税関は選択／リスク評価法を使わなければならない」

（1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準17も参照）

税関相互の間での情報技術の交換

改訂京都協定、一般付属文書 第7章 標準4

「新しいまたは改訂された国内法は、次のことに対応していなければならない」

- 紙をベースとした文書要求に代わるものとしての電子手取引方法
- 紙をベースとした認証方法と電子的認証方法
- 自分自身で使用するために情報を保持し、適切な場合そのような情報を電子的商取引技術を使って他の税関当局やすべての法的主体と交換する税関の権利

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第7章 パート6.3 他の税関当局との間での情報交換についても参照）

WCO, 1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準11

「可能な場合、税関当局は、他の国の税関当局の求めにより、税関目的のためのコンピュータ化システムに関する技術的問題について協力し、できる限り（関税協力）理事会のチャンネルを活用しなければならない」

注：技術協力は、次の形態を取る。

- 情報の規定
- 特殊税関関連 ADP 訓練の規定
- コンピュータ化を簡易化するために、外国参加者向けのセミナー、コース、またはシンポジウムの組織
- 既存の手続きのオンサイト分析のための専門家助言の規定

税関とその他の組織の間での情報技術に関する情報の交換

WCO, 1973 京都協定、付属文書 J.1 推奨基準16

「税関規制サービスのニーズを識別し、ADP 技術を最も良く使用し、ニーズの充足を支援するために、ADP を担当するサービスと各税関管理内で税関コントロール事項を担当するサービスの間で、全国レベルの継続的な相互連絡と相互コンサルテーションを確立しなければならない」

（改訂京都協定、一般付属文書へのガイドライン 第7章 パート6.2 他の政府機関との間の情報交換についても参照）

H. 商慣行と国際標準の使用に関する規定

過度の詳細な信用を求めない

ICC, 信用状統一規則, ICC 出版 500, 条項5（a）

「信用状の発行方法、信用状自身、その修正方法と修正自身は、完全また正確でなければならない。混乱と誤解を避けるために、銀行は、信用状およびその修正に過度の信用を含めないようにしなければならない」

特に指定がない限り、電子伝送による信用／修正を有効と見なす

ICC, 信用状統一規則, ICC 出版 500, 条項11（a）（i）-（ii）

「発行銀行が信用状またはその修正を通知するように確実な電子伝送手段によって通知銀行に指示した場合、その電子伝送は有効な信用手段であり、有効な修正であ

ると見なさなければならず、郵便による確認を送る必要はない。電子伝送が full details to follow（または同等の表現）と述べている場合、または郵便による確認が有効な信用手段または修正手段であると述べている場合、電子伝送は、有効な信用手段または有効な修正手段であるとは見なされない」

有効な電子伝送の後に遅滞なく有効な信用／修正を送付

ICC, 信用状統一規則, ICC 出版 500, 条項 11（a）（ii）

「電子伝送が full details to follow（または同等の表現）と述べている場合、または郵便による確認が有効な信用手段または修正手段であると述べている場合、電子伝送は、有効な信用手段または有効な修正手段であるとは見なされない。発行銀行は、有効な信用手段または有効な修正手段を遅滞なく通知銀行に送付しなければならない」

フォトコピー、カーボンコピー、情報技術作成の文書を銀行は受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 20（b）

「信用状に特に明記していない限り、銀行は、以下のものによって作成された文書を原本として受け付ける。

（i） 複写、自動化、またはコンピュータ化システム

（ii） 原本との印が付いており、必要な個所に署名が付されているカーボンコピー

コピーには署名は不要

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 20（c）（i）

「信用状に特に明記されていない限り、銀行は、コピーとレベルの付いたあるいは原本マークが付いていない書類をコピーとして受け付ける。コピーに署名は不要である」

クレジットが船荷証券を求めてるときに代替書類を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 23（a）

「信用状が港間貨物をカバーする船荷証券を求めている場合、信用状に特に明記されていない限り、次の文書を受け付ける。但し、次のものに限る。

（i） 表にキャリアの名前を示し、以下の者によって署名または認証されている

- キャリアまたはキャリアに代わる特定のエージェント
- 船長または船長に代わる特定のエージェント

（ii） 貨物が船上に積み込まれた、または特定の船舶で輸送されたことを示している

（iii） 以下のことにもかかわらず、信用状に明記されている積み込み港と荷揚げ港を示している。

a. 積み込み港とは異なる取り扱い場所及び／又は荷揚げ港とは異なる取り扱い場所を示している、及び／又は
b. 文書が信用状に明記されている積み込み港と荷揚げ港を示している限り、積み込み港及び／又は荷揚げ港に関係して intended または同等の表現を含んでいる。

（iv） 唯一の船荷証券から、または複数の原本が発行されている場合、発行されたフルセットから構成されている

（v） 船荷証券以外のソースまたは文書（簡単なフォーム／銀行裏書き船荷証券）を参照して、すべての条件またはその一部を含んでいる。銀行は、そのような条件の内容を調査しない。

（vi） 用船契約書に服するとは述べていない及び／又は運搬船舶が帆によってのみ帆走するとは述べていない。

（vii） その他の面で信用状の規定に適合している。

クレジットが禁じているとき積み替えを限定的に認める

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 23（c）

「積み替えを信用状が禁じていない場合、銀行は、全航海が同じ１つの船荷証券によってカバーされているならば、貨物が積み替えられたことを示している船荷証券を受け付ける」

（d） たとえ信用状が積み替えを禁じていても、銀行は、次のような船荷証券を受け付ける。
（i）全航海が同じ１つの船荷証券によってカバーされているおり、当該貨物がコンテナ、トレーラ、及び／又は LASH バージで運ばれたことを船荷証券が証明している限りで、積み替えが行われたことを示している。
（ii） キャリアが積み替えの権利を有していることを示している文言が組み込まれている。

クレジットが譲渡不能運送状を求めているとき、代替書類を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 24（a）

「信用状が港間貨物をカバーする譲渡不能運送状を求めている場合、銀行は、信用状に特に明記されていない限り、次の書類を受け付ける。但し、次のものに限る。
（i） 表にキャリアの名前を示し、以下の者によって署名または認証されている
- キャリアまたはキャリアに代わる特定のエージェント
- 船長または船長に代わる特定のエージェント
（ii） 貨物が船上に積み込まれた、または特定の船舶で輸送されたことを示している
（iii） 以下のことにもかかわらず、信用状に明記されている積み込み港と荷揚げ港を示している。
a. 積み込み港とは異なる取り扱い場所及び／又は荷揚げ港とは異なる取り扱い場所を示している、及び／又は
b. 文書が信用状に明記されている積み込み港と荷揚げ港を示している限り、積み込み港及び／又は荷揚げ港に関係して intended または同等の表現を含んでいる。
（iv） 唯一の船荷証券から、または複数の原本が発行されている場合、発行されたフルセットから構成されている
（v） 船荷証券以外のソースまたは文書（簡単なフォーム／銀行裏書き譲渡不能船荷証券）を参照して、すべての条件またはその一部を含んでいる。銀行は、そのような条件の内容を調査しない。
（vi） 用船契約書に服するとは述べていない及び／又は運搬船舶が帆によってのみ帆走するとは述べていない。
（vii） その他の面で信用状の規定に適合している。

クレジットが用船船荷証券を求めているとき、代替書類を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 25

「信用状が用船船荷証券を求めている、または許している場合、銀行は、信用状に特に明記されていない限り、次の書類を受け付ける、但し、次のものに限る。
（i） 用船を認める文言が含まれている。
（ii） 用船船荷証券に次の者が署名または認証している。
- 船長または船長に代わる特定のエージェント
- 所有者または所有者に代わる特定のエージェント
（iii） キャリアの名前を示している、あるいは示していない。
（iv） 貨物が船上に積み込まれた、あるいは特定の船舶によって運ばれたことを示している。
（v） 信用状に明記されている積み込み港と荷揚げ港を示している。
（vi） 唯一の船荷証券または複数の原本が発行されている場合、発行されたフルセットから構成されている。
（vii） 運搬船舶が帆によってのみ帆走するとは述べていない。
（viii） その他の面で信用状の規定に適合している。

クレジットが複合一貫輸送書類を求めているとき、代替書類を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 26（a）

「信用状が少なくとも輸送方法（複合一貫輸送）をカバーしている輸送書類を求めている場合、銀行は、信用状に特に明記されていない限り、以下の書類を受け付ける、但し、以下のものに限る。
（i） 表にキャリアまたは複合一貫輸送業者の名前を示し、以下のものが署名または認証している

- キャリアまたは複合一貫輸送業者、あるいはキャリアまたは複合一貫輸送業者に代わる特定のエージェント
- 船長または船長に代わる特定のエージェント

（ii） 貨物が配送された、貨物を受け取った、貨物を積み込んだ等々を明記している。

（iii） a. 信用状に明記されている、積み込みの港、空港などとは異なる場所と、荷揚げの港、空港などとは異なる、信用状に明記されている取り扱い場所を示している。

（iii） b. 船舶及び／又は積み込み港及び／又は荷揚げ港に関して、intended または同等の表現を含んでいる。

（iv） 唯一の複合一貫輸送書類原本から、または複数の原本が発行されている場合、発行されたフルセットから構成されている。

（v） 複合一貫輸送書類以外のソースまたは文書（簡単なフォーム／銀行裏書き複合一貫輸送書類）への参照によって、運搬のすべての条件、または一部の条件を示している。銀行は、この条件の内容を調査しない。

（vi）用船契約書に服するとは述べていない及び／又は運搬船舶が帆によってのみ帆走するとは述べていない。

（vii） その他の面で信用状の規定に適合している。

クレジットが航空輸送書類を求めているときに、代替書類を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 27

「信用状が航空輸送書類を求めている場合、信用状に特に明記されていない限り、銀行は次の書類を受け付ける、但し、次のものに限る。

（i） 表に、キャリアの名前を示し、以下のものが署名または認証している
- キャリア、または
- キャリアに代わる特定のエージェント

（ii） 輸送のため貨物が受け付けられたことを示している。

（iii）信用状が配送の実際の日付を求めている場合、その日付を記している。航空輸送書類に示されている配送の日付は、この輸送の日付と見なされる。

本条項の目的からして、フライト番号や日付に関係して（For Carrier use Only または同等の表現がある）航空貨物書類のボックスに載っている情報は、かかる配送の特定の日付とは見なされない。

すべての場合において、航空輸送書類の日付は、輸送の日付と見なされる。

（iv）信用状に明記されている出発空港と宛先空港を示している。

（v） 信用状がフルセット原本等々と明記していても、荷受人／荷送り人にとって明らかに原本である。

（vi）航空輸送書類以外のソースまたは書類への参照によって、運送条件のすべてまたはその一部を含んでいる。銀行は、条件の内容を調査することはない。

（vii） その他の面で、信用状の規定に適合している。

クレジットが道路、鉄道、または内陸海運輸送書類を求めているとき、代替書類を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500, 条項 28

「クレジットが道路、鉄道、または内陸海運輸送書類を求めている場合、銀行は、信用状に特に明記されていない限り、そのような書類を付け付ける。しかし、以下のものに限る。

（i） 表に、キャリアの名前を示し、キャリアまたはキャリアのエージェントが署名または認証し、キャリアまたはキャリアに代わるエージェントのスタンプまたは受け取りの印がある。

（ii） 貨物が、輸送、配送、運搬のため受け取られている、その旨が述べられている。発行の日付は、輸送書類に受け取りスタンプが押されていない場合、出荷の日付と見なされる。スタンプが押されている場合、受け取りスタンプの日付が出荷の日付と見なされる。

（iii）信用状に明記されている出荷の場所と宛先の場所を示している。

（iv） すべての面で、信用状の規定に適合

している。

ポスト・レシートまたはポスティング（条件）の証明書を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 29（a）

「信用状が郵便受領書または投函の証明書を要求している場合、信用状に特に明記されていない限り、銀行は、以下のような郵便受領書または投函の証明書を受け付ける。

（i） 表に、信用状が指定している貨物の出荷または配送の場所でスタンプが押印されている、またはその他の手段で認証され、日付が記入されている。そして、この日付が出荷または配送の日付と見なされる。

（ii） すべての面で、信用状の規定に適合している。

キャリア・レシート（条件）を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 29（b）

「信用状が、配送のため貨物を受け取ったことを証明している、キャリアまたは急送サービスが発行した書類を求めている場合、銀行は、特に信用状に明記されていない限り、以下の書類を受け付ける。但し、以下のものに限る。

「(i） 表に、キャリア／サービスの名前が示され、そのキャリア／サービスが押印、署名、または認証している（信用状が特に特定のキャリア／サービス発行の書類を求めていない場合、銀行はいかなるキャリア／サービスの書類でも受け付ける)。

（ii） ピックアップまたは受領、そしてその旨を示す文言の日付が載っている。その日付が出荷または配送の日付と見なされる。

（iii） その他の面で、信用状の規定に適合している。

航空運送会社発行の輸送書類を限定的に受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 30

「信用状に特に明記されていない限り、銀行は以下のことを示す文言が記入されている場合、運送会社発行の輸送書類だけを受け付ける。

（i） キャリアまたは複合一貫輸送業者としての運送会社の名前、また、キャリアまたは複合一貫輸送業者としての運送会社によって署名または認証されている。

（ii） キャリアまたは複合一貫輸送業者の名前、また、キャリアまたは複合一貫輸送業者に代わる特定のエージェントとしての運送会社によって署名または認証されている。

商業インボイスに署名は不要

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 37（a）

「信用状に特に明記されていない限り、商業インボイスは次のようなものでなければならない。

（i） 信用状に明記されている受益者が発行したものであることが書類から明らかである。

（ii） 申請人の名前で作成されたものでなければならない。

（iii） 必ずしも署名は必要ない。

輸送書類の重量証明書を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 38

「信用状が海上輸送以外の輸送の場合に重量の証明書を要求している場合、銀行は、重要の証明書は別個の文書でなければならないと信用状に特に明記されていない限り、キャリアまたはそのエージェントが輸送書類に添付している重量スタンプまたは重量申告を受け付ける。

一般的な貨物申告を受け付ける

ICC, 信用状統一規則、ICC 出版 500、条項 37（c）

「商業インボイスにおける貨物の記載は、信用状の記載と一致していなければならない。その他すべての書類においては、貨物は信用状での貨物の記載と一致しない一般的な記述でも差し支えない」

統一貿易書類を使う

UN/CEFACT、勧告番号 1（貿易書類のための国連レイアウトキー） パラグラフ

15-17
「15. 貿易書類のためのレイアウトキーに関する勧告は、国際貿易および国際輸送で使われる書類の標準化と、その書類のビジュアル表示表現のための国際的基礎を提供することを目的としている。

16. 貿易書類のための国連レイアウトキーは、その書類が手書きによって作成された、またはタイプライタや自動プリンタなどの機械的手段によって作成された、あるいは再生手段によって作成されたかを問わず、外部との交易を構成する、様々な管理、商業、生産、および流通活動に関係した書類の設計に応用されることを意図している。

17 レイアウトキーは、特にマスター文書を使う一連の統一フォームの設計のための基礎となることを目指している。

注：
1984 年、UN/ECE WP.4 発行の、貿易書類設計の際の国連レイアウトキーの応用のためのガイドライン（TRADE/WP4/INF.93:TD/B/FAL/INF.93）

1985 年、ISO 採択の、国際標準 ISO 64.22 貿易書類のためのレイアウトキー

国コードを使う
UN/CEFACT, 勧告番号 3
「コード化英字指定へのニーズが存在する場合、ISO ALPHA-2 国コードとして国際標準 ISO 3166 で参照されている 2 桁英字コードを、国際貿易のための国名を表すのに使用しなければならない」

INCOTERMS 略語を使う
UN/CEFACT, 勧告番号 5
「貿易用語が略語の形で参照されている場合、貿易用語の略語を政府、国際組織、産業界は使用し、貿易簡易化への共通のアプローチを支援するため、この略語の使用を相互に簡易化することを勧告する」

統一インボイスレイアウトキーを使う
UN/CEFACT, 勧告番号 6
「作業部会は、勧告したレイアウトキーが様々な国内、商業、技術ニーズに対応する柔軟性を備えていることに注目し、政府が各統一フォーム・シリーズの不可欠な一部として、本勧告に基づく、国際貿易のために統一インボイス・レイアウトキーを採用し、統一インボイスを関係機関が受け入れ、これまでの管理文書の一部またはすべてを補う、あるいはそれらと置き換えるように勧告する」

日付、時間、期間にコードを使用
UN/CEFACT, 勧告番号 7
「政府や国際機関は、国際貿易でデータが数値形式で使わなければならない場合、日時、時間、期間を表すコード化法を受け入れ、使用し、その一般的普及に努めなければならない」

独自識別コード（UNIC）を使用
UN/CEFACT, 勧告番号 8/Rev.1
「次のことを勧告することに合意した。
1. 様々なステージでの国際貿易取引を担当する関係者に対し、（勧告番号 8 の本文で）明記されている規定に一致して作成された独自識別コードを使用するよう求める。
2. 政府および全国貿易簡易化団体へ
2.1 たとえば、国際貿易、貿易データ相互交換メッセージにおいて、また出荷において使用される一連の標準化文書を含め、国内おける政府または民間文書作成において採用することにより、独自識別コード方法論を広く普及させる」

国際通貨コードを使う
UN/CEFACT, 勧告番号 9
「作業部会は、次のことを勧告することに合意した。欧州経済委員会、関係する国際組織の加盟各国政府そしてその他国際貿易の参加者は、
（a） 国際貿易で使用するために、国際標準 ISO 4217「通貨や資金の表現のためのコード」の 3 文字英字コードを受け入れ、使用しなければならない。
（b） 通貨がコード化表現または略語表現で表されるときに商業取引での国際通貨

コードの使用を簡易化しなければならない」

船舶の識別にコードを使う
UN/CEFACT, 勧告番号 10
「船主、港湾管理者、その他貨物の海上輸送に関わる者を含む、国際貿易の関係者に次のことを勧告する。
1.1 船舶を独自に識別するために、国際海事機関の船舶識別番号方式を使う
1.2 EDI 応用では IMO 番号の最後の 7 文字だけを使う」

統一港地名コード（UN/LOCADE）の正式採用
UN/CEFACT, 勧告番号 16
「港湾、空港、内陸通関所、内陸輸送ターミナル、その他貿易と関係した貨物の移動に使われる、受け取りおよび配送の場所（たとえば、貨物の通関を行える場所）のような、その他の輸送関連場所、または政府が提案している場所のコード化表現に対するニーズが存在する場合、場所を指定するために、ここで述べた 5 文字コード方式を貿易のために使うことを勧告する」

測定単位にコードを使用
UN/CEFACT, 勧告番号 20
「測定単位のコード化表現に対するニーズが存在する場合、政府、商業、輸送、科学、技術で世界的に使われているコード・エレメントの単一リストを使うことを勧告する」

パッケージングコードを使用
UN/CEFACT, 勧告番号 21
「国際貿易での貨物に移動に関わる関連国内規制や慣行を担当している政府よび組織は、そのような規制や慣行に導入することを目指して、（本）勧告で説明されているコードを検討することにより、国際簡易化活動を支えるように勧告する。

（本）勧告がカバーしているコードを含む貿易書類を担当している組織は、既存のまたは将来の新しい国際規定をレビューする際には、ここで示している規定にしたがって、コードの調和を検討することを勧告する。

様々な貨物、パッケージ、梱包材料を表すためにコードを使う必要がある場合には、国際貿易の関係者が（本）勧告で示されている数値コードを使うことを勧告する。また、そのようなコードがパッケージの名前を表す必要がある場合には、補完英字コードを使うことを勧告する」

標準積み込み指示を使用
UN/CEFACT, 勧告番号 22
「作業部会は、次のように勧告する、売手／荷主または買手／荷受人から、運送業者、キャリア、またはそのエージェント、その他のサービス提供者に対する指示を伝えるための標準積み込み指示の設計のための基礎として、（本勧告に付け加えられる）レイアウトキーを使い、貨物の移動や関連作業を簡易化すること」

運賃諸掛コードを使用
UN/CEFACT, 勧告番号 23
「運賃コストやその他の料金の命名システムを国際組織および国内組織、輸送業者、輸送ユーザ、その他の関係者が受け入れ、使用し、その受け入れと使用が全国貿易簡易化団体によって奨励されることを勧告する：
「さらに、コード化システムが次のように見なされることを希望する、「運賃コストやその他の料金の平易な名前のコード化表現へのニーズが存在する場合、運賃コスト・コード（FMC）が使われる」

貿易および輸送ステータスコードを使用
UN/CEFACT, 勧告番号 24
「次のように勧告する。
政府および産業界は、貿易簡易化への共通のアプローチの支援において、貿易および輸送ステータス・コードを実施するように勧告する」

EDI 標準を使用
UN/CEFACT, 勧告番号 25
「次のように勧告する。
9. 政府は、公的部門内部の様々な関係者の間、および公的部門と民間部門の間での電

子的データ交換（EDI）の国際的応用のために、UN/EDIFACT 標準を使わなければならない。
10. １国の産業及び／又は管理のような特定の分野で、民間と政府の両方が関わる場合、そして通信技術の現代的ツールとしての EDI の導入がその分野に望ましい、あるいは他の国、地域、社会で同様の事例が広く見られる場合、その国の政府は、その特定の分野で国際貿易のための UN/EDIFACT 標準の使用を開始し、支援し、奨励するための対策を講じなければならない。同じことは、必要な変更を加えて、経済地域の執行機関にも当てはまる」

電子データ交換のための相互合意を商業的に使用
UN/CEFACT, 勧告番号 26
「次のように勧告する。
1. 国際貿易取引に関連して、電子データ交換を使うことに決定している商業的主体を含む、EDI ユーザの国際コミュニティは、その交易関係の法的安全性を高めるために、ここで定めているように、電子データ交換の国際的商業利用のためのモデル相互交換協定を適用する。
2. 国連加盟国は、法的、規制的改革を実施する際には、その改革がモデル相互交換合意が含む意図や商慣行と一致するようにモデル相互交換合意の条件や規定を検討する。
3. 相互協定を交渉し、相互協定を結ぶ際には、電子データ相互交換の商業的使用のためのモデル相互交換合意の使用を保証する」

貿易データエレメントを国際的に使用（ISO 7372）
UN/ECE, 国連貿易データエレメント集（TDED）,パラグラフ 1.1
「ディレクトリに含まれる標準データエレメントは、国際貿易でのデータの相互交換を簡易化することを目指している。
この標準データエレメントは、他のデータ通信手段ばかりでなく、紙の文書などでのデータ交換方法でも使うことができる。伝送のために１つ１つ使うことができる。または、次のような特定の相互交換ルール・システム内でも、使うことができる。たとえば、ECE 内で開発され、国際標準 ISO 9735 として公開されている、管理、商業、輸送のための電子的データ交換の国連シンタックスルール（UN/EDIFACT）。ディレクトリのセクション 1, 2, 3, 4, 9 は国際標準 ISO 7372 となっている」

標準および証明システムが、国際標準を貿易面で使用する際の障害となってはならない
WTO, 貿易に対する技術的障害に関する協定　条項 2.1
「加盟各国は、技術的規制に関して、どの加盟国から輸入される製品も、国内製の同様の製品および他の国を原産地国とする同様の製品と同じ同等の扱いをしなければならない」

国際標準を使用
WTO, 貿易に対する技術的障害に関する協定 条項 2.2
「技術的規制が必要であり、関連の国際標準が存在する、またはその実施が切迫している場合、加盟各国は、国際標準を、またはその一部を技術的規制のための基礎として使わなければならない。しかし、次の場合を除く。そのような標準またはその一部が、基本的な気候または地理的問題あるいは基本的技術問題により、合法的目的の追求のための手段としては不適切であり、無効である」

I. 貿易簡易化のための法的側面

電子伝送による貿易データの交換のための統一規則（UNCID）を使用
国際商工会議所の特別合同委員会内で開発された ICC, UNCID 規則は、伝送に加わる者の間での統一規範の確立を通して、電子伝送によって行われる貿易データの相互交換を簡易化することを目指している」

電子商取引協定（以後 E 協定と呼ぶ）は、企業間電子商取引パートナの商業的要求に役立つことを目指している。１つまたは複数の電子的商取引（以後 E トランザクションと呼ぶ）が、健全な法的枠組みの中でパートナ間で行われるようにする基本規定を含んでいる」

E 協定は、E 協定を結ぶのに利用できる、あらゆる形式の電子通信に取り組むことを目指している。

電子的商業契約
UN/CEFACT, 勧告番号 31
「本勧告では、電子商取引活動の契約面のモデルを提案する。このアプローチは、日々の商活動を遂行するのに必要な柔軟性と結合された、ビジネス・エンティティが合意する基本規定の枠組みに対するニーズを検討する。

EDI だけを基にして契約関係に入るトランザクションおよび商業パートナに対し、EDI 相互交換協定を使い続けるように勧告する。EDI を含む電子商取引技術を組み合わせて使用して契約関係を結ぶ商業パートナに対しては、E 協定を使い、必要な限りで、EDI 相互交換協定を E 協定によって置き換えるよう勧告する」

3.5 セクション IV ー 貿易簡易化に関与している国際組織

国際民間航空機関（ICAO）
Web サイト http://www.icao.org

国際民間航空に関する条約 1944（改訂）

契約当事者は、国際民間航空が安全にまた整然と発展し、国際航空貨物サービスが機会均等を基に確立し、健全にまた経済的に運営されるようにするため、いくつかの原則や協定に合意した。

協定（9 版、1990 年 11 月 15 日発効）の付録 9 は、航空輸送の簡易化を扱っている。付録の第 4 章 貨物の入国と出国やその他の条項は、航空機による貨物の国際的移動を簡易化するための標準や推奨基準を含んでいる。

国際商工会議所（ICC）
Web サイト http://www.iccwho.org

国際商工会議所は、世界的なビジネス組織であり、全世界の各企業を代表して意見を述べることができる唯一の代表団体である。全世界の 130 ヶ国以上に渡る数千の企業および団体が加盟しており、ICC は、オープンな国際貿易と投資システム、そして市場経済の発展に努めている。

ICC は、重要なサービス、とりわけ ICC 国際仲裁裁判所という世界的な仲裁機関を提供している。

UCP 信用状統一規則

信用状は、全世界で輸出入代金を決済するための標準的な手段になっている。長年の間、ほとんどすべての信用状オペレーションは、信用状統一規則（UCP）に従って実行されてきた。最新版（UCP 500）は、1993 年 4 月にバンキング委員会によって承認された。実施日は、1994 年 1 月１日であった。

UNCID 電子伝送による貿易データ交換のための統一規定

1987 年 9 月に、ICC 執行委員会は、UNCID ルールを採択した。このルールは、伝送に関与する各当事者の間での統一行動ルールの確立を通して、電子伝送によって行われる貿易データの交換を簡易化することを目指している。

UNCID ルールは、国連貿易データ相互交換集に含まれている（TDID を参照）。

国際海運会議所（ICS）
Web サイト http://ww.marisec.org

国際海運会議所は、様々な国の民間企業や代表的な船主をベースにして創立された、各国組織の自発的連合である。船主の間での国際的な合意を通して、その主な機能－安価で効率的な海運輸送の規定や海上交通の自由の発展－を実現することを目指している。世界貿易や世界海運輸送に対するすべての不必要な制限を撤廃することに努めている。

UN レイアウトキーに従っている ICS 船荷証券は、全世界で B/L フォーム設計の基礎として使われている。標準申告のための ICS モデル・レイアウトは、可能な限り、文書作成のための手動的方法と機械的方法の要求を結合している。

国際海事機関（IMO）
Web サイト http://www.imo.org
FAL 国際海上交通の簡易化に関する協定 1965 最終版 1998

この協定は、国際航海に従事する船舶の到着、停泊、出発に関連した手続き、文書要求、手順をできるだけ簡易化し最小化することによって海上輸送を簡易化することを目指している。当初、商船に求められる過度の文書に対する国際的な懸念に対応するために設立された。これまで、大量の書類が税関、入管、そして検疫機関や船舶、乗組員、乗客、手荷物、貨物、郵便を扱う公的機関によって要求されてきた。不必要なペーパーワークがほとんどの産業で問題となっていたが、官僚的な形式主義の問題は、手続きや手順の国際的性格や慣行により、特に海運において目立っていた。

協定は、海上交通を簡易化する意義を強調し、なぜ書類を求める当局や機関が IMO によって開発され、IMO の総会が全世界で使用するように勧告している標準化文書システムを採用しなければならないのか具体的に説明している。協定の契約当事者は、国際海上交通に統一性と簡潔性をもたらそうと努めている。

各改訂においては、電子的データ処理技術や電子ビジネスのような新しい開発を考慮に入れ、その標準を定義し、最新のものにすることに注意が払われている。

世界関税機関（WCO）
Web サイト http://www.wcoomd.org
CCO コンテナに関する関税協定 1972（WCO によって管理されている UN 協定）

この協定は、コンテナによる国際輸送の開発と簡易化を目的としている。

この協定は、コンテナに関する関税協定 1956（UN/ECE）と似ているが、実質上これに取って代わるものである。コンテナの建造、承認システムのための標準を定めて、コンテナの一時的輸入や修理機器を最少の手続きで提供する。協定によって認められたコンテナは、税関シールを添付することにより、貨物の輸送で認められる。

HS 国際統一商品分類（1983）

この協定は、国際貿易、貿易書類の標準化、データの伝送などの簡易化を目指している。貿易統計の収集、比較、分析は、ある分類から他の分類に貨物を分類しなおし、コードを変更することに伴って発生する経費を削減することによって簡易化される。

KC 税関手続きの簡易化と調和に関する国際協定（京都）、1973

京都協定は、様々な国における税関手続きの多様性や複雑さによって生まれる、国際貿易にとっての障害を取り除くことを目指している。協定は 31 の技術的付録を含んでおり、それぞれが特定の税関手続きや活動を扱っている。契約当事者は、税関手続きの簡易化と調和を簡易化することに努め、そのために付録に含まれている標準と推奨基準を遵守することに努めている。しかし、契約当事者にとっての便宜を考えており、契約当事者は１つの付録だけを認めることもできる。

RKC 関税手続きの簡易化と調和に関する

国際協定（1999 年 6 月改訂）

1994 年に、世界関税機関は、1973 年協定の改訂を行った。改訂は、21 世紀の税関手続きの青写真となる標準と簡易化原則のセットを提供することを目指している。1999 年 6 月に、世界関税機関の会議において、改訂版が採択された。新しい構造を持ち、新しい義務を定めている改訂版は、税関当局に対して、国内法に準拠しつつも、貨物の国際的移動を簡易化するための効率的で効果的な手続きを提供している。

改訂版は、契約当事者がその実現を目指さなければならない、１つの一般付属文書に簡単で標準的な手続きの基本原則を載せている。10 章からなるこの主要付属文書は、貨物の通関、関税やその他の税の支払い、税関と貿易業界との協力、税関が提供しなければならない情報に関わる分野をカバーしている。また、税関に関わるすべての事柄－税関当局と貿易コミュニティの両方にとって関心のあるエリアに注意を喚起している。また、税関当局に対して、リスク分析法を使うことを要求し、情報技術の使用を促している。この付属文書の規定がそのまま実施されるならば、様々な国での基本的な税関手続きの複雑さと多様性が消滅するであろう。

また、改訂版は、様々な税関手続きを扱っている、25 の章からなる 10 の特殊付属文書を含んでいる。契約当事者は、これらの特殊付属文書及び／又はそれに関係する章だけに同意し、自分が受け入れる章の推奨基準だけ条件付きで受け入れることもできる。
手続きが統一的にまた効果的に実施されるように、協定のすべての付録に対して総合的実施ガイドラインが開発されている。

世界貿易機構（WTO）
Web サイト http://www.wto.org

ウルグアイ・ラウンド（1987-1993）により 1995 年に設立された WTO は、関税と貿易に関する一般協定（GATT）の継承機関である。WTO は、とりわけ 1947 年の GATT 設立以来、契約当事者によって実施されてきた法的決定の全体ばかりでなく、ウルグアイ・ラウンドにおいて交渉された、関税に関する譲歩を含む、GATT 1994 の法的規定を管理している。さらに、サービス貿易に関する一般協定（GATS）と知的所有権の貿易面に関する協定（TRIPS）も管理している。WTO は、すべての先進工業国を含め、136 の国が加盟しているが、その 75%は発展途上国である。

GATT 1994 の、条項 V（通過の自由）、条項 VII（関税のための評価）、条項 VIII（輸出入関連の手数料と手続き）、条項 IX（原産地マーク）、条項 X（貿易規制の公表と管理）は、国際貿易取引の簡易化を目指す加盟国にとっての義務を含んでいる。
さらに、以下のような複数の WTO 協定は、貿易簡易化にとって直接的な意味を持っている。衛生および植物衛生対策の適用に関する協定ばかりでなく、関税評価、輸入ライセンス手続き、プレシップメント検査、原産地ルール、貿易に対する技術的障害に関する各協定。

サービス貿易に関する一般協定（GATS）はその付属文書によって、貿易簡易化にとって重要な多数のサービス産業、たとえば輸送、ファイナンス、通信における自由化に対応している。知的所有権の貿易面に関する協定（TRIPS）には、加盟各国が偽造または海賊版製品の流入を阻止するために特定の対策をとることが可能になる、国境対策に関するセクションが含まれている。

国連欧州経済委員会（UN/ECE）
Web サイト http://www.unece.org

HAR 貨物の国境規制の調和に関する国際協定 1982（UN/ECE）

協定は、特に規制手続きとその適用方法の国内的、国際的調整を通じて、規制の数と期間ばかりでなく、手続きの実施に対する要求を削減することを目指している。協定への付属文書は、次のような規制に取り組んでいる。税関、医療衛生、動物衛生、植

物衛生、技術標準、品質。

Web サイト
http://www.unece.org/trans/new_tir/conventions/list.htm

TIR カルネが扱う貨物の国際輸送に関する税関協定 1975（UN/ECE）

この協定は、TIR 輸送の最初と最後の間の旅程の一部が道路によるものである場合に、1 つまたは複数の国境を越える、車両、車両の組、またはコンテナによる貨物の輸送に適用される。

TIR システムは次の基本ルールをベースにしている。

1. 貨物は安全な（合意した）車両またはコンテナで移動できなければならない。
2. 通過国で発生するおそれがある関税や税は、国際的に有効な保証によってカバーされなければならない。
3. 貨物は、国際的に認められた税関書類（TIR）カルネを伴っていなければならない。
4. 出発国で実施される税関規制対策（たとえば、シールの添付）を、通過国や宛先国も受け入れなければならない。
5. TIR カルネを発行する国内団体ばかりでなく TIR システムを使う輸送業者は、税関当局の許可を受け、国際 TIR データ・バンクに登録されなければならない。

Web サイト
http://www.unece.org/trans/new_tir/welc_tir.htm

UN/CEFACT 貿易簡易化と電子ビジネスのためのセンター

UN/CEFACT は、貿易簡易化作業でプライオリティやポリシーに関して合意に達し、国際貿易手続きや手順の簡易化や標準化を開発するための、国際組織やビジネス・コミュニティとの間の政府間協力を目的とする世界的なフォーラムである。その作業結果として次のものがある。統一貿易文書、UN 貿易データエレメント集（UNTDED）、UN 貿易データ相互交換集（UNTDIT、UN/EDIFACT のためのシンタックスルールとディレクトリを含む）、その他の正式勧告。

主題によっては、UN/CEFACT 勧告は、政府、国際貿易の分野で活躍している国際的または国内組織、またはそのような活動に従事している民間企業に向けられている。

UN/CEFACT が発行した複数の勧告は、国際標準化機構（ISO）が発行した国際標準を基にしている。あるいは、ISO によって承認され、国際標準として発行されている。このことは、タイトルにおいて述べられており、適宜個別勧告の本文でも述べられている。たとえば、H（国際的にトレード・データ・エレメントを使用、ISO 7372）、H（国際国コードの使用、ISO 3166）、G（UN/EDIFACT 標準の使用、ISO 9735）など。

以下の勧告が、UN/CEFACT によって採択されている。

勧告番号 1	貿易書類のための国連レイアウトキー、1981 年 3 月、概要は現在開発中
勧告番号 2	国際貿易で使われる書類におけるコードの位置、勧告番号 1 に組込まれる
勧告番号 3	国名を表すための ISO 国コード、最終版、1996 年 1 月
勧告番号 4	各国貿易簡易化団体、最終版、1999 年 6 月
勧告番号 5	Incoterms 2000 用の INCOTERMS 英字コードの略語、最終版、2000 年 5 月
勧告番号 6	国際貿易のための統一インボイスレイアウトキー、最終版、1983 年 9 月
勧告番号 7	日付、時間、期間の数値表現、最終版、1988 年 10 月
勧告番号 8	独自識別コード方法論－UNIC, 1992 年 1 月（共

通アクセス番号（1978 年 2 月）に取って代わる

勧告番号 9　通貨の表現のための英字コード、1978 年 2 月

勧告番号 10　船舶識別のためのコード、1996 年 6 月（船舶名のコードに関する勧告（1978 年 2 月）に取って代わる

勧告番号 11　危険貨物の国際輸送の文書面、最終改訂版、1996 年 1 月

勧告番号 12　海上輸送書類手続きを簡易化するための対策、最終改訂版、1999 年 1 月

勧告番号 13　輸入通関手続きでの識別済みの法的問題の簡易化、1979 年 3 月

勧告番号 14　署名以外の手段による貿易書類の認証、1979 年 3 月

勧告番号 15　簡易化荷印、1979 年 9 月、最終版、1999 年 11 月

勧告番号 16　港やその他の場所のための UN/LOCOE コード、最終版 1999 年 3 月、コードは毎年 http://www.uncefact.org で公開されている

勧告番号 17　支払い - 支払条件の略語、最終版 1982 年 3 月

勧告番号 18　国際貿易手続き関する簡易化対策、1981 年 9 月、改訂中

勧告番号 19　輸送方法のコード、1981 年 3 月、改訂中

勧告番号 20　国際貿易で使われる単位のためのコード、1995 年 9 月、改訂中

勧告番号 21　乗客、貨物の種類、パッケージ、梱包材料のコード（パッケージ名のための補遺コードを含む）、1986 年 3 月、改訂中

勧告番号 22　標準積み込み指示のためのレイアウトキー、1989 年 3 月

勧告番号 23　運賃諸掛コード - FCC - 運賃諸掛やその他の料金の記述の調和、1990 年 3 月

勧告番号 24　貿易と輸送のステータスコード、2000 年 5 月（輸送ステータスの調和に関する勧告（1995 年 9 月）に取って代わる）

勧告番号 25　管理、商業、輸送標準に UN 電子データ相互交換を使用（UN/EDIFACT）、1995 年 9 月

勧告番号 26　電子的データ交換のための相互交換協定を商業的に使用、1995 年 3 月

勧告番号 27　船積前検査、1999 年 6 月

勧告番号 28　輸送手段の種類を示すコード

勧告番号 29　貨物の種類を示すコード、開発中

勧告番号 30　開発中の勧告

勧告番号 31　電子的商業契約、2000 年 5 月

勧告番号 32　電子商取引における行動規範

Web サイト http://www.uncefact.org

UNTDED 国連貿易データエレメント集

国連貿易データエレメント集は、現在は UN/CEFACT と呼ばれている、貿易手続きの簡易化のための作業部会で行われた作業を基にして編集されている。このディレクトリには、様々に応用できる、標準データエレメントの統一セットが含まれている。UNTDED のセクション 1, 2, 3, 4, 9 は国際標準 ISO 7372:1993 になっている。

このディレクトリに含まれている標準データエレメントは、国際貿易でのデータの相互交換を簡易化することを目的としている。

この標準データエレメントは、その他のデータ通信手段ばかりでなく、紙の文書によるデータ相互交換方法でも使うことができる。

UNTDID 国連貿易データ相互交換集

UN/EDIFACT（管理、商業、輸送のための電子データ相互交換のための国連ルール）は、独立したコンピュータ化情報システムの間における、構造化データの電子的相互交換のための、国際的に合意されている標準、ディレクトリ、ガイドラインのセットから構成されている。

国連の枠内で推奨されているルールは、UNTDID の UN/ECE によって承認および公表され、統一手続きに下で保守されている。

UNTDIT は、次のものを含んでいる。
パート 1 序論
パート 2 電子伝送による貿易データの相互交換のための統一慣行（UNCID）
第 1 章 始めにあたって
第 2 章 統一慣行の本文
第 3 章 相互交換合意
パート 3 用語と定義
パート 4 管理、商業、輸送のための電子データ相互交換のための国連ルール
第 1 章 始めに
第 2 章 概要
国連標準メッセージタイプ（UNSM）の確立
EDI のための UN/EDIFACT メッセージ設計ルール（最終版）
UNSM の一般的紹介
標準化メッセージとディレクトリ・ドキュメントの提示のための UN/CEFACT ルール R.1023（最終版）
パート 5 管理、商業、輸送のための電子データ相互交換のための国連ディレクトリ
第 1 章 序論
第 2 章 メッセージタイプ・ディレクトリ xDMD（EDMD と IDMD）
第 3 章 セグメント・ディレクトリ xDSD（EDSD と IDSD）
第 4 章 複合データエレメント・ディレクトリ xDCD（EDCD と IDCD）
第 5 章 データエレメント・ディレクトリ EDED
第 6 章 コードリスト

Web サイト http://www.edifact-wg.org

UNCITRAL 国際商取引法委員会

UNCITRAL は、国連が国際貿易に対する法的障害を軽減または削除するにあたって、より積極的な役割を果たせるように、国連総会によって 1966 年に設立された。総会が UNCITRAL に与えた使命は、「国際貿易法の分野の国連システム内の中核となる法的団体」というものであった。国際貿易取引に適用される法の漸進的調和と統一のために活動している。

1985 年 6 月開催の第 18 回総会で、UNCITRAL は、コンピュータ記録の法的価値に関する勧告を採択した。この勧告は、貿易データの自動相互交換の法的側面に取り組んでいる。1985 年 12 月 11 日に、総会は決議 40/71 を採択した。この決議は UNCITRAL に勧告を託し、政府や国際組織に対して委員会の勧告と一致した行動を取るように求めている。

Web サイト http://www.uncitral.org

4． UN/CEFACT (UN/ECE/FAL) 勧告の概要

ほぼ４０年にわたる UN/ECE/WP.4 の活動の成果は、その主要なものは UN/ECE/FAL 勧告[8]として今まで３２発表されてきている。この遺産は、そのまま UN/CEFACT に継承され、今後は UN/CEFACT 勧告と呼ばれることになる。また、勧告１号の「UNLK」と勧告２５号の「UN/EDIFACT の使用」に関しては、地球規模で積極的に啓蒙普及の必要があるということで、国連経済社会理事会（ECOSOC）のレベルで採択された「国連勧告」となっている。

以下に各勧告の概要を示し、広く関係者の参考とし、これから貿易手続の簡素化に関して２国間、或いは多国間で何らかの具体的なアクションをとる計画のある方々への指針とすることにより、今後の作業の役に立てれば幸いである。なお、勧告の詳細に関しては、JASTPRO にご照会いただくか、国連のホームページ（但し英文のみ）[9]からダウンロードできる。

4.1 勧告第１号・第２号　「貿易書類のための国連レイアウトキー」

(United Nations Layout Key for Trade Documents - １９８１年３月 UN/ECE/WP.4 第１３回会期において採択）

i) この貿易書類のためのレイアウトキーに関する勧告は、貿易と国際輸送に用いられる書類の標準化およびこのような書類をビジュアルディスプレイする場合の国際的基準を規定することを目的としている。

ii) 国連レイアウトキー (UNLK) は、書類作成方法（手書き、タイプライタ、自動印刷、複写など）に関わりなく、貿易を構成する各種行政、商業、生産、流通等に関係ある書類のデザインに応用しようと言うものである。それは、例えばカーゴーマニフェストのように一輸送手段の積荷全部をリストアップするような書類よりも、個品貨物（或いは、例えばコンテナ詰めのような集合貨物）について記述する書類に適している。前者のような書類に関しては、このレイアウトキーは、物品明細の記述に利用できる。また、このレイアウトキーは、主として物品に関する取引に使用される書類に応用されるものであるが、物品に関係のない取引に利用できることもある。

iii) この UNLK は、特に、ワンラン方式によってマスター書類から一連の統一書類を作成するシステムのフォームデザインの基準として考えられたものである。また、ADP (Automated Data Processing) 応用のビジュアルディスプレイのレイアウトにも利用できる。

iv) ペーパーサイズ

---

[8] UN/ECE/FAL 勧告：国連/欧州経済委員会/貿易手続簡易化勧告（FAL は、facilitation の略）

[9] 国連ホームページアドレス http://www.unece.org/cefact

ペーパーサイズは、ISO A4 サイズ（210 x 297mm、 8-1/3 x 11-2/3 ｲﾝﾁ）である。但し、ある種の郵便フォームや ISO 2784-1974 の連続フォームに用いられる ISO A5L サイズ（148 x 210mm）もよいことになっている。

v) スペースの寸法

このレイアウトキーのスペースの基本的な寸法は、行間隔は 1/6 ｲﾝﾁ または 4.24mm、文字間隔は、1/10 ｲﾝﾁ または 2.54mm で、タイプライターやコンピュータの高速プリンターその他の自動印字装置等書類作成に使用される大多数の機械に用いられる行間隔と文字間隔に合うようになっており、又工学的文字読取装置にも合うようになっている。

4.2 勧告第３号　「ISO 国名コード」

(ISO Country Code – Code for Representation of Names of Countries – 1974 年 10 月の UN/ECE/WP.4 第３回会議で採択）

この国名コードに関する勧告は、1974 年 7 月の ISO/TC46 総会で承認され、同９月の ISO 会議によって IS（International Standard：国際規格）として公表された、ISO 3166 を、貿易手続きの簡易化のために使用される国名コードとして UN/ECE/WP.4 が採択したものである。

この国名コードは、英字２文字で構成されており、ISO における正式名称は、”ISO Alpha-2 Country Code” である。因みに、わが国のコードは、”JP” である。

勧告コードは、２つの章で紹介されている。第１章では、国際交換用として一般的に使用される２文字国名コードを、第２章では、このコードを使用すると都合がよいような特殊用途のための３文字国名コードが記されている。それ以外の章では、例えば数字コードの選択、前後参照リスト、補足または予約されたコードの変遷リストなどが記されている。

4.3 勧告第４号　各国貿易簡易化機関

貿易手続簡易化作業の調整をするための国レベルでの取り決め」

(National Trade Facilitation Organs – Arrangements at the National Level to Co-ordinate Work on facilitation of Trade Procedures -1974 年 10 月の UN/ECE/WP.4 第３回会期において採択）

この勧告は、各国に UN/ECE/WP.4 活動の受け皿となるべき組織を設置することを勧告するもので、勧告前文は次のように述べている。因みに、JASTPRO は、この勧告に基づいて、1974 年 12 月、大蔵省、通商産業省、運輸省３省の支援により設立されたものである。姉妹機関としては、英国の SITPRO、スウェーデンの SWEPRO などがある。

「1961 年貿易書類の簡易化と標準化のための作業部会が設立されて以来、多くの国

が、本作業部会と協力して主要輸出書類の国際的標準化の可能性を研究するために、委員会を設置してきたことを想起し、

このような国内委員会のいくつかのものが、貿易手続簡易化作業部会の活動を支援するために、再編されるか或いはより広い権限を持った国内委員会に代るかしてきていることを認識し、

さらに、ICAO（国際民間航空機関）や IMCO（政府間海事協議機構）のような組織の勧告に対応して設立された国内委員会の存在を認識し、（注：IMCO は 1982 年 IMO（国際海事機構）と改称されている）

国内貿易簡易化組織の価値および貿易手つき簡易化に対するアプローチを全世界レベルで行うことの重要性を確信し、

ECE 加盟国ではない国連加盟国は、本作業部会の活動に協議資格（a consultative capacity）で参加することを勧誘されていることを想起し、

ECE 加盟国政府は、その国内法規に従い、国内組織もしくは委員会を設置することにより、或いは、行政的もしくはその他の適当な手段により、貿易手続簡易化に関する勧告の実施を促進すべきことを勧告する。

さらに、ECE 非加盟国において、もしそれが存在しない場合は、貿易手続簡易化のための国内委員会を設立することは望ましいことであるということについて、経済社会理事会およびその他の国連地域経済委員会の注意を喚起すべきことを ECE に対し勧告する。」

4.4 勧告第５号 「インコタームズの略号」

(Abbreviations of INCOTERMS – Alphabetic Code for INCOTERMS 2000 – 第 1 版は、1974 年 10 月の UN/ECE/WP.4 第３回会期において採択、その後 2000 年に出された改訂版 INCOTERMS 2000 をベースにこの勧告も改訂された。)

国際貿易において、「1953 年インコタームズ（International Rules for the Interpretation of Trade Terms）」として広く使用され、受け入れられている国際商業会議の制定の、貿易条件をコードの形のよって伝送するための国際的に確立された標準の必要性が合意され、これを UN/ECE/WP.4 勧告として採用したものである。2000 年に新しい版が発行された。

具体例を示したほうが理解が早いので、いくつかの例を下記する。

INCOTERMS	略号
Ex Works (ex factory、 ex mill、 ex warehouse、 etc.)	EXW
FOB (free on board) … (named port of shipment)	FOB
C&F (cost and freight) … (named port of destination)	CFR
CIF (cost、 insurance、 freight) … (named port of destination)	CIF

Freight or Carriage paid to … (named point of destination) … (Inland Transport only)	DCP
Ex Ship … (named port of destination)	EXS
Delivered at Frontier … (named place of delivery at frontier)	DAF
Freight、 Carriage and Insurance paid to …	CIP

4.5 勧告第６号 「貿易のための統一インボイスレイアウトキー」

(Aligned Invoice Layout Key for International Trade – 1983 年 9 月の UN/ECE/WP.4 第１８回会期において採択)

この勧告は、貿易に使用される商業インボイスが国連レイアウトキーに合致したレイアウトとするよう規定し、その規定に沿って設計するように指示している。この勧告で示されているレイアウトキーは、統一書類のシリーズに含めるためのインボイス様式を設計する観点から作られているが、他の場合のインボイスの設計基準にも使用することができる。通常の商業用の利用に加えて、この勧告に基づくインボイスは、行政上の必要な情報を組み入れ、表示することにより、既存の書類（税関インボイス、領事インボイス、原産地証明等）の補助または代替を可能としており、そのような方法をとることにより、行政のニーズにできるだけ役立つよう意図されている。

4.6 勧告第７号 「日付・時間・期間の数字表記法」

(Numerical Representation of Dates、 Time and Periods of Time – 1975 年 9 月の UN/ECE/WP.4 第４回会期において採択)

この勧告は、年月日、時間について、標準化された明確な数字表示の方法を確立するためのものである。そして一般の文章の中で、その一部として使われる場合を除き、これらのデータが数字で別々の事項として表示されるすべての場合に適用される。なお、この勧告の開発にあたり、ISO 2014「数字による暦日の書き方」、ISO 2015「週の数え方」、ISO 2711「年間通し番号による日付の表記」、ISO 3307「情報交換 - 時刻の表記」、ISO 8601「データエレメントと交換フォーマット – 情報交換 – 日付と時刻の表記」といったものが参考とされた。

i) 暦日：年月日の数字表記は、年、月、日の順で行われる。必要あれば１字空け、或いはハイフンで分ける。必要がなければ世紀の表示名除いてもよい。

例－１９７５年２月２０日　　1975-02-20
1975 02 20
19750220
75-02-20
750220

ii)　通し日付（１月１日から何番目か）：１月１日 (001) から１２月３１日 (365 または 366) まで順に数えた日数で示す。

例－1975 年 2 月 20 日　　1975051

iii)時間：時、分の数字表記。日付との間を１字空け、またはハイフンで分ける。４字の決まった長さで表す。

例－1975 年 2 月 20 日 10 時　1975-02-20-1000
1975 02 20 1000
197502201000

iv)週：７暦日を１期間としての数字表記。月曜から始まって 01 週から 53 週まで数える。01 は、新年の少なくとも４日を含む第１週を示す。誤解を避けるために必要であるときは、前に W をつける。

例－1975 年 2 月 17 日から 23 日までの週　　1975 W08
197508

v) その他の期間：ある期間の初めと終わりを示す日付・時間の数字表記。それぞれをダブルハイフンで分ける。

例－年で期間を表すとき　1975 年から 1977 年まで　　1975--1977
月で期間を表すとき　1975 年 2 月から 3 月まで　1975-02--03
1975 年 2 月から 1976 年 3 月まで　1975-02--1976-03

4.7 勧告第８号　「単一識別コード方法論」

(Unique Identification Code Methodology – UNIC - この勧告８号は先ず 1978 年 2 月の UN/ECE/WP.4 第７回会期において「共通参照番号」（Common Access Reference Number - CAR）として採択されたが、その後アドホックグループによる分析の結果、積送貨物の参照構造がその唯一性を保証することが不確かであると言うことで、1991 年 9 月の第３４回会期でその改訂版「単一識別コード方法論」が提出され、採択されたものである。）

この勧告は、国際貿易のあらゆる局面で取引に係わる当事者に、この規定に基づいて作成された“単一識別コード”（UNIC）を使用するように勧告するものである。この UNIC の使用により、積送貨物が製造、工場出荷から、船舶・航空機への積載、輸送、荷揚げ、通関、受け荷主への配送までを通して一つの識別番号で参照できることになり手続、手配などがやりやすくなるというものである。

コードの構造：

CAR に代わる UNIC は、３つの UNTDED データエレメントの組合せにより構成され、英数字のみを使用し、句読点や他の記号は用いてはならない。

1. 3055　　コードリスト管理機関コード　　an..3

2. 3039　　当事者識別コード　　an..17

3. 1154　　参照番号　　an..35

UNIC の中で、データエレメント 3039 と 1154 は、以下に示すようにその桁数が限定される。

- UNLK に基づく文書上においては、UNIC は、２行（UNLK の 06、 07 行目）に亘って、かつ、63-80 桁目の位置に記載すべきであり、そしてデータエレメントはそれぞれ１桁をとる斜線（/）で区切ること。
- UN/EDIFACT 標準を使用した電子データ交換では、UNIC は必要に応じ修飾される。
- 例：XXX/XXXXXXXXXXXXX/XXXXXXXXXXXXXXXXX

  (i)　　(ii)　　(iii)

  (i) コードリスト管理機関コード（3055、 an..3）

  (ii) 当事者識別コード（3039、 an..13 に限定）

  (iii)参照番号（1154、 an..17 に限定）

4.8 勧告第９号　「通貨表示のための英字コード」

(Alphabetic Code for the Representation of Currencies – 1978 年 2 月の UN/ECE/WP.4 第１７回会期において採択）

このコードは、ISO/TC68 の下に設置された第２分科委員会「銀行事務手続」（SC2 : Bank Operations）よって開発された国際規格 ISO 4217「通貨と資金の表示のためのコード」の英字３桁コードが国際貿易業務や商取引において使用できることを認識して、UN/ECE/WP.4 の勧告として取り込んだものである。

ISO 4217 の規定によると、「通貨と資金を表示するコードは３桁の英字コードと、それと同等の３桁の数字コード」とである。この規格は、貿易・銀行・行政機関で通貨と資金をコードで表示する必要があるすべての業務に適用できるよう作られている。等コードは自動処理にも手作業にも等しく適するように設計されている。

4.9 勧告第１０号　「船名コード」

(Codes for Ships' Names – 1978 年 2 月の UN/ECE/WP.4 第 1７回会期において採択）

この勧告は、海運会社、港湾局、その他海上物品運送当事者を含む国際貿易関係者に対して、船名を表すコードが必要なときには、ITU（国際電気通信連合）船舶無線局呼出符号（Radio Call Sign）を暫定使用することとしたものである。

この呼出符号は、アルファベットが国毎に割り当てられているため、船舶の国籍が売船等により変更したとき、呼出符号も変わるといった不都合を抱えており、船舶の生涯を通して一貫したコードの必要性があるため、ICS（国際海運会議所）や IMO（国際海事機構）において変更作業がなされていると聞くが、現在のところ改定はなされ

ていない。

4.10 勧告第１１号　「危険物の国際輸送における書類の問題」

(Documentary Aspects of the International Transport of Dangerous of Goods – 1978 年 2 月の UN/ECE/WP.4 第１７回会期において採択）

この勧告は２つの部分に分けられる。すなわち、所要情報と書類手続に関することである。

i) 所要情報

危険物書類に必要なすべての情報は、種種の輸送形態や貨物輸送に携わるいろいろな当事者のために調和させ、特に、貨物の分類に必要な情報としては、危険物の名称、危険物の分類、国連番号、および（必要な場合）引火点といったものを標準化すること。行政上必要とされる各種危険物申告書は、統一された申告文言を開発して、各種携帯の異なった輸送を規制する各種法規や国際条約の商事高に完全に合致するようにするべきであるとしている。

ii) 書類手続の方法

危険物に関する情報は、さまざまな手段で伝送されるが、中には法的証拠とならないので、別の方法で確認することも必要になる例もある（例えば、輸送または荷捌き書類上の適当な注釈、危険物申告書、電子的方法といったもの）。したがって、危険物輸送に関する情報伝達のためのこれらの方法を改善するため、国際的に早急なアクションを起こす必要があると勧告している。

4.11 勧告第１２号　「海上運送証券の手続簡易化のための方策」

(Measures to Facilitate Maritime Transport Documents procedures – 1979 年 3 月の UN/ECE/WP.4 第１９回会期において採択）

道路運送、鉄道運送および虚空運送の各運送証券と比較して、海上運送証券である船荷証券は、物品に対する法的権限を有するという流通性証券としての特徴を持っている。従って、船荷証券は特段の注意を払って取り扱わなければならない。船荷証券は、多くの関係者間を流通する複数の原本が発行されるので、費用と手間の掛かる手続がこれに集中している。

この勧告は、現在のさまざまな問題をはらむ船荷証券の利用をミニマイズする努力をし、更により簡単なシーウェイビルや物品引き渡しを確実とするために仕向地で引き渡す必要のない非流通性運送証券の利用を奨励すべきであるとしている。

4.12 勧告第１３号　「輸入通関手続きにおける関連法律問題の簡易化」

(Facilitation of Identified Legal Problems in Import clearance Procedures – 1979 年 3 月の UN/ECE/WP.4 第９回会期において採択）

輸入手続簡易化に関する法律問題は、輸入関係当局が、しばしば国内の法律・規則を理由として貨物引き取り前に正しくオーソライズされた他種類の書類を要求することから起こっている。これらの書類のあるもの（船積み書類と呼ばれることが多い）は発送時に輸出値で作成提出しなければならないものがあり、また、それらのものは貨物到着時に輸入通関場所において必ずしも間に合うとは限らないであろう。そのために遅れを生じ、著しくコストがかさみ、結果的に商品価格や税金の口頭という形で輸入国の住民の負担に跳ね返ってくる。また、書類の記載内容の不調和とか必要事項の不足があれば問題はさらに増える。

UN/ECE/WP.4 は、CCC（関税協力理事会＝現在の WCO）が、京都条約（Kyoto Convention）の付属書、特に付属書 B.1 において、税関当局が迅速な通関のための特別な便宜を認容するよう、勧めていることを考慮して、各国政府に対して、(i)貿易手続をあらゆる面で一層簡易化するため、上記に関連した問題の進捗状況を重視すること、(ii)
京都条約に含まれる諸規定、就中、直輸入通関に係わる付属書 B.1 に留意してそれらを国内法に取り入れうる可能性について検討すること、(iii) 定められた基準内で電算化または他の自動化された方法により伝送されたデータを受け入れる可能性を検討し評価すること等を勧告するものである。

4.13 勧告第１４号　「署名以外の方法による貿易書類の認証」

(Authentication of Trade Documents by Means other than Signature – 1979 年 3 月の UN/ECE/WP.4 第９回会期において採択）

署名の必要性は、書類につきまっとっていること、および電子的または他の自動的データ伝送を利用することがますます多くなっているので、そのデータの安全確保およびデータの厳選を確認するための新方法を発見することが望ましい。

本勧告に添付の検討結果によれば、署名の変わりに他の代替的手段を用いる可能性があることは、1978 年の国連海上物品運送条約第１４条(3)（ハンブルグルール）で証明されている通りであること、および書類の代わりに、データ伝送の記録を保持する他の方法を用いる可能性があることは、国際航空貨物運送に関するワルシャワ条約付属のモントリオール議定書第４号の第５条(2)で証明されている。署名および書類の代わりにこのような他の代替的方法を一般的に採用するためには、現行の各国国内法、国際諸条約および商業慣習を変更しない限り、実現が阻まれるであることも事実である。

当該勧告は、各国政府および関係のある国際機関に対して、国際貿易に使用されている書類上の署名を必要としている根拠となっている国内法および国際上の法律・条約文言を検討し、必要の際には、このような条項の改訂を勧告するものである。

また、当該勧告はその代替手段としてテレックス、遠隔コピー、磁気テープ伝送、

コンピュータ間伝送、コンピュータ印刷といったものをあげると同時に、新しいシステムを研究、開発するように勧告している。

4.14 勧告第１５号　「簡易化荷印」

(Simpler Shipping Marks – 1979 年 9 月の UN/ECE/WP.4 第１０回会期において採択)

貨物の国際移動およびこれに関する書類作成に従事するものに対して、個々の貨物に記載される図形を含む貨物の荷印に関して、電子化を容易にするためにアルファベットと数字よりなる標準荷印を採用するよう勧告している。

荷印の目的は、貨物を確認し、これを最終仕向地まで、遅滞、混乱なく、迅速、円滑、安全に輸送することを助け、かつ、貨物の書類との照合を可能にすることにある。しかしながら場合によっては、荷印は、長大かつ詳細となり、梱包の側面に記載しきれない。その結果、不要な費用、混乱、遅延を生じ、荷印の目的が損なわれることとなる。また、コンテナ詰め貨物に関しては、FCL 貨物の場合、運送人はその内容物の荷印の詳細を伺い知れ無いと言うこともある。このような観点から、迅速かつ安全な輸送の目的を達成しつつ、書類作成作業の効率化のためにこの勧告が開発されたものである。

4.15 勧告第１６号　「港/地名コード」

(LOCODE – Code for Ports and Locations – 1980 年 9 月の UN/ECE/WP.4 第１２回会期において採択)

貿易と国際輸送に関連する確定した地点の名称を表現する国際的に承認されるコードシステムの必要性を認識し、ISO 3611 として採択され、かつ 1974 年 10 月の作業部会で勧告されている英字２桁の国名コードと組み合わせて使用することをベースに、英字３桁の港・地名コードが開発され、勧告として採択されたものである。

このコードの構成は、IATA で使用している英字３桁の空港コードに注目し、これを基本にして各国で必要な地名につきコードか作業が行われた。また、特定業務のために必要となるであろうその場所の機能分類コードについても下記のように数字１桁で定めてある。

0　　機能無表示
1　　水上輸送機能
2　　鉄道輸送機能
3　　道路輸送機能
4　　航空輸送機能

例：成田新東京国際空港　NRT　（フル表示すると JP NRT 4 となる）
ニューヨーク・グランドセントラル駅（US NYC 2 G）のように従属場所を表現するために他の文字を付加・拡張することができることになっている。

4.16 勧告第１７号　「支払条件コード」

(PAYTERMS – Abbreviations for Terms of Payment – 1982 年 3 月の UN/ECE/WP.4 第１５回会期において採択)

売買契約の重要な部分をなすものに、買主がそれに従い、売主に対する債務を消滅させる条件がある。すなわち、支払条件である。支払条件の精度不足と、その条件の解釈上の食い違いが貿易当事者間に紛争を起こす原因となることは知られている。そのため、UN/ECE/WP.4 は、支払条件の標準化は貿易手続の簡易化に資すると考慮して、これらの略号を整理し PAYTERMS 一覧表にまとめたものである。本 PAYTERMS は、UNCITRAL（国際商取引法委員会）との協議の元に開発されたものである。

PAYTERMS は、第１グループ（荷為替信用状）、第２グループ（取立て）、第３グループ（分割払い）、第４グループ（他の形式の支払い）、第５グループ（特別協定）および第６グループ（無償）の６つのグループに分けて設定されている。

4.17 勧告第１８号　「貿易手続に関する簡易化方策」

(Facilitation Measures related to International Trade Procedures - 確定簡易化方策を記述した第１版は 1981 年 9 月の UN/ECE/WP.4 第１４回会期で、そして第２版は、1982 年 9 月の第１６回会期で採択)

この勧告は、現在の形式や手続が、しばしば国際貿易に対する障壁となるということに関心を持ち、手続および手続上発生する書類の簡素化と標準化が、そのような障壁の排除に向けての、そして費用、遅延の削減に向けての有効な手段であることを考慮してなされたものである。

この勧告は、物品の生産から、購入、販売、輸入、そして関連の決済、保険等々国際物量プロセスを１０のカテゴリーに分類して、網羅的に簡易化方策が示されている。貿易手続の簡素化に関して調査、研究を志すものはまずこの勧告から作業を開始すべきものであり、その指針ともなるべきものである。

簡易化方策の分類：

グループ　１－物品の生産に関する方策
グループ　２－購入に関する方策
グループ　３－販売に関する方策
グループ　４－支払いに関する方策
グループ　５－保険に関する方策
グループ　６－フォワーディング、荷扱およびその他仲介的サービスに関する方策
グループ　７－運送に関する方策
グループ　８－輸出に関する方策
グループ　９－輸入および保税運送に関する方策

グループ１０－その他の方策

4.18 勧告第１９号　「輸送形態コード」

(Code for Modes of Transport – 1981 年 3 月の UN/ECE/WP.4 第１３回会期において採択）

貿易に関連して使用される数多くの書類には、貨物移動のために使用された輸送形態に関する情報が要求されている。この情報は、契約上必要である。例えば、売買契約では、特別なモードを規定することもあるし、また、運営上の理由を例に取れば、貨物運送に関する指示、または、荷受人に対して、到着貨物の輸送形態を通知するとか、色々とある。多くの国々では、輸送形態についての情報は、輸送統計上、また、通関統計上にも必要である。

０　－　原則として使用しない。
１　－　水上輸送
２　－　鉄道輸送
３　－　道路輸送
４　－　航空輸送
５　－　郵便輸送：このコードは純粋な意味での輸送形態ではなく、実践的な理由により規定されたものである。
６　－　複合輸送
７　－　固定した輸送施設：このコードはパイプライン、ロープウェイ、および電線のような連続輸送のための施設に適用される。
８　－　内陸水路輸送
９　－　不明の輸送形態

4.19 勧告第２０号　「数量単位コード」

(Codes for Units of Measurement used in International Trade – 1985 年 3 月の UN/ECE/WP.4 第２１回会期において採択）

1960 年の度量衡に関する第１１回総会にて、SI と略称される国際単位系（System International d’unites）が採択された。標準的方法の共通適用規則を通して、数量単位を調整し、遜色のない成果を実現しようとの国際的努力が随所で行われてきたが、この狙いは、別けても貿易当事者間のよりよい意思疎通に寄与すること、通関条件の改善および国際運輸・貿易統計の比較を確固たるものにしようとするためでもあった。

この勧告は、貿易、輸送、通関、その他貿易に関連する諸活動で使用する長さ、重量、容積およびその他の貿易で使用される数量の数量単位を表すコードを確立している。

4.20 勧告第２１号　「貨物形態/荷姿/包装材料コード（及び荷姿名称補助コード）」

(Codes for Types of Cargo、 Packages and Packaging Materials – with Complementary Codes for Package Names – 1986 年 3 月の UN/ECE/WP.4 第２３回会期において採択）

貿易は、貨物の国境移動を意味する。これらの貨物は、いろいろな理由から、輸送中、記述される必要がある。確認のための荷印はそのために不可欠であり、また商品の性状の説明もその助けとなろう。しかし、輸送時の貨物の外観がその貨物を確認する上で非常に有効な方法であり、荷扱い作業とその計画や統計的記録のため、また運賃表、貨物取扱料金表の作成基盤としても極めて重要である。

輸送中の貨物や貨物を記述、確認するための表現方法および概念の統一化は、貿易手続簡易化に関する国際的作業の枠組みの中で検討されるべき問題として認識されてきた。また、各輸送形態の業者および特定の製品（例えば、食品、食物、薬品、危険物、危険廃棄物など）の輸送に関する衛生基準、安全基準を管理する行政機関が、すでに検討を行い、評価を得られていることも知られている。しかし、これらの努力は相互に関連が無く、輸送および輸送関連の荷扱い作業における貨物の積載量、包装およびその他の外観上の形態については、統一性に欠ける用語とコードが現在も多く存在する。このような統一性の欠如により、異なる輸送形態による連続的な貨物操作や荷扱いおよび包装作業、また国際貿易・輸送に関する統計記録作業に支障を来している。

輸送手続の自動化により統一化・標準化の必要性はさらに高まっている。データエレメントの標準化は、貿易当事者間、また民間および公共の貿易関係者間のデータ交換、自動手段によるペーパーレスの情報交換および書類手続の簡易化のためにこの勧告が開発されたものである。

３種類の数字コード（貨物形態、荷姿、包装材料）は、それぞれ単独で使うことも、他の二つの内のひとつ、または双方と組み合わせて使うこともできる。包装材料コードは、特に荷姿コードと組み合わせて使用するのに適している。

(a) 貨物形態コードは、輸送中概観され、最適の荷扱方法を示唆することになる貨物の一番外側の形のみを記録する用途に使うことができる。

(b) 荷姿コードは、（例えば製造業者が）「通常、小売り購買で消費者が貨物と共に手にする貨物を直接包んだ包装および容器」のみを記録する用途に使うことができる。同様に、８例えば輸出者または荷送人が）「通常、輸入業者、卸売業者、または小売業者が手にする貨物の外装」のみを記録する用途に使用することができる。

(c) 包装材料コードは、荷姿コードで記録する包装を行う際の材料のみを記録する用途に使用することができる。

4.21 勧告第２２号　「標準貨物運送指図書のためのレイアウトキー」

(Layout Key for Standard Consignment Instructions – 1989年3月のUN/ECE/WP.4の第２９回会期において採択）

本勧告は、標準貨物運送指図書のためのレイアウトキーを提供している。これは貿易書類のための国連レイアウトキーを基礎にしており、売り主/ 荷主、あるいは買い主/ 荷受人から指図書を貨物取扱業者 (freight forwarder)、運送業者またはその代理店、あるいはその他サービス提供者に伝えることによって、貨物の移動やこれに付随する諸活動を可能にすることを目的にしている。

本勧告は下記機能に関連する貨物運送指図書に適用される。

(a) 貨物の移動と取扱い(船積み、貨物取扱い(forwarding)、輸送）
(b) 税関(通関手続および関税の支払いを含む)
(c) 書類の配布
(d) 諸経費の配分(運賃および関連諸経費）
(e) 特別指図書(保険、危険貨物、荷渡し、追加書類など）

貨物運送指図書の目的は、単に当事者本人からサービス提供者に対しての指図を伝えることにだけあり、このようなサービスに関連する契約上の状況を肩代わりするものでない。指図書はそのためこのような指図書の結果として発生する運送業者の責任の問題を取り扱わない。関係者に関する記述も、以後に作成される書類（例えば船荷証券）で使用するために関連のある名前を提供することだけを意図している。

4.22 勧告第２３号　「運賃諸掛かりコード」

(Freight Cost Code – FCC – 1990年3月のUN/ECE/WP.4の第３１回会期において採択）

鉄道あるいは道路貨物運送通知状(Rail or Road Consignment Note)、船荷証券、シーウェイビル、エアーウェイビル、インボイスのような書類には通常、輸送作業の過程で発生するさまざまな運送料およびその他料金が記載されている。これらの運送料およびその他料金を記述するのに使用される専門用語は輸送方法あるいは取扱い現場によって異なる。

個々の輸送方法あるいは取扱い現場を別々に考慮した場合には、輸送利用者は通常必要な情報を提供し、輸送業者はそのデータを大きな問題もなく処理する。しかし、さまざまな関係者の間での多様な輸送方法の出現と電子データ交換 (EDI)の開発によって状況は変わりつつある。

特に貿易データ交換を基礎にした自動化手続きでは、運送料および取扱い料金に関する概念と専門用語を統一させることは必須の条件である。このことは EDI の標準メッセージ仕様の開発に関しては特に重要であるとの認識に立ち、この勧告がなされた。

4.23 勧告第２４号　「輸送ステータスコードの統一」

(Harmonization of Transport Status Codes – 1995 年 9 月の UN/ECE/WP.4 第４２回会期において採択）

国際貿易においては、ロジスティック連鎖内のある時間、ある場所における積送品、貨物、機器、輸送手段の状況に関する情報を交換する必要性があり、輸送連鎖を通しての貨物の動きに関する情報を伝える手段として電子データ交換を使用する傾向が増加している。追跡・記録の目的で、「輸送ステータスコード」の概念が導入され、この情報を収容するために EDIFACT メッセージが開発された。

貨物、積送品あるいは機器の状況に関する情報交換の一貫性を確保するためには、「輸送状況(Transport status)」および「状況理由(Status reason)」の概念についての共通の理解が必要である。様々な形態の輸送を網羅する輸送グループの国際的な組織によって実施されたリサーチの結果、上記概念について次のような定義が設けられた。

(a) 輸送状況 (Transport status) : 全輸送あるいはロジスティック連鎖内のいかなる時点あるいはロケーションにおける積送品、貨物あるいは機器の位置あるいは状態のスナップショット。

(b) 状況理由 (Status reason) :　積送品、貨物あるいは機器の状況についての説明、あるいは正当化の証明。

輸送ステータス・コードリストの利用者は、随意輸送状況あるいは状況理由に適応するビジネス要件を充たすコードを選択できる。

4.24 勧告第２５号　「行政、商業、運輸のための電子データ交換国連規則の使用」

(Use of the United Nations Electronic Data Interchange for Administration、 Commerce and Transport(UN/EDIFACT) – 1995 年 9 月の UN/ECE/WP.4 第４２回会期において採択）

地球的な規模となった国際貿易には、必然的に地球的な電子データ交換 (EDI) アプリケーションへのニーズが伴っている。EDI 発展のための調整プロセスは、非常に労力と時間を要するものであるが、それはこのプロセスが広範囲の国家や組織、文化の意見の一致を基礎にし、協力を必要とするからである。さらに、関係者間の通信を必要とする取引において個人部門と公共部門の間の深い相互関係が存在する。個人部門のビジネス取引を徹底的に分析してみると、ほとんどの取引においては一般に公共行政と関わりのあるいくつかの要素が含まれるというたいへん複雑な特性が明らかになる。そして、またこの逆も言えるのである。個々単独のビジネス取引に係わる多くの関係者間の複雑な相互関係は、電子データ交換 (EDI) のような現代的な技術の使用によって情報の流れをより一層改善する必要性を示している。

国際的な標準を協調性をもって開発することは、多くの分野、国家あるいは地域のシステム間に複数の変換コンセプトを設けるよりも安価なことは明らかである。 EDI 標準の進展には明確な傾向があり、ユーザーの要求に従って、個人的な解決策から標

準へ、分野固有から分野にまたがった、地方・国家・地域から国際標準へと向かっている。国連が中立（国家はもとよりビジネス間における中立性）であり、また地球全体に広がっていることは、 UN/EDIFACT（国際標準シンタックス・ルール、貿易データ交換ディレクトリ、国連標準メッセージ UNSMs）が国連組織内で開発され維持管理されてゆくという事実にとって決定的に重要なことである。

国際的な行政および商業の手続きは、他の標準化の分野の多くに比べて総体的で、より複雑な性格の経済問題を取り扱っている。改善を進めて行くにはエンドユーザのニーズが最も重要なものであるため、これを研究し考慮することが必要となってくる。現在使用できる EDI アプリケーションを研究すると、貿易手続きの動的な特性が明らかになる。そして、新しいシステムを採用すしようとする組織では内部的・外部的再編成が必要となり、昔から行われていた「儀式」は即座に時代遅れとなってしまう。この再編成はかつてない規模で行われなければならず、これは他に比類のないものである。さらに、国際貿易の法律上、司法上の局面が「エレクトロニクス市場」の現実を反映するよう調整されるという点でも EDI は重要な要素である。この問題が必ずしも社会全体の自覚として行き渡っていないというのが現実で、標準化は一般の理解の確保、有能かつ専門的な教育および訓練計画、そして国、地域あるいは多くの国による超国家的なグループの複雑な法律上・安全保護上の方策などの多くの活動を伴う必要がある。

上記の考察はすべて、EDI を採用することによる利益は潜在的にとても高いということおよび、多岐の分野、地方、あるいは国家のやり方を克服するためにあらゆる EDI ユーザが調整のとれた協力的な努力をすることによってのみ完全に達成できるものであるということを示している。また、政府は公共分野において潜在的に主要な EDI 実施者であるため、EDI の実現を育成する特権的な立場にある。本勧告は、政府に対して、効果的な商品およびサービスの交易に貢献し、ひいては地球規模の商業の発展に貢献することを目指す、調整のとれたアプローチを行うための活動枠組みを提供するものである。

上記のような考察から、この勧告は、各国政府に対して、公共部門内の種々の関係者間はもとより、公共事業機関と個人分野の当事者間における電子データ交換(EDI)の国際的な適用のために、UN/EDIFACT 標準を使用すべきであるとしている。また、この勧告は、そのごの国連経済社会理事会（ECOSOC）において、UN/ECE 勧告から国連レベルの勧告に格上げされている。

4.25 勧告第２６号　「電子データ交換のための交換協定書の商的利用」

(Commercial use of Interchange Agreements for Electronic Data Interchange – 1995 年 3 月の UN/ECE/WP.4 第４１回会期において採択）

1987 年に、国際商業会議所が、貿易手続簡易化作業部会と協力して「貿易データ交

換の統一手続規約（UNCID Rules）」を作成した。この UNCID 規約は、貿易データ通信交換を簡易化することを目標に、データ交換当事者相互の承認した統一的な手続きを確立するものである。UNCID 規約の発表によって、国際貿易の商取引当事者間に、自動データ処理技術利用に関する、ある種の協定書の必要性が認識された。UNCID 規約には、必要な場合、UNCID 規約の文言を貿易取引当事者間の本契約書に取り入れるようにと明記されている。そのため、各国の国内機関、協会、行政機関がそれぞれ多様なモデル交換協定書を開発する結果となった。

異なるカルチャー、異なる法的環境に基づいて、それぞれのモデル協定書は、本来は同一であるべきテーマを異なる観点から把握し、異なるアプローチで取り扱っている。交換協定書のこの種の多様性は、各国、各地域の業務上の要求を充してはいるが、国境を超えてメッセージを交換する EDI ユーザの要求を充すことにはならない。そこで、さらに標準化レベルの高い交換協定書の開発がなされ、勧告として発表された。

この勧告書は、国際的商取引に関して、電子データ交換（EDI）を使用する取引当事者間において、交換協定書の使用を推奨する。

この勧告書は、国際貿易に関連して電子データ交換（EDI）を使用する民間企業を主たる対象とするものである。本勧告書は、また行政当局とも関連を有する。例えば、統計局や電子機器による処理手続の合理化統合化を推進する貿易手続簡易化機関等である。

二国間の相互協定書を目標にしてはいるが、本モデル交換協定書は、調整を加えて、簡単に多国間の協定書として使用することができる。例えば各種の貿易協定加盟国間での電子データ交換協定書として使用できる。

4.26 勧告第２７号「船積前検査の廃止」

（Pre-Shipment Inspection - 本勧告第１版は、1999 年 6 月の行政、商業、運輸のための貿易手続と実務国連センター（UN/CEFACT）において採択されたものである。出典 – ECE/TRADE/237）

貿易手続簡易化作業部会は、その第 14 回（1981 年 9 月）及び第 16 回（1982 年 9 月）会期で、船積前検査を廃止する勧告を含む勧告第 18 号「国際貿易手続に関する簡易化方策」を採択した。それ以来、世界貿易機関（WTO）は、船積前検査に関する協定を採択し、そして、世界関税組織（WCO）は、税関の完全性に関する宣言を公開した、そして、他の国際的組織と協力して、通関行政の改革と現代化計画を推進中である。

これらの進展に鑑み、貿易手続簡易化作業部会を引き継いだ「行政、商業、運輸のための簡易化と実務国連センター」（UN/CEFACT）は、そのような検査が臨時的措置として必要と考えられる船積前検査に関して WTO 機関を支援する一般的船積前検査（PSI）の慣行を廃止するために、役割を果たした。

1999 年 3 月に、UN/CEFACT はその第５回会期で、以下の勧告を採択した：

「行政、商業、運輸のための簡易化と実務国連センター」（UN/CEFACT）は、

✧　遅延と追加費用の原因となる過度の行政及び公的手続きが貿易への非関税障壁を構成することを認識し;

✧　多くの政府が輸出国から貨物の積荷の前に検査を要求していることに注目し;

✧　そして、船積前検査の使用を廃止する早期の勧告を想起して、

船積前検査（PSI）は、規制要件とすべきではないということを勧告する。

PSI への臨時的依存がまだ必要と考えられる特定の場合、UN/CEFACT は次のように勧告する：

- PSI は、短期的措置として考えるべきであり、手続は、目的の遂行を確実にするために 12～18 ヵ月ごとにチェックされなければならない;
- 最終期限（それは 5 年を上回ってはなりません）が、規制 PSI 手続を廃止するために確立されなければなりません;
- 船積前検査に関する WTO 合意は、正式に固守されなければなりません。

PSI が通関関連活動を行うのに用いられる場合、UN/CEFACT は次の通り勧告する：

- 政府と税関当局は、通関の完全性に関する WCO アルーシャ宣言を公式に採択する;
- 適切なリソースを伴った通関改革と近代化の包括的なプログラムが、PSI プログラムの導入と結合されます；そして、
- 利用可能な PSI 情報でなっているものの最大使用である。

4.27 勧告第２８号「輸送手段のタイプコード」

（Codes for Types of Means of Transport – UN/CEFACT2000 年 3 月会期において、コード作業グループが提出した文書（TRADE/CEFACT/2000/29）が勧告 28 号として採択された。

UN/CEFACT コード作業グループ（CDWG）の役割は、コードに関係している UN/ECE 勧告の管理および保守を含め、UN/CEFACT の目的を支援するために、コードセットとコード構造の品質、適切性、可用性を確保することである。本勧告書は、輸送手段のための符号化法に対する要求に応え、勧告第 19 号（輸送手段のコード）の CDWG によるレビューの結果として開発された。

コードリストの構造と表記

輸送モード：勧告 19 で定義されている輸送形態コード（海運＝１、鉄道＝２、道路＝３、航空輸送＝４、内陸河川輸送＝８）

コード値：3 文字の英数字コード値（0-9 と大文字の A-Z から構成される）

コード値自身は、先行文字が一般的な記述を表し、後続文字のコードエントリが下位またはサブタイプの記述を表すように構成することができる。たとえば、海上輸送では、コード値 50 は、運搬船、一般貨物を表し、501 は運搬船、一般貨物、

穀物を表している下位コードエントリである。

参照の便宜のために、特定のコード値は 2 つの部分に分けてある（たとえば、50 1）。使用する際には、コード値は、スペース文字を含まない１つの値でなければならない（たとえば、501）。

コード名：コード値の名前

コード記述：コード値の記述

例：海上輸送（輸送モード）：1

コード名：フルコンテナ船／セルラーベッセル

コード値：51 1

コード記述：コンテナ専用船

4.28 勧告第２９号

(空番)

4.29 勧告第３０号「物品と商品のコーディングに関する商品の説明及びコード化統一規則」

（Harmonized Commodity Description and Coding System for the Coding of Goods and Commodities）」（TRADE/CEFACT/2000/12 (March、2000)開発を中止）

4.30 勧告第３１号「電子商取引協定書」

（Electronic Commerce Agreement - 勧告第 31 号第１版は、UN/CEFACT の 2000 年 5 月会期において採択された。）

電子商取引は、効率的なビジネスを促進し、取引手続に関連するコストを削減する新しい機会を与えて、新しい取引方法を進んで採用する商業活動家にますます増大する競争の機会を提供している。

電子商取引プラットフォームが出現し、インターネットが使用されるようになり、ユーザは、データ通信、契約の電子的締結、および新しいビジネス・モデルを展開するための新しいビジネスプロセス管理などの諸技術を一つにまとめて享受できるようになった。

伝統的に、紙をベースとするビジネスの手続および要件に基づく法的フレームワーク、例えば、手書き署名は、新しい技術に適合するように検討されている。グローバルレベルでは、1996 年に採択された UNCITRAL の電子商取引モデル法が、立法に適合するフレームワークを規定している。WTO、UNCITRAL、OECD、WIPO および ICC といった国際機関が、電子商取引に関するグローバル市場の出現によって生じた主要な法律問題に、各国政府や民間機関と一緒に積極的に取り組んでいる。地域または国のレベルで、新しい法律がこれらの問題に対処するために提案ないし制定されている。

グローバル市場における電子商取引の新しい法的フレームワークが完成して、さらに発展するために必要な信用関係の構築に貢献するとしても、なお、電子商取引を使用するためには、契約成立の手順に関連する多くの問題が存在している。

目的：　企業間における信用関係の構築および EDI 交換協定書(UN/ECE 勧告第 26 号）の有効な活用に寄与することを目的として、CEFACT は、電子商取引を実施するための契約上の側面からのアプローチ・モデルを勧告する。このアプローチは、企業による１組の基本的条項に関する合意と日常行われている商取引に求められる柔軟性を考慮に入れた。

電子商取引協定書（Electronic Commerce Agreement）（以下、“Ｅ－協定書”[E-Agreement] と称す）は、企業間電子商取引の当事者に商取引の必要条件を提供するものである。これは、電子商取引（以下、Ｅ－取引［E-Transactions］と称す)を確実にすることのできる１組の基本的条項を規定するもので、完全な法的フレームワーク内の取引当事者によって締結される。

Ｅ－協定書は、Ｅ－取引を行うために使用されるすべての電子的通信手段に適用するものである。特に、EDI に基づいて契約関係を締結する取引当事者に対しては、EDI 交換協定書を引き続き使用することを勧告する。EDI を含む各種の電子的通信技術を組合わせて使用して契約関係を締結する当事者には、Ｅ－協定書の使用を勧告するものであり、必要な場合には、EDI 交換協定書の使用をＥ－協定書に置き換えることを勧める。

制限：　Ｅ－協定書は、企業と消費者間(businesses to consumers) の取引関係にも使用することは可能であるが、これには、消費者保護に関する条項は規定されていない。消費者保護法は、一般に、強行法規であり、消費者と契約を締結する場合、通常は、消費者の国および地方の消費者保護法が適用される。したがって、 消費者と契約関係を結ぶためにＥ－協定書を使用する企業は、これらの国および地方の消費者保護法を遵守しなければならない。

さらに、このＥ－協定書を行政機関や役所との取引に使用するときは、適宜内容の変更が必要である。

当事者が為すべきこと：　Ｅ－協定書は、後日行なわれるＥ－取引の締結に関するフレームワークを提供するもの　である。若干ではあるが、Ｅ－協定書では、当事者に代替条項を提供している。当事者は、選択する代替条項を慎重に検討して、特に意思表示が示されなかった場合に適用される条項を採択するか、あるいは他の条項を選択するかを決めることが望ましい。 さらに、当事者は、Ｅ－協定書を完成することに関連して、次のステップをとることが望ましい。

- 使用する通信の種類（forms of communication）を決めて、これを第２条に規定すること、
- Ｅ－取引に適用され、履行される契約条項（terms and conditions）を決めて、

これを第２章に規定すること。

また、当事者は、特定の条項に適用される国内または地方の規制や一般に考慮しなければならない制限規定（restrictions）に注意しなければならない。 したがって、各当事者は、Ｅ－協定を締結することに加えて、それぞれの国や地方の法律、特に次の事項に関する法律の規定を遵守する方策を講じなければならない。

・メッセージの保存、

・付加価値税、その他の税法、および

・データ保護、特に、一方の当事者がＥＵの居住者であるときは、“European Community Directive No.95/46/EEC on data protection"に規定されているルール。

また、当事者は、使用するセキュリティのレベルがＥ－取引にとって適切なものであるようにしなければならない。例えば、当事者は、通信のエラーやメッセージの外部漏洩に対する安全対策を改善し、ひいては当事者間の電子通信の記録の証拠価値を高めるためにパブリックキー暗号方式(public key cryptography）その他の方法の使用を考慮するということである。

多くの法域では、引用によって契約に組み込まれる取引条件を両当事者が合意したことについて厳格な証明が要求される。 証拠に関する問題を最小限のものにするため、Ｅ－取引を締結する際に、Ｅ－協定書を引用し、かつすべての通信の中で、Ｅ－協定書の条項の対象となるものをこの引用に含めるという方法について、当事者が合意することを勧める。この方法は、申込文書(Instrument of Offer）に、特定のコードを使用するか、あるいは、“E-Agreement”という文言を引用し、その後の通信にこのコードまたは文言を使用することによって行うことが可能である。

さらに、商取引当事者は、多くの場合に、電子商取引が国際取引であり、その場合の法的諸問題が標準協定書では取り扱われていないことに、注意しなければならない。そのための補足的なアドバイスが必要である。

Ｅ－協定書の使用方法：　Ｅ－協定書は、一回の取引にも数回の取引にも使用することができる。Ｅ－協定書は、一回の取引だけに使用する場合も含めて、Ｅ－取引を行う前に締結される。

そこで、Ｅ－協定書は、当該取引に適用される基本的ルールを決定し、これに第２章が含まれるときは、その履行を決定する。Ｅ－協定が締結されたとき、Ｅ－取引に関するその後の通信に、Ｅ－協定書を引用することにより、Ｅ－協定書によって設定されたフレームワークを具体化することができる。

Ｅ－協定書は、　次の２つから成る：

1. **申込文書**(Instrument of Offer):　これによって、一方の当事者は、電子的手段により商取引を行う契約関係を結ぶ申込を行い、他の当事者に対して、このような商取引を行うために準備した取引条件を送付するか、あるいはこの取引条件

を利用できるようにする。

また、この申込文書は、最初に提案された取引条件に満足しない相手方当事者が、最初の当事者に対して、変更の提案をするときにも使用できる。

2. **承諾文書** (Instrument of Acceptance): 申込文書に提案されている取引条件が承諾しうるものであるとき、申込の承諾者がこの文書を提出する。

両当事者は、上記に替えて、申込文書を送付する前に、当事者がアクセプトしうるフォームに取引条件を記載して、Ｅ－協定書の内容について交渉することができる。

Ｅ－協定は、申込文書と承諾文書の交換／組合せ(exchanges/combination）によって締結され、それ以外の形式を要しない。当事者間の合意した内容は２つの文書の交換によって明らかであるから、署名は必須ではない。

けれども、これらの文書を記録することに関連して、若干の注意が必要である。２つの文書は、それぞれの当事者によって記録され、かつ保存されなければならない。国によっては、証拠に関する条項および仲裁条項は、署名のある書面を要件とする。したがって、これらの条項について、注意しなければならない。

申込文書を送付した当事者は、「提案者」（Proposer）と称し、また、承諾文書を送付した当事者は、「承諾者」（Accepter）と称する。提案者と承諾者を合わせて、総合的に、「当事者」（Parties）と称する。

当事者がＥ－協定を締結したとき、当事者は、後日、Ｅ－協定書に定めた方法にしたがって、Ｅ－取引に入ることができる。例えば、Ｅ－取引は、通常、発信者（提案者または承諾者）による申込の発信またはディスプレイおよび相手方からの承諾の発信によって締結される。

Ｅ－協定書には、当事者が２つ以上の代替文言の中から選択を要するものが多数記載されている。 選択事項(choices)には、角形括弧(［］)がついいる。 また、代替文言(alternatives) には、間に斜線（/）が入っている。当事者が代替文言を明示的に選択しなかった場合には、下線を施した文言が選択さえたものとして適用され、下線を施してない文言は無視される。

4.31 勧告第３２号「電子商取引のための行動規範」

（E-Commerce Self-Regulatory Instruments (Codes of Conduct) - 勧告第 32 号は、2001 年 3 月開催の UN/CEFACT 第 7 回会期において採択された。）

電子ビジネスを使った国際貿易の発展と簡素化は、法的規制枠組みの作成を必要とした。過去５年間に、今まで互いに商取引をしていなかった当事者間で国境を越えた取引を含むオープンな電子商取引に非常な成長があった。法的規制の枠組みは、したがって、電子技術を使用した国際貿易の新しい需要と足並みをそろえて展開する必要がある。

プロセスの新しさと伝統的な紙に基づく国際貿易慣行の違いについての不確実性を

排除し、電子ビジネスに対する信用を創造する必要がある。必要な法的確実性と安全性を提供して、信用を創造するための４種類の一般的な法的解決がある：

a. 国内法;

b. 国際的な法的手段（例えば慣例、条約、指令または代替の決議スキーマ）;

c. 契約的な解決（例えば UN/CEFACT の勧告第 26 号と第 31 号）;

d. 共同規制を含む自己規制のプロセス。

国際貿易に関与している多くの国は、すでに彼らの法制度を電子ビジネスの展開に適応させている法律を可決しており、従って、電子ビジネスに対する法的枠組みを創造している。

1996 年に、国連商取引法委員会（UNCITRAL）は、彼らがその法律を制定するか、改正するとき、加盟国がこのモデル法に好ましい考察をするよう勧告している電子商取引モデル法を採択した。これは、情報のやり取りと保管に関する紙ベースの方法の代替物に適用できる法律を調和させる必要を反映しました。さらに、UNCITRAL は電子署名モデル法開発の後半の段階にある。そして、いくつかの国は、電子ビジネスに適用できる法律規則の均一性を確実にするために国際協定の必要を指摘しました。

これまで、電子署名の法的認知のような電子ビジネスに関連した一般的又は特定の話題で、電子商取引に関する国際的協定の開発を始めるための、特定の行動はとられなかった。

国際的協定の確立と受理は、必然的に、信用を確立する必要と広い国際的な場での基本的原則の容認のためには遅いプロセスであると認識されている。

地域レベルでは、国際的な法的手段によって電子ビジネスに対する法的枠組みのためのイニシアチブを進めることは、やや簡単であった。欧州連合は、例えば、最近電子ビジネスに対する法的枠組みを構築するいくつかの指令（例えば電子商取引に関する指令や電子署名に関する指令）を採択しました。欧州連合の加盟国は、指定された期間（通常 2 年）以内に、その国内法においてこれらの指令を実施しなければなりません。国内法および国際法に加えて、電子商取引に関与している当事者間の契約関係によってつくられる１対１の関係の規制は、それぞれの当事者の法的立場に関して、確実性を改善する必須の手段である。

国内および国際的なレベルで多くのイニシアチブが、モデル契約を開発した。それらの中には、1991 年 3 月の UN/ECE/WP.4 により勧告第 26 号として採択された「電子データ交換の国際的利用のためのモデル交換協定書」、そして 2000 年 3 月に勧告第 31 号として UN/CEFACT により採択された「電子商取引モデル協定書」がある。

行動規範は、勧告第 26 号や第 31 号と違って、契約的な解決ではない。それは、電子商取引業務を容易にする他の手段と協調して働くことができる自己規制の手段である。

自己規制

これまで互いに取引しなかった当事者間において、信用は電子ビジネスの発達にとって不可欠である。自己規制は、電子ビジネスに対する信用をつくるために（例えば経済協力開発機構（OECD)、欧州連合、トラスト UK、電子ビジネスについてのグローバルビジネスダイアローグのような）政府、国際機関、国際的な電子ビジネスプラットホーム、国内組織、消費者団体によって認められた。

自己規制は、電子的に取引をするとき、電子ビジネスに関与している、特定の原則に従うことを企業が自発的に引き受けることを意味する。

自己規制は、例えば、行動規範の採用、国内又は国際的なトラストマーク計画への参加、といった異なる形式をとることが出来る。

各国は、そのような手段の開発を促進して、容易にすることによって、そして電子商取引のための行動規範を採用する自身によっても、自己規制手段の作成で重要な役割を演じることができ、従って、企業と政府の間で電子通信を支配する確実な行動規範に従うことを保証する。

行動規範やトラストマーク計画のような自己規制手段が基本的になんらかの必要条件を満たして、均一性の基本レベルを備えているならば、それが国際電子ビジネスの利益になるであろう。さらに、国際電子ビジネスは、自己規制手段の国際的な公認から利益を得ます。

5. IMO/FAL 条約へのわが国の取組み

5.1　はじめに

わが国においても１９９９年１０月やっと「港湾 EDI システム」が稼動開始したが、遅れてシステム化されたにしては、諸外国特にシンガポール等のシステム先進国に比べると他省庁システムとの連携（ワンストップサービスの実現度）や電子化対象業務の範囲といったシステム化の度合いは低いようである。１９９５年の阪神淡路大地震以来、近隣諸国へ避難した海上コンテナ貨物のわが国への復帰は、港湾関係料金が近隣諸国に比較して高いといった問題もあって、なかなか達成されずわが国港湾の東南アジアにおけるハブ港としての危機も叫ばれている。わが国港湾の設備や機器は最先端のものが導入されており、それを操作する人の技術水準、熟練度も高いと思われるが、それを運用する側のソフトや制度や人の意識が依然として旧態依然としたままであり、最近言われる顧客指向型に転換できないでいるのが最大の課題ではないのか。

わが国海運や港湾の復活を願って、IT 化の基礎となる船舶入出港手続きの書式の標準化や手続の簡素化についての IMO（国際海事機関）の動きを紹介し、わが国はこれにどう対応すべきについて考察する。（この部分は、雑誌港湾の 2002 年 1 月号に JASTPRO の伊東理事が寄稿した原稿に手を加えて掲載するものである。）

5.2　IMO について

IMO (International Maritime Organization：国際海事機関) は、船舶の航路、交通規則、港の施設などを国際的に統一するために設けられた国連の専門機関で、１９４８年条約を採択したが、その発効は遅れ１９５８年に設立された。当初、政府間海事協議機関（IMCO）と呼ばれてきたが、１９８２年５月より現在の国際海事機関と改称された。この機関の目的は、国際海運の安全、航行の能率化と制限の除去にあり、海事問題の審議、情報交換、条約の作成や勧告を任務としている。

２００１年１２月現在、加盟国１６０、準加盟国２、本部はロンドンにある。わが国は、２００１年１１月に開催された IMO 総会において、カテゴリーA（主要海運国）の理事国に再選されている。ちなみに、カテゴリーA の理事国は、日本のほかに米国、英国、ギリシャ、イタリア、ノルウェー、中国、ロシア、韓国*、パナマ*の計１０カ国である（*は今回追加された２カ国で２００２年１１月から理事国）。

5.3　IMO/FAL コンベンションとは？

この IMO の下に FAL コミッティ（FAL は”facilitation”略で“簡素化”という意味）という委員会があり、海上輸送、港湾、船舶の入出港に係る手続などの簡素化・標準化活動に取り組んでいる。そして、この委員会が活動の成果として開発し採択されたのが「国際海上交通の簡素化に関する条約（Convention on Facilitation of International

Maritime Traffic)」である。１９６５年４月９日に採択され、１９６７年３月５日に発効している。その後も何度か改定が加えられ、最近では１９９９年に改定がなされている。これが通称「IMO/FAL コンベンション」と呼ばれているものである。その目的とするところは、(1)船舶の入港、停泊、出港を簡素化するための基準の作成とその適用により船舶の不必要な遅延をなくすこと、(2)政府間の協力を促進すること、及び(3)公的並びにその他の手続における標準化の度合いをできるだけ確保することである。特に、国際海上輸送上の官民間の申請手続きで公的に要求できる申告を９つに絞り込んで、標準化している。

5.4 IMO/FAL コンベンションが勧告する標準書式とは？

では具体的に、IMO が推奨している書式とはどんなものか。この IMO/FAL コンベンションでは、国際海上輸送に係る書式を、(1)船舶に係るもの、(2)船舶が輸送する貨物に係るもの、(3)船舶が輸送する人（船客）と船舶を操船する人（乗組員）に係るものの３つに区分している。IMO が永年に亘って UN/ECE/WP.4 (現 UN/CEFACT) とも協調して開発した標準書式とは次の７つである。

IMO General Declaration	船舶に関する一般申告
Cargo Declaration	貨物に関する申告（いわゆる積荷目録）
Ship’s Stores Declaration	船用品に関する申告
Crew’s Effects Declaration	乗組員携行品に関する申告
Crew List	乗組員リスト
Passenger List	船客リスト
Dangerous Goods Declaration	危険品に関する申告

表１－IMO/FAL 条約が推奨する７つの書式

上記の７つの書式により国際海上輸送の全ての申請手続きが網羅されるとしている。そして、一般申告、貨物申告、乗組員リストや船客リストは、必要とする最大情報からなっており、船用品申告や乗組員携行品申告は、合意された必須の必要最小情報を包含している。

なお、３項で９つの書式に絞り込んだとあるが、残りの２つとは、万国郵便条約（Universal Postal Convention）と国際保健規則（International Health Regulations）の下で要求されるものであり、この IMO/FAL 条約ではこの 2 つの書類に関しては除外している。

5.5 IMO/FAL 条約へのわが国の対応

ところが驚くべきことに、世界有数の海運国を標榜し、IMO 内ではカテゴリーA の

理事国でもあるわが国が未だこの条約を批准していないということである。１９６５年に採択されて、１９６７年に発効しているので旧聞に属するということかもしれないが、国際海上輸送における簡素化を検討する「FAL 委員会」のメンバーにもなっていない。ちなみに、カテゴリーA の理事国の中で未だこの条約に批准していないのは、唯一日本だけである（パナマも未だ批准していないが２００２年１１月から理事国入りとなっているので対象外）。わが国としても１日も早く、この「FAL 委員会」に参加して、そして「IMO/FAL 条約」を批准して、世界海運のリーダとしての役割を担って欲しいと念願するものである。わが国は、東南アジアの開発途上国を中心に港湾建設や運営等の支援をしているが、これからはハード面だけではなくて各種手続きや情報処理の標準化、簡素化といったソフト面での指導、支援が求められていると思われる。必要であれば（財）日本貿易関係手続簡易化協会としても１９７４年設立以来蓄積した貿易関係手続の標準化、簡素化に関するノウハウを基に積極的に協力をする用意がある。

現在、世を挙げて IT 化の時代であり、「総合物流施策大綱」や「国際物流改革プラン」などのお題目が俎上に上がっているが、そのインフラとも言うべき基本的事項の国際協調による簡素化、標準化や制度手続の見直し、整備といった地道な活動となると、途端にその脆弱振りが露呈するようでは困ったものである。この問題の重要性を認識して、早急に官民協力して IMO/FAL 条約の批准に向けた動きを開始すべきであろう。（その後、国土交通省他関係各省庁のご協力により、条約批准に向けての作業が進められ、2005 年の通常国会において批准、2006 年より発効する運びとなったことは喜ばしい限りである。しかしながら、批准に当たって、当初はかなりの相違通報が予想され、批准した後相違通報を減らすための本格的な作業を行う必要がある。）

5.6 IMO/FAL 条約への EU の動き

欧州共同体（Commission of the European Communities）は、2001 年 2 月 7 日付の Commission Communication COM (2001) 46 final で “Reporting formalities for ships arriving in and departing from Community ports”（共同体の港へ/から入出港する船舶のための報告手続）という指令を出している。

この指令によると欧州共同体では、船舶が共同体の港に入出港する場合は、IMO/FAL コンベンションで定めた（貨物申告と危険品申告を除く）一般申告、船用品申告、乗組員携行品申告、乗組員リスト、船客リストの５つの書類を使用するという。

そして、メンバー国に対して遅くとも 2002 年 6 月 30 日までに、この指令を遵守するために必要な立法措置をとるように求めている。また、この指令は、欧州共同体の公式ジャーナルで発表後２０日以内に発効するとしている。

現在、欧州共同体（EC）のメンバー国は、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリー、オランダ、ポルトガル、ス

ペイン、スウェーデン及び英国の１３カ国である。もしこの指令が発効され、メンバー国で実施されることとなると、それらの港湾に入出港しているわが国にとっても当然波及してくることであり、わが国海運会社としても相応の対応を迫られることとなろう。

この指令では EDI の場合の電子フォーマットについては、次のような記載があるだけで詳細な規定はなく、IMO/FAL 委員会で検討しているものと推測される。

「関係の IMO/FAL フォームが電子的に伝送される場合、エンドユーザの画面上や印刷した場合の電子的最終フォームのプロポーション（体裁）は、標準モデルフォームのプロポーションに従わなければならない。この提案は、データ自身の伝送のために使用する相互接続ツールやメッセージング・タイプの標準化を狙いとしたものではない。」

5.6 IMO/FAL フォームの電子化について

IMO/FAL フォームの電子化（EDI 化）に関して、IMO/FAL 委員会では、現在 “IMO FAL Compendium on Facilitation and Electronic Business （簡易化と電子ビジネスに関する IMO/FAL 便覧）”を開発中である。

この中で、EDI と電子ビジネスは、標準がないと機能しないこと、また、世の中にはいくつかの標準が存在するが、複数の標準を開発、維持管理することが如何にコスト高で不便なものであるかを強調している。その上で、UN/CEFACT が UN/ECE/WP.4 の時代から 15 年以上に亘って開発してきた UN/EDIFACT（ISO 9735 & 7372）をベースとする UNSMs（国連標準メッセージ）の使用を推奨している。

因みに、上記簡易化と電子ビジネスに関する IMO/FAL 便覧の中で、各 IMO/FAL フォームに対応する UNSM を示しているが、下記の表はそれをまとめたものである。

	IMO/FAL フォーム	UNSM
FAL Form 1	General Declaration	Customs Conveyance Report (CUSREP)
FAL Form 2	Cargo Declaration	Customs Cargo Report (CUSCAR)
FAL Form 3	Ship’s Store Declaration	Inventory Report (INVREP)
FAL Form 4	Crew’s Effect Declaration	No recommended UNSM
FAL Form 5	Crew List	Passenger List (PAXLST)
FAL Form 6	Passenger List	Passenger List (PAXLST)
FAL Form 7	Dangerous Good Notification	Forwarding & Transport Dangerous Goods Notification (IFTDGN)

表２－IMO/FAL フォームと UNSM の関係

６．EDI と標準化

今やビジネスは EDI(電子データ交換)なしには語れません。”No EDI, No PO” (PO：Purchase Order 注文書のこと)と言われるように「EDI が出来なければ取引もしてもらえない」という状況のようである。EDI は、電子ビジネス社会におけるインフラ（社会基盤）とも言えます。

この EDI も、元をただせば「複雑な紙をベースとした貿易手続を、いかに新しいコンピュータと通信回線の技術を利用して簡素化するか」というところからスタートしています。

国連欧州経済委員会（UNECE）では、１９６０年代に貿易拡大委員会（CTD）の下に、貿易手続簡易化作業部会（Working Party on Simplification of International Trade Procedures、略称 WP.4）を設け早くから多言語圏における国際取引をいかに国内取引並みに簡素化して、経済の持続的な発展に資することが出来るか検討を続けてきている。２章で簡易化の歴史について簡単に述べたように、最初は、書式サイズの標準化に始まり（UN レイアウトキーの開発)、その標準化したフォーム上のデータ項目の標準化（貿易データエレメント集の開発、ISO 7372)、そしてその標準化されたデータ項目を電子フォーマット(メッセージ)に組み立てるためのシンタックス規則の開発（UN/EDIFACT アプリケーションレベルシンタックス規則、ISO 9735)、さらには標準メッセージ集の開発と、４０数年に亘り貿易手続の簡易化のための作業を行ってきている。そして、UNECE/WP.4（１９９７年にはグローバル化の進展に合わせて UN/CEFACT と改組）をベースに開発された EDI のための各種標準は、貿易手続簡素化の局面のみならず、１９８０年代後半よりビジネスのあらゆる局面でも、事務の効率化、戦略的な生産、マーケットの構築等を目的に幅広く使用されるようになって来た。

6.1　EDI 発展の背景

EDI 発展の背景としては、次ぎのようなものが考えられるが、基本的にはペーパレス化またはレスペーパ化による事務処理の効率化ニーズとそれを可能とした技術革新および通信回線の自由化と言われる規制緩和を挙げることが出来よう。

ペーパレス指向	書類処理の減少 事務処理のスピードアップ データの再入力による誤り防止
企業活動のグローバル化	市場のオープン化 世界的規模での JIT の導入－流通在庫の概念

	貨物追跡システムの重要性増大
効率化と顧客サービスの強化	物流コスト低減化の要請 EOS 等顧客との連携強化 競合企業による情報の共有化を含む協力関係
技術革新によるハードウエアの低廉化とデータ通信回線の自由化（１９８５年）	

表３－EDI 導入促進の背景

右のグラフは、英国のコンサルタント会社が EDI を導入している企業に対して行った「EDI 導入の動機」についてのアンケート結果である。
これによると「EDI 導入の動機」の上位は、(i) 競争力の強化 68% (ii) コスト削減 56% (iii) 新規ビジネスチャンスの提供 45% が占めている。
このアンケート結果を見る限り、EDI 導入の動機は、当初の業務の効率化という側面から、より戦略的な側面へと変わってきていることが窺えます。

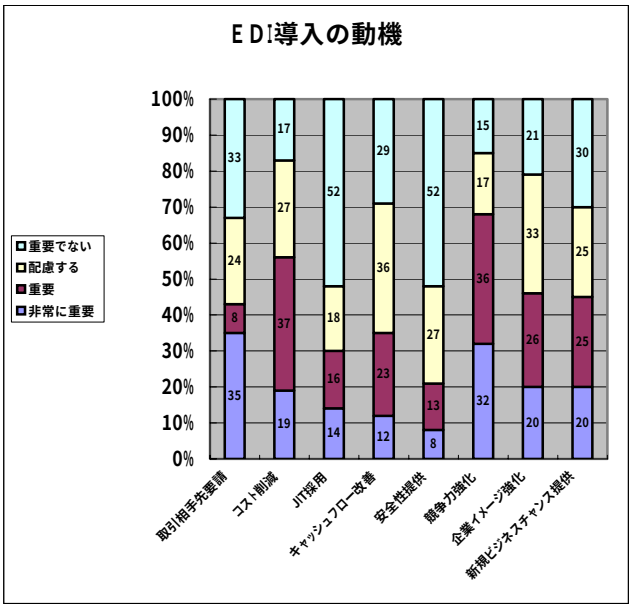

図 14－　EDI 導入の動機

6.2　EDI の定義

EDI の定義についてはいろいろあるが、ここでは国連の定義に従うものとする。即ち、「異なる企業間で商取引のための（構造化された）データを、広く合意された規格に基づいてコンピュータ（アプリケーション）間で（人手の介在なしに、もしくは、最小の人手の介在で）電子的に交換すること」である。

これを英語では次のように定義している：

“EDI (Electronic Data Interchange) is the direct transfer of business information between computer systems in different organization (without human intervention or with minimal human intervention) using widely agreed standards to structure the transaction or message data.”

6.3　EDI の目指すもの

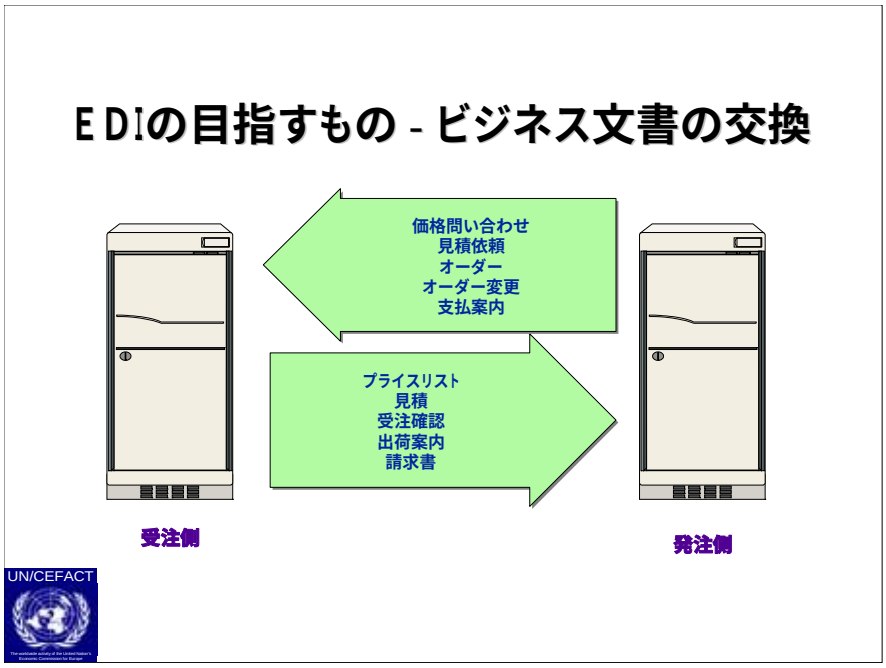

図 15－EDI の目指すもの

歴史的には EDI は、伝統的なペーパーの書類、例えば、注文書、受注書、通関申告書、インボイス、船荷証券といったものを電子フォーマットに置き換え、取引当事者同士を通信回線で結んでコンピュータ間でやり取りするもの。従って、あくまでもペーパー書類が基本になっており、このペーパー書類を標準化するところから始まった。

国連貿易手続簡易化作業部会でも、まず貿易関係書類のサイズを基本的に A4 縦型に統一することにし、基本的な枠組み（国連レイアウトキーと称す）がかいはつされた。他方、多種多様な貿易関係書類を集め、その書類面に出てくるデータ項目の最終と整理、標準化、統一的な意味付け等の作業が精力的に行われた。

しかし、最近では、ビジネス情報モデリングと言われる手法を用いて、ペーパー書類から脱却したビジネスニーズに基づいた電子フォーマット作りに移行しつつある（これをオブジェクト指向 EDI と呼んでいる）。

6.4　EDI の効果

6.4.1　EDI の効果 – 直接効果と間接効果

EDI の効果としては、戦略的効果（strategic benefits）、運用上の効果（operational benefits）、機会獲得効果（opportunity benefits）の３つの側面より論ずることもあるが、ここでは一般的にいわれる直接効果（direct benefits）と間接効果（indirect benefits）の

面から以下の通り評価する。

直接効果	間接効果
✓ 事務作業の効率化 ✓ 転記作業、コンピュータデータの再入力の削減 ✓ 事務処理に伴うエラーの回避 ✓ ビジネスサイクル・オーダーサイクルの短縮 ✓ 在庫コストの削減	✓ 顧客サービスの改善 ✓ 利益率の向上 ✓ 生産性の向上 ✓ キャッシュフローの改善 ✓ 情報システムの一元化

これらの効果は、EDI の対象となる業務や、アプリケーションプログラムの組み方により異なるが、その共通項は、一度蓄えられたデータは、それを必要とする人が、必要なときに自由に利用できる点にある。一度入力されたデータを、再入力することなく共同利用、再利用しようということである。

EDI の効果として先ず挙げられるのが、コンピュータの導入の目的と同じ「事務処理の正確化、迅速化、効率化」である。ビジネスサイクル、オーダサイクルの短縮化は、在庫の削減にも繋がり、在庫コストを減少することが出来る。更に、通関等行政手続きの EDI 化により、人がいちいち書類を窓口に持っていく手間が省けると同時に、処理の迅速化、正確化が図れ、その結果はユーザに還元できるでしょう。

間接効果として期待されるのが、顧客サービスの向上と共にネットワークによる商圏の拡大、取引先との関係強化、業界構造の変革、更には新規事業の創出といったものであろう。在庫の減少、ビジネスサイクル、オーダサイクルの短縮によりキャッシュフローの改善を図ることも出来よう。

6.4.2 貿易関係手続の EDI 化による期待効果

現在貿易関係手続の多くはすでに電子化されているとは言うものの、基本的には書類による手続をベースとしている。例えば、輸出入申告は、電子化されているが、そのサポーティング・ドキュメントとしてのインボイスやパッキングリスト（P/L）は別途紙の書類で税関宛に提出されている。また、申告者の都合で、ペーパーで手続を行っても、費用を掛けて電子的に手続を行っても、その間になんら差別されることはない。

従って、全ての手続が、EDI によりコンピュータ処理可能なデータとして入手されるならば、定性的効果として下記の諸点が期待できる。

(a) データ入力作業の廃止ならびに入力に係わる費用の削減

(b) 入力データの多目的な利用

(c) 正確な統計データが早期に入手可能
(d) 貿易業者（輸出入者）は、使送便や通関業者を介してこれを届ける必要がなくなる。
(e) 最近では、かなりの貿易業者がインボイスをコンピュータ作成していると思われるが、このコンピュータデータを利用できるので、特別に EDI のためにデータを再入力する必要がない。
(f) サポーティング・ドキュメントを他の書類との照合用として使用しているのであれば、他書類も EDI 化する事により、コンピュータによる自動照合、検査が可能となる。

6.4.3 インボイス提出の EDI 化による期待効果

現在インボイスは、輸出入申告のサポーティング・ドキュメントとしてパッキングリスト（P/L）と共に２通が税関宛に提出されており、１通は通関申告の証拠書類として税関が受け取り、残りの１通は貿易統計用として通商産業省へ回付されている。

従って、このインボイスが EDI によりコンピュータ処理可能なデータとして入手されるならば、定性的効果として下記の諸点が期待できる。

(a) データ入力作業の廃止ならびに入力に係わる費用の削減
(b) 入力データの多目的な利用
(c) 正確で迅速な統計データの入手
(d) 貿易業者（輸出入者）は、使送便や通関業者を介しての提出が不要となるためにコスト削減可能。
(e) 最近では、かなりの貿易業者がインボイスをコンピュータ処理、作成しているため、インボイスのため特別にデータを再入力する必要がない。（１９９９年１０月より UN/EDIFACT ベースによる次期 Sea-NACCS が稼動開始したため、このデータの一部がインボイス用として使用できる。）
(f) インボイスを他の書類との照合用として使用しているのであれば、他書類も EDI 化する事により、コンピュータによる自動照合、検査が可能となる。

6.5 EDI のグローバル化

１９８５年までに、EDI のための２つの標準、すなわち、北米における ANSI ASC X12（米国規格協会標準認証委員会）と欧州経済委員会が開発した GTDI（Guidelines for Trade Data Interchange：貿易データ交換指針書）の利用が広がり、幅広い承認を得るようになってきた。一般的には国内のニーズに合致するのに対して、この２つの標準は、国際貿易上新たな困難をもたらしつつありました。いくつかの国が、国連貿易手続簡易化作業部会（UN/ECE/WP.4、現在の UN/CEFACT）会議で、この問題を提起した。この作業部会は、費用のかかる手続きを合理化し、最終的には国際貿易を国内取引と同じレベルにすることを目標に、標準書式の開発や手続の簡素化、ペーパーレス化、

EDI 化のための標準化を推進する国連欧州経済委員会の下にある１つの委員会である。

この問題提起を受けて、UNECE と北米の専門家による JEDI（Joint EDI）グループが結成され、GTDI と ANSI ASC X12 をベースに EDI のための世界標準作りが開始された。作業の結果、これら２つの標準を合体する形で UN/EDIFACT のドラフト版が UNECE/WP.4 に提出され、１９８６年、UNECE（国連欧州経済委員会）は、「行政、商業、運輸のための国連 EDI 規則集」を意味する頭字語の UN/EDIFACT を承認した。このコンセプトは単純なもので、政府および民間業界のニーズに柔軟、十分に合致する単一の国際 EDI 標準ということです。この目標を達成するためには、単純化する以外に方法がなかったのです。１９８７年には、次のような３つのキーとなる行事が、公式の UN/EDIFACT 開発プロセスを開始するために行われた。(i) UNECE は、北米、西欧および東欧から UN/EDIFACT ラポーターを指名； (ii) UN/EDIFACT シンタックスが ISO と UNECE により採択； (iii) そして、試用のための最初のメッセージ INVOIC が承認された。

１９９２年には、ANSI ASC X12 は、米国国内規格第 4 版を出版後、将来のメッセージ開発のために１９９７年には UN/EDIFACT へ移行するという決定を投票により決定した。しかし、その後の移行計画の中で ANSI X12 の国内ユーザにとっては、あえてこれを UN/EDIFACT に書き換えなくてもよいのではないかとの議論が持ち上がり、当分ダブルスタンダードで行くことになった。

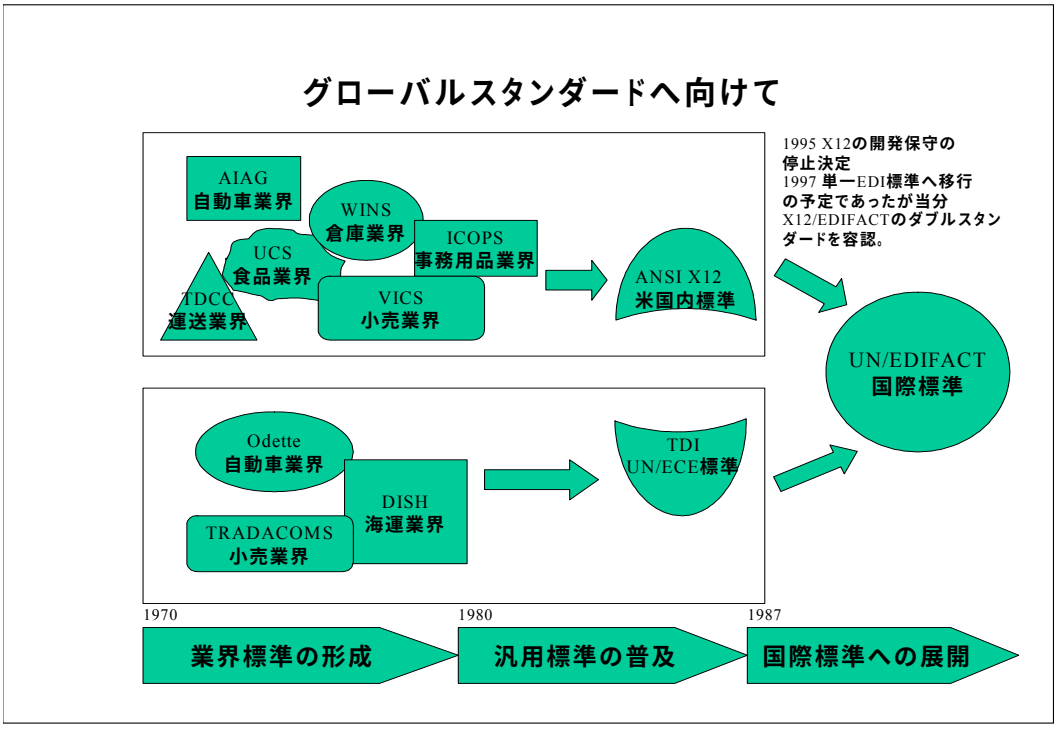

図 16－グローバルスタンダードへ向けて

6.6　UN/EDIFACT について

6.6.1　標準化の必要性

EDI は、異企業間におけるビジネス情報のやりとりである。文化の異なる企業間で情報をやりとりする場合、データ項目の名前やその定義、表現の方法などが違っていては意志の疎通は図れない。

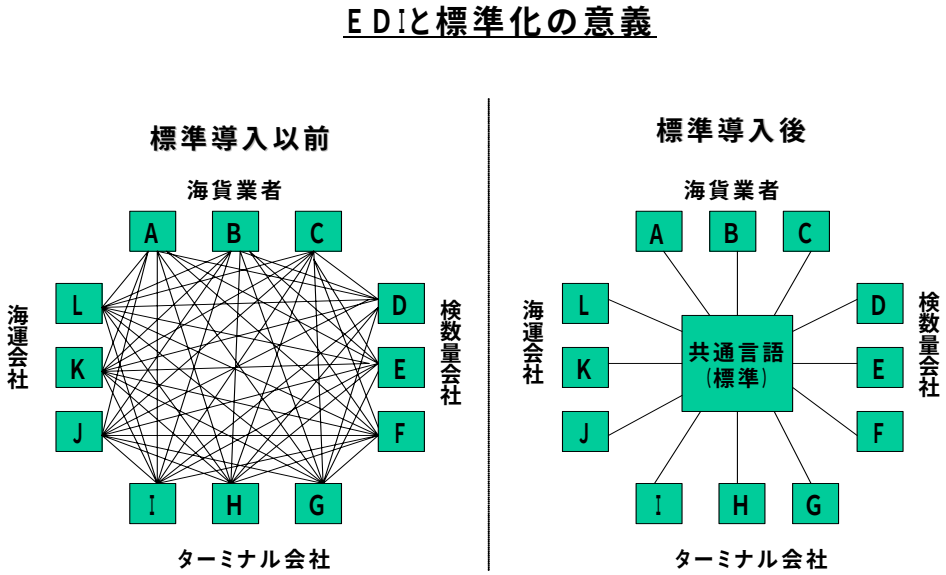

図 17－標準化の必要性

さらに、データ項目という基本部分について合意ができたとしても、伝送フォーマット（構文）が異なっていれば変換する（トランスレート）必要がある。

取引相手が限られている内は「変換」によって対処できるが、取引相手が増えるに従って、そうした変換はより複雑にかつ費用がかさむことになる。

商品を製造する工場から最終購買者までの物流に合わせた、商品やその移動に関するデータが、一つの企業のコンピュータから他の企業のコンピュータへと電送される際に、使用するコンピュータのメーカーや型式、コミュニケーションのタイプに関わりなく情報伝達を可能とするために、EDI のための単一共通言語が必要となるわけである。このグローバルレベルでの単一の共通言語が UN/EDIFACT である。

6.6.2 UN/EDIFACT の定義

EDI のための各種ビジネスプロトコルの国際的な標準で「行政、商業、運輸のための電子データ交換国連規則集：これは、構造化されたデータの、特に商品やサービスの取引に関する独立したコンピュータシステム間における電子交換のための国際的に合意された規格、ディレクトリ及び指針のセットよりなる」と定義されている。

UN/EDIFACT : United Nations rules for Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport. Internationally agreed standards, directories and guidelines for the electronic interchange of structured data, and in particular that related to trade in goods and services, between independent computerized information systems.

6.6.3 UN/EDIFACT シンタックス規則の構成・要点

6.6.3.1 新しいシンタックス規則とは - その構成と要点

１９８７年に開発された ISO 9735（アプリケーションレベル・シンタックス規則）の改訂作業が、UN/CEFACT と ISO TC154 の共同による JSWG（合同シンタックス作業グループ）で進められていたが、１９９９年末でほぼその作業を完了した。新しい ISO 9735 は、ＥＤＩを取り巻く環境の変化、ユーザニーズの新たな要請に応えるために下記の通り分冊形式となっている。すなはち、インタラクティブ（対話型）ＥＤＩ、セキュリティ（安全性）、バイナリーデータ・図形データの伝送等への対応ができるようになった。

ISO 9735-1 - バッチと対話型ＥＤＩ共通のシンタックス規則及びサービスディレクトリ
ISO 9735-2 - バッチＥＤＩ固有のシンタックス規則
ISO 9735-3 - 対話型ＥＤＩ固有のシンタックス規則
ISO 9735-4 - バッチＥＤＩのためのシンタックスとサービスレポートメッセージ（メッセージタイプ CONTRL）
ISO 9735-5 - セキュリティ（確実性、完全性と非否認性）
ISO 9735-6 - 安全な認証と承認メッセージ（メッセージタイプ AUTACK）
ISO 9735-7 - バッチＥＤＩのためのセキュリティ（秘密性）
ISO 9735-8 - UN/EDIFACT データ交換における関連データの伝送（バイナリーデータ、図形データの伝送）
ISO 9735-9 - セキュリティと認証管理（メッセージタイプ KEYMAN）
ISO 9735-10 – シンタックスサービスディレクトリ

なお、当初第１０部は「対話型 EDI のためのセキュリティ規則」が予定されていたが、その後の検討段階において既存の ISO セキュリティ規則と一部バッティングする

ということで、ファーストトラック手続より取り下げられたままとなっている。このために第１０部として、「シンタックスサービスディレクトリ」が当てられた。第１１部以降は、以後必要に応じて追加される予定である。

6.6.3.2 UN/EDIFACTにおける漢字の使用について

「UN/EDIFACT は、英語圏が中心になって開発したものだから漢字が使用できず、従って、我が国では使用できない」といったことを言う人があり、UN/EDIFACT に対する誤解の原因となっていた。しかし、すでに中国、台湾などでは漢字を使用して UN/EDIFACT によるＥＤＩを始めており、韓国でもハングル文字を使用している。

かっては、ISO 9735 の使用文字セットの規定の仕方にも問題があったが、これは日本語を使用するわれわれ日本自身の問題なのです。我々アジア地区として、この部分についての問題点を提起して ISO 9735 改訂版には次のような項目が加えられた。（出典 TRADE/WP.4/R.1241)

---

6 Character repertoires

The character encoding specified in basic code table of ISO 646 (7-bit coded character set for information interchange) shall be used for the interchange service string advice (if used) and up to and including the composite data element for the syntax identifier in the interchange header.

The character repertoire used (and the language covered) for the characters in an interchange shall be identified from the code value of the data element for the syntax identifier in the interchange header.

The default encoding technique for a particular repertoire shall be the encoding technique defined by its associated character set specification.

If the default option is not used、 a code value for the data element 'Character encoding' in the interchange header shall be used.

Code extension technique (ISO 2022) may only be used in an interchange after the composite data element for the syntax identifier in the interchange header.

The code extension technique and its target graphic characters shall only be used for:

- plain language (textual) data elements, with a representation of alphabetic or alphanumeric.

The technique shall not be used, for example, for any:

- segment tag, or
- service character, or
- data element with a representation of numeric.

Characters used to indicate code extension shall not be counted in the length of a data element、and shall not be used as service characters.

In calculating data element length、 one graphic character shall be counted as one character、irrespective of the number of bytes/octets required to encode it.

ISO 646（情報交換のための７ビットコード化文字セット）の基本コード表に規定されたエンコーディングが、交換サービスストリング情報（使用する場合は）のために及び交換ヘッダーのシンタックス識別子のための複合データエレメントまでを含んだ交換サービスストリング情報に使用されねばならない。
交換における文字のために使用する文字レパートリー（及びカバーされる言語）は、交換ヘッダーにおけるシンタックス識別子のためのデータエレメントコード値から規定される。
特定のレパートリーのための既定エンコーディング技法は、その関連文字セット仕様により規定されるエンコーディング技法である。
既定のオプションが使用されない場合は、交換ヘッダーのデータエレメント「文字エンコーディング」のためのコード値が使用される。
コード拡張技法（ISO 2022）は、交換ヘッダーにおけるシンタックス識別子のための複合データエレメントの後の交換でのみ使用できる。
コード拡張技法とその目的とするグラフィック文字は、英字又は英数字表記の平文（テキトの）データエレメント用にのみ使用される。
当該技法は、例えば、次のようなものには使用してはならない：
- セグメントタグ、又は、
- サービス文字、又は、
- 数字表記のデータエレメント。

コード拡張を指定するために使用する文字は、データエレメント長に算定しない、かつ、サービス文字としても使用してはならない。
データエレメント長を数えるに当たって、１グラフィック文字は、その文字のコード化に要するバイト・オクテット数に係わらず 1 文字として数える。

6.6.3.3 ディレクトリの内容（2004年1月発行の最新ディレクトリ D.03B）

ディレクトリとして発行される規則集は、１９９９年版（D.99A/B）までは次のもので構成されていた：

1. EDIFACT シンタックス規則（ISO 9735）
2. メッセージ設計規則
3. シンタックス実施ガイドライン
4. データエレメント集（EDED）（ISO 7372）

5. コードリスト（EDCL）
6. 複合データエレメント集（EDCD）
7. 標準セグメント集（EDSD）
8. 標準メッセージ集（UNSM）
9. データ通信による貿易データ交換統一実施規則集（UNCID - Uniform Rules of Conduct for the Interchange of Trade Data by Teletransmission）
10. モデル交換協定書の商的利用
11. 電子データ交換のための交換協定の商的利用（国連勧告第２６号）
12. 解説書

しかし、ディレクトリの最近版は、国連標準メッセージ（UNSM）の数が増大し、かつ、新しいシンタックス規則（第４版）が第１部から第１０部と量的に増えたために、シンタックス規則をディレクトリから外すこととした。また、シンタックス実施ガイドラインも最近では殆ど使用されておらず、これも外されている。従って、最近のディレクトリの構成は、次のようにシンタックス規則部分がはずされたものとなっている：

1. メッセージ設計規則
2. データエレメント集（EDED）
3. コードリスト（EDCL）
4. 複合データエレメント集（EDCD）
5. 標準セグメント集（EDSD）
6. 標準メッセージ集（UNSM）
7. データ通信による貿易データ交換統一実施規則集（UNCID - Uniform Rules of Conduct for the Interchange of Trade Data by Teletransmission）
8. モデル交換協定書の商的利用
9. 電子データ交換のための交換協定の商的利用（国連勧告第２６号）
10. 解説書

最近のディレクトリの発行状況は下記の通りである。

UN/EDIFACTディレクトリー発行経緯

	98-03	98-09	99-03	00-03	00-09	01-03	01-11	02-08	02-09	03-06	04-01
UNSM	**D.98A (161)**	**D.98B (169)**	**D.99A (175)**	**D.00A (197)**	**D.00B (203)**	**D.01A (206)**	**D.01C (207)**	**D.02A (207)**	**D.02B (196)**	**D.03A (194)**	**D.03B (194)**
S1											
MiD	**58**	**53**	**47**	**44**	**40**	**28**	**27**				

UNSM - United Nations Standard Message (**国連標準メッセージ**)
S1 - Status-1 Message (Formal trial) (**ステータス1メッセージ**)
MiD - Message in Development (**開発中のメッセージ**)

UN/CEFACT
The worldwide activity of the United Nation's Economic Commission for Europe

図 18**－ディレクトリ発行の経緯**

これを具体的に２００４年１月発行予定のディレクトリである D.03B で見てみよう。通常ディレクトリは、フロッピーディスケットで提供されているが次はその目次部分からの抜粋である。

“序文も含めて全体は５部からなっている。いわゆるディレクトリの部分は、第５部であり、シンタックス規則やガイドラインは第４部に収録されている。第２部第４章の交換協定書は、１９９５年３月に採択された UN/ECE/FAL 勧告第２６号「電子データ交換に関する交換協定書の商的利用」である。”

第１部 序文
第２部 用語と定義
　　用語集
第３部 行政、商業、運輸のための電子データ交換国連規則集
　第１章 はじめに
　第２章 メッセージタイプ・ディレクトリ (xDMD)
　第３章 セグメント・ディレクトリ (xDSD)
　第４章 複合データエレメント・ディレクトリ (xDCD)
　第５章 データエレメント・ディレクトリ (xDED)
　第６章 コードリスト (UNCL)

７．インターネットと XML/EDI

インターネットが急速に普及している。インターネット白書（2000）によるとわが国のユーザ数は、2,500－3,000 万人と予測されている。その接続の容易性と「いつでも・どこでも・だれとでも」といった、いわるゆ「ユビキタス」な状況が実現しつつある。このインターネットの特徴は、それが企業だけではなく、一般家庭まで幅広く利用されているところにある。ユーザ数の増大と共に、通信・接続コストも急激に低下しており、一部では米国よりも安くなっているといわれている。今後 EDI の世界でもその利便性と経済性の面からインターネットが広く利用されていくものと予想される。

7.1　検討課題

ここでは現在急激な勢いで利用者が伸びており、かつ、インターネットによる電子商取引、e-ビジネス上必須の技術として関心を集めている XML について、UN/CEFACT と OASIS[10]の共同作業による「ebXML イニシアチブ」の動きを中心に XML に関する標準化を視点に入れて解説する。

UN/CEFACT では、SIMPL-EDI アドホック作業グループからの要請を受けて、XML に関する見解を発表するとともに、1999 年 11 月には、米国に拠点を置く OASIS グループと共同して、XML/EDI のための技術的枠組みの標準化を図るべく「ebXML イニシアチブ」という作業を開始した。

このイニシアチブは、2001 年 5 月のウイーン会議でその１８ヶ月間にわたる作業を完了した。その後は、UN/CEFACT と OASIS でコンテンツ部分とインフラ部分に作業を分担して継続されている。

UN/CEFACT では、2001 年 10 月に、eBTWG（e-ビジネス移行アドホック作業グループ）を設置して、１２ヶ月間の作業を開始した。１２ヵ月後は UN/CEFACT の組織を改変して、UN/CEFACT フォーラムを立ち上げ正式な作業グループの下で開発、保守作業が行われることとなった。また、OASIS 側でも技術委員会（TC）を設けて作業を継続している。

7.2　XML とは？

7.2.1 はじめに

この報告は以下の 2 つの主要部から構成されている。

- XML の概観―UN/CEFACT の見通しによる XML の優位点、欠点、契機、懸念に

[10] OASIS: Organization of Advanced Structure Information Systems（高度構造化情報システム推進団体）

関する高レベルの見解を提示する。

- 技術付録―XML 関連用語集、高レベルの到達目標、技術の現況に対する TMWG の見解、将来の研究用に URL を含む参考文献を提供している。

7.2.2 XML の歴史的な位置付け

マークアップ言語は、テキスト中にタグ名を埋め込むことによって個々の情報要素を明示する。拡張可能なマークアップ言語―XML については、特に出版業界から多くの技術文献による発表が行われている。XML は WWW[11]コンソーシアム（W3C）によって発表された公式の勧告である。TMWG によって提起された諸問題を明らかにするために、同様の勧告に向けての作業を開始したばかりであり、技術的に未完成な点と、標準化へのプロセスが欠落した状況で広く使用されることに対する危険性を分類する作業が行われている最中である。

XML は、HTML[12]の能力にあまりにも限界があるために発生してきた。XML と HTML の両者は、ISO 標準である SGML[13]（汎用マークアップ言語）から派生したものである。複雑すぎることと機能が多すぎる点についての批判は、SGML を主に使用するのが、重要な軍隊仕様の検索情報へのマークアップや出版業界でのレイアウト表現用のマークアップであることによる。SGML は IBM 研究所で Charles Goldfarb によって 1969 年に創作された GML にさかのぼることができる。

XML はある程度融通性のある標準として最も良く記述されている。「拡張可能」ということは、だれもが自身のデータ識別タグを考案することができることを意味する。多くの異なる「言語」での合意が複数の承認団体の間で突如として生れる可能性もある。

XML は、POP―People Oriented Presentation―ユーザ指向のプレゼンテーション（すなわち、people-internet-computer）とみなされ、一方従来の EDI は、MOM－Message Oriented Middleware―メッセージ指向のミドルウエア（すなわち、computer-computer any-which-way）とみなされる。

適切な標準化と開発ツールによってサポートされ、十分に発達した XML は、電子商取引の場において重要な地位を占めることになると理解すべきである。TMWG は XML 技術を排除するのではなく、XML を真に補完的な技術の「系列」であるとみなしている（添付した付録に、これらの補完的で、一部オーバーラップする技術が記載されている）。この「見た目」ゆえに、XML の専門家達が伝統的な「忍び込みの余地」

---

11 WWW: World Wide Web Consortium の略で W3C とも書く。XML 関連の標準化を推進している世界的な団体。

12 HTML: Hyper Text Markup Language。インターネットのウェッブページ尾を表現するための言語。W3C で制定している。現在 WWW 上の殆どの文書は HTML 文書であるがし、WWW を自動的に処理しようとしたとき HTML の限界が見え始めたため、この限界を打破するために登場したのが XML である。（日経、村田真編著「XML 入門」より。）

13 SGML: Standard Generalized Markup Language。構造化文書を表現するための国際規格 ISO/IEC 8879

の問題を抱いていると TMWG は考えている。XML を使用してあまりにも多くのトランザクション上の問題を解決しようとするために、専門家たちはあまりにも多くの技術を作り上げてしまった。その結果、W3C がそれらを検討するために多くの作業を強いられることになり、勧告へのプロセスを進める上で、また物理的に実行する上で、あまりにも多くの時間を費やさなければならない状態となっている。

7.2.3 UN/CEFACT に対する XML の影響

我々は、XML の出現によってそれが HTML と置換わる可能性があるとみなしている。XML で多くの関心を引きつけてきた一面は、構造化されたデータに対して意味のあるタグを添付することが可能であり、その結果、構造化された業務文書を記述するための基本的な能力を実現しているということである。それゆえに XML は、UN/EDIFACT または ANSI ASC X12 といった構文と同様の多くの機能を実行することが可能なのである。このことによって XML/EDI と呼ばれている。しかし、XML/EDI は、UN/EDIFACT または ANSI ASC X12 の構文以上に完璧なデータ交換の標準に近づいているとはいえない。XML/EDI の将来像に関する楽観的すぎるいくつかの発表で、このことを過大に取上げる傾向がうかがえる。一方、我々は、XML の意味付けタグと文書型定義（DTD）を包括的なレポジトリを提案するいくつかの企画に対して注意深く観察を行っている。これは、XML/EDI 情報交換の標準化に向けた一つの確かな前進である。

TMWG は、EWG[14]による将来のあらゆる EDI 開発において最初に注目すべき点は、EDI トランザクションをサポートするためのデータコア集合との調和と簡素化であると確信している。次の図１７には、コアデータが UML[15]モデルと XML 双方のレポジトリへと受け渡される様子を表している。

---

14 EWG: UN/EDIFACT Working Group。UN/CEFACT の常設作業グループの１つで、国連標準メッセージ（UNSM）の開発や年２回発行されるディレクトリの維持管理、シンタックスの開発などを行っている。

15 UML: Unified Modeling Language。統一モデル化言語

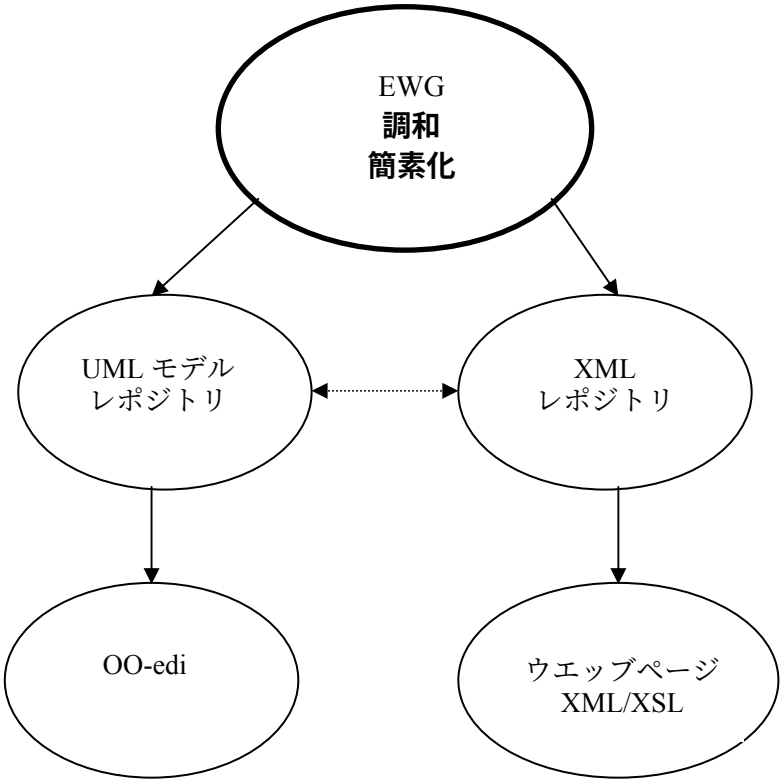

図 19－　OO-edi と XML/EDI の関係

上の図で示されたプロセスは、両者の間で互いに有益な共存関係を提供しあい、XML がウェッブベースの EDI のために OO-edi と Simpl-EDI による XML の使用との間に生ずる意味のない非互換性を減らすことができると思われる。しかし、XML の勢いが EWG の不適当なリソースを引寄せる危険がある一方で、そうした EWG のリソースを業務処理のモデル化作業で BPAWG と一緒に機能させることが可能である。XML/EDI の開発における EDI の関与に対しては明白に境界線を引いておくべきである。

7.3　拡張可能なマークアップ言語（XML）に対する TMWG の見解

本論では、電子商取引環境下での XML の使用法に関するいくつかの問題と勧告を取上げ、また、これらの作業目標に対して UN/CEFACT によってなされる提案の有用性を論ずる。

1）　UN レイアウトキーを使用したウエッブページに近い標準の作成
2）　業務用アプリケーションによるインタフェース書式としての XML 受入れの拡大
3）　互換性を有する標準タグ名と DTD の必要性
4）　EDI ディレクトリから XML DTD を直接自動生成するアルゴリズム作成への要

望

5） UMLのレポジトリへの引渡しと受取りという2つの指向性を有する単一のXMLの具体化

6） 分散オブジェクトコンピューティング環境（DCOM、 CORBA、 Java RMI 等）間の互換性の改善目的で、OO-edi 環境内のオブジェクト要求と応答を書式化するための XML の用法

XML には、以下に述べるような電子商取引上のある根本的な機会を内包していることが確実視されている。しかし、技術自体（XML1.0 仕様と関連ツール）が未成熟であることの理由で、長期間の影響を評価するためにはもっと多くの作業が必要であると我々は考えている。アプリケーションへのデータの統合が依然として必要であるために、XML 技術自体は諸問題に関連する電子データ交換の全てを解決することではなく、処理に関連するインターネット書式の範疇で事態の改善の可能性を持っているということである。

個々の商取引に使用される文書型定義（DTD）が管理不能な状況下で大量に増え続けることや、唯一性の保証のないタグ名が無方針に選択されている等の問題が存在する。こうした管理不能な状況下での増殖は、アプリケーション内でデータを統合する場合の互換性の欠如をもたらすことになる。

7.3.1 UN レイアウトキー実施のための標準化されたウエッブページ

今日、電子商取引に使用される電子書式又は「ウエッブページ」は、整合性のある方式で運用されているわけではない。それに加えて WWW の快適さのために、ほとんどの企業が広告やフラッシュするグラフィックスを付け加えようとしている。このようなことは取引の簡素化プロセスに必要ではなく、従って、ウエッブページの様々な部分を XML とそれを補完する「拡張可能なスタイルシート」と呼ばれる技術（XSL）を使用して標準化することが可能である。

我々は、標準「書式オブジェクト（form objects）[16]」を作成することが UN/CEFACT が提供すべき具体的な付加価値サービスであると信じている。以前 CSG に対して勧告したように、出発点は UN レイアウトキーとすべきであり、また SIMAC WWW 作業の成果を継承し、標準書式オブジェクトを考慮に入れるべきである。このことは、UN レイアウトキーの書式オブジェクトを、例えば、「注文書」又は「輸出貨物の船積指図」のどちらかといった、トランザクションの処理のコンテキストにおいて再利用することも含まれる。この点は、XML レポジトリのあらゆる開発業績に対して、特にまったく同じデータについて、仮にある電子書式からのエンティティが他の電子書式で異な

[16] 書式オブジェクト - ひとつの書式オブジェクトは、XML のデータ列を読込み、書式上にフォンサイズやその配置（X-Y 座標）などの表示用特定情報を補足するための XML テキストと埋め込まれたスクリプト言語 (Javascript、Vbscript、 ECMAscript 等)で構成されている。

る名称を持つ別のエンティティを「入力」するような場合に影響を及ぼす。まさにこれは継承すべき調和についての業績のタイプといえる。

勧告１：調和と簡易作業努力は、コアデータを明確化するために継続されねばならない。

勧告２：標準ウエッブ書式オブジェクトは、UN レイアウトキーウエッブページ用に開発されなければならない。

7.3.2 ソフトウエアプロバイダによる XML 対応アプリケーションの公表

Oracle、 SAP、 Intuit などいくつかのソフトウエア会社は、交換ファイル書式の 1 形式として XML の支持を公表した。このことは、これらのアプリケーションが XML ファイルをインポート又はエクスポートできることを意味する。しかし、SME[17]およびこのソフトウエアの購入者全般に対して、これらの交換用ファイルの多くがアプリケーションのフィールド名とまったく同じ XML タグ名を持っており、しかもどのようなタイプの標準にも準拠していないことを予め警告しておかなければならない。それゆえに、整合性のない伝送された XML 文書に対して、伝送されたタグ名をアプリケーションが要求するタグ名にマッピングするような前処理工程が必要となる。

ベンダーの一部では DTD をアプリケーションにインポートする能力を構想し、XML のタグ名をアプリケーションのフィールド名に対応させるマッピング機能を提供するアプリケーションを準備している。この対処の仕方は、多くの SME がもつアプリケーションがいかなる形式のマッピングとも相性が悪いとの理由から SME にとって非常に不幸な解決法となった。その上、大量の XML DTD が存在する場合は、SME にとってはマッピングが時間的な過負荷やコストの掛かる作業を強いられることとなると思われる。

ほかの企業は、商用アプリケーションに簡単に統合できる「データ統合（data integration）」ツールを持っているが、これらのツールはもっと高価であり、ほとんどの SME ユーザにとって魅力的なものではない。このタイプのツールは XML 対応アプリケーションとは異なっており、XML やコンマ区切値ファイル（a comma separated value: CSV file）を含むほとんど全ての書式を統合することが可能である。

SME が XML 対応のアプリケーションを持たないとしたら、XML のデータ列を、CSV ファイル形式に書式設定されているアプリケーションへ翻訳するか、もしくは ODBC[18] のようなデータアクセス標準を使用する必要がある。

---

17 SME: Small and Medium sized Enterprises。中小企業のこと。

18 ODBC: Open Database Connectivity – データベースアクセスをするための API（アプリケーション・プログラミング・インタフェース）仕様。業界標準を目指して、米マイクロソフトが９１年１１月に発表した。

勧告３：UN/CEFACT は、W3C に対して、XML タグ名と DTD の増殖を防ぐためにできる限り短期間で XML の単一レポジトリを具体化することを推奨する。

7.3.3　標準タグ名と DTD が互換性を保証する

XML における最も重要な利点は、文書型定義によって XML 文書の内容に対する仕様が提供されることである。XML 文書は、ファイル自体が持っている DTD 仕様を参照することで、より洗練された「有効な」XML パーサーが XML ファイルの読み込みや、XML 文書が仕様に整合しているか検査用のチェックを実行することができる。

その他の利点は、DTD 内のタグ名が XML 文書内のデータの「意味を表現している（expose the semantics）」ことである。したがって、実施ガイドラインや XML 文書の内容理解に使える EDI ディレクトリを持つ必要がなくなる。

マイナス面としては、標準化への取組みを行わないと同じ処理に対するタグ名と DTD が増殖し、サーバーの互換性の問題を生じることである。この点は Ariba や CommerceOne 等のプロバイダが競合している XML DTD を用意している調達分野ですでに証明されている。

標準化は、ビジネス-to-ビジネスの電子商取引においては絶対に必要である。

勧告４：UN/CEFACT は、CommerceNet、XML/EDI グループ、W3C、ANSI ASC X12C/TG3 および会員のソフトウエア企業に対して、SME のデータ統合をサポートするために、XML 交換ファイル書式用の標準化されたタグ名と DTD を採用することを推奨する。

7.3.4　既存の EDI ディレクトリの XML への改変

いくつかの機関から、EDI ディレクトリから直接的に XML DTD を自動生成するアルゴリズムを開発するための勧告が数多くなされてきた。TMWG ではこのようなものが実現されるとは考えていないが、その代わりに UN/CEFACT のリソースを簡素化と調和に向けた作業に対して集中させるべきであると考える。

メッセージ実施ガイドラインは、EDI ディレクトリではなく、XML DTD を作成するベースにすべきである。基本的な理由は、タグ名は現実の生活シナリオでは決して使用されないようなもの、基本的にタグ名のスーパーセットを作成することになるからである。業界および企業 MIGs（Message Implementation Guidelines）の分析は、実際に使用されているコアデータ（もしくはサブセット）を提供している。

そのほかに、あらたな機関や個々の企業が「事実上の標準（de facto standards）」を増やしつづけているために、SME が選択する他の XML ソリューションのみを提供することによって、UN/CEFACT からのどのような形式のアウトプットもマーケットでの混乱に拍車をかけるだけになると思われる。

このような「標準」を作成する企業は、1）標準化のプロセスが遅すぎる、2）標準がなくとも生きていけると考えている。特に W3C 技術の多くがいまだ「ノート（note）」の段階であり、限られたリソースで公式な「勧告」へと作業を進めている状況下で、標準を用いることなく互換性を推進するということは非論理的であるように思われる。

勧告５：UN/CEFACT は、EDI ディレクトリと競合して実行されるアルゴリズムをベースにする XML に UN/EDIFACT メッセージを改変すべきではない。

勧告６：UN/CEFACT は、XML についてのそのリソースの使用範囲をウエッブ書式と分散型オブジェクトメッセージに限定すべきである。

7.3.5 レポジトリ：EDI の未来に向けた技術を可能にする

XML の増殖は続いており、タグ名と DTD を登録し管理する適切な機関を設けない限り管理することは不可能である。TMWG は、W3C のような技術的リソースを豊富に持つ組織が XML レポジトリの管理者となることが業界にとってもっとも受入れやすいと判断している。国際貿易簡易化の利益につながるこのプロセスへの発言権を確保するために、UN/CEFACT は初期の段階から参加する必要がある。

調和と簡易化（Simpl-EDI）の作業成果にもとづいた情報は、いままでの投資結果を保管するために最初にこのレポジトリにロードされるべきである。ただ単に全ての情報を集積するのではなく、実際に使用されているデータのみを対象にするのである。我々は、既存のコンテンツがフラッシュしたり、調和と簡易化作業の成果を使って自らがすべてを開始する場合にのみ、BSR[19]を使用することができるという立場に立っている。

UN/CEFACT にはこの作業成果を推進することに対する十分に豊かなリソースが存在する。追加の調和と簡易化の努力は、OO-edi 用の UML モデル化作業のすべてに対して直接利益をもたらすことになる。

DTD エディタが、タグ名と UML モデルレポジトリのネスティング関係をインポートする XML メタデータ交換（XMI）ファイルを結局は出力するということが確実視されている。XML DTD を複数のクラスを持つ UML クラスダイアグラムに直接変換することが可能である。動的動作を包含しているより大きなモデルへこのコンテンツを組み込むことが可能である。同様に、従来の SGML DTD もレポジトリにロードが可能である。このことは、短期的な XML の開発を長期的な OO-edi 標準の開発に組み込むための比較的無理のないメカニズムを提供することになる。

逆に UML レポジトリは、情報を他のレポジトリにロードするための XMI ファイルをエクスポートすることが可能である。その結果 XMI ファイルがメタデータに関する情報を含むことで、XML レポジトリがタグ名をインポートすることが可能となり、ウエッブ書式中でそのタグ名を使うことができるようになるのである。

---

19 BSR: Basic Semantic Registry。基本意味レジストリ

これらのレポジトリがひとつに収斂される可能性は潜在的にあるが、各レポジトリを同期させる方法が開発されるならばその必要がないように思われる。例えば、XML DTD を作成して XML レポジトリにロードした場合は、このモデルが既存あるいは新しいものかというコンテキストでチェックする UML レポジトリ内のあるプロセスを開始させることができる。モデルを開発するか又は改善することで XML レポジトリを新たにし、UML モデルへの組み込みに対応するバージョンへと改定することができる。

勧告７：UN/CEFACT は、W3C に対して XML タグ名と DTD の増殖を防ぐために、早急に XML の単一レポジトリを具体化することを推奨する。

7.3.6 将来像 - XML 書式化されたオブジェクトメッセージ

XML の最良でもっとも適切な使用法は、マーシャリングオブジェクト要求と、UML レポジトリから直接出力され、分散型オブジェクトの環境下にある XML 書式化されたオブジェクトとしての応答というコンテキストで用いることであると TMWG も考えている。このことは、ネットワークを通じてあるオブジェクトに送られる XML 文書としてメッセージ要求を書式化することを含んでいる。次にこのオブジェクトは要求された方式を実行し、同じくその応答を XML 書式で返送するのである。

その他に、クライアントオブジェクトはサーバーオブジェクトに関するメタデータを要求することができ、その結果クライアントはメッセージ要求の書式を知ることができる。この結果、インタフェースの動的読み取りとフライ上のオブジェクトとの相互作用の方法の動的な学習に対して開放されることになる。

ただし、このことを CORBA[20]の動的インタフェース呼び込みのような環境内で実行することは今現在まだ非常に難しい。

W3C には“WebBroker: Distributed Object Communication on the Web”(http://www.w3.org/TR/1998/NOTE-webbroker-19980511) というタイトルの非常に優れたノート（note）があり、この重要な時期に TMWG が推進してきたことが正確に論じられている。今日の環境下で DCOM、CORBA、Enterprise Java Beans 等のオブジェクトを要求するブローカーは、高価な「架け橋(bridge)」を使わないで通信することは不可能であり、XML 書式化オブジェクトメッセージがこれらの環境間に互換性を提供することになると言うのがその考え方である。この解決法は、分散型オブジェクト環境下で劇的にバイト順次処理を簡素化する業務用オブジェクトに常駐するため DOM を使用する。

---

[20] CORBA – Common Object Request Broker Architecture: 分散システム環境でオブジェクト同士がメッセージを交換するための共通仕様。米 OMG（Object Management Group）が規定する。一般に、分散システム環境でオブジェクト同士がメッセージを交換するための機能及びソフトウエアを ORB と呼ぶ。

勧告８：UN/CEFACT は W3C に対して、W3C WebBroker ノートに関する作業の進展を早めることと、可能な限り短期間で W3C 勧告にまとめ上げることを促すべきである。

勧告９：UN/CEFACT は、XML についてのリソースの使用範囲をウエッブ書式と分散型オブジェクトメッセージに限定すべきである。

7.4 UN/CEFACT のリソース配分に関する勧告の要約

- 調和と簡易化作業の努力は、コアデータを明確にするために継続すべきである。
- UN/CEFACT は、W3C に対して、XML タグ名と DTD の増殖を防ぐためにできる限り短期間で XML の単一レポジトリを具体化することを推奨する。
- UN/CEFACT は、CommerceNet、XML/EDI グループ、W3C、ANSI ASC X12C/TG3 および会員のソフトウエア企業に対して、SME のデータ統合をサポートするために、XML 交換ファイル書式用の標準化されたタグ名と DTD を採用することを推奨する。
- 標準ウエッブ書式オブジェクトは、UN レイアウトキーウエッブページ用に開発されなければならない。

7.5 ebXML イニシアチブの設立

１９９９年9月１３日 UN/CEFACT 運営グループ（CSG）議長名で、UN/CEFACT への各国からの代表団長へ宛て下記のような手紙が発信された。これが UN/CEFACT と OASIS との協同による「ebXML イニシアチブ」の幕開けであった。

7.5.1 電子ビジネス標準と XML

１９９９年３月の UN/CEFACT 総会において、電子ビジネス標準に向けての UN/CEFACT の戦略についての代表団への指針を提供するための必要性、およびワールドワイド・ウエッブ社会へのより接近した動きの必要性に関して議論し、合意を得た。

特に、私たちは、XML (eXtensible Markup Language) の重要性について議論し、会議場ペーパーとしての技術･方法論作業グループ（TMWG）の勧告案を受け取った。総会会議以降、CSG は、代表団長宛に便覧、われわれの戦略概要を発行・配布し、同封の XML に関する TMWG の最終報告を受領した。

CSG の１９９９年６月会議において、UN/EDIFACT 社会から寄せられたコメントを考慮して、CSG は、XML に関してさらに議論を深め、XML ビジネス仕様の開発に関する共通の技術的枠組み開発のための強いニーズを確認した。そのような枠組みなしでは、CSG は、グローバルビジネス交換のための XML を開発する多数の作業の競合が、ユーザに大きな混乱と重複を起こすと感じた。結果として、XML が市場に、特

に中小企業、開発途上国、移行期にある経済地域に提供する機会は、実現しないであろう。

従って、私たちは、私たち自身のユーザ社会および XML ベースの情報交換についての他のすべての潜在的なユーザが、さまざまなビジネス仕様のすべてを１つにまとめるためのイニシアチブについて関心を持つと考えます。私たちは、電子ビジネスにおいて XML 情報交換の相互運用性を可能とするオープンで、国際的な仕様を作ることのみに狙いを絞ったプロジェクトを想定している。しかしながら、私たちはまた、単一の技術的枠組みを作るための努力を成功させるためには、XML 社会と情報技術業界の関連部分の支援を必要とするということを認識している。

さらに、CSG は、XML 社会との密接な協力の可能性を評価し、共通の枠組みを開発する可能性を検討するために、UN/EDIFACT 作業グループ（EWG）の議長を含み、標準連絡ラポーターが率いる小さなチームを設立した。注意深い検討のあと、このチームは、OASIS（構造的情報システム推進組織）がそのような仕様を開発するためのパートナとして最適であるという結論に達した。

OASIS は、構造的情報規格の技術的相互運用性と市場意識への貢献を目指している非営利団体である。Sun、IBM、富士、SAP、マイクロソフトや NIST がそのメンバーとなっており、その多数が XML の開発に深く関与している。OASIS の詳細については、Web サイト www.oasis-open.org を参照ください。

7.5.2 ebXML イニシアチブの委任事項

電子ビジネス XML (ebXML) は、15-18 ヶ月の作業プログラムを遂行するために、UN/CEFACT と OASIS（構造的情報標準の促進を目指す組織）によって設立された国際的なイニシアチブである。本文書は、目標全般（範囲と目的）、主な成果物、ebXML 作業グループ (ebXML/WG) の担当に関する UN/CEFACT と OASIS との間での合意を表している。

ebXML は、XML[21]のグローバルな実装を標準化できる技術的基礎を研究し確認することを目的としている。また、アプリケーション間、アプリケーションと人間の間で電子ビジネスデータを交換するために、XML が一貫してまた統一的に利用されるようにするオープンな技術的枠組みを提供することを目標としている。

ebXML イニシアチブの活動範囲は、国内的および国際的電子ビジネス交換のサポートにおいて適切でオープンな技術的仕様を開発し、パブリックドメインとして公表することである。

この委任事項は、次のものをカバーしている。

・取り組まなければならない特定の技術的問題の定義

[21] XML - eXtensible Markup Language：拡張可能記号付言語

・提案されている成果物の記述
・加入の条件
・グループの構成
・成果物の目標期限とマイルストーン
・他のグループや組織からの参加を求める提案

これらの各項目の詳細を以下で説明する。

(1) 取り組まなければならない特定の技術的問題の定義

電子ビジネスにおいて XML ベースの情報交換の相互運用性をサポートするためには、ebXML イニシアチブは、以下の成果物を提供しなければならない。

・現在の EDI/EC/EB プロセスや問題の分析
・XML を利用する場合の利点と不利な点の評価
・アプリケーション間およびアプリケーションと人間といった環境での XML ベースの情報交換の相互運用性をサポートするオープンな技術仕様と勧告の信頼おけるセット

(2) 提案されている成果物の説明

・ebXML イニシアチブは、第一回会議においてその成果物の詳細を定義するものとする。これは、先のセクション 1 で識別された技術的問題に取り組んでいる成果をレビューし、その作業項目を確認することによって達成される。この成果物は、UN/CEFACT と OASIS に提出しレビューを受けなければならない。
・ UN/CEFACT と OASIS に提出される中期と最終レポート

(3) 参加の条件

ebXML イニシアチブは、EDI/EC/EB、XML、その他関連の標準に含まれている既存の技法や技術的開発に深い理解を持つ専門家のグループから構成されなければならない。EDI、EC、EB における XML の利用のためのソリューションの開発に従事している組織やグループは、ebXML に参加することができる。各グループまたは組織は、一人または複数の専門家を ebXML イニシアチブに派遣することができる。専門家は、その専門知識を基にして作業に貢献することが期待されている。ebXML イニシアチブは、営利事業ではない。

(4) 組織

ebXML イニシアチブが成果を上げるためには、ワーキンググループ(ebXML/WG)を設立しなければならない。WG の指導部は議長、副議長、執行委員会から構成される。UN/CEFACT と OASIS が、議長と副議長を指名する。

WG は、それぞれが選挙で選ばれたプロジェクトリーダーを持つ、プロジェクトチームから構成される。プロジェクトリーダーは、単純多数決によって選ばれる。

プロジェクトチームは、アーキテクチャー、リポジトリー、命名規則などの特定の

タスクに取り組む。

執行委員会は、WG の議長と副議長、そしてプロジェクトチームリーダーから構成される。執行委員会は、WG の指導全般を担当し、総会に諮られることのない問題に取り組み、サポートする。

総会は、すべての WG メンバーから構成され、プロジェクトチームの成果の承認ばかりでなく、WG の方向と成果物全般の確定において全員一致を見るための機構として機能する。

WG の議長が総会と執行委員会を組織する。

(5) 目標期限

プロジェクト全体は期間を 15-18 ヶ月に限定して活動する。この目標期限を達成するために、WG は、世界の様々な地域において、少なくとも年に 4 回会合を持つ。また、この会議と会議の間には、定期的に電話会議（テレコンファレンス）を行う。

7.5.3 ebXML イニシアチブの組織

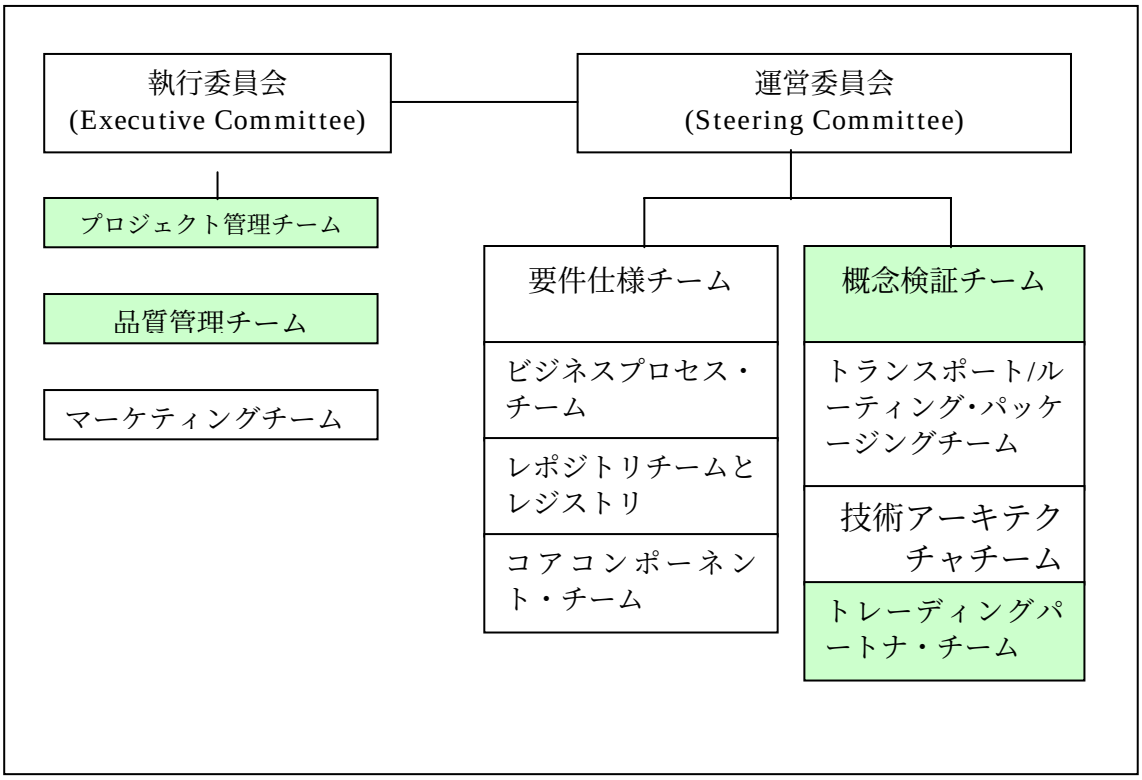

図 20－ebXML イニシアチブの組織

7.5.4 ebXML の利点

- e-ビジネスの豊富な経験に基づいて開発されたオープンな XML 規格を利用することができる。
- 単一のグローバルな電子マーケットが実現され、すべての参加者がその規模に関

係なくインターネットによる e-ビジネスを平等に行うことができる。
- EC/EDI に対する既存の投資を有効に利用して、既存顧客と新規顧客の両方に e-ビジネスの機会を拡張することができる。
- 現在および将来の XML 投資の便宜が図られる。

7.5.5 ebXML を普及させる手段

- OASIS と UN/CEFACT の総力を結集して、グローバルで安全なビジネスプロセスを実現する。
- オープンな ebXML インフラストラクチャに関する技術仕様を制定する。
- 世界の専門家の知識に基づいて技術仕様を制定する。
- 他の推進団体や標準開発団体との協同作業を行う。
- 既存の EDI 知識や経験を有効に利用する。
- 各業界のリーダに ebXML インフラストラクチャの採用を働きかける。
- ebXML の参加者の要望を実現するような技術仕様を作成する。

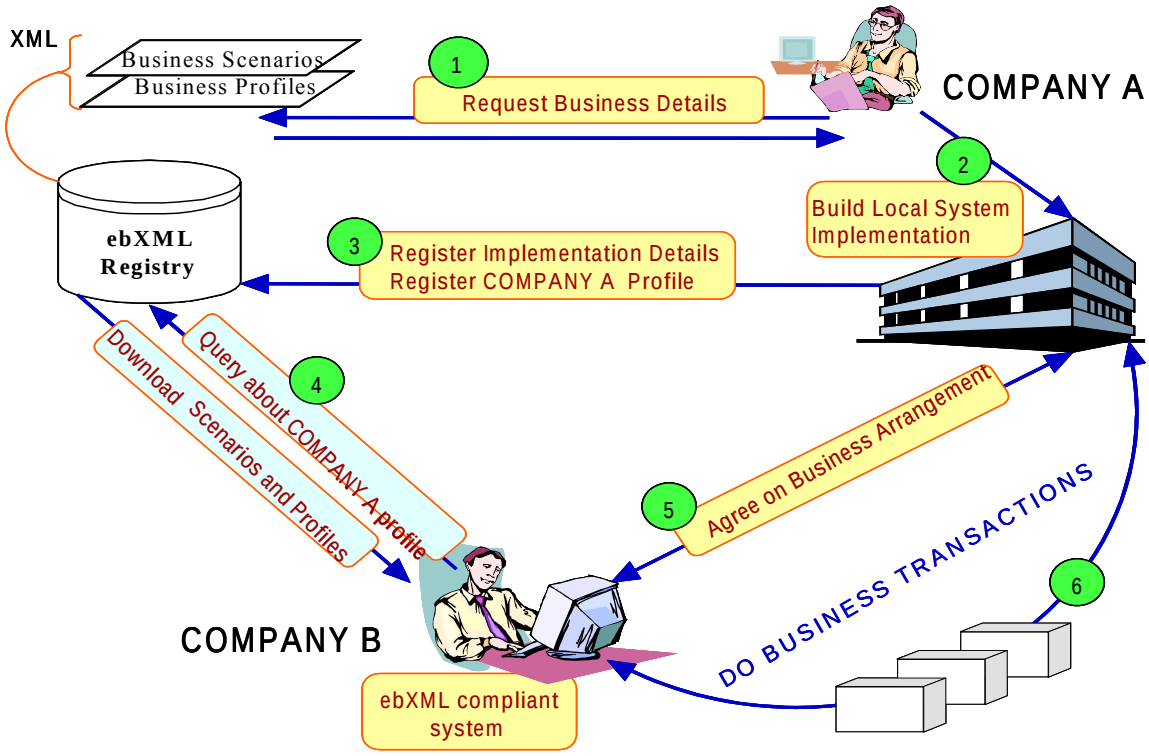

図21－ ebXMLによりe-ビジネスを行う２会社間のインタラクションの概要

7.5.6 OASIS と UN/CEFACT の概要：

UN/CEFACT (www.unece.org/cefact) は、貿易手続簡易化と e-ビジネスの促進および e-ビジネスに関するグローバルなポリシーやテクニカル仕様の制定を目的として設立された国連の欧州経済委員会の下部に位置する「貿易簡易化と電子ビジネスのためのセンター」（本部はジュネーブ）である。これまでに UN/CEFACT はグローバルな e-ビジネスの便宜を図るための各種標準（国際的な EDI 基準である UN/EDIFACT など）を開発しており、現在は Simpl-edi やオブジェクト指向 EDI などに注力している。また、e-ビジネスに関するオープンで相互運用可能なグローバル規格の普及を強く推進して

いる。

OASIS (www.oasis-open.org) は非営利の国際コンソーシアムであり、プロダクトに依存しないデータ/コンテンツ交換手段を専門に研究している。OASIS はプロダクト間の相互運用性に重点を置きながら、様々な構造化情報標準（XML、SGML、CGM など）を開発した。OASIS は XML 業界で世界初のポータル・サイトである XML.org (www.xml.org)を運営している。XML.org には XML 業界仕様のカタログがあるほか、XML.org の Registry と Repository も開発されている。XML.org の Registry と Repository では、XML スキーマに自動アクセスして e-コマースや B-to-B 取引を行えるほか、ツールやアプリケーションの相互運用性も保証される。

7.5.7 ebXML イニシアチブ会議の経緯

(1) 1999 年 11 月 17－19 日、最初の会議、サンノゼ（米・加州）
　－大手企業、国、団体から１４０名の参加
　－８プロジェクトチームの結成

(2) 2000 年 1 月 31 日－2 月 4 日、オーランド（米フロリダ）
　－１５０名の参加
　－最初のフル作業会議

(3) 2000 年 5 月 8－12 日、ブラッセル（ベルギー）
　－２１０名参加
　－ebXML 要件仕様（V1.0）承認

(4) 2000 年 8 月 7－11 日、サンノゼ（米カリフォルニア）
　－２５０名参加
　－ビジネスプロセスとコアコンポーネント作業の連携
　－効率的開発のための組織の再編成
　－第１回概念証明のパイロットテスト

(5) 2000 年 11 月 6－10 日、東京（日本）
　－２００名参加
　－概念証明のための実証実験
　－各技術仕様を前倒しで２００１年３月までに発表すると声明、このための中間会議を４月第１週に開催する旨公表。

(6) 2001 年 2 月 12－16 日、バンクーバー（カナダ）
　－２５０名参加
　－技術仕様（Technical Architectures）V1.0.4 を下記コメントつきで承認。
　- EbXML は、その目的達成のために業務プロセス・情報モデリングの使用を要求しない。しかし、実施者や利用者が UN/CEFACT モデル化方法論（UMM）使用による利益を享受したいのならば、UML を使用する UMM を使用せねばならない。

- 業務プロセス・情報モデリングは、必須ではない。しかし、実施者や利用者が業務プロセス・情報のモデル化を選択するのであれば、UML を使用する UMM を使用せねばならない。

ーTRP 仕様を”SOAP”（Single Object Access Protocol）に統一する。

- TRP（Transport/Routing and Packaging）プロジェクトチームのリーダである Rik Drummond (Drummond Group) が、彼のチームがその仕様を SOAP 仕様に統一することを決定した旨述べた。さらに、彼は、そのチームが SOAP を選択した理由について、「リスクが少なく、中位から上位の利点があるため」であると語った。
- EbXML の幅広い採用を容易化するために、全員は下記の提案を考慮するよう要請され、投票に入った。即ち、「ebXML 総会は、どこにも属さないオープンな規格の使用に関するこれまでの要件に係わらず、TRP メッセージングサービス仕様として SOAP 1.1 をその添付仕様とともに採用することに合意する」。投票の結果賛成多数で承認された。

(7) 2001 **年** 5 **月** 7ー11 **日、ウイーン（オーストリア）**

－２００名参加

ー開会総会　（５月７日）

主催者を代表して Austrian Economic Chamber の事務局長である Mr. Egon Winkler が参加者を歓迎し、相互運用可能で安全で効果的なデジタル・マーケットプレイス（電子ビジネス社会）を推進するためには ebXML の作業が大変重要であると強調した。

続いて EbXML イニシアチブ議長の Klaus Dieter Naujok が１９９９年１１月にサンノゼにおいて ebXML イニシアチブ立ち上げたとき、１８ヶ月の短期間でこのような大きな仕事が出来るものか疑いを持ったものが多かったが、全員の努力でここまできたことに謝意を表明し、金曜日に総会の投票で仕様書の承認をするために一層の努力をするよう要請した。

ーウイーンのあとどうなるのか？（10:48-1108）

UN/CEFACT の Ray Walker と OASIS ボード議長の Patrick Gannon がポスト・ウイーンについて所信を述べた。

EbXML イニシアチブにおいて、技術的枠組み（Technical Framework）を開発した。ポスト・ウイーンでは”Infrastructure & Contents”について継続していく必要がある。

- W3C 議長と議論を重ねている。OASIS、UN/CEFACT の最終ゴールはまったく同じである。
- 次の段階の概要は：

- “Coordination Committee”を設立し、実施計画を含め公表する。
- UN/CEFACT は、内容（contents）の全てに対して作業を継続するよう提案する。
- OASIS が UN/CEFACT のメンバーとなる。
- 現在の UN/ECE が ISO/IEC/ITU との間で締結している電子ビジネスのための MoU（了解覚書）に OASIS が加わるように働きかける。
- インフラストラクチャー部分に関して、W3C、OASIS、UN/CEFACT が共同して当たるための合意を締結するための作業を進める。

ープロジェクトチーム会議：総会後、各グループに分かれての作業が開始された。

ー取引当事者チームでは、「**CPP-CPA 仕様 Ver.0.95**」に対して寄せられたコメントをベースに作業を行い、Ver.1.0 の作成に全力をあげることが、リーダー（Martin Sacks）より表明され作業に入った。結果として、Ver. 1.0 が金曜日の閉会総会に提出、投票され承認された。

－EbXML 要件チームでは、「**ebXML 要件仕様書 Version 1.04**」に対する品質レビューチームからの概要に基づいて、当該バージョンへのコメントを反映させる作業を行った。結果として、Version 1.1 が閉会総会に提出、投票され承認を受けた。

ーPOC (Proof of Concept：概念証明) デモンストレーション

５月１０日（木）14:30－15:00 の間、約３０ベンダーが参加して各グループが開発した仕様書をベースとした概念証明のデモンストレーションが行われ、参加者からその努力に対して評価を受けた。

7.5.8 閉会総会で承認された仕様、報告など

(1) 下記の技術仕様（**Specification**）が総会の投票結果承認された：

技術仕様は（Technical Specifications）ebXML 要件文書の要件を満足する文書である。

Business Process Specification Schema V.1.01	BP	ebBPSS.pdf
Registry Information Model V.1.0	RR	ebRIM.pdf
Registry Service Specification V.1.0	RR	ebRS.pdf
EbXML Requirements Specification V.1.06	Req	ebREQ.pdf
Collaboration-Protocol Profile and Agreement Specification V.1.0	TP	ebCPP.pdf
Message Service Specification V.1.0	TRP	ebMS.pdf

表４－ebXML 技術使用

(2) 下記の Technical Report が総会での投票結果承認された：

技術報告書（Technical Reports）とは次のいずれかの文書である：

- ガイドライン：ebXML 概念の解釈又は実施におけるガイドのための情報を含む文書
- カタログ：ebXML 技術仕様又は技術報告に基づく基礎資料を含む文書

Business Process and Process Information Analysis Overview V.1.0	BP	bpOVER.pdf
Business Process Worksheets and Guidelines V.1.0	BP	bpWS.pdf
E-Commerce Patterns v1.0	BP	bpPATT.pdf
Catalog of Common Business Processes v1.0	BP	bpPROC.pdf
Core Components Overview V.1.05	CC	ccOVER.pdf
Core Components Discovery and Analysis V.1.04	CC	ccDERIV.pdf
Core Component Dictionary v1.04	CC	ccDICT.pdf
Core Component Structure v1.04	CC	ccSTRUCT.pdf
Naming Convention for Core Components v1.04	CC	ebCCNAM.pdf
Document Assembly and Context Rules v1.04	CC	ebCCDOC.pdf
Catalogue of Context Drivers v1.04		ccDRIV.pdf
Reference Material – ebXML Glossary	TA	secRISK.pdf

表５－ebXML 技術報告

(3) 参考資料（Reference Materials）下記の参考資料が ebXML 運営委員会で認められた。*[ebGLOSS] ebXML Glossary*

(4) 現在進行中の作業に関するスナップショットとしての White Papers３件が確認された：
ホワイトペーパは、それぞれのプロジェクトチームの中で進行中の仕事のスナップショットを形成する書類であって、そしてプロジェクトチームによって承認された報告を表す。 下記のホワイトペーパが ebXML 運営委員会で認められた。

Proposed revisions to Technical Architecture Specification v1.0.4	BP	bpTAREV.pdf
Using UDDI to find ebXML Registry/Repository	RR	rrUDDI.pdf
ebXML Registry Security Proposal	Security	secREG.pdf

表６－ebXML ホワイトペーパ

(5) 今後、”contents” 及び ”ebXML infrastructure” に関する作業を継続していくために UN/CEFACT と OASIS との間で次のような内容の Memorandum of Understanding（了解覚書、その後 Agreement に変更される）が締結された。

7.5.9 UN/CEFACT & OASIS 間の合意

ebXML イニシアチブ・プロジェクトは、当初予定した１５－１８ヶ月間という期間内に所期の目的を達成して、その役割を終えた。

しかし、ebXML イニシアチブで得られた成果のみでは、XML/EDI の目的を現実に実施できるわけではない。コアコンポーネントを初めとするコンテント（データエレメントや企業プロフィールなどの）やそれらを保管するレポジトリやレジストリなどのインフラを整備する必要がある。それらが整備されて初めて、インターネット上で半自動的にビジネスデータの交換が可能となるわけである。

そこで、UN/CEFACT と OASIS では、「ポスト ebXML イニシアチブ」について協議の結果、MoU（Memorandum of Understanding：了解覚書）を締結し、今後はそれぞれ役割を分担して継続作業を進めることとなった。（その後、この MoU については、用語が適切でないということで「合意（Agreement）」に修正されている。）

UN/CEFACT 側では、eBTWG（電子ビジネス移行アドホック作業グループ）を設け、そして OASIS 側では TC（Technical Committee：技術委員会）を設けて作業を行っている。

協定書の内容は以下のとおりであるが、役割分担は次の通りである：

・ UN/CEFACT：ビジネスプロセス、コアコンポーネント
・ OASIS：トランスポート／ラウティング・パッケージング、レジストリ・レポジトリ、コラボレーションプロトコル・プロファイルとアグリーメント、安全性、コンフォーマンス
・ UN/CEFACT+OASIS が共同で取り組むもの：共同管理チーム、技術構造、マーケッティング

(a) **背景（Background）**

- 我々は、電子ビジネスのためのオープンで相互運用可能な標準についての同じゴールを共有する。
- 我々は、ebXML の開発を開始し、組織し、そして普及促進している。
- 我々は、その版権を共有する。ebXML プロジェクトの合意した１８ヶ月の短期の開発段階は、予定通り成功裡に完了した。
- 開発された仕様は、発行し、維持管理する必要がある。
- 引き続き仕様を開発する必要がある。(b) **合意事項（Agreement）**
- ebXML を進捗せしめるための継続作業に合意する。
  - 仕様の維持管理と開発
  - 普及促進
  - 実装

- その他の関心事項

- それぞれの組織の手続に従うことに合意する。ウイーン会議において合意され、承認された仕様、技術報告、ホワイトペーパを合同で発行する。
- 各組織にプロジェクトとその成果物の部分を担当する責任を割り当てる。
- 現在の ebXML 専門家の参加を進め、容易にする。
- 合同管理委員会を設立する：
  - ebXML の効果的な調整とマーケッティングを確実にするため。
  - 各チーム間の重複した作業回避のための努力をするため。
- UN/CEFACT - OASIS ebXML 専門家グループの合同会議を促進する。
- 作業計画を合わせ、そして相違し、競合するアプローチのリスクを最小限にするため可能な限り、他の関連国際機関、特に W3C との調整を行う。

(c) **役割分担（Division of Responsibilities）**

- UN/CEFACT が対応する分野：
  - ビジネスプロセス（Business Processes）
  - コアコンポーネント（Core Components）
- OASIS が対応する分野：
  - トランスポート・ラウティングとパッケージング（Transport、Routing and Packaging）
  - レジストリとレポジトリ（Registry and Repository）
  - コラボレーションプロトコル・プロファイルと協定書（Collaboration-Protocol Profile and Agreement）
  - 安全性（Security）
  - 適合性（Conformance）
- UN/CEFACT と OASIS が共同して対応する分野：
  - 合同管理委員会（Joint Management Committee）
  - 技術構造（Technical Architecture）
  - マーケッティング（Marketing）

(d) **管理委員会の責務**

- ebXML プロジェクトの開発と維持管理に責任を持つ UN/CEFACT 作業グループと OASIS 技術委員会間の重複した作業を効果的に調整し、その努力を確実にする。
- 緊密な技術関係を保つグループから・へのリエイゾンの指名を促進することによりこれらのグループ間の効果的な技術的連携を高める。
  - UN/CEFACT と OASIS は、当該技術リエイゾンが、彼らが連絡を保つグループのメンバーであることを確実にする。

- MC は、リエイゾンの登録を管理する。;

- ebXML への関心と電子ビジネスの開発の促進に関して他の組織との関係を開始、発展させる。
- ebXML 普及し、市場化する。
- ebXML の維持管理、開発、普及促進及び実装において起こりうるその他の問題を処理し、解決する。(e) **管理委員会の構造**
- 各機関より３名ずつ、６名の投票できるメンバー
- ５名の投票権のないメンバー：
  - 各機関より２名ずつの技術専門家
  - ebXML マーケッティングチームを代表する１名
- MC の定足数は、各機関より２名の投票できるメンバー
- １名の投票メンバーから議長が選任される。
  - 議長は、２つの機関で持ち回りとする。
  - 各議長の任期は６ヶ月とする。
  - 議長に選ばれたメンバーは、投票権を持つ。
- いかなる問題に関しても、好ましい合意に至る方法はコンセンサスである。
  - もしコンセンサスが得られなかった場合、議長は決議を形成し、投票を求める。
  - 決議の承認は、少なくとも４メンバーの賛成を要する。
- MC は、月１回の定期的な電話会議を持ち、６ヶ月に１回は実際の会議を持つよう努力する。
- MC は、独自の手続を作成する。（注）全ての ebXML 技術仕様、技術報告、参考資料、ホワイトペーパは、ebXML ホームページ www.ebxml.org からダウンロードできる。

7.6 ebXML **イニシアチブ後の動向**

ebXML イニシアチブ・プロジェクトは、当初予定した１５－１８ヶ月間という期間内に所期の目的を達成して、２００１年５月のウイーン会議でその役割を終えた。

しかし、ebXML イニシアチブで得られた成果のみでは、XML/EDI の目的を現実に実施できるわけではない。コアコンポーネントを初めとするコンテンツ（データエレメントや企業プロフィールなどの）やそれらを保管するレポジトリやレジストリなどのインフラを整備する必要がある。それらが整備されて初めて、インターネット上で半自動的にビジネスデータの交換が可能となるわけである。

そこで、UN/CEFACT と OASIS では、*「ポスト ebXML イニシアチブ」*について協議の結果、MoU（Memorandum of Understanding：了解覚書）を締結し、今後はそれぞれ役割を分担して作業を継続することとなった。

UN/CEFACT 側では、eBTWG（電子ビジネス移行アドホック作業グループ）を設け、OASIS 側では TC（Technical Committee：技術委員会）を設けて作業を行っている。

役割分担は次の通りである：

- **UN/CEFACT：ビジネスプロセス、コアコンポーネント**
- OASIS：トランスポート／ラウティング・パッケージング、レジストリ・レポジトリ、コラボレーションプロトコル・プロファイルとアグリーメント、安全性、コンフォーマンス
- UN/CEFACT+OASIS が共同で取り組むもの：共同管理チーム、技術構造、マーケッティング

7.7 UN/CEFACT における活動

UN/CEFACT では、ebXML イニシアチブの最終会議で、割り当てられた役割を実施するために、eBTWG（電子ビジネス移行アドホック作業グループ）を設立した。

この作業グループは、ebXML イニシアチブが１８ヶ月間のプロジェクトを終え、XML/EDI のための技術的な枠組のための技術仕様、技術報告の開発を以って今年５月に終了したのに伴い、その後の UN/CEFACT に割り当てられた、ビジネスプロセス、コアコンポーネント、技術構造について作業を継続するために１２ヶ月のアドホックで設立されたものである。

最終的には、これらの作業は、UN/CEFACT の現在６つある常設作業グループ（国際貿易手続、ビジネスプロセス分析、法律関係、コード関係、技術・方法論及び UN/EDIFACT）を改組して吸収していくこととなるが、正式な組織変更の承認は、2002 年 5 月の UN/CEFACT 総会で行われるために、このアドホック作業グループが設立されたものである。

eBTWG の第１回会議は、2001 年 10 月 8－12 日、サンフランシスコで開催され、下記の１０のプロジェクトチームが結成され、それぞれ分かれて作業を行った。

- Technical Architecture (Leader: Duane Nickull)
- Core Component Technical Specification (Leader: Mary Kay)
- XML Business Document Library (Leader: David Webber)
- UML2XML Design Rules Document (Leader: Frank Vandamme)
- Business Process Specification Schema (Leader: Braian Hayes)
- Business Collaboration Patterns and Monitored Commitments(Leader: Dave Welsh)
- Business Collaboration Protocol (Leader: Jim Clark)
- Business Process and Information Model Exchange (Leader: John Yunker)
- Business Information Objects Reference Library (Leader: Paul Levin)
- Catalog of Common Business Process (Leader: Nita Sharma)

7.8 OASIS における活動

ebXML に関する技術作業は、UN/CEFACT と OASIS メンバー間の調整された活動として進められることとなった。

ebXML メッセージングサービス（Messaging Services）、レジストリ・レポジトリ（Registries and Repositories）、コラボレーションプロトコル・プロファイルと実装、相互運用性、適合性（Collaboration Protocol Profile and Implementation、 Interoperability and Conformance）の作業は、XML 標準開発におけるコンソーシアムの専門性の故に、OASIS の技術プロセスの中で実施されることとなった。

ebXML コアコンポーネント（Core Components）とビジネスプロセス（Business Process）は、UN/EDIFACT EDI 標準でのその幅広い経験の故に、UN/CEFACT の組織内で作業が行われる。

OASIS ebXML 技術委員会と UN/CEFACT ebXML 作業グループ間の強力な連携関係が保持され、定期的に全 ebXML チームの会議が開催される。

EbXML 管理委員会が、プロジェクト全体を管理するために UN/CEFACT と OASIS からの代表により結成された。EbXML 作業の継続に関する UN/CEFACT と OASIS 間の了解覚書（Memorandum of Understanding）がより詳細な協力関係を提示している。

7.8.1 OASIS ebXML メッセージングサービス技術委員会

（Messaging Service TC）

インターネットを使用しての電子ビジネス・トランザクションを交換するための確実な方法を提供する ebXML メッセージングサービス仕様を維持管理し、進捗させる。

7.8.2 OASIS 拡張可能アクセス管理記号付言語技術委員会

（eXtensible Access Control Markup Language TC）

インターネットによる情報アクセスのためのポリシーを表現するための XML 仕様である XACML を定義する。

- XACML 技術委員会の成果物：
  XACML 技術委員会は、認証及び権限付与ポリシーを表現するためのコア XML スキーマ、XACML とも呼ばれる、を定義する。

7.8.3 OASIS ebXML レジストリ技術委員会

（Registry TC）

相互運用可能な XML レジストリとレポジトリのための仕様を開発する。

7.8.4　OASIS ebXML CPP&A **技術委員会**

（コラボレーションプロトコル・プロファイルと協定書：Collaboration Protocol Profile & Agreement TC）

この技術委員会は、**コラボレーションプロトコル･プロファイル**(CPPs)と**コラボレーションプロトコル協定書**(CPAs)の作業を継続する。CPP は、電子的にメッセージを交換することにより、一方のパートナの技術的な能力が、他のパートナと電子的にビジネスコラボレーションをできるように定義する。CPA は、電子的なビジネスコラボレーションにおいて約束するための２者またはそれ以上のパートナ間の技術的な協定を文書化する。この技術委員会は、現行の仕様第１版を強化した改訂版としての新しい版を作成する。また、現行版の維持管理も行う。

7.8.5　OASIS ebXML **実装、相互運用性及び適合性技術委員会**

（Implementation, Interoperability & Conformance TC）

ebXML インフラストラクチャとアプリケーションの相互運用性の作成を容易にする。

7.8.6　OASIS **汎用ビジネス言語（**UBL TC**）**

この TC の目的は、他の現行 XML ビジネスライブラリの最善の機能を合体するためにすでに現存する XML スキーマライブラリーを修正することにより XML ビジネス文書（発注書、インボイス等）の標準ライブラリを開発することである。

従って、この TC は、共通 UBL ソースライブラリへ変換規則アプリケーションを通じて、コンテキスト用ビジネススキーマの生成のためのメカニズムを設計する。UBL は、ライセンスや他の料金をなしで、誰でもが自由に使用できる電子賞折引きのための国際標準になることを意図している。

7.8.7　OASIS ebXML **ビジネスプロセス技術委員会**

この ebXML ビジネスプロセス TC の目的は、ビジネスプロセス、活動、連携のための一般的なメタモデルの下で特許使用料のない技術的プレゼンテーション及びモデル互換性について作業を継続することである。

８．ebXML の概要

ここでは ebXML の技術アーキテクチャー仕様に基づいて、インターネットが急激に普及している現在、インターネットを経由した EDI（電子データ交換）のベースとなる ebXML が目標としている全貌に関して、「ebXML 技術アーキテクチャー仕様（ebXML_TA_v1.0）」に基づいて概要を紹介する。

8.1 対象および目的

この概要は主として ebXML プロジェクトチームを対象としたものであり、その作業の手引きとなるよう意図されています。その他の対象者としては、ソフトウェア実装者、国際規格団体、そしてその他の業界組織などが考えられます。

この概要では、ebXML の基本的なアーキテクチャーについて説明しています。また、ebXML の概要や、exXML の関係、相互作用、そして基本的機能についても説明しています。本書は、(1) ebXML とは何か、(2) ebXML が解決する問題、そして (3) 核となる ebXML の機能およびアーキテクチャーについて学ぶためのガイドとして使用することができます。

8.2 関連文書

前述のとおり、ebXML コンポーネントの一部の定義、および ebXML の相互関係については、他の文書で詳述されています。それらの中には、以下の項目に関する ebXML の仕様が含まれます。

1. 要件定義
2. 取引プロセスおよび情報メタモデル
3. コアコンポーネント
4. レジストリおよびレポジトリ
5. 取引パートナ情報
6. メッセージサービス

これらの仕様は、http://www.ebxml.org でダウンロード可能です。

8.3 設計目標

8.3.1 問題の説明と ebXML の目標

電子データ交換 (EDI) は、25 年以上の長きにわたって、取引情報を電子形式に変換することで企業から印刷文書を除去して費用を削減し、能率を高めてきました。規模に関わりなく、すべての企業が先に契約を締結する必要なく、取引ごとに eBusiness

を行えるのが理想です。しかし、この理想はまだ *EDI* で実現されていません。これを実施できるのは規模の大きな企業だけであり、*EDI* 可能な eBusiness の多くは、取引パートナに対して独自の統合方法を課す有力企業を中心としたものです。

インターネットにおける新たな eBusiness アプリケーションのデータ交換フォーマットの定義は、ここ数年で *XML (Extensible Markup Language)* が急激に第一の選択肢となりました。多くの人々は、XML の台頭を「*EDI* の終焉」、つまり XML の急成長で *EDI* は完全に時代遅れになったと解釈しました。しかし、これは取引および技術的観点の双方から見て未熟な考え方といえます。

実施されている *EDI* は、取引プロセスに相当の経験をエンコードしており、*EDI* の統合に莫大な投資を行った企業が相応の理由もなく *EDI* を放棄することはないでしょう。XML は *EDI* よりもより開かれ、つながりが緩やかで、よりオブジェクトあるいはコンポーネントをより一層指向したシステムを可能にするかもしれません。また、XML は *EDI* よりもさらに柔軟で革新的な「e マーケットプレース（電子市場）」取引モデルを実現する可能性もあります。しかし、取引プロセスの条件を満たすようなメッセージを立案したり、意味を規格化したりといった仕事は、メッセージがエンコードされるシンタックスとは別のものです。

ebXML 仕様は、取引プロセスへの *EDI* の莫大な投資を、XML の新たな技術的可能性を探求するアーキテクチャー内で保全するための枠組みを提供します。

8.3.2 注意と前提

この仕様は、ebXML の全体的な概略を提供するものであり、ebXML のアプリケーション、コンポーネント、および関連サービスの構築に必要な詳細は提供されません。詳細は、該当するそれぞれの ebXML プロジェクトチーム仕様を参照してください。

8.4 ebXML システムの概要

次の図 22 は、まず設定を行い、次に簡単な商取引および取引上の情報交換を実施する*取引パートナ* 2 社の全体的な概念図です。このモデルは、ebXML アプリケーションおよび関連するシステムコンポーネントの設定や配備に必要となる場合のあるプロセスや手順の例として提供されています。これらのコンポーネントは、段階的に実装される場合があります。ebXML の仕様は、この概念のあらましを手早く説明するために用意されたこの簡易モデルに限定されません。具体的な ebXML の実施例は、付録 A で説明されます。

以下の概念図は、次の概念および基本的アーキテクチャーを紹介するものです。

1. 取引プロセスとそれに関連した情報モデルを説明するための標準的な仕組
2. 取引プロセスおよび情報メタモデルを、共有/再利用できるように登録および保存するための仕組み
3. 以下を含む、各参加者についての情報の発見
   - サポートされる取引プロセス
   - 取引プロセスをサポートするために提供される取引サービスインターフェイス
   - 取引サービスインターフェイス間で交換される取引メッセージ
   - サポートされるトランスポート、セキュリティ、およびエンコーディングの各プロトコルの技術的な設定
4. 前記の情報を発見および検索できるようにするような登録の仕組み
5. 各参加者が上記第 3 項目で提供する情報から導き出される可能性のある、取引上の取り決めに関する合意事項を説明する仕組み
6. 二者間で安全かつ確実で相互運用可能なメッセージの交換を可能にする、標準化された取引上のメッセージサービス

図 22－ ebXML を使用して eBusiness を行う企業 2 社間の相互作用の概観

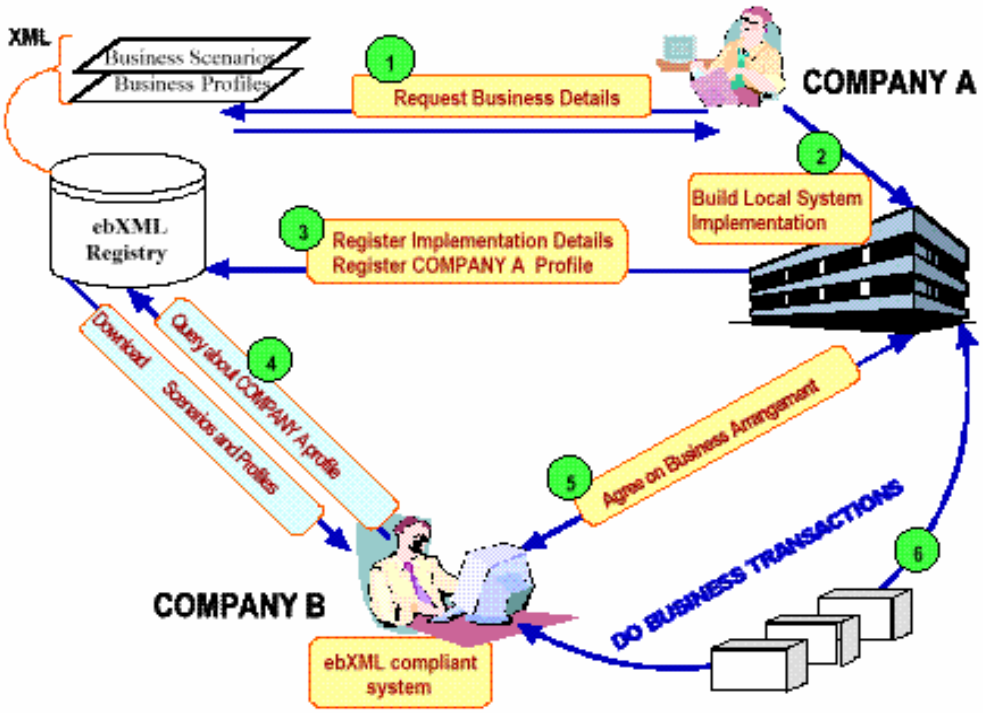

7. 取引契約で定められた制約に従って、合意された取引プロセスに携わるために、各メッセージサービスを設定する仕組み

図 22 では、まず企業 A がインターネットでアクセス可能な ebXML レジストリに気付きます (図 22、ステップ 1)。企業 A は ebXML レジストリの内容を調査した後、ebXML に準拠した独自のアプリケーションを構築し、配備することを決定します (図 22、ステップ 2)。カスタムソフトウェアの開発は、ebXML に参加するための必要条件ではないことに注意してください。ebXML に準拠したアプリケーションおよびコンポーネントは、パッケージとして販売されている場合もあります。

次に、企業 A は、実装の詳細、参照リンク、および取引プロフィール情報を ebXML レジストリに提出します (図 22、ステップ 3)。EbXML レジストリに提出される取引プロフィールでは、その企業の ebXML の能力や制限、そしてサポートされる取引プロセスが説明されます。これらの取引シナリオは、その企業が従事することができる取引プロセスや関連する情報パーセル (例、売上税の計算) の XML バージョンともいうべきものです。取引シナリオのフォーマットや使用が正しいことの証明を受け取った後、ebXML レジストリは企業 A に通知を発送します (図 22、ステップ 3)。

企業 B は、企業 A がサポートする取引シナリオを ebXML レジストリで発見します (図 22、ステップ 4)。企業 B は、ebXML を使用して取引を行いたい旨を記した依頼状を企業 A に送付します (図 22、ステップ 5)。企業 B は、ebXML 準拠のアプリケーションパッケージを購入します。企業 A は、自社の取引シナリオおよびプロフィールが、ebXML 仕様で入手可能な情報に基づく ebXML インフラストラクチャーに準拠していることを知っています。

シナリオを執行する前に、企業 B は ebXML に準拠した企業 A のソフトウェアインターフェイスに、提案される取引上の取り決めを直接提出します。この取引申し合わせの提案には、合意済みの取引シナリオと、企業 A との取引処理実行者に関する具体的な合意がまとめられています。また、これには、取引に必要なメッセージ条件に関する情報や、偶発事故発生時のプラン、およびセキュリティー関連の条件も含まれています (図 22、ステップ 5)。企業 A がこの取引契約を承認すると、企業 B の ebXML ソフトウェアアプリケーションに通知メッセージが直接送付されます (図 22、ステップ 5)。これで企業 A、企業 B とも、ebXML を使用して *eBusiness* を執り行う準備が整いました。

8.5 ebXML アーキテクチャー参照モデル

8.5.1 概要

*ebXML アーキテクチャー参照モデル*では、関連する *eBusiness* の取引を説明するのに、以下の 2 つの考え方が用いられます。このモデルは、ISO14462、オープン EDI 参照モデル（Open-edi Reference Model、 ISO 14662）に基づいています。

図 23　exXML 参照モデル

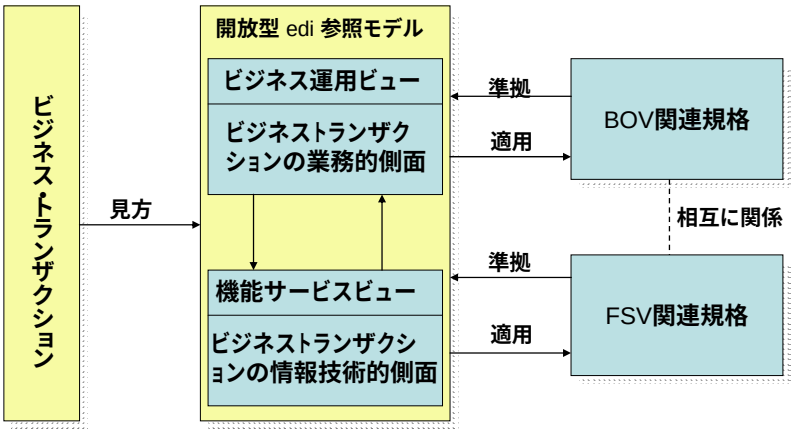

ebXML アーキテクチャーは、上述のとおり、*取引処理 (BOV)* およびサポートする*機能サービス (FSV)* という 2 つの捉え方によって分類されます。ebXML は、販売業者が開発プロセスの際にガイドとして使用する可能性のある参照モデルの役割を FSV が果たすことを想定しています。*ebXML 参照モデル*の基本的な目的は、処理面と機能面を明確に区分し、システムの相互運用性ならびにレガシーシステムとの下位互換性 (レガシーシステムが存在する場合) を最大限保証することにあります。ですから、結果として生じる *BOV* 関連の規格は、ebXML に準拠したアプリケーションやコンポーネントの構築に必要な取引およびオブジェクトクラスのモデルを提供することになります。

取引の実務は企業によって大きく異なりますが、ほとんどの活動はある特定種類の取引に一般的な*取引プロセス*に分解することが可能です。モデル化プロセスによるこの分析では、標準化に適したオブジェクトクラスやモデルが識別されます。ebXML 法では、相互運用可能な ebXML アプケーションやコンポーネントを構築する、標準的かつ再利用可能なコンポーネントが探し出されます。*BOV* および *FSV* については以下で詳しく説明します。

BOV は以下を取り扱います。

a) 取引および関連データの交換における取引データの意味

b) 以下を含む、商取引データのアーキテクチャー

- 処理上の取り決め
- 契約および申し合わせ
- 相互の義務および条件

これらは特に ebXML *取引パートナ*の取引上の必要性を満たすためのものです。

FSV は、ebXML の機械的な必要性を満たすサービスをサポートするためのものであり、以下の情報技術的側面に注意が向けられます。

- 機能性
- *サービスインターフェイス*
- プロトコルおよび*メッセージサービス*

これには以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 実装、発見、配備、および実行時シナリオの能力
- ユーザー*アプリケーション*のインターフェイス
- データ転送インフラストラクチャーのインターフェイス
- 異なる組織で使用される XML 用語の相互運用を可能にする*プロトコル*

8.5.2 ebXML **ビジネス運用ビュー**

この項で説明されるモデル化の技法は、ebXML に準拠した商取引に参加するための必須条件ではありません。次の図 22 は、ebXML の *BOV* について詳細に表したものです。

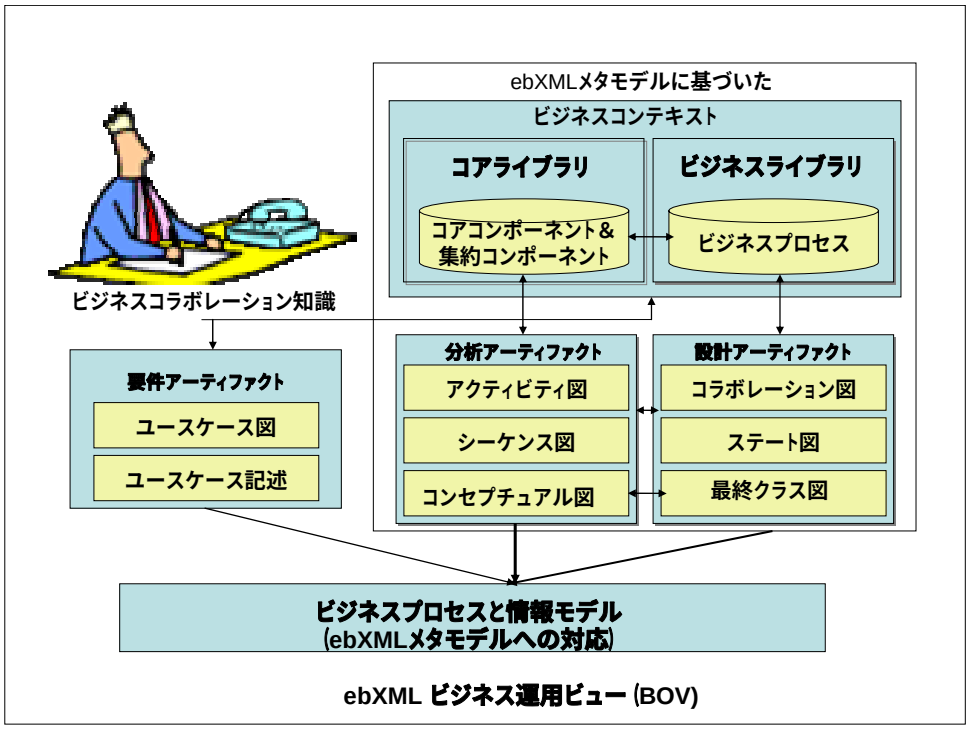

図 24 － ビジネス運用ビューの詳細な表記

上の図 24 では、*取引協力情報*が*コアライブラリー*に取り込まれます。*コアライブラリー*には、取引用語 (承認済みの業界分類スキームまたは分類法に関連付けられている場合があります) に明示されているとおり、関係や相互参照を含む、データやプロセスの定義が含まれています。*コアライブラリー*は、特定の商取引や業界言語と、より一般的な業界中立言語のモデルで示された情報とを橋渡しするものです。

第 1 段階では、*事例図および事例説明の使用*を使って、問題を説明する条件が定義されます。利用する ebXML 準拠レジストリからコアライブラリーの登録事項が使用できる場合は、それらの事項が使用され、それ以外は新しいコアライブラリーのエントリーが作成され、ebXML 準拠レジストリに登録されます。

第 2 段階 (分析) では、*取引プロセス*を説明する活動図およびシーケンス図が作成されます。*クラス図*は、関連する情報パーセル (取引メッセージ) を取り込みます。分析段階では、*コアライブラリー*に含まれている取引情報が反映されます。オブジェクト指向の原理を強制的に適用させるようなことはありません。クラス図は構造の自由なデータ図です。

設計段階は標準化の最終段階であり、オブジェクト指向の原理を適用して行われる場合があります。協力図の生成に加え、状態図が作成されることもあります。分析段階

からのクラス図は、同じ業界や他業界の別のモデルと合うように調整されます。

ebXML の相互運用性は、全てのクラスモデルに*取引オブジェクト*を適用することによって達成されます。*取引ライブラリー*の内容は、*コアライブラリー*の内容、および選択された ebXML モデル化方法論とともに、今日数多くの業界が使用している既存の*取引オブジェクト*を分析することによって作成されます。

8.5.3 ebXML 機能サービスビュー

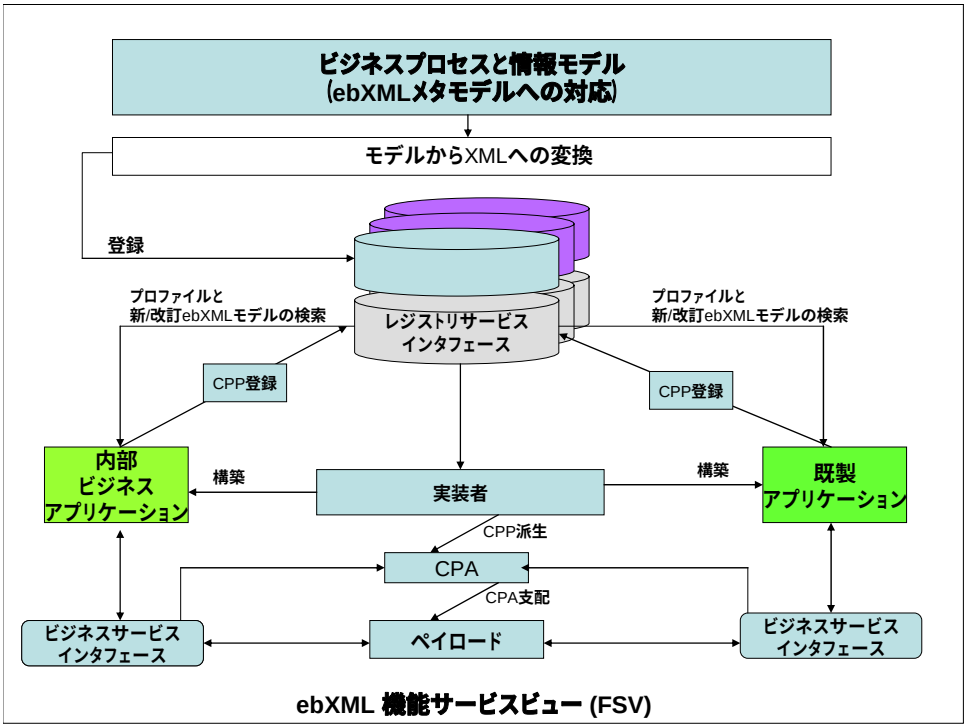

図 25 ー ebXML **機能サービスビュー**

上の図 25 に示されているとおり、*ebXML レジストリ*システムは ebXML の重要部分で、業界グループや SME、そしてその他の組織が開発した*取引プロセスおよび情報メタモデル*を保存しておく施設の役割を果たします。*レジストリ*に保存しておくため、モデルは XML (例、XML DTD、スキーマなど) に変換されます。*XML* に基づくこの取引情報は、一貫した方法により極小レベルのデータまで探し出せるような方法で示されていなければなりません。この機能を可能にするには、*ebXML レジストリシステム*内のすべてのアイテムに*一意の識別子* (UID) が必要です。*UID* キーは ebXML のすべての内容に必要な参照です。*レジストリ*の項目が世界で唯一のものであることを保証し、システムが*レジストリ*に GUID の照会を行った際、たったひと

つの結果だけが検索されるようにするため、*一意のグローバル識別子* (DC 128-GUID) が使用される場合もあります。

*取引および情報メタモデル*の意味を容易に認識できるようにするため、*レジストリ*システムは、人間が判読可能な*レジストリ*項目の説明を含める仕組みを提供しなければなりません。既存の*取引プロセスおよび情報モデル* (例、RosettaNet PIP) には、ebXML 準拠の*レジストリ*システムに登録の際、*UID* キーが割り当てられなければなりません。これらの *UID* キーは、さまざまな方法で *XML* シンタックス内に実装することができます。これらの方法には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 単なる明示的な参照の仕組み (例、URN:*UID* 法)
- 参照法 (例、URI:*UID* / 名前のスペース:*UID*)
- W3C スキーマ互換のオブジェクトに基づいた参照 (例、URN:複合タイプの名前)
- データ種類に基づいた参照 (例、ISO 8601:2000 日付/時刻/番号データ入力、およびレガシーデータ入力)

ebXML のコンポーネントは、多言語サポートを促進するものでなければなりません。*UID* 参照は言語に偏らない参照の仕組みを提供することから、特に重要です。多言語サポートを可能にするには、ebXML 仕様が Unicode および ISO/IEC 10646 の文字セットと、UTF-8 または UTF-16 の文字エンコーディングに準拠していなければなりません。

基本的な ebXML アーキテクチャーは、ebXML インフラストラクチャー内の一ヶ所の不具合が全体に及ぼす影響を最小限に留めるように分散されています。これは、特に*レジストリ*および*レポジトリサービス*に当てはまる(このアーキテクチャーの詳細は、8.7.4 項、*レジストリ*および*レポジトリ*の機能を参照)。

8.6 ebXML の機能の段階

8.6.1 概要

(1) 実装段階

実装段階は、特に ebXML インフラストラクチャーのアプリケーションを作成するための手順について取り扱います。

(2) 発見および検索段階

発見および検索段階には、ebXML 関連資源を実際に発見し、ebXML インフラストラクチャーで使用できるようにすることに関するすべての面が含まれます。

(3) 実行段階

実行段階には、関連する実際の ebXML 取引を使用した ebXML シナリオの実行が含まれます。

8.6.2 実装段階

ebXML に準拠した取引を行うことを望む*取引パートナ*は、まず ebXML 仕様のコピーを請求しなければなりません。この仕様は (HTTP、FTP 等を通じて) *取引パートナ*のもとにダウンロードされます。*取引パートナ*は、この ebXML 仕様を検討した後、*コアライブラリー*および*取引オブジェクトライブラリー*のダウンロードを請求します。また、*取引パートナ*は、分析および調査のため、もう一方の*取引パートナの取引プロセス*情報 (取引プロフィールが保存されています) を要求することも可能です。さらに、自社の*取引プロセス*情報を ebXML 準拠の*レジストリ*システムに提出することもできます。

次の図 26 には、ebXML *レジストリ*システムと*取引サービスインターフェイス*間の基本的な相互関係が示されています。

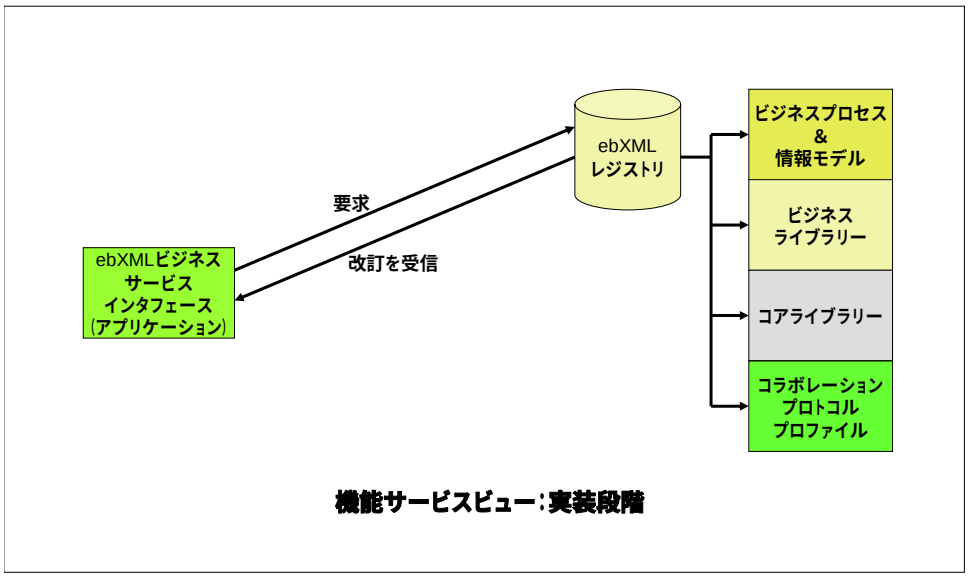

図 26 ― 機能サービスビュー： 実装段階

8.6.3 発見および検索段階

ebXML *取引サービスインターフェイス*を実装した*取引パートナ*は、発見および検索プロセスを開始することができます (次の図 27 参照)。可能な発見方法の 1 つとして、*取引パートナの取引パートナプロフィール*を要求するという方法が考えられます。ま

た、*コアライブラリー*のアップデート、*取引オブジェクトライブラリー*、そして新しい*取引情報*や情報モデルまたはそれらのアップデートのリクエストも、ebXML アプリケーションでサポートされなければなりません。*取引パートナ*は、この段階でもう一方の取引パートナによって要求された取引情報の意味を発見します。

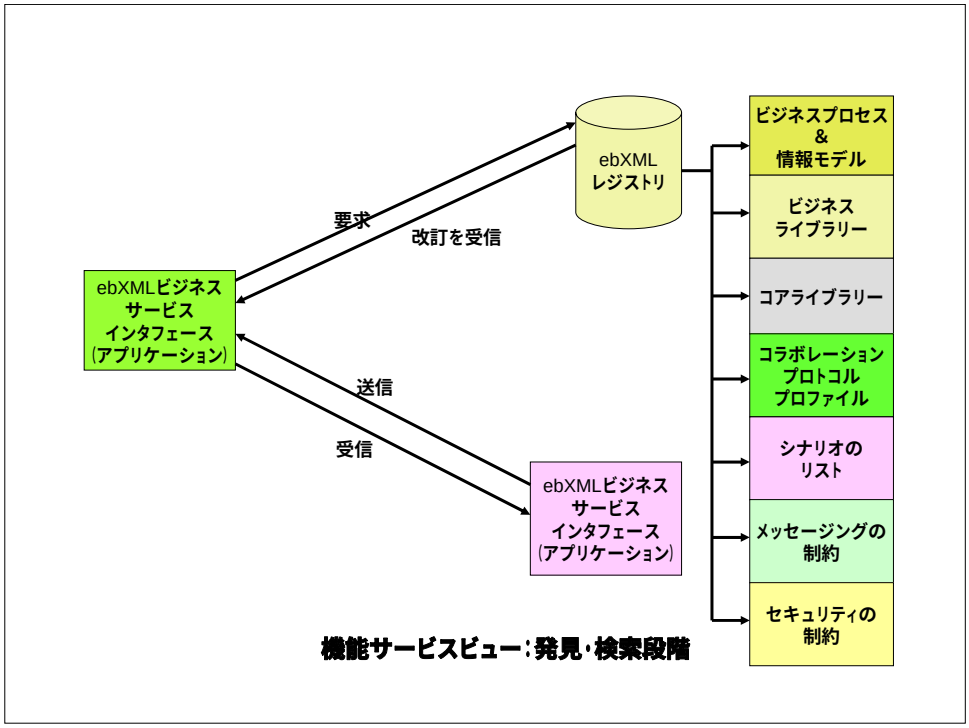

図 27 ― 機能サービスビュー: 発見・検索段階

8.6.4 実行段階

実行段階では、*ebXML メッセージサービス*を使用して*取引パートナ*間で ebXML メッセージが交換されます。実行時に*レジストリ*に電話連絡する必要が生じた場合は、発見および検索段階への逆戻りと見なされます。

図 28 ― 機能サービス面: 実行段階

8.7　ebXML インフラストラクチャー

8.7.1 取引パートナ情報 （CPP および CPA）

(1) はじめに

eBusiness の処理を容易にするため、*SME* およびその他の組織には、取引情報交換能力に関する具体的な技術実装の詳細とともに、サポートする*取引プロセス*についての情報を公開する仕組みが必要です。これは、*共同プロトコルプロフィール (CPP)* を使用することによって実現されます。CPP は、ebXML に準拠した他の*取引パートナ*が例外なく理解できるような方法で、*取引パートナ*の*取引プロセス*および*取引サービスインターフェイス*の最低条件を明らかにできるようにする文書です。

また、電子商取引の処理を容易にするため、組織には、取引文書の送受信能力に関する具体的な技術詳細とともに、サポートする*取引プロセス*についての情報を公開する仕組みも必要です。ebXML は、*共同プロトコル契約 (CPA)* という幅広い概念のもと、これを実現するための能力を定めます。*CPA* とは、ebXML を使用して *eBusiness* を行うことを望む取引パートナ同士が互いに合意した文書で、2 つの CPP の共通部分を表します。

(2) CPP の正式機能

CPP は、*取引パートナ*がサポートする特定の性能、およびその*取引パートナ*と取引文書をやり取りするために満たす必要のある*サービスインターフェイス*条件について説明します。各*取引パートナ*は、ebXML 準拠のレジストリシステムに *CPP* をひとつだけ登録しておかなければなりません。CPP には*取引パートナ*についての基本的な情報が収められています。これには、連絡先情報、業界分類、サポートされる取引プロセス、そしてインターフェイス条件などが含まれる場合がありますが、これらに限定されません。

CPP は、*取引パートナ*がサポートする*取引プロセス*と、その*取引パートナ*がサポート機構として共同取引に使用するメッセージサービスのインターフェイス条件について説明します。また、セキュリティや実装に関するその他の詳細を *CPP* に含めることもできます。ebXML に準拠した*取引パートナ*は、それぞれ自社の *CPP* を ebXML 準拠の*レジストリ*システムに登録し、*取引パートナ*が、(1) 互いを探し出したり、(2) 他の*取引パートナ*のサポートする*取引プロセス*を発見したりすることができるような仕組みを提供しなければなりません。

(3) CPA の正式機能

共同プロトコル契約 (CPA) は、複数の*取引パートナ*が合意した (1) *メッセージサービス* (技術) および (2) *取引プロセス* (アプリケーション) の条件について説明し

たものです。概念的には、ebXML は *eBusiness* のための *CPA* に結びつくようなサブセットの絞込みを 3 段階サポートしています。最も外側の範囲は*取引パートナ*のすべての可能性に関連しており、その中に*取引パートナ*が実行できる事柄が含まれています。また、さらにその内側に、*取引パートナ*が実行する事柄が含まれているわけです。

CPA には、*メッセージサービス*インターフェイスの条件と、*eBusiness* に使用することを*取引パートナ*が互いに合意した*取引プロセス*に関する実装の詳細が含まれます。*取引パートナ*は、ebXML 準拠の*レジストリ*システムに *CPA* を登録することもできますが、これは *CPA* 作成プロセスの必須事項ではありません。

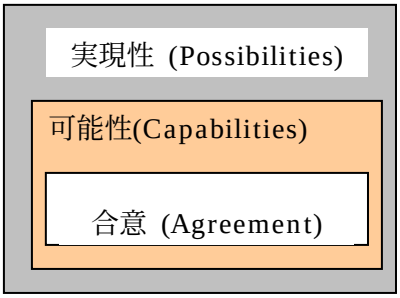

図 29 **ー** CPA **の** 3 **つのレベル**

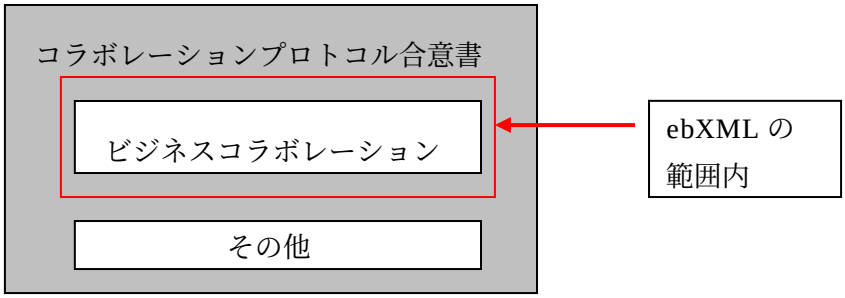

図 30 **ー** CPA **の範囲**

*取引協力*は、ebXML *取引パートナ*が要求できる最初のサポートです。特定の*取引協力*へ向けたこの「サポート要求」は、特に ebXML *レジストリ*やその他のサービスなどのディレクトリサービスで公開したり宣伝したりするために定められた個別のプロフィールで容易に行うことができます。次の図 29 は、ebXML 内の*共同プロトコル契約*の範囲を示したものです。

(4) CPP **インターフェイス**

取引プロセス：CPP は、CPP インスタンスを所有するエンティティによってサポートされる取引プロセスをひとつ以上参照できなければなりません。また CPP は、ユーザが引き受けることのできる BP 内の役割 (ロール) も参照しなければなりません。

CPP は、サポートされる取引プロセスそれぞれを直接的あるいは間接的に参照できなければなりません。

CPP は、レジストリの機構に保存したり、ここから検索したりできなければなりません。

CPP は、ebXML メッセージサービスのペイロードで伝送できなければなりません。また CPP では、ebXML メッセージヘッダーの作成に使用しなければならない詳細について説明されていなければなりません。

(5) CPA インターフェイス

CPA には、取引パートナが ebXML メッセージ機構を通じて使用するソフトウェアコンポーネントへのインターフェイスがあります。

取引パートナの能力を取引パートナの実行項目にしていかなければならないことから、CPA には CPP へのインターフェイスが用意されています。取引パートナの実行項目は、その能力の範囲内でなければならないことから、これは 2 つの文書の共通事項となります。

各取引プロセスで取得したり参照したりする場合があることから、CPA には取引プロセス文書へのインターフェイスが用意されます。

また CPA をレジストリ機構に保存し、保存や検索を行うことができるようにすることも可能です。

(6) 非規範的実装の詳細 （CPP および CPA）

発見のプロセス後に交渉が行われる *CPA* は、複数の*取引パートナ*が取引情報の交換に使用することを同意した*メッセージサービス*および*取引プロセス*に関連する情報のスナップです。契約の施行後、承認された *CPA* に含まれるパラメータを変更する場合は、すべての関係当事者間で新たな *CPA* の交渉が行われなければなりません。

8.7.2 取引プロセスおよび情報モデル化

(1) はじめに

ebXML *取引プロセスおよび情報メタモデル*とは、一貫したモデル化の方法を使用して*取引パートナ*が特定の取引シナリオの詳細を取得できるようにする仕組みです。*取引プロセス*では、共通の*取引プロセス*で他の*取引パートナ*との相互作用を促進するための*取引パートナ*の役割の遂行、関係、および責務が詳細に説明されます。複数の役割間の相互作用は、記述された一式の*商取引*として生じます。*商取引*は、電子*取引文書*の交換として表されます。交換の順序については、*取引プロセス*、メッセージ、そしてセキュリティを考慮して定められます。*取引文書*は、再利用可能な取引情報で構成されます (以下の第 9.2.3「インターフェイス」の「コアコンポーネントとの関係」

参照)。より低位なレベルでは、*取引プロセス*は再使用可能なコアプロセスで、そして*取引オブジェクト*は同じく再使用可能なコアコンポーネントで構成されることがあります。

ebXML *取引プロセスおよび情報メタモデル*は、それぞれの観点の意味 (語彙) 一式を提供する条件、分析、および設計の観点をサポートし、取引プロセスや情報の統合および相互運用性を促進するオブジェクトや製作物の仕様の基礎となります。

また、実行時のシステムを設定し、一連の ebXML 商取引を実行するのに必要となる公称エレメントセットの仕様をサポートするため、メタモデルのもうひとつの側面である仕様スキーマも提供されます。他のいくつかの面からモデル化の要素を取り出すことにより、*仕様スキーマ*は ebXML *取引プロセスおよび情報メタモデル*の意味の一部をなします。*仕様スキーマ*は、UML プロフィールと DTD という、2 つの独立した表し方があります。

ebXML *取引プロセスおよび情報メタモデル*と ebXML *仕様スキーマ*の関係は、次のように表すことができます。

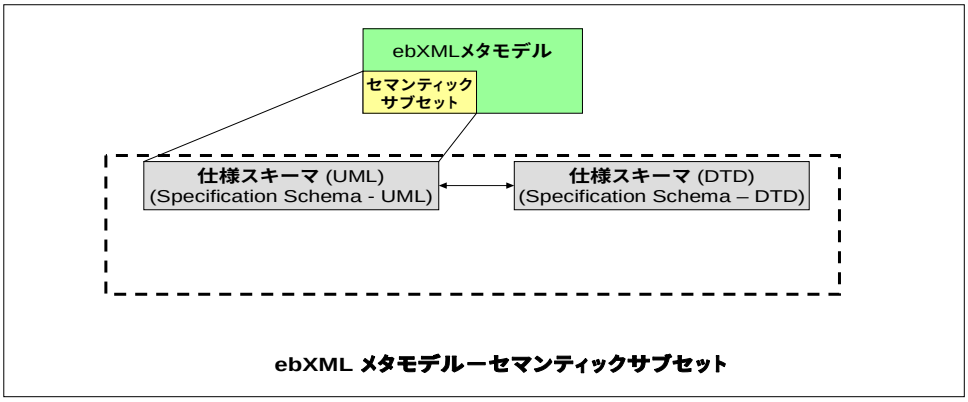

図 31 ー ebXML メタモデルーセマンティック（意味）サブセット

*仕様スキーマ*は、取引協力に向けた*商取引*の仕様や構成をサポートします。*商取引*は、それぞれ使用可能な数多くの標準パターンのひとつを使用して実施することができます。パートナ同士の実際のメッセージ交換や信号の交換はこれらのパターンによって定められ、電子商取引に必要な法的拘束力が実現されます。パターンを指定する一助として、*仕様スキーマ*には標準のパターンと、それらの標準パターンに一般的なモデル化のエレメント一式が付け加えられています。従って、取引プロセスの完全な仕様は、*仕様スキーマ*を考慮して定められた取引プロセスモデルと、好みのパターンの識別で構成されることになります。続いて、この完全な仕様が*取引パートナ協力プ*

*ロフィール*および*協力契約*を作成するためのインプットとなります。これは次のように表すことができます。

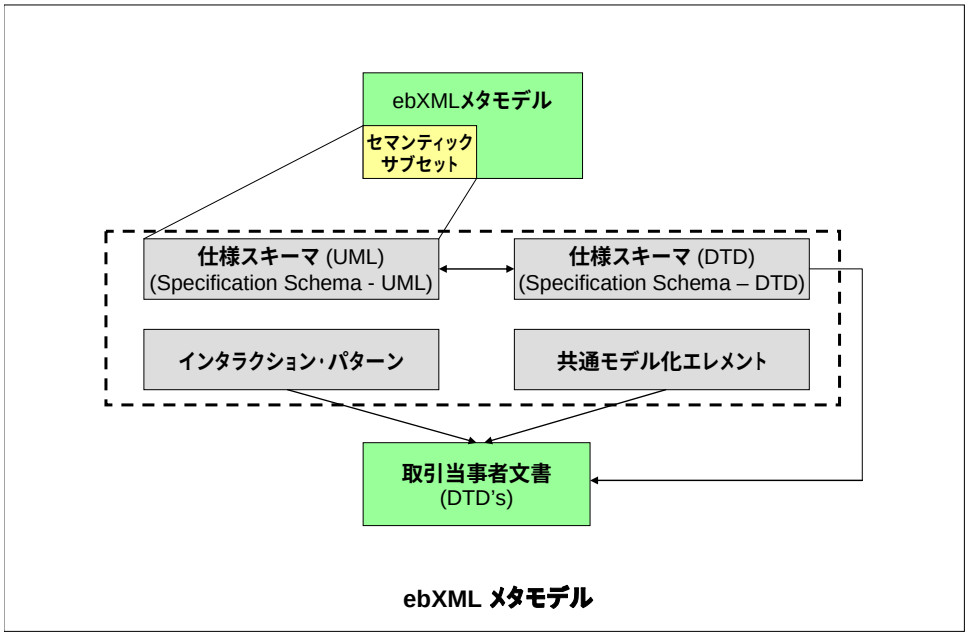

図 32　　ebXML メタモデル

新たな*取引プロセス*の作成に、モデル化言語の使用を強制する正式な条件はありませんが、*取引プロセス*の開発にモデル化言語を使用する場合は、*統一モデル化言語（Unified Modeling Language）(UML)* でなければなりません。この必須事項は、新しい*取引プロセス*の作成に一貫した唯一のモデル化方法が使用されるようにするためのものです。

一貫性のある取引プロセスおよび情報モデルの作成をさらに促進させるため、ebXML ではコアライブラリーと平行して、核となる取引プロセス一式が定められる予定です。ebXML インフラストラクチャーのユーザは、このセットを拡張したり、あるいは独自の*取引プロセス*を使用したりできるようになる可能性があります。

(2) 正式な機能

*取引プロセス*文書のインスタンスの解釈は、人間でもアプリケーションでも情報が読み取れるような形式でなければなりません。これは、商取引の完全自動化へ向けた移行を容易にするために必要な措置です。

*取引プロセス*は、*レジストリ*機構で保存および検索可能でなければなりません。*取引プロセス*は、簡単に発見できるように ebXML レジストリに登録しておくことができます。

アプリケーションが理解できるように、取引プロセスは XML シンタックスで表現できなければなりません。また、*取引プロセス*は、以下の種類の情報を表すことができる情報モデル、あるいは XML ベースで表されたモデルで構成されていなければなりません。

- 文書インスタンス交換の構成
- 取引データを体系化する*メタデータ* (でき得れば DTD もしくはスキーマ) への参照
- 各*取引プロセス*参加者の役割の定義
- サポートする*メタデータ*が参照可能であること
- *コアコンポーネント*に影響を及ぼすコンテキストの制約が与えられていること
- *CPA* 確立のための枠組みが提供されていること
- *取引プロセス*のドメイン所有者および連絡先

[メモ: このリストは包括的なものではありません。]

(3) インターフェイス

*取引プロセス*から関連する*取引プロセスおよび情報メタモデル*、ebXML アーキテクチャーの他の部分、あるいは他のツールや環境へのインターフェイスは、ebXML 仕様の範囲外です。

CPP と CPA の関係

*取引パートナ*の *CPP* インスタンスでは、サポートする*取引プロセス*の数 (0、1、もしくはそれ以上) および各プロセスにおける役割に関する、そのパートナの機能および技術面での能力が定められています。

取引パートナ 2 社間の契約では、互いに商取引を執り行う際の実際の条件が定められます。従って、*取引プロセス*、それに関連した*取引プロセスおよび情報メタモデル*、そして *CPA* との間のインターフェイスは、*取引プロセスおよび情報メタモデル*の商取引レイヤーを表す XML 文書として示される*取引プロセス*文書の一部となります。XML による商取引の順序表現は、*取引プロセス*と*取引パートナ情報*モデルで共有されます。

コアコンポーネントとの関係

*取引プロセス*のインスタンスは、他の*取引パートナ*との取引データを交換するための条件を定めることが可能です。取引データは、ebXML *コアライブラリー*のコンポーネントで構成される場合があります。従って*取引プロセス*文書は、一意に参照可能なメタデータ (でき得れば DTD もしくはスキーマ) 付きの XML 文書を使用して、

直接または間接的に*コアコンポーネント*を参照しなければなりません。*コアコンポーネント*と*コアライブラリー*をインターフェイスする仕組みは、各コンポーネントの *UID* または *GUID* によるものでなければなりません。

ebXML メッセージとの関係

*取引プロセス*のインスタンスは、*ebXML メッセージ*を使用して、ある*レジストリ*機構から別の*レジストリ*機構へ移すことができなければなりません。また、*ebXML メッセージサービス*を使用して、*レジストリ*とユーザーアプリケーションとの間でも移動できなければなりません。

レジストリシステムとの関係

ebXML インフラストラクチャー内での使用が想定されている*取引プロセス*のインスタンスは、レジストリクエリーを通じて検索できるようにしなければなりません。従って、各*取引プロセス*には *UID* または *GUID* が含まれていなければなりません。

(4) 非規範的実装の詳細

*取引オブジェクト*または*取引文書*の厳密な構成は、*取引プロセス*から派生した一連のコンテキストによって統制されます。次の図 31 は、アーキテクチャーのモデル化レイヤーについて示したものです。

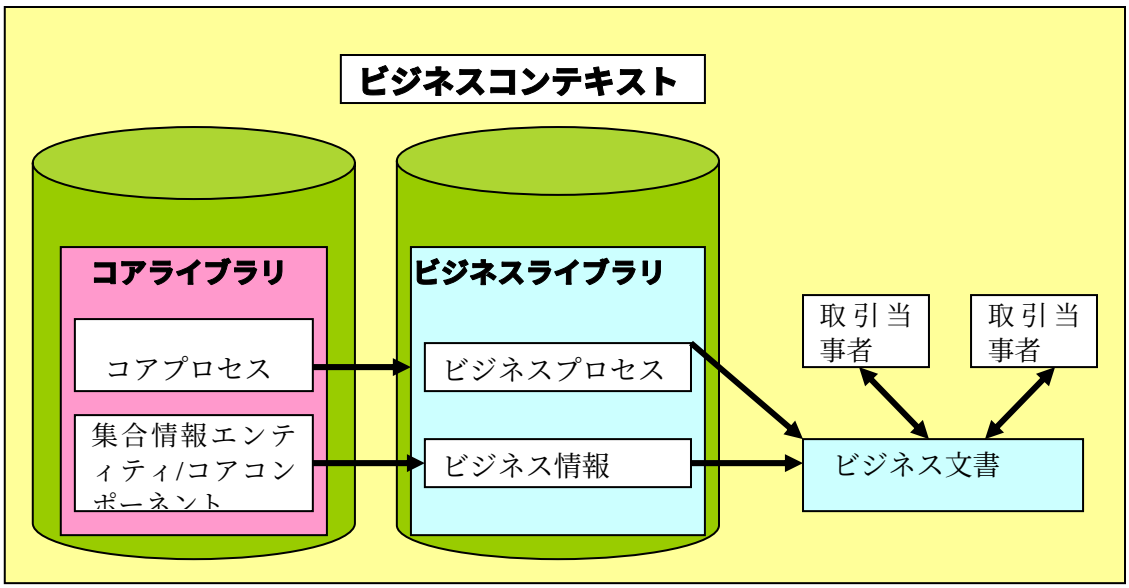

図 33 ー ebXML 取引プロセスおよび情報モデル化レイヤー

ebXML *取引プロセスおよび情報モデル*は、推奨される ebXML *モデル化方法*に準拠していれば、その他の方法で作成することができます。

8.7.3 コアコンポーネントおよびコアライブラリーの機能

(1) はじめに

*コアコンポーネント*は、実際の取引概念に関する情報や、その概念、他の*取引情報*、そしてある特定の ebXML *eBusiness* の状況で使用される可能性のある*コアコンポーネント*または*複合コンポーネント*の使用法を説明するコンテキストの記述間の関係に関する情報を取得します。

*コアコンポーネント*となる可能性があるのは、個々の*取引情報*、または*複合コンポーネント*につながる自然発生的な一群の取引情報のいずれかです。

最初の*コアコンポーネント*一式は、*ebXML コアコンポーネントプロジェクトチーム*が定義しなければなりません。ebXML のユーザは、ebXML コアライブラリーのコンポーネントを採用したり、これを拡張したりすることができます。

(2) 正式な機能

*コアコンポーネント*は、少なくとも以下の機能を促進するものでなければなりません：

*コアコンポーネント*は、ebXML *レジストリ*機構を使用して、保存および検索できなければなりません。

*コアコンポーネント*は、取引および技術上の必要性の双方を満たす最低限の情報を取得、保持できなければなりません。

*コアコンポーネント*は、XML シンタックスで表現できなければなりません。

*コアコンポーネント*には、以下を含めることができなければなりません。

- もう一方の*コアコンポーネント*と個々の取引情報
- その他の*コアコンポーネント* (個々の取引情報は任意)

*コアコンポーネント*は一意に識別可能でなければなりません

(3) インターフェイス

*コアコンポーネント*は、*取引プロセス*のインスタンスから直接的または間接的に参照することができます。*取引プロセス*は、条件どおりに単一の*コアコンポーネント*あるいは*コアコンポーネント*のグループを指定したり、*取引プロセス*の一部として任意の情報を指定したりすることができます。

*コアコンポーネント*は、*レジストリ*機構で保存および検索できるような方法で、*レジストリ*とインターフェイスすることができます。

同義語として双方あるいは一方から参照可能なことから、*コアコンポーネント*は、別の XML 語彙の XML エレメントとインターフェイスすることができます。

(4) 非規範的実装の詳細

*コアコンポーネント*に属性を含めたり、*コアコンポーネント*を別の*コアコンポーネント*に含めたりして、その*コアコンポーネント*が使用される正確なコンテキストまたはコンテキストの組み合わせを指定することができます。

特定の取引コンテキストで*コアコンポーネント*を結合するプロセスには、*コアコンポーネント*が別の*コアコンポーネント*内に配置されたことが明らかにできるような方法が含まれていなければなりません。また、別の*コアコンポーネント*や*複合コンポーネント*内の異なるレイヤーで*コアコンポーネント*の再利用を促進させるため、複数の構造コンテキストの結合体とすることも可能です。これは、*取引コンテキスト*と呼ばれています。

また、コンテキストは、*取引オブジェクト*が発生するインスタンスを定める、*取引プロセスおよび情報メタモデル*を使用して定義することも可能です。

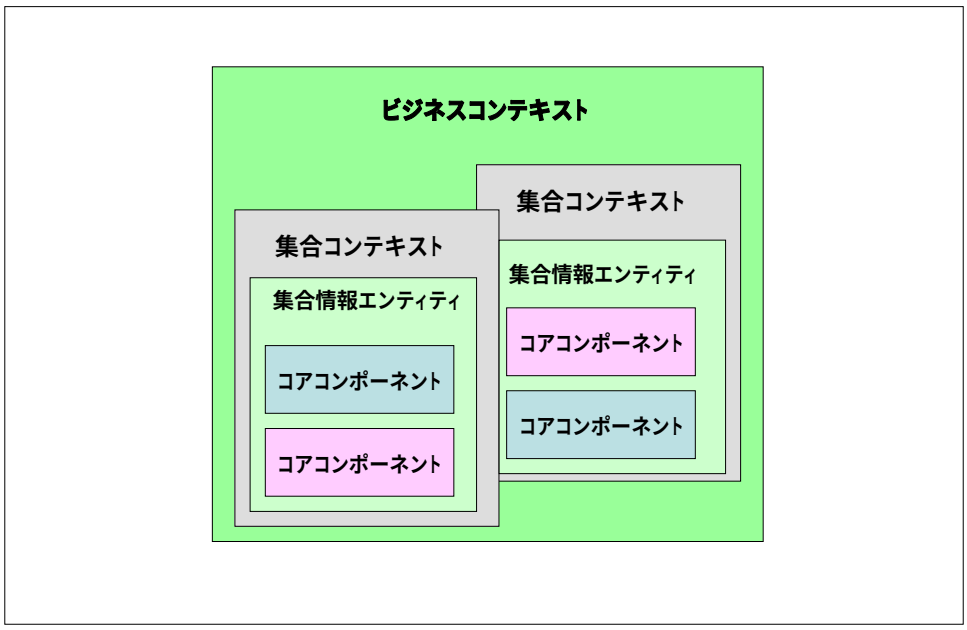

図 34 － 集合コンテキスト、集合コンポーネント及び コアコンポーネントで定義されたビジネスコンテキスト

一般的なコアコンポーネントの*取引情報*や*コアコンポーネント*は、必須あるいは任意のどちらかです。特定のコンテキストまたはコンテキスト結合体 (複合コンテキストまたは取引コンテキスト) の*コアコンポーネント*は、必須および任意の基本的重要性を変更することができます。

8.7.4 レジストリの機能

(1) はじめに

*ebXML レジストリ*は、ユーザ間の情報の共有を可能にするサービス一式を提供します。*レジストリ*は、登録されたアイテムのメタデータへのインターフェイスを保持するコンポーネントです。ebXML *レジストリ*へのアクセスは、*レジストリサービス*が示すインターフェイス (API) を通じて実現されます。

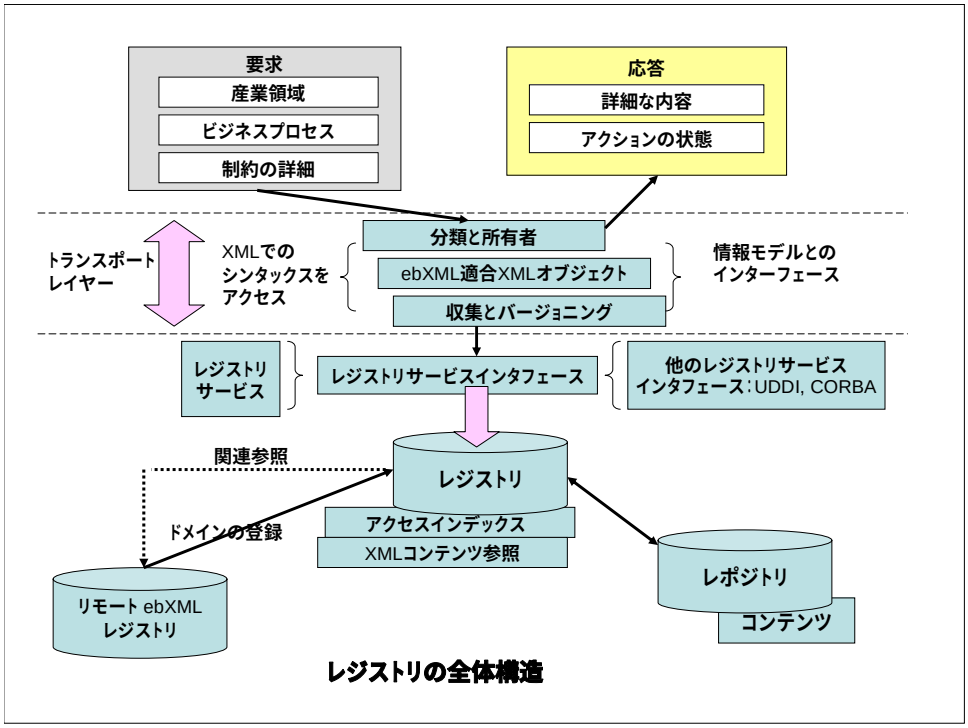

図 35 － レジストリ/レポジトリアーキテクチャー全体図

(2) 正式な機能

*レジストリ*は、マルチバイトの文字セットを使用してシンタックスに表された項目の保存に対応しなければなりません。

*提出組織*によりそれぞれ細かさのレベルが定められる各*レジストリ項目*は、一意に識別可能でなければなりません。これは、アプリケーションからレジストリへのクエリーを容易にするために欠かせません。

*レジストリ*は、コンテキストに応じた *UID* または *GUID* のクエリーに対して、一致を返さないか、あるいはひとつの一致のみを返すようにしなければなりません。クエリーに対して複数の結果が表示されるような場合は、*レジストリ登録機関*にエラーメッセージが報告されるようにすべきです。

*レジストリ項目*は、登録済みの各項目を識別、指定、および記述するための情報の

関連付けや、その管理状態およびアクセス状態の提供、その不変性と不定性の定義、あらかじめ定められたスキーマに従った項目の分類、ファイル表示タイプの宣言、そして提出する組織と責任を有する組織との識別などが可能なように体系化されていなければなりません。

*レジストリインターフェイス*は、アプリケーションからレジストリへの自動アクセスを提供します。人間とレジストリとのやり取りは、独立したインターフェイスではなく、*レジストリクライアント* (例えば、ウェブブラウザ) 上のレイヤーとして構築しなければなりません。
*レジストリインターフェイス*は、トランスポートレイヤーに依存しないよう設計しなければなりません。

*レジストリ*によってサポートされるプロセスには、以下が含まれる場合があります。

- *レジストリ*とレジストリクライアント間の特別な *CPA*
- *レジストリ*および*レジストリクライアント*を含む、機能プロセス一式
- 特定の*取引プロセス*の一部として、レジストリクライアントと*レジストリ*の間で交換される*取引メッセージ*一式
- *取引メッセージ*と、関連するクエリーおよび応答の仕組みをサポートする、単純なインターフェイス一式
- ebXML 準拠レジストリ間のやり取りを調整する特別な *CPA*
- *レジストリ*対*レジストリ*のやり取りのための機能プロセス一式
- 救済処置付きのエラー応答および条件一式

発見プロセスを容易にするため、例えばウェブブラウザを使用して、人間とレジストリとのやり取りにクエリーの参照および絞り込み（drill down）を使用することが可能です。ユーザには、使用可能な*レジストリ*の分類スキーマに基づくコンテンツの閲覧や移動が可能となっていなければなりません。

*レジストリ*メッセージは、*レジストリ項目*およびそのメタデータを作成、変更、そして削除するために必要不可欠です。

*レジストリ*がアクセスする際、*レポジトリ*の認証や保護のため、適切なセキュリティプロトコルを配備することが可能です。

(3) **インターフェイス**

ebXML メッセージ:

*レジストリ*のアクセス機構が使用するクエリーのシンタックスは、バックエンドシステムの物理的な実装に依存しません。ebXML *メッセージサービス*は、レジストリを出入りするあらゆる通信を搬送する役割を果たします。

取引プロセス:

*取引プロセス*は、ebXML *レジストリサービス*を使用して公開および検索することができます。

コアコンポーネント:

*コアコンポーネント*は、ebXML *レジストリサービス*を使用して公開および検索することができます。

メタデータ付きの項目:

XML エレメントは、ebXML *レジストリサービス*を通じて管理される項目に関する標準的なメタデータを提供します。[メモ: メタデータは項目自体とは別のものなので、*ebXML レジストリ*は任意の項目をカタログ化することができます。] ebXML レジストリは分散されているので、別の ebXML *レジストリ*とのやり取りや相互参照が可能です。

(4) 非規範的実装の詳細

*レジストリ*内の*取引プロセスおよび情報モデル*は、さまざまな分類スキーマに従って保存することが可能です。*レジストリ*の実装に関する既存の ISO11179/3 の作業を使用して、ebXML *レジストリ*の実装モデルを提供することができます。

また、*レジストリ項目*およびそのメタデータは、HTTP のみを使用した *XML* ベースの URI 参照として識別し、直接アクセスすることも可能です。レジストリ拡張サービス機能の例は、ebXML イニシアチブの次の段階まで延期される場合があります。これには、変換サービス、ワークフローサービス、品質保証サービス、そして拡張セキュリティ機構が含まれる可能性があります。

*レジストリサービス*は、*レジストリ*インターフェイスが ebXML に準拠している限り、複数の配備モデルを含めることが可能です。

*レジストリ項目*への *GUID* の指定は、DC 128 GUID アルゴリズムなどの標準アルゴリズムの使用により容易になることがあります。

既存の *OASIS* モデルは、拡張情報ならびに一般情報を処理するようデザインされたスーパーセットなので、特に取引情報の保存および検索用として仕立てられている *ebXML レジストリ*サービスの*取引プロセスおよび情報モデル*をその拡張とすることも可能です。

8.7.5 メッセージサービスの機能

(1) はじめに

*ebXML メッセージサービス*は、ebXML *取引パートナ*間で取引メッセージを交換するための標準的な方法を提供しなければなりません。また、独占的な技術やソリューションに依存することなく取引情報を交換可能な信頼の置ける方法を提供しなければなりません。*ebXML メッセージ*には、ヘッダー (ルーティングおよび配信に必要) およびペイロード (トランスポートに必要) のための構造体が含まれます。
*ebXML メッセージサービス*は、概念的に (1) 抽象*サービスインターフェイス*、(2) *メッセージサービスレイヤー*で提供される機能、そして (3) 基本的なトランスポートサービスへのマッピングという 3 つの部分に分割されます。抽象インターフェイス、*メッセージサービスレイヤー*、そしてトランスポートサービスの関係は、次の図 8-15 に示されるとおりです。

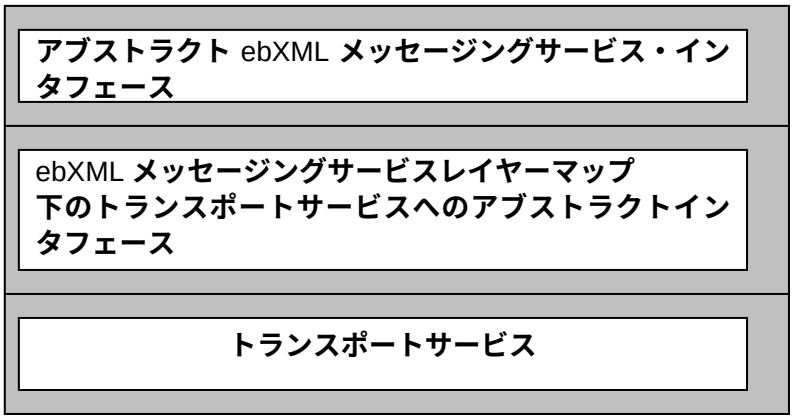

図 36 ― ebXML メッセージサービス

次の図は、ebXML *メッセージングサービス*アーキテクチャー内に存在する機能モジュールの論理的な配置を示したものです。これらのモジュールは、相互の関係および依存状況を表すような方法で配置されています。このアーキテクチャー図は、ebXML システムで実装可能な広範にわたるサービスを反映しながら、ebXML *メッセージサービス*の柔軟性を示しています。

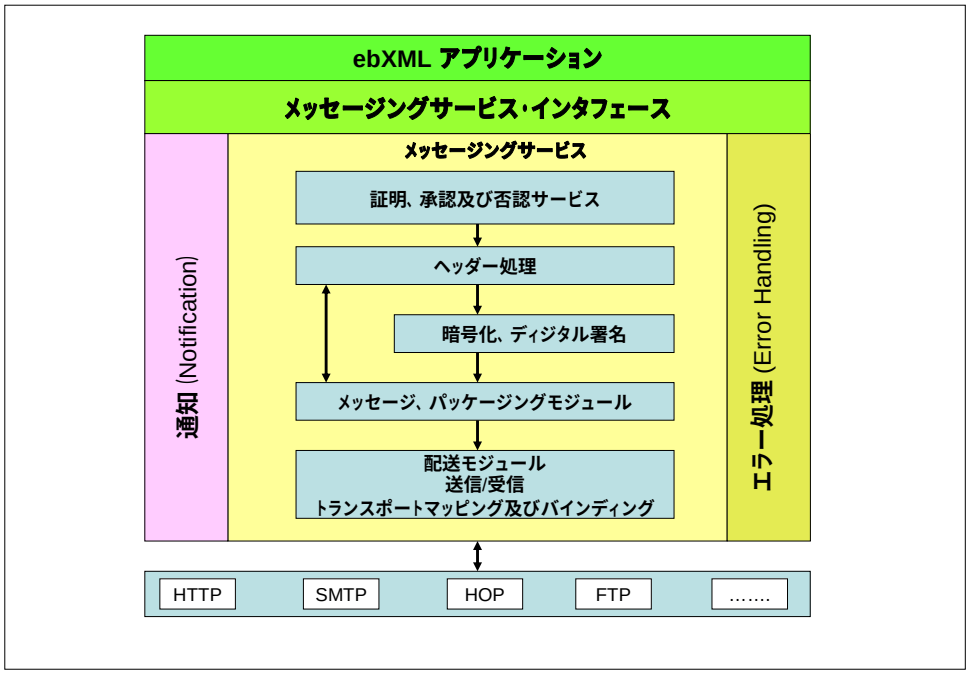

図 37 －メッセージングサービスアーキテクチャー

(2) 正式な機能

ebXML インフラストラクチャーのユーザがさまざまなトランスポートプロトコル(考えられる例としては SMTP、HTTP/S、FTP など) で互いに *ebXML メッセージ*を交換できるようにするため、*ebXML メッセージサービス*は、安全かつ一貫した、信頼できる仕組みを提供しなければなりません。

*ebXML メッセージサービス*は、*レジストリ*やユーザの準拠*アプリケーション*を含む、ebXML *コンポーネント*間で配達されるすべてのメッセージのフォーマットを定めなければなりません。また、*共同プロトコル契約 (CPA)* で定められる「履行規則」を使用し、これに従わせるようにしなければなりません。

*ebXML メッセージサービス*は、ペイロードの内容に関して一切制限することはできません。

*ebXML メッセージサービス*は、シンプレックスメッセージ (一方向) および要求/応答メッセージ (同期または非同期のいずれか) の交換をサポートしなければなりません。

*ebXML メッセージサービス*は取引のニーズを満たさなければならず、従って、複数のペイロードやメッセージが使用される場合は、インスタンスのペイロードの順番付けをサポートしなければなりません。

ebXML *メッセージサービスレイヤー*は、*共同プロトコル契約*で両当事者が定義し

たとおり、「履行規則」を施行しなければなりません (メッセージの配信に関連したセキュリティおよび*取引プロセス*機能を含む)。*共同プロトコル契約*では、各*当事者*が従うことに同意した許容し得る行為が定義されます。これら基本原則の定義は、*共同プロトコル契約*、商取引発生時に制定される相互連関契約 (例えば、オンラインによる書籍の購入)、もしくはその他の契約フォームなどを含む、種々の形式が可能です。*メッセージサービスレイヤー*は、これらの基本原則を実施するためにあります。基本原則に違反するとエラー状態となり、適切な方法で報告されます。

*ebXML メッセージサービス*は、以下を含むセキュリティ関連のすべての機能を実行しなければなりません。

- 身分証明
- 認証 (身分証明の確認)
- 許可 (アクセスの制御)
- プライバシー (暗号化)
- 完全性 (メッセージ署名)
- 否認拒否
- 記録

(3) インターフェイス

*ebXML メッセージサービス*では、抽象レベルで以下の機能が含まれる抽象インターフェイス付きの ebXML が提供されます。

- 送信 – *ebXML メッセージ*の送信 – パラメータの値は、*ebXML メッセージヘッダー*から導き出されます。
- 受信 – *ebXML メッセージ*受信の意思を示します。
- 通知 – 予想されたイベントおよび予定外のイベントを通知します。
- 照会 – 特定の ebXML メッセージ交換の状態を照会する方法を提供します。

*ebXML メッセージサービス*は、以下を含む、内部システムをインターフェイスしなければなりません。

- 内部システムへの受信メッセージのルーティング
- エラー通知

*ebXML メッセージサービス*は、ebXML レジストリへのインターフェイスを容易にしなければなりません。

(4) **非規範的実装の詳細**

ebXML メッセージ構造およびパッケージ化

次の図 38 は、*ebXML メッセージ*の論理構造を示します。

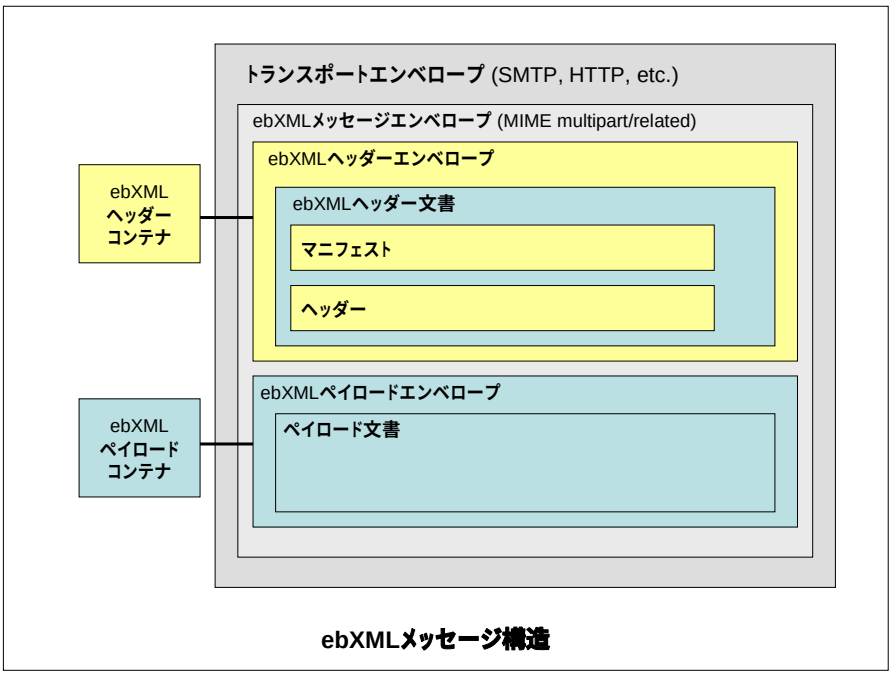

図 38 **ー** ebXML **メッセージ構造**

*ebXML メッセージ*は、オプションのトランスポート*プロトコル*に固有の外部*通信プロトコルエンベロープ*と、*プロトコル*に依存しない *ebXML メッセージエンベロープ*で構成される場合があります。*ebXML メッセージエンベロープ*は、MIME マルチパート/関連のコンテンツタイプを使用してパッケージ化できます。*eBusiness* 環境では、*パートナ*間の情報交換が多岐にわたることから、パッケージ化のソリューションとして MIME が使用されます。例えば、複数の*取引パートナ*間の複雑な B2B 商取引には、多くの取引文書 (XML またはその他の文書フォーマット)、バイナリーイメージ、またはその他の関連*取引オブジェクト*を含むペイロードが必要となる場合があります。

8.8 準拠

8.8.1 はじめに

この項では、ebXML *準拠*のための一般的な枠組み、概念、および条件が定められます。これには、ebXML 準拠戦略の概要、ebXML の各技術仕様で準拠に対処するための案内、そして、技術アーキテクチャー仕様に固有の準拠条項などが含まれます。

この項では、技術アーキテクチャー仕様を除き、各 ebXML 技術仕様の準拠条件は定められていません。技術アーキテクチャー以外の ebXML の仕様は、技術仕様書の範囲となります。

この項の目的は以下のとおりです。

a) 準拠およびこの仕様群への準拠に必要な事項について、一般的な理解を確実なものとすること。
b) 各コンポーネントの仕様で、準拠が一貫して取り扱われるようにすること。
c) *取引プロセス*およびメッセージの相互運用性および開かれた交換を促進すること。
d) 適切な準拠テスト一式の使用を奨励するとともに、準拠テスト一式の開発において一律性を促進すること。

ebXML への準拠は、ebXML インフラストラクチャーへの準拠条件と、各 ebXML 技術仕様への準拠条件に基づいて定義されます。ebXML への準拠の主な目的は、ebXML 実装間で相互運用を成功させたり、XML 取引文書やメッセージの交換を開かれたものにしていく可能性を増大させることにあります。準拠は必要条件ですが、それだけでは相互運用性を保証するのに十分な条件とは言えません。相互運用性や開かれた情報交換は、ebXML 仕様の条件に準拠して実装が行われているいる場合に、実現の可能性が高まります。

8.8.2 ebXML への準拠

ebXML への準拠は、ebXML インフラストラクチャーのすべてのアーキテクチャーコンポーネントから成り、少なくとも各 ebXML 技術仕様の最小準拠条件を満たすような ebXML システムへの準拠として定義されます。これには、技術アーキテクチャー仕様の機能条件やインターフェイス条件も含まれます。

ebXML では、適用される各 ebXML 技術仕様の条件に準拠した場合に、実装が準拠済みと見なされます。準拠条件は、それぞれの ebXML 技術仕様の準拠条項に示されています。準拠条項は、その仕様への準拠を宣するために満たす必要のあるすべての条件を明確に指定したものです。これらの条件は、各仕様のさまざまなレベルで適用されたり、グループ化されたりする場合があります。

8.8.3 技術アーキテクチャー仕様への準拠

この項では、技術アーキテクチャー仕様に準拠するための条件について詳しく説明します。

この仕様に準拠するには、それぞれの ebXML 技術仕様が以下のようになっていなければなりません。

a) この仕様中、技術仕様に適用される仕様で定められた機能条件およびインターフェイス条件をすべてサポートしていること。
b) ebXML やそのコンポーネントに矛盾したり、準拠しなくなったりするような条件を指定しないこと。
c) この仕様の条件よりも一層具体的で範囲も限定された条件を付加する準拠条項を含めることができること。
d) テスト可能な条件のみ含めること。

実装を準拠済みとするには、本仕様および適切な技術仕様内に含まれる該当個所の準拠条件を満たさなければなりません。

8.8.4 準拠テストの一般的枠組み

準拠テストの目的は、テストされる ebXML の実装が、関連する ebXML 仕様で述べられている条件に従っているかどうかを見極めることにあります。準拠テストにより、ベンダーは、ebXML に基づいて構築された、相互運用可能な互換システムを実装することが可能となります。ebXML の*実装*および*アプリケーション*は、使用可能なテスト一式でテストし、ebXML 仕様に準拠していることの確証を得なければなりません。

ebXML へ準拠を謳った ebXML の*実装*、*アプリケーション*、および*コンポーネント*の準拠を確かめるには、OASIS や NIST など、ベンダーに依存しない組織が開発し、一般的に入手可能なテストを使用しなければなりません。ベンダーが自社製品のインターフェイス互換性、準拠、そして相互運用性をテストすることができる、実装の公開ソース参考も入手可能な場合があります。

8.9 セキュリティ上の検討事項

8.9.1 はじめに

ebXML の統合*セキュリティーモデル*は、別の文書に示されています。*セキュリティーモデル*は、ebXML ユーザの必要性を最大限満たすという基本的な目標のもと、ebXML インフラストラクチャー全体に適用しなければなりません。

セキュリティーモデルは、*ebXML 条件文書*で定められたセキュリティーニーズを満たしていなければなりません。

付録 A： ebXML 取引シナリオの例

定義

このシナリオセットは、ebXML 準拠ソフトウェアを使用して、広く知られている一般的な eBusiness モデルを実装する方法を示します。

目的

これらのシナリオは、公開標準を使用し、SME がインターネット上で適正に eBusiness を行うための便利な方法として、ebXML 仕様を適切に位置付けるためのものであり、仕様と実際のユーザとの橋渡し役となります。

対象

ebXML 仕様に一般的な取引シナリオを実装する方法を示すことから、これらのシナリオは、ebXML 準拠ソフトウェアの使用を予定している企業に役立ちます。

シナリオリスト

a) 取引パートナ 2 社が契約を締結し、関連する電子情報交換を実行する場合
b) 取引パートナ 3 社以上が供給者チェーンを実装して取引プロセスを設置し、関連する情報交換を実行する場合
c) 企業が、外部取引サービスの使用を含む、取引プロセスを定義するポータルを設置した場合
d) 取引バートナー 3 社以上が、複数当事者取引プロセスに従事し、関連する情報の交換を実行する場合

シナリオ 1 － *取引パートナ* 2 社が契約を締結し、関連する電子情報交換を実行する場合

このシナリオの説明:

- *取引パートナ*は、各自*取引パートナプロフィール (TPP)* を定義します。*TPP* は以下を参照します。
  - ebXML *レジストリシステム*で発見された、ひとつまたは複数の既存の*取引プロセス*。
  - ひとつまたは複数の*取引メッセージ*の定義。各定義は、ebXML *レジストリシステム*で発見された再利用可能な*コンポーネント (コアコンポーネントやその集合体)* から構築されます。

各 TPP の定義:

- *取引パートナ*がサポート可能な商取引
- *取引パートナ*がサポートする基本的なプロトコル (HTTP、SMTP など) および技術的なプロパティ (暗号化、認可、認証、デジタル署名など)
- *取引パートナ*は互いの *TPP* を承認し、*共同プロトコル契約 (CPA)* を作成します。*CPA* は以下を参照します。
    - ✧ 適切な *TPP*
        - 交換に関連した法的期間および条件
    - ✧ 関係当事者は、各自のプロフィールを実装します。その方法は次のとおりです。
        - *取引サービス*を作成するか、または設定する
    - ✧ あるいは自社で使用しているレガシーソフトウェアを適切にアップグレードする
    - ✧ このステップは、どちらの場合も以下のとおりです。
        - *ebXML メッセージサービス仕様*で定められているとおり、ebXML 技術インフラストラクチャーにレガシーを利用する
        - ソフトウェアが正式な応答を適切に実施できるようにする
        - 交換が、意味的に合意済みのメッセージ定義に準拠するようにする
        - 交換が、技術的に基本的な ebXML メッセージサービスに準拠するようにする
        - *取引パートナ*はメッセージの交換および合意済みの商取引を開始する

シナリオ 2 － *取引パートナ* 3 社以上が取引プロセスを設置し、供給者チェーンの e-ビジネスシナリオを実施している場合

取引パートナ 2 社が関与するこの単純な供給者チェーンのケースは、シナリオ 1 から再構築することができます。

ここでは、さらに多くの当事者が関与する状況を取り扱います。次の種類の*供給者チェーン*を考えてみましょう。

シナリオ 1 と根本的に違うのは、*取引パートナ* 2 が同時に異なる*取引パートナ* 2 社と取引に従事している点です。ここでは、取引プロセス全体の「状態」は、それぞ

れの*取引パートナ*によって管理されることが前提となっています。これはつまり、*取引パートナ*は、各々が関与する商取引の責任をすべて負うということです (*取引パートナ* 3 は*取引パートナ* 2 についてしか知らず、*取引パートナ* 2 は*取引パートナ* 3 および*取引パートナ* 1 について知っており、*取引パートナ* 1 は*取引パートナ* 2 について知っています)。

このシナリオの説明:

- *取引パートナ*は、各自 *TPP* を定義します。*TPP* は以下を参照します。
    - ✧ ebXML *レジストリ*システムで発見された、ひとつまたは複数の既存の*取引プロセス*。
    - ✧ ひとつまたは複数の*取引メッセージ*の定義。各定義は、ebXML *レジストリ*で発見された、再利用可能な*コンポーネント* (*コアコンポーネントやその集合体*) から構築されます。

- 各 *TPP* の定義:
    - ✧ *取引パートナ* 2 の役割を果たすような商取引では、少なくとも 2 つの商取引をサポートできなければなりません
    - ✧ *取引パートナ*がサポートする基本的なプロトコル (HTTP、SMTP など) および技術的なプロパティ (暗号化、認可、認証、デジタル署名など)
        - 交換のための条件は*取引パートナ* 1 と*取引パートナ* 3 で異なることがあります。そのような場合、*取引パートナ* 2 は異なるプロトコルやプロパティをサポートできなければなりません。
    - ✧ *取引パートナ*は互いの *TPP* を承認し、適切な *CPA* を作成します (このシナリオでは少なくとも 2 つ)。

- 各 *CPA* の参照事項:
    - ✧ 各*取引パートナ*に関連する *CPP*
    - ✧ 互いに合意済みの取引に関する期間や条件

- *取引パートナ* 2 は 2 つの *CPA* に携わります。取引パートナは、適切な CPA を各自実装します。その方法は次のとおりです。
    - ✧ *取引サービスインターフェイス*を作成するか、または設定する
    - ✧ あるいは自社で使用しているレガシーソフトウェアを適切にアップグレードする。このステップは、どちらの場合も以下のとおりです。
        - TP&P で定められているとおり、ebXML 技術インフラストラクチャーにレガシーを利用する

- ソフトウェアが正式な応答を適切に実施できるようにする
- 交換が、意味的に合意済みの*取引メッセージ*定義に準拠するようにする
- 交換が、技術的に基本的な ebXML メッセージサービスに準拠するようにする
- 異なる*取引パートナ*と取引できるようにするため、*取引パートナ* 2 には、複雑な*取引サービスインターフェイス*の実装が必要となる場合があります。
- *取引パートナ*はメッセージの交換および合意済みの商取引を開始する
- *取引パートナ* 3 は、*取引パートナ* 2 に発注を行います
- *取引パートナ* 2 は、*取引パートナ* 1 に発注を行います
- *取引パートナ* 1 は注文に応じます
- *取引パートナ* 2 は注文に応じます

シナリオ 3 － 企業が、外部取引サービスの使用を含む、取引プロセスを定義するポータルを設置した場合

このシナリオは、*サービス提供者*について説明したものです。「*クライアント*」は*サービス提供者*にサービスを求めます。*サービス提供者*は、最終回答を作成するための情報を提供する他のパートナとの交換を適切に管理して、クライアントの要求に応じます。最も単純なケースでは、このシナリオは次のようにモデル化することができます。

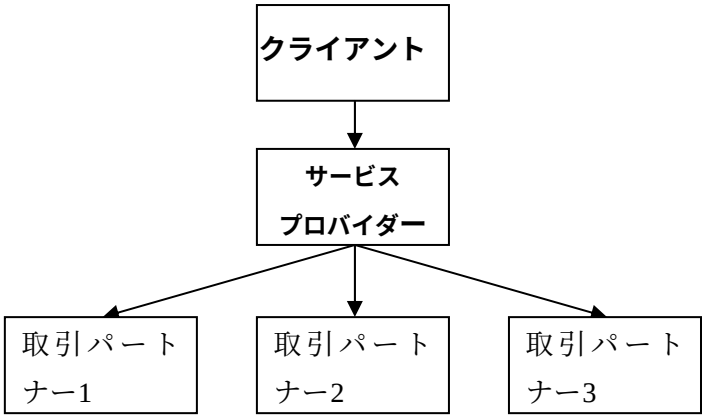

これはシナリオ 2 を進化させたものです。このシナリオのプロセスの説明は、シナリオ 2 で詳しく説明されているプロセスと重複するため省略します。

シナリオ 4

貿易パートナー **3 社以上が、それぞれの*取引パートナ*が作成した*取引プロセス*を使用して eBusiness に従事し、関連する取引情報の交換を実施している場合**

このシナリオは、取引関係の複雑な 3 社以上の*取引パートナ*に関するものです。このシナリオの例としては、商品を配達するための外部配送サービスの使用があげられます。

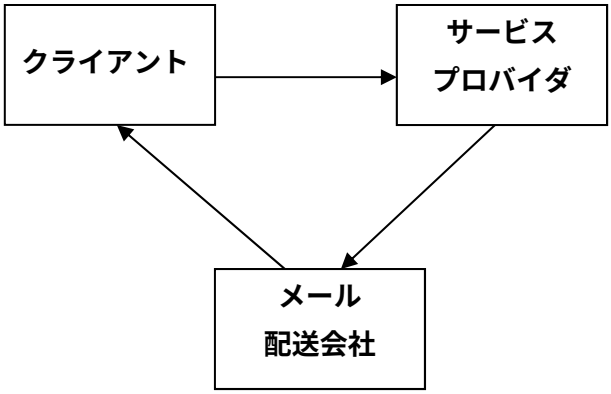

このシナリオでは、*取引パートナ*はそれぞれ*複数の取引パートナ*と関与していますが、関係は非直線的です。クライアントがサービス提供者に発注した製品は、第三の*取引パートナ*によって配達されます。

このシナリオの説明：

- *取引パートナ*は、各自 *CPP* を定義します。

各 *CPP* は以下を参照します。

- ebXML *レジストリ*で発見された、ひとつまたは複数の既存の*取引プロセス*。
- ひとつまたは複数の*取引メッセージ*の定義。各定義は、ebXML *レジストリ*で発見された再利用可能な*コンポーネント* (*コアコンポーネントやその集合体*) から構築されます。

各 *CPP* の定義:

- *取引パートナ*が従事可能な商取引。このシナリオの場合、各*取引パートナ*は少なくとも 2 つの商取引をサポートできなければなりません。
- *取引パートナ*がサポートする技術的プロトコル (HTTP、SMTP など) およびプロパティ (暗号化、認可、認証、デジタル署名など)。取引によって技術的なインフラストラクチャーが異なる場合、各*取引パートナ*は、異なるプロトコルやプロ

パティをサポートできなければなりません (例えば、発注はウェブを通じて行われ、配達は電子メール形式で行われるような場合)。

- *取引パートナ*は互いのプロファイルを承認し、パートナ *CPA* を作成します。このシナリオでは、*取引パートナ*はそれぞれ少なくとも 2 つの *CPA* をネゴシエートできなければなりません)。
- 各 *CPA* の参照事項:
    - ✧ 適切な *CPP*
    - ✧ 取引に関する期間や条件
- 各*取引パートナ*は 2 つの *CPA* に携わります。
    - ✧ *取引パートナ*は、適切な *CPA* を各自実装します。その方法は次のとおりです。
        - *取引サービスインターフェイス*を作成するか、または設定する
        - あるいは使用されているレガシーソフトウェアを適切にアップグレードする。
- このステップは、どちらの場合も以下のとおりです。
    - ✧ *ebXML メッセージサービス*で定められているとおり、ebXML 技術インフラストラクチャーにアプリケーションを利用する
    - ✧ ソフトウェアが正式な取引シナリオを適切に実施できるようにする
    - ✧ 交換が、意味的に*取引メッセージ*の定義に準拠するようにする
    - ✧ 交換が、技術的に基本的な *ebXML メッセージサービス仕様*に準拠するようにする
    - ✧ 異なる*取引パートナ*との *CPA* に対応するため、すべての*取引パートナ*に、複雑な取引サービスインターフェイスの実装が必要となる場合があります。
    - ✧ *取引パートナ*はメッセージの交換および合意済みの商取引を開始する
    - ✧ クライアントは、サービス提供者に発注を行います
    - ✧ サービス提供者クライアントの発注を承認します
    - ✧ サービス提供者は、クライアントに配送される製品について、郵便配達サービスに通知します
    - ✧ 郵便配達サービスはクライアントに製品を配送します
    - ✧ クライアントは、製品の受領をサービス提供者に通知します

否認事項

本書に示されているのは著者の見解および仕様であり、必ずしも著者の雇用者の見解や仕様であるとは限りません。著者および雇用者は、特にこのデザインの正しい実装や誤った実装、あるいはその使用によって生じた問題に対する責任を否認します。

９．アジアにおける EDI の動向（AFACT について）

UN/EDIFACT は、「行政、商業及び運輸のための電子データ交換国連規則集」（United Nations Rules for administration, Commerce and Transport）の略称で「ユーエヌ・エディファクト」と一般的に呼ばれている。

国連欧州経済委員会・貿易手続簡易化作業部会（UNECE/WP.4: Working Party on Facilitation of International Trade Procedures）では、１９６０年代後半より、国際貿易における手続の簡易化及び複雑多岐に亘る貿易関係書類の現象と統一化を目指して作業を継続してきており、それが現在では UN/CEFACT（貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター）に引き継がれていることは前に述べたとおりである。ここでは、その名称が示すとおり、ペーパーをベースとした伝統的な手続をコンピュータとデータ通信ネットワークの技術に置き換えるための活動も活発に行われている。特にペーパー書類をコンピュータでやり取りするためには（このことを EDI＝電子データ交換という）、種々の面で標準化を行う必要がある。EDI は、データ項目、コード、伝送フォーマットといった、いわゆるビジネスプロトコル（情報表現規約）と言われる取引当事者同士がビジネスデータを交換するための標準化（共通語の採用）なしでは実現できないと言うわけである。

UNECE/WP.4 では、１９８５年当時存在していた 2 つの EDI のためのシンタックス規則である”TDI” (Trade Data Interchange＝貿易データ交換、UNECE/WP.4 で開発) と米国における EDI のための国内規格である ANSI X.12 との統合化を検討するため専門家グループ（UN-JEDI グループ）を結成して、作業を開始した。UN-JEDI グループは、２年間に亘る調査・研究の結果、１９８７年 3 月の UNECE/WP.4 会議にその検討結果を発表、それは UN/EDIFACT（行政、商業及び運輸のための電子データ交換アプリケーションレベルシンタックス規則）と命名された。この UN/EDIFACT は、即刻 ISO（国際標準化機構、本部ジュネーブ）に提出され、１９８７年９月の ISO/TC154 会議において、国際規格 ISO 9735 として承認された。これに先立ち、UNECE/WP.4 では、貿易データエレメント集（UNTDED、貿易上使用される書類からデータ項目を採集して、これに定義づけし、データの属性、桁数等を規定したデータ項目の辞書に相当するもの）を開発しており、この UNTDED（United Nations Trade Data Elements Directory）は、１９８６年に ISO 7372 となっている。

UNECE 域内においては、１９８７年、「西欧 EDIFACT ボード（WE/EB）」、「東欧 EDIFACT ボード（EE/EB）」、「北米 EDIFACT ボード（NA/EB）」の３つの UN/EDIFACT 推進組織が結成されると共に、それぞれの地域から各 1 名合計３名の「UN/EDIFACT

地域ラポータ」が任命された。「北米 EDIFACT ボード」は、カナダ、米国を対象国として結成され、その後、ブラジル等南米諸国の参加により「汎米 EDIFACT ボード（PA/EB」」に改組された。さらに、EDI のグローバルな展開を目指して、先の UN-JEDI グループは、シンガポール、豪州、ニュージーランド、日本とアジア太平洋地域の主要国を歴訪して、世界で初めての EDI セミナーを開催した。

これに応えて、１９９０年３月には、ECE 域外地域で最初の EDIFACT ボード（AN/EB）が豪州、ニュージーランドの２カ国により結成されると共に、「豪州・ニュージーランド担当の UN/EDIFACT ラポータ」が任命された。

9.1 日本/シンガポール EDIFACT ボードからアジア EDIFACT ボードへ

アジアにおいては、UNECE/WP.4 の１９９０年３月会期には間に合わなかったが、その場で「日本とシンガポールが協力してラポータ派遣の用意があるとの意思表示を行った。そして、１９９０年７月、日本とシンガポールで先ず国レベルでの「EDIFACT 日本委員会（JEC）」及び「シンガポール EDIFACT 委員会（SEC）」を設立し、同年８月に「日本・シンガポール EDIFACT ボード（AS/EB）」が設立された。そして同年９月のジュネーブで開催された UNECE/WP.4 会議で、両国は、JASTPRO 理事の伊東健治氏を「日本・シンガポール担当 UN/EDIFACT ラポータ」として指名し、任命され、世界的な EDI のための標準化活動にわが国及びアジア地域として正式に参加することとなった。

その後、１９９１年４月には韓国が加盟して、ボード名称が「日本・韓国・シンガポール EDIFACT ボード（JKS/EB）」に変更された。同年９月には中国と台湾（中華台北の名の下に）が同時加盟することとなり、ボードの名称もやっと「アジア」の使用が認められ、「アジア EDIFACT ボード（AS/EB）」となった。

また、EDI に対する域内諸国の認識が高まるにつれ、メンバーとしての加盟希望が増大、１９９２年５月にはマレーシアが、そして同年８月にはインドも正式加盟した。さらに、１９９４年２月にはタイ国、１１月にはフィリピンとスリランカが正式メンバーとして承認され、１９９６年６月のマニラ会議でイラン、１０月のニューデリー会議でインドネシアが加盟した。

アジア EDIFACT ボードの会議は、年に２回開催され、総会、合同作業グループ会議及び EDI/EDIFACT 啓蒙・普及のための展示と発表を行う EDICOM で構成されていた。地域における各業務分野ごとのメッセージの開発や検討は業界ごとに設立された合同作業グループ（JWG）において、活発に行われている。

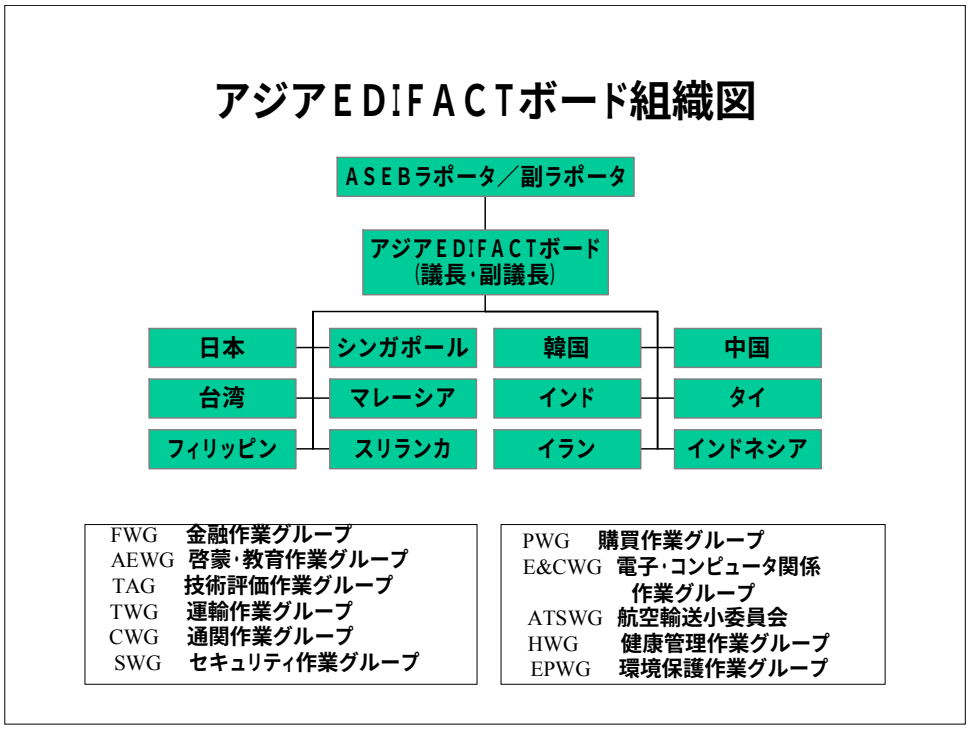

図 38－アジア EDIFACT ボード組織図（１９９７年１月）

9.2 AS/EB から AFACT へ

１９９７年３月、UNECE/WP.4 は、よりグローバルな活動をやりやすくするために発展的に UN/CEFACT に改組されたことは前述の通りである。また、この改組に伴って、欧州、汎米、豪州・ニュージーランド、アフリカに設置されていた地域 EDIFACT ボードは、自動的に解散されたが、アジア地域は、まだまだ EDI 途上国が多く、地域活動を継続して、貿易手続簡易化と電子ビジネスの啓蒙普及活動が重要であると言う観点より、アジア EDIFACT ボードはその活動を継続することとなった。

アジア EDIFACT ボードは、絶えず中国対台湾の政治的な問題を抱えており、ボード活動も国連とは緊密な連携はとるものの、直接的には「地域ラポータ」をブリッジとして関係しているものであり、従って、他地域のラポータ制度が廃止されても「アジア担当 UN/EDIFACT ラポータ」は「UN/CEFACT アジア担当ラポータ」と名を変えて継続することとなったものである。

しかし、この UNECE/WP.4 の改組に伴って、AS/EB でも何らかの変更をすべきであるとの１９９８年７月のテヘランにおける第１６回ボード会議におけるイラン代表の発言を契機として、ボード内にマネージメントグループを結成して検討を行い、１９９９年９月韓国ソウルで開催された第１７回ボード会議において、アジア EDIFACT ボードを発展的に「行政、商業、運輸のための手続と実務簡易化アジア協議会（AFACT）」と改組した。

この時の主たる変更点は、(i) 総会開催を年２回より１回とする、(ii) それまで

JASTPRO が努めてきた常設事務局は廃止し、その年の AFACT 総会のホスト国が事務局を勤める、(iii) 常設の議長・副議長も廃止し、議長は総会ホスト国が出し、前回のホスト国議長と次回のホスト国議長がそれぞれ副議長を努める、(iv) 会議の開催回数は、AS/EB からの継続性の観点より AS/EB からの連続番号を使用する、そして (v) 活動の中心を啓蒙普及に置くと言うものであった。

なお、AFACT の地理的なスコープを UNESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会、UNECE の姉妹機関、本部はタイのバンコック）と同じアジア太平洋とする案を提案して、会議で承認された。従って、略称の AFACT はそのままに、正式名称は、「行政、商業、運輸のための手続と実務簡易化アジア太平洋協議会」とすることとなり、ソウル会議に参加していた豪州代表に、AFACT への加盟申請書を出してもらい、その場で正式メンバーとして承認された。

その後、AFACT の名称は、UN/CEFACT の名称変更と共に「貿易簡易化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会」となって今日に至っている。

AFACT のメンバー数は、２０００年９月パキスタンが加盟、更に２００１年１０月ベトナム、そして２００２年１０月にモンゴルの加盟が承認され、２００４年４月現在のメンバー国数は１５カ国、１経済地域となっている。

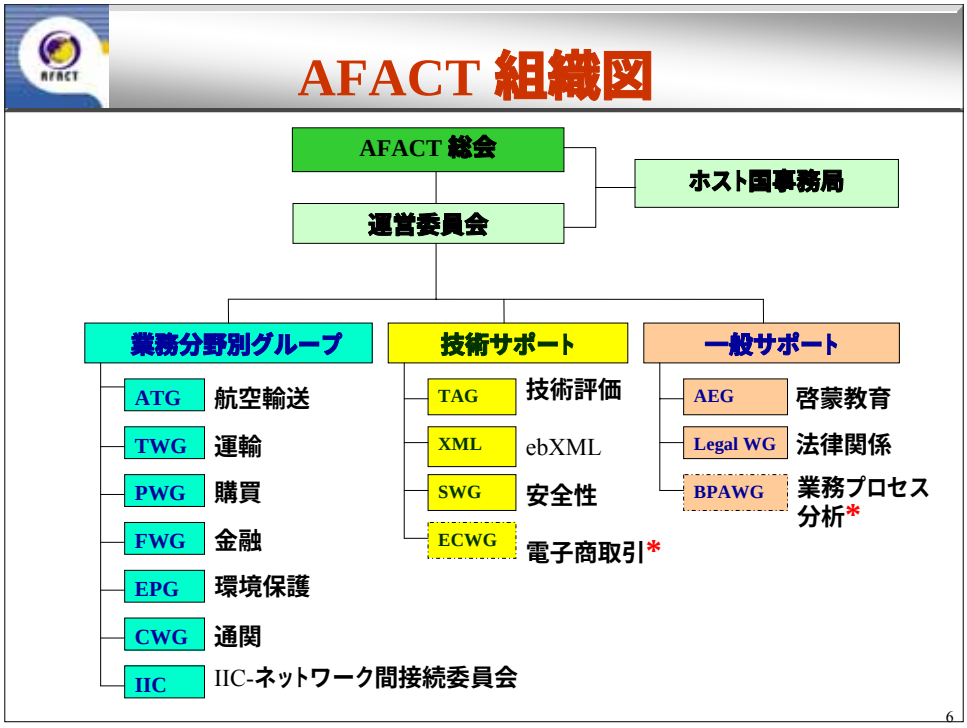

図 39－AFACT の組織図

9.3 常設事務局の設置

AFACT 設置から２年経過後、２００１年４月のバリ島における AFACT 運営委員会

会議において、常設事務局が無いことは不便であるとの問題が提起され、再度常設事務局の設置に関して議論した結果、基本的に常設事務局を復活させることが決定され、２００１年１０月の総会に図ることとなった。同時に AFACT メンバー国に対して「常設事務局引き受けについての打診」がなされた。

この打診に対して、台北 EDIFACT 委員会（TEC）のみが前向きの態度を示したため、２００１年１０月ジャカルタ（インドネシア）で開催された第１９回 AFACT 総会において、運営委員会が提案する「常設事務局設置案」と「常設事務局を TEC に置く案」が審議され、運営委員会提案通り承認された。なお、常設事務局の任期を４年間とし、４年ごとに見直すことも合わせ決議された。

２００２年３月、台北において「AFACT 事務局の開所式」が正式に行われた。

9.4 AFACT 活性化のための組織の見直し

AFACT 事務局は、最近の AFACT 会議、特に合同作業グループ（JWGs）会議の集まりが良くないことに関して、メンバーの希望を入れて JWG を設立したが、継続したフォローアップが無いためにその存続が危ぶまれている JWGs が幾つかあると問題点を指摘した。本件に関して１年間メンバー間で検討した結果、最終的に２００４年１月カラチ（パキスタン）で開催された第２１回 AFACT 会議において、JWGs の統廃合と当面活動が期待されない JWGs の休眠を決定した。

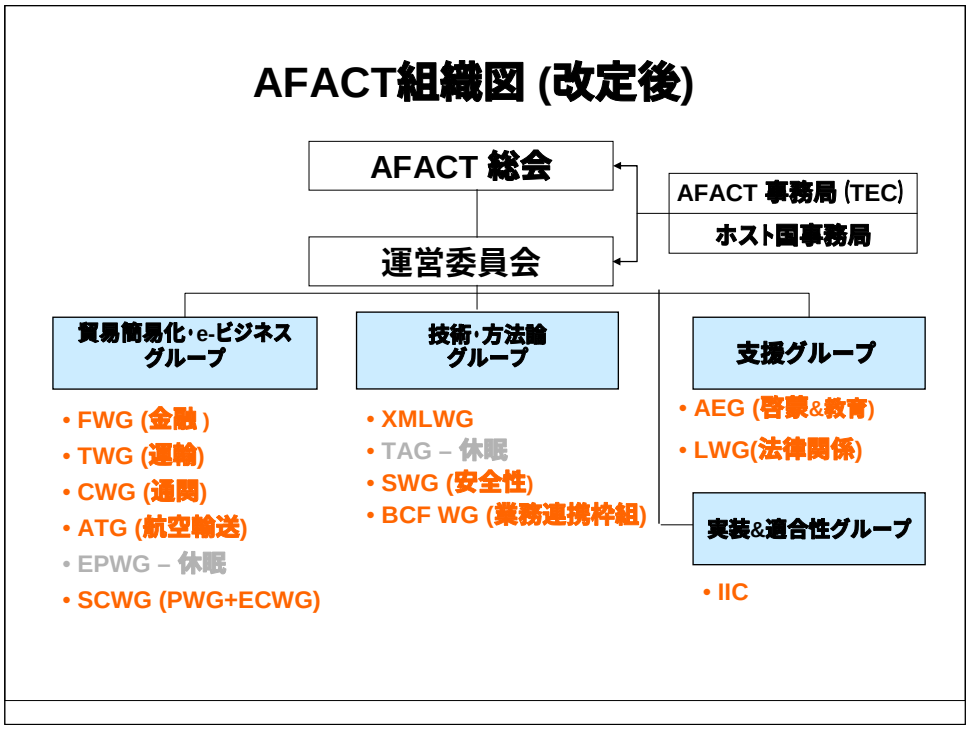

図 40－AFACT 組織図（２００４年１月のカラチ会議で承認）

9.5　eAsia Award 行事について

２００２年１０月のクアラランプール（マレーシア）会議において、AFACT 事務局は、電子ビジネス/EDI の普及促進を図るために、「e-Asia Award」を行いたいと提案、台北 EDIFACT 委員会が財政的にフルサポートすると言うことで、承認された。

その主たる目的は、

- 世界中にアジア太平洋の地域で e-ビジネス実施の非常に優れた業績があることを認め、
- e-ビジネスと貿易簡素化を通じて、ｅ-産業と e-政府の実践の概念を強化して、普及し、そしてメンバーの間での連携を推進し、
- 地域内における日常の経験を確立して、AFACT メンバーの参加を助長すると共に、
- e-ビジネスと取引促進においてビジネス、取引と管理組織を可能にしている UN/CEFACT 標準の使用を促進することで AFACT の役割を補強すること、

である。

表彰の分野は以下の３つに分かれる：

1. 貿易簡易化関係の表彰－４件
2. e-ビジネス関係の表彰
   - 2.1. 公共分野－３件
   - 2.2. 民間分野－３件

このために評価委員会を設置することとなり、次の１２名が指名された：

AFACT 運営委員会メンバー８名

議長	1
副議長	2
UN/CEFACT ラポータ	1
Mr. Kenji Itoh	1
AFACT 事務局	1
選出された HoDs	2

UN/CEFACT：Mr. Ray Walker

UN/ESCAP ：Mr. Will Keenan（その後 UNESCAP を辞めたために欠員）

AFACT 事務局が指名する２名（Klaus Dieter Naujok と台北の Dr. Lin が指名された）

事前に定められたルールに従って、各 AFACT メンバー国よりプロジェクトの推薦が行われ、その予備審査を電子メールで行い、一次審査に残ったったプロジェクトに関して、２００３年１０月台北において最終審査が行われた結果、下記のプロジェク

トが第１回 eAsia 表彰を受賞した。

	プロジェクト名	国名・組織名
貿易簡易化分野	Facilitating Cross-Border Paperless Trading and Customs Clearance	Trade-Van Information Service Co, Chinese Taipei
	Port EDI – Port Electronic Data Interchange System	WAVE, Japan
	Korea e-Trade Hub Project	KTNET, Korea
	TradeNet	CrimsonLogic Pte Ltd., Singapore
e-ビジネス：民間	“Hua-Nan Venus Plan” – Global eFinancial Service	Hua-Nan Commercial Bank, Ltd., Chinese Taipei
	Global Supply Chain Community Sevice - viaHub	e-Commerce Resources Center, III, Chinese Taipei
	So.me B2Bi Suite for ebXML Development	InnoDigital Co Ltd, Korea
e-ビジネス：公共	The e-Business Project for the IT and other Major Manufacturing Industries	MOEA, Chinese Taipei
	The Electronic Filing System	The Supreme Court, Singapore, Singapore
	eRevenues Strategy: A revolution in Tax Administration	Revenue Dept., MOF, Thailand

9.6 AFACT メンバー国リスト（加盟年月）

1. 日本　（設立メンバー、July 1990）	14. パキスタン　（September 2000）
2. シンガポール　（設立メンバー、July 1990）	15. ベトナム　（October 2001）
3. 韓国　（April 1991）	16. モンゴル　（October 2002）
4. 中国　（September 1991）	
5. 台北　（September 1991）	
6. マレーシア　（May 1992）	
7. インド　（August 1992）	
8. タイ　（February 1994）	
9. フィリピン　（November 1994）	
10. スリランカ　（November 1994）	
11. イラン　（June 1996）	
12. インドネシア　（October 1996）	
13. オーストラリア　（September 1999）	

１０．今後の貿易手続簡易化の標準化に向けた展望

今まで国連欧州経済委員会の貿易手続き簡易化作業部会（UNECE/WP.4）及びその後継組織である貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター（UN/CEFACT）をベースとした約４０年間に亘る貿易手続の簡易化に端を発する活動の経緯並びにその成果について概観してきた。

今日まで世界レベルでの貿易手続簡易化とその手続を電子化するための国際標準を開始してきた UN/CEFACT が、今後どのようなポリシーを持ち、どのような方向に進もうとしているのか、２００４年５月１７－１９日に予定されている第１０回 UN/CEFACT 総会の仮議題を元に探ってみたい。

10.1　事務局の問題提起

ＵＮ/ＣＥＦＡＣＴ第１０回総会が来る５月１７日から１９日にかけてジュネーブの国連会欧州本部（パレデナシオン）で開催される。UN/CEFACT の WEB サイトでは、既に総会の関連資料が公開されているが、それらを見てみると今回の総会は、UN/CEFACT の今後の活動方向を決める重要な分岐点になっていると思われる。特に、UN/CEFACT の今後の方向性に関する事務局のコメントが興味深い。コメントの要旨は、本来の重要な役割の１つである貿易手続き簡易化にもっと力を注ぎ、貿易簡易化活動と電子ビジネスのための標準化活動をよりバランスの取れた形で展開して行くべきというものである。

10.2　貿易の簡易化と電子ビジネス標準化の均衡は？

ＵＮ/ＣＥＦＡＣＴの活動分野はその名の示すとおり貿易簡易化（手続き、書類の標準化、簡素化）と電子ビジネスの促進である。その前身である UNECE/WP.4 の時代には、GE.1（データエレメントと自動データ交換に関する専門家会議）と GE.1（手続きと書類に関する専門家会議）の２つの専門家会議を設け、運営されてきた。しかし、電子化という時代の流れを受けて、UN/CEFACT という名称に変更された１９９７年以降特に、その活動は専らＥＤＩの国際標準である UN/EDIFACT と、XML の国際標準を目指した ebXML 標準化活動に力点が移ってきており、貿易手続簡易化の専門家や一般的に CIS 諸国といわれる旧共産圏に属していた移行途上国を多く抱える UNECE の事務局には不満が募っていた。

EDI 関係の標準化活動の肥大化が進むにつれ、伝統的な EDI が SMEs（中小企業）にとっては、その導入にコストと手間が掛かり、なかなか電子化による恩恵を受けられなかったために Simpl-EDI の要請がでてきたのは当然の結果と言える。更にインターネットの急速な普及拡大に伴って、その接続性の容易さと相俟って、SMEs にとっても簡単に、また安価に導入できる EDI がインターネット EDI（XML/EDI）によって達成されるのではないかとの期待と共に、UN/CEFACT 活動の比重が技術面に傾いていったのは時代の要請

でもあり、自然の流れであったともいえる。

10.3　貿易簡易化活動とセキュリティの問題

本来、貿易手続き簡易化活動が UN/CEFACT の最終目的であり、その電子化は大きな目的を達成するための手段であり副次的で技術的な問題と見られてきた。しかし、２００１年９月の米国での同時多発テロを契機として、貿易分野でもセキュリティ重視が叫ばれ、例えば、米国税関による CSI（Container Security Initiative）や C-TPAT（Customs – Trading Partnership Against Terrorism）のような新たな措置がとられるようになり、それらが新たな貿易障壁とならないよう簡易化とバランスをとるための方策に関する国際的取り組みが必要になっている。さらに、グローバル化の流れの中で、移行経済圏を含む途上国における貿易手続き簡易化支援が重要になっており、また、WTO 新ラウンド交渉でも貿易簡易化が交渉テーマのひとつとなっている等、貿易簡易化に関する取り組みを強化していく必要性が高まってきている。

このような事態の進展に対し、UN/CEFACT として、新しい事態に対応する政策策定や実施が遅れているという危機感がある。そのため事務局は、電子ビジネス推進のための標準化活動と本来の目的である貿易簡易化活動を乏しいリソースの下でいかにバランスよく継続、推進していくかという問題を提起し、対応策の一つとしてハイレベルの貿易簡易化グループの設置を提案している。

10.3　電子ビジネス標準化活動の方向は？

電子ビジネスに関する活動では、１９９９年以降、UN/CEFACT は OASIS(構造化情報標準促進団体：米国ハイテク、ソフトベンダー中心の国際的な非営利団体)と共同して ebXML の標準化活動を展開してきた。その結果、２００１年 5 月に ebXML 技術仕様の枠組みが公開された。その後も両者は分担して作業を継続してきたが、２００３年８月、CSG（CEFACT 運営グループ）は OASIS との eXML 標準化共同作業は終了したと発表し、今後は、UN/CEFACT は技術に中立的な電子ビジネスソリューションを追及するとして、ビジネス･コラボレーション・フレームワーク（BCF）についての活動を開始した。

これに対し事務局は、前回の総会決定で、CSG は ebXML 関係の幾つかの仕様を「勧告」として取り上げる準備をするよう要請されていたはずであり、その扱いが不明であることを指摘するとともに、BCF が UN/CEFACT の活動としてふさわしいものであるかどうかについて基本的な懸念があるとし、BCF に関する活動内容、目的等を明確化した上で総会の決定を仰ぐべきとコメントしている。

これを受けて、UN/CEFACT は、5月１７日総会開会のすぐ後に、各代表が技術中立で、実装中立な電子ビジネス標準に関する UN/CEFACT の作業とは何かをよりよく理解するために、ビジネス・コラボレーション・フレームワーク（BCF）についてのプレゼンテーションを開催することとしている。

10.4　UN/CEFACT 関係組織の変更

前回総会で、UNCEFACT 運営グループ（CSG）は、総会及び常設作業グループの再構築に関する提案を網羅した実質的な文書を情報並びに承認を求めて提出した。本提案に対しては英国、韓国、ITPWG、SWIFT などからコメントが文書で提出された。また、上記提案以外に、文書（TRADE/CEFACT/2002/31）でそれぞれ１０名を最大メンバーとする「政策開発グループと啓蒙普及グループの新設に関する議長・事務局による共同提案」もなされ議論された。

この提案を受けて、CSG は、１年間をかけて検討を重ねた結果、文書（TRADE/CEFACT/2004/27）を今総会へ提出することとなったものである。これは必ずしも CSG の一致した意見ではないが次善の策ということとなろうか。この提案は、現在の CSG と FCT を統合化してプログラム運営グループ（Program Steering Group）を新たに設けようと言うものである。

新構造内での管理面の要求及びセンターの使命と委任事項との関係によりよく合致するため、CSG が提案している組織変更について紹介される。センターは、改訂使命と委任事項（TRADE/WP.4/R.650/Rev.3）及び総会と２００４年９月の第５回 UN/CEFACT フォーラムでプログラム運営グループ（PSG）のための新グループ役員の選出の間の移行取り決めに関する提案について採択する（for adoption）必要がある。現在のグループ役員と FCT 議長の任期機関は、２００４年９月に満了する。

10.5　外部サポートプロバイダー問題

本件は、UN/CEFACT の傘の元での各種活動は完全にボランタリー参加によるもので、もので国連からは一切の財政的新がなされていない。従って、UN/CEFACT フォーラム会議をジュネーブ以外で開催するとか、常設グループの中間会議をジュネーブ以外の場所で開催する場合、会議参加費や善意のスポンサーの支援に頼っているのが現状である。

このような各種会議の不安定さを解消しようとして計画されているのが、外部からサポートプロバイダー（企業又は組織）を募って、そこからの拠出金で UN/CEFACT 関係活動の支援をしていこうと言うものである。これが採択されて、適当なサポートプロバイダーが得られれば、今後の活動がよりやり易くなろうというものであるが、「他人の褌で相撲を取る式」のうまい話があるかどうか、楽観は許さない。

10.6　知的所有権の問題

国連の知的所有権に関する考え方は、国連の傘の元で開発した規格等については、知的所有権は全て国連に帰属すると言うものである。しかし、その後でそれらの規格等は無料で公開すると言うもの。これが、民間ソフトウェアベンダー等技術、アイディアに関して知的所有権を有するところからボランタリーで参加している者やその企

業にとっては面白くないので、そのような活動からは手を引きつつあると言うのが実態であろう。

上記のように、現在 UN/CEFACT は、多くの問題を抱えており、その各々がそれぞれなかなか解決困難なものである。これらを１つ１つ解決しながら全ての善意の参加者が満足するような回答があるものかどうか、またそれらを解決するためのより良きリーダーシップが得られるものかどうか難しいところである。しかし、難しいからと言って、止まることは許されない。参加者全員の知恵を結集して、問題点解決に向けて努力しなければなるまい。

資料編

資料 1－UN/CEFACT **の勧告一覧**

資料２－UNECE/WP.4 – UN/CEFACT **歴代日本代表団リスト**

資料３－ICC **の貿易データ交換取扱統一規則（**UNCID**）について**

資料４－国連標準メッセージ開発状況一覧

資料５－国連標準メッセージ機能定義一覧

資料６－各国の簡易化関係機関

資料７－用語解説・略号一覧

（資料-１）UN/CEFACT 勧告一覧表

勧告番号	勧告名（英文）	勧告名（和文）	文書番号（発行年月）
１・２	United Nations Layout Key for Trade Documents	貿易書類のための国連レイアウトキー	TRADE/WP.4/137 (March、1981)
3	ISO Country Code for Representation of Names of Countries	ISO 国名コード	ECE/TRADE/201 (January、 1996)
4	National Trade Facilitation Organs; Arrangements at the national level to coordinate work on facilitation of trade procedures	各国貿易手続簡易化機関―貿易手続簡易化作業調整のための国レベル組織の設立	TRADE/WP.4/INF.33;TD/B/FAL/INF.33 (September、1974)
5	Abbreviations of INCOTERMS; Alphabetic code for Incoterms 1990	インコタームズ：貿易条件略号	ECE/TRADE/202 (January、 1996)
6	Aligned Invoice Layout Key for International Trade	貿易のための統一インボイスレイアウトキー （第２版）	ECE/TRADE/148 (September、 1983)
7	Numerical Representation of Dates、Time and Periods of Time	日付・時間・期間の数字表記法	TRADE/WP.4/INF.108;TD/B/FAL/INF.108 (October、1988)
8	Unique Identification Code Methodology (UNIC)	単一識別コード	TRADE/WP.4/INF.119;TD/B/FAL/INF.119 (January、1992)
9	Alphabetic Code for the Representation of Currencies	通貨表示のための英字コード	ECE/TRADE/202 (January、 1996)
１０	Codes for Ships' Names	船名コード	TRADE/WP.4/INF.52;TD/B/FAL/INF.52 (February、1978)
１１	Documentary Aspects of the International Transport of Dangerous Goods	危険物の国際輸送書類の問題	ECE/TRADE/204 (January、 1996)
１２	Measures to Facilitate Maritime Transport Documents Procedures	海上運送証券の手続簡易化策	TRADE/WP.4/INF.123 (June、 1993)
１３	Facilitation of Identified Legal Problems in Import Clearance Procedures	輸入通関手続上の法律問題の簡易化	TRADE/WP.4/INF.62;TD/B/FAL/INF.62 (March 、1979)
１４	Authentication of Trade Documents by Means other than Signature	署名以外の方法による貿易書類の認証	TRADE/WP.4/INF.63;TD/B/FAL/INF.63 (March 、1979)
１５	Simpler Shipping Marks	簡易化荷印（第２版）	TRADE/WP.4/INF.119 (May、 1992)
１６	Code for Ports and Other Locations (UN/LOCODE)	港・地名コード	ECE/TRADE/205 (January、 1996)
１７	PAYTERMS : Abbreviations for Terms of Payment	支払条件の略号	ECE/TRADE/142 (March、1982)
１８	Facilitation Measures related to International Trade Procedures	貿易手続簡易化方策（第２版）	ECE/TRADE/141/Rev.1 (September、 1982)
１９	Code for Modes of Transport	輸送モードコード	ECE/TRADE/138 (March、1981)
２０	Codes for Units of Measurement used in International Trade	貿易に使用される数量単位コード	ECE/TRADE/WP.4/R.888/Rev.4 (September、1995)
２１	Codes for Types of Cargo、 Packages and Packing Materials with Complementary Codes for Package Names	貨物形態/荷姿/包装材料コード	ECE/TRADE/195 (August、1994

２２	Layout Key for Standard Consignment Instructions	標準輸送指図書のためのレイアウトキー	ECE/TRADE/198 (March、1989)
２３	Freight Cost Code	輸送費諸掛コード	ECE/TRADE/170 (March、1990)
２４	Harmonization of Transport Status Codes	輸送ステータスコードの統一	TRADE/WP.4/R.1067/Rev. 2 (September、 1995)
２５	Use of the UN/EDIFACT	UN/EDIFACT の使用	TRADE/WP.4/R.1079/Rev. 1 (September、 1995)
２６	The Commercial Use of Interchange Agreements for Electronic Data Interchange	電子データ交換に関する交換協定書の商的使用	TRADE/WP.4/R.1133/Rev. 1 (March、 1995)
２７	Pre-Shipment Inspection	船積前検査の廃止	ECE/TRADE/237 (June、1999) 99 年 3 月採択
２８ 改訂 2 版	Codes for Types of Means of Transport	輸送手段のタイプコード	ECE/TRADE/315 (September 2002)
３０ 取下げ	Harmonized Commodity Description and Coding System for the Coding of Goods and Commodities	物品と商品のコーディングに関する商品の説明及びコード化統一規則	TRADE/CEFACT/2000/12 (March、 2000) 開発を中止
３１	Electronic Commerce Agreement	電子商取引協定書	ECE/TRADE/257 (May 2000)
３２	E-Commerce Self-Regulatory Instruments (Codes of Conduct)	電子商取引のための行動規範	TRADE/CEFACT/2001/14 (March、 2001)
	Compendium of Trade Facilitation Recommendations	貿易簡易化勧告便覧	ECE/TRADE/279(2002)
開発中	Online (Alternative) Dispute Resolution	オンラインによる法廷外紛争処理	
開発中	Cross boarder recognition of Digital Signature	ディジタル署名のクロスボーダ認識	

（資料 2）UN/ECE/WP.4 及び UN/CEFACT 総会会議への歴代代表団リスト

開催年月日	会議名	代表団長(＊）及団員	所属
1974.09.30-10.02	GE2 #07	＊尾島　巌	通産省貿易局輸出課長
		伊藤　皇	大蔵省関税局輸出課監査専門官
		平川成阿章	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課専門官
		堀田俊彦	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		盛　幸郎	三井物産（株）輸出運輸部部長代理・貿易関係書式標準化委員会副専門委員長
		加藤和道	昭和海運（株）コンピュータ室副室長・貿易関係書式標準化委員会専門委員
1975.02.17-21	GE1 #09，GE2 #08	＊堀田俊彦	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		寺島　潔	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		榎本	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課補佐官
		湊　恒生	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		福沢	伊藤忠（株）流通システム室長（書式担当）
		北野睦雄	山下新日本汽船（株）情報システム部次長（ADP 担当）
1975.06.02-06	GE1 #10，GE2 #09	＊菅川　薫	運輸省大臣官房情報管理部長
		堀田俊彦	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		寺島　潔	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		光川　寛	通産省貿易局輸出課通商産業技官
		水野幸男	日本電気(株)基本ソフトウエア開発本部長・COTIS 専門委員長
		市川　隆	日本情報処理開発協会総務部調査課・COTIS 事務局
		元村　宏	住友商事(株)運輸総括部運輸企画課長・JASTPRO 専門委員会委員

		加藤和道	財・日本貿易関係手続簡易化協会事務局
1975.09.22-26	GE2 #10	＊堀田俊彦	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		寺島　潔	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		小林俊武	財・日本情報処理センター総務部調査課（COTIS 事務局）
		人見喜夫	JASTPRO PAD 専門委員会委員長
		小山寿一	財・日本貿易関係手続簡易化協会事務局
		加藤和道	財・日本貿易関係手続簡易化協会事務局（通産省委嘱）
		伊藤　昭	JASTPRO 調査専門委員会副委員長・COTIS 専門委員・日本郵船(株)情報システム室課長代理チームリーダ
1976.02.23-27	UN/ECE/WP.4/	＊堀田俊彦	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
	GE.2 #11	吉田文設	通産省機会情報産業局情報処理振興課長
		増田一夫	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課
		小原三佑嘉	神戸市立大学教授・ICC 日本国内委員会主任研究員・JASTPRO 委員
		湊　恒生	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		加藤和道	財・日本貿易関係手続簡易化協会事務局
1976.06.08-11	UN/ECE/WP.4	＊飯島　篤	運輸省大臣官房情報管理部長
	#05, GE1-2 #12	堀田俊彦	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		寺島　潔	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		光川　寛	通産省貿易局輸出課通商産業技官
		垂水正大	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課補佐官
		水野幸男	日本電気(株)基本ソフトウエア開発本部長・COTIS 専門委員長
		市川　隆	日本情報処理開発協会総務部調査課・COTIS 事務局
		田辺瑞国	JASTPRO ADP 専門委員会委員長・丸紅(株)事務管理部部長補佐、システム開発第一課長
		加藤和道	財・日本貿易関係手続簡易化協会事務局

1976.11.01-05	GE1-2 #13	＊町村信孝	通産省機会情報産業局情報処理振興課総括班長
		寺島　潔	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		林　忠昭	JASTPRO ADP 専門委員会副委員長･安田火災海上保険(株)事務管理部海上保険課長
		松浦克己	JASTPRO 調査専門委員会委員長・(株)大森回漕店東京支店次長
		安元潤二	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
		水野幸男	日本電気(株)基本ソフトウエア開発本部長・COTIS 専門委員長
		小林俊武	財・日本貿易関係手続簡易化協会調査課課長代理
1977.06.03-10	UN/ECE/WP.4	＊一色昭造	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課システム分析室長
	#06, GE1-2 #15	林　忠昭	JASTPRO ADP 専門委員会副委員長･安田火災海上保険(株)デュッセルドルフ駐在所長
		清宮信雄	JASTPRO 標準書式特別委員会委員長･住友商事(株)運輸総括部運輸業務課長
		小山寿一	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事・業務第一部長
1977.02.04-10	GE1-2 #14	＊寺島　潔	在ジュネーブ日本代表部一等書記官
		猪山　誠	JASTPRO 調査専門委員会委員
		伊藤　昭	JASTPRO ADP 専門委員会委員･日本郵船(株)情報システム室システム課長
		安元潤二	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1977.06.08-12	UN/ECE/WP.4 #06, GE1-2 #15	＊一色昭造	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課システム分析室長
		林　忠昭	JASTPRO ADP 専門委員会副委員長安田

			火災海上保険(株)デュッセルドルフ駐在所長
		小山寿一	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事・業務第一部長
1977.09.26-30	GE1-2 #16	＊寺島　潔	在ジュネーブ日本代表部参事官
		内藤　明	通産省貿易局輸出課
		田辺瑞国	JASTPRO ADP 専門委員会委員長・丸紅(株)事務管理部部長補佐、システム開発第一課長
		原　明正	社・日本船主協会業務部・JASTPRO 危険物特別委員会委員
		加藤和道	財・日本貿易関係手続簡易化協会事務局
1978.02.02-10	UN/ECE/WP.4	＊寺島　潔	在ジュネーブ日本代表部参事官
	#7, GE1-2 #17	高橋克彦	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課システム分析室長
		柳井隆平	JASTPRO 標準書式特別委員会委員・三井物産(株)輸出運輸部
		湊　恒生	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		安元潤二	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1978.09.21-29	UN/ECE/WP.4	＊勝目久二郎	運輸省大臣官房情報管理部長
	#08	寺本義憲	通産省貿易局輸出課輸出情報管理班長
		加賀美徳行	JASTPRO ADP 専門委員会委員
			運輸省大臣官房情報管理部情報処理課
		吉田福司	JASTPRO 制度比較特別委員会委員
			大蔵省東京税関輸入部総括第二部門
		田辺瑞国	JASTPRO ADP 専門委員会委員長
			丸紅(株)事務管理部部長補佐
		小山寿一	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
1979.03.15-23	UN/ECE/WP.4	＊福島俊弐	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課解

			析室長
	#09	中根孝明	JASTPRO ADP 専門委員会委員
			(株)トーメン、情報システム部東京オペレーションチーム主席
		安元潤二	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1979.09.20-28	UN/ECE/WP.4	＊木村敬宇	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#10	湊　恒生	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		嘉納行光	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第二部長
1980.03.24-28	UN/ECE/WP.4	＊木村敬宇	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#11	名和卓良	JASTPRO ADP 専門委員会委員
			運輸省大臣官房情報管理部情報処理課
		湊　恒生	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		中村日丸	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1980.09.22-26	UN/ECE/WP.4	＊山田幸作	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#12, GE1-2 #22	涌井清彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1981.03.23-27	UN/ECE/WP.4	＊山田幸作	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#13	横山栄一	JASTPRO ADP 専門委員会委員
			(社)日本貨物件数協会システム室課長
		梅本哲朗	社・日本船主協会業務部係長
		白石広徳	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第二部長
1981.09.21-25	UN/ECE/WP.4	＊ 大 和 田 毅	運輸省大臣官房情報管理部統計課長
	#14, GE1-2 #24	相原　力	在ジュネーブ日本国代表部一等書記官
		梅本哲朗	社・日本船主協会業務部係長
		湊　恒生	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事

1982.03.15-19	UN/ECE/WP.4	＊山田幸作	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#15, GE1-2 #25	鈴木昭洋	社・日本船主協会業務部課長
		岡田幸一	JASTPRO 標準書式特別委員会委員・オカダトウキョウエージェンシー代表
		小山寿一	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
1982.09.20-24	UN/ECE/WP.4	＊川手　創	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#16, GE1-2 #26	伊東健治	大阪商船三井船舶（株）情報システム部統括課長
		岩山伸二	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第二部長
1983.03.4-18	UN/ECE/WP.4	＊川手　創	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#17, GE1-2 #27	伊東健治	大阪商船三井船舶（株）情報システム部統括課長
		鈴木明雄	財・日本貿易関係手続簡易化協会専務理事
1983.09.26-30	UN/ECE/WP.4	＊深川　弘	運輸省大臣官房情報管理部長
	#18, GE1-2 #28	伊東健治	大阪商船三井船舶（株）情報システム部統括課長
		小出孝太郎	三井物産（株）輸入運輸部長代理
		平山　修	社・日本船主協会業務第一課係長
		小山寿一	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
1984.03.19-23	UN/ECE/WP.4	＊友兼郁夫	運輸省大臣官房情報管理部システム分析室長
	#19, GE1-2 #29	太田健一郎	JETRO ジュネーブ事務所代表
		上野高照	川崎汽船（株）情報システム部情報管理課長
		平山　修	社・日本船主協会業務第一課係長
		山中正善	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1984.09.24-28	UN/ECE/WP.4	＊高橋克彦	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#20, GE1-2 #30	小柳武昭	JETRO ジュネーブ事務所代表

		伊東健治	大阪商船三井船舶（株）情報システム部統括課長
		平山　修	社・日本船主協会業務第一課係長
		山中正善	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1985.03.04-08	UN/ECE/WP.4	＊高島　等	運輸省大臣官房情報管理部管理課長
	#21, GE1-2 #31	鈴木孝男	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事
		鈴木昭洋	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		細貝丈明	日本郵船（株）情報システム部コーディネーションチーム課長
		福田正樹	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第二部長
1985.09.16-20	UN/ECE/WP.4	＊山本直己	運輸省大臣官房情報管理部長
	#22, GE1-2 #32	小柳武昭	JETRO ジュネーブ事務所代表
		鈴木昭洋	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		細貝丈明	日本郵船（株）情報システム部コード管理、システム監査研究専任課長
		山中正善	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1986.03.17-21	UN/ECE/WP.4	＊小柳皓正	運輸省大臣官房情報管理部管理課長
	#23, GE1-2 #33	若木和雄	JETRO ジュネーブ事務所員
		宇佐美英雄	社・日本船主協会常務理事・業務部長
		坂本重博	山下新日本汽船（株）情報システム部長
		周東英郷	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1986.09.22-26	UN/ECE/WP.4	＊宇多一二	運輸省大臣官房情報管理部情報処理課長
	#24, GE1-2 #34	小柳武昭	JETRO ジュネーブ事務所代表
		若木和雄	JETRO ジュネーブ事務所員
		鈴木昭洋	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		坂本重博	山下新日本汽船（株）情報システム部長

		周東英郷	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第三部長
1987.03.23-27	UN/ECE/WP.4	＊中崎　昂	運輸省大臣官房情報管理部管理課長
	#25, GE1-2 #35	若木和雄	JETRO ジュネーブ事務所 Director
		宇佐美英雄	社・日本船主協会常務理事・業務部長
		伊東健治	大阪商船三井船舶（株）情報システム部統括課長
		友田謙一	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務部第二部長
1987.09.21-25	UN/ECE/WP.4	＊佐藤弘毅	運輸省運輸政策局情報管理部長
	#26, GE1-2 #36	土屋為由	JETRO ジュネーブ事務所 Director
		佐野忠義	社・日本船主協会業務部調査役兼業務第一課長
		伊東健治	大阪商船三井船舶（株）情報システム部課長
		涌井清彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1988.03.14-18	UN/ECE/WP.4	＊谷合昭夫	運輸省運輸政策局情報管理部情報処理課長
	#27, GE1-2 #37	土屋為由	JETRO ジュネーブ事務所 Director
		佐野忠義	社・日本船主協会業務部調査役兼業務第一課長
		細貝丈明	日本郵船（株）情報システム部専任課長
		涌井清彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1988.09.12-16	UN/ECE/WP.4	＊高島　等	運輸省運輸政策局情報管理部長
	#28, GE1-2 #38	土屋為由	JETRO ジュネーブ事務所 Director
		佐野忠義	社・日本船主協会業務部調査役
		細貝丈明	（株）NYK システム総研総務企画部主任研究員
		涌井清彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1989.03.13-17	UN/ECE/WP.4	＊越村安英	運輸省運輸政策局情報管理部管理課長

	#29, GE1-2 #39	土屋為由	JETRO ジュネーブ事務所 Director
		安田憲一	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		金尾直行	昭和海運（株）情報システム室開発チーム課長
		檀上宗義	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
1989.09.18-22	UN/ECE/WP.4	＊神谷拓雄	運輸省運輸政策局情報管理部管理課長
	#30, GE1-2 #40	金尾直行	昭和海運（株）情報システム室開発チーム課長
		朝岡良平	早稲田大学常任理事・商学部教授
		佐野忠義	社・日本船主協会業務部副部長
		塩澤昭一	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		涌井清彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1990.03.12-16	UN/ECE/WP.4	＊金丸純一	運輸省運輸政策局情報管理部情報処理課長
	#31, GE1-2 #41	平山　修	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		久下浩一	ナビックスライン（株）企画部情報システムグループ課長代理
		伊東健治	商船三井システムズ（株）OA 機器営業部部長代理
		花岡彬夫	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
1990.09.17-21	UN/ECE/WP.4	＊小柳皓正	運輸省運輸政策局情報管理部長
	#32, GE1-2 #42	植村保雄	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		坂本重博	（株）ナビシス常務取締役
		三木良治	財・日本情報処理開発協会主任部員
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事
		涌井清彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務課長代理
1991.03.11-15	UN/ECE/WP.4	＊石坂幸夫	運輸省運輸政策局情報管理部情報処理長
	#33, GE1-2 #43	佐野忠義	社・日本船主協会業務部副部長

		松田忠久	川崎汽船（株）情報開発部情報推進室長
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事
		涌井清彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務課長代理
1991.09.16-20	UN/ECE/WP.4	伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
	#34, GE1-2 #44	鬼頭吉雄	川崎汽船（株）情報開発部情報推進室長
		筒井　健	社・日本船主協会業務部業務第一課
		三木良治	財・日本情報処理開発協会・産業情報化推進センタービジネスプロトコル課課長
		涌井清彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務課長代理
1992.03.16-20	UN/ECE/WP.4	＊鈴木光男	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課長
	#35, GE1-2 #45	伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		植村保雄	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		岡本秀徳	大阪商船三井船舶（株）情報システム室長代理
		兼子利夫	財・日本情報処理開発協会調査部国際課長
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1992.09.21-25	UN/ECE/WP.4 #36, GE1-2 #46	＊加藤光一	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課専門官
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		岡本秀徳	大阪商船三井船舶（株）情報システム室長代理
		園田裕一	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		久慈孫六	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務二部長
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長

1993.03.15-19	UN/ECE/WP.4	＊岩田貞男	運輸省運輸政策局情報管理部長
	#37, GE1-2 #47	細貝丈明	（株）NYK システム総研主席研究員
		園田裕一	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		高取敏夫	財・日本情報処理開発協会・産業情報化推進センターシステム調査支援課長
		今村　勇	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		酒井正蔵	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務三部長
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1993.09.20-24	UN/ECE/WP.4	＊上子道雄	運輸省運輸政策局情報管理部企画課長
	#38, GE1-2 #48	伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		朝岡良平	早稲田大学商学部教授
		細貝丈明	（株）NYK システム総研主席研究員
		園田裕一	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		中西英夫	財・日本情報処理開発協会常務理事 産業情報化推進センター所長
		上濱隆一	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1994.03.14-18	UN/ECE/WP.4	＊谷合昭夫	運輸省運輸政策局情報管理部長
	#39, GE1-2 #49	石本洋三	運輸省運輸政策局情報管理部企画課補佐官
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		金尾直行	昭和海運（株）企画情報システム部副部長
		園田裕一	社・日本船主協会業務部業務第一課長
		加藤理喜	社・日本船主協会業務部業務第一課
		窪田芳夫	東京電力（株）理事
		岩島和雄	社･日本電機工業会重電部課長（EDI 担当）
		浜中栄治	財・日本情報処理開発協会 産業情報化推進センター総括推進課長
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長

1994.09.19-23	UN/ECE/WP.4 #40, GE1-2 #50	＊長谷川豊	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課補佐官
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		朝岡良平	早稲田大学商学部教授
		金尾直行	昭和海運（株）企画情報システム部副部長
		茅田俊一	社・日本船主協会常務理事・業務部長
		中西英夫	財・日本情報処理開発協会常務理事 産業情報化推進センター所長
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1995.03.20-24	UN/ECE/WP.4	上子道雄	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課長
	#41, GE1-2 #51	伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		江頭伸一	ナビックスシステム（株）開発管理部次長
		門井正弘	社・港湾物流情報システム協会理事
		園田裕一	社・日本船主協会業務第一課長
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1995.09.18-22	UN/ECE/WP.4 #42, GE1-2 #52	＊山本幸一	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課補佐官
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		小江畑久	ナビックスシステム（株）保守運用部営業チーム部長代理
		茅田俊一	社・日本船主協会常務理事・業務部長
		中西英夫	財・日本情報処理開発協会常務理事 産業情報化推進センター所長
		上濱隆一	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1996.03.18-22	UN/ECE/WP.4 #43, GE1-2 #53	内田　傑	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課総括補佐官
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事

			UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		小野浩一	川崎汽船（株）船積情報サービス部長
		茅田俊一	社・日本船主協会常務理事・港湾物流部長
		今村　勇	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
1996.09.16-20	UN/ECE/WP.4 #44, GE1-2 #54	勝山　潔	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課補佐官
		朝岡良平	早稲田大学商学部教授・JASTPRO 貿易制度手続特別委員会委員長
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問・EDI 推進協議会国際部会長
		中西英夫	財・日本情報処理開発協会常務理事 産業情報化推進センター所長
		大竹裕之	川崎汽船（株）船積情報サービス部総務課
		有光孝生	社・日本船主協会港湾物流部調査役、物流システムチームリーダ
1997.03.17-21	UN/ECE/WP.4 #45-UN/CEFACT #1, GE1-2 #55	鈴木昭久	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課総括補佐官
		河田守弘	在ジュネーブ日本政府代表部一等書記官
		鶴田　仁	在ジュネーブ日本政府代表部一等書記官
		川上洋二	運輸省運輸政策局情報管理部調査課係員
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/CEFACT 副議長、アジア地区担当ラポータ
		井上　晃	社・日本船主協会港湾物流部港湾物流課長
		宇佐美和里	社・日本船主協会港湾物流部物流システムチーム
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長

1997.09.15-19	UN/CEFACT #2, GE1-2 #56	片山敏宏	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課振興第一係長
		朝岡良平	早稲田大学商学部教授・JASTPRO 貿易制度手続特別委員会委員長
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/CEFACT 副議長、アジア地区担当ラポータ
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問・EDI 推進協議会国際部会長
		宇佐美和里	社・日本船主協会港湾物流部港湾物流課係長
		田中澄夫	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務第三長
1998.03.15-18	UN/CEFACT #3	立石　学	運輸省運輸政策局情報管理部調査課解析室長
		矢頭康彦	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課専門官
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問・EDI 推進協議会国際部会長
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/CEFACT 副議長、アジア地区担当ラポータ
		和倉忠彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
1998.09.14-17	UN/CEFACT #4	勝山　潔	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課補佐官
		朝岡良平	早稲田大学商学部教授・JASTPRO 貿易制度手続特別委員会委員長
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問・EDI 推進協議会国際部会長
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 UN/EDIFACT アジア地区担当ラポータ
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長

1999.03.15-18	UN/CEFACT #5	＊生駒　豊	運輸省運輸政策局情報管理部調査課解析室長
		矢頭康彦	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課専門官
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 国連 CEFACT 副議長、アジア担当ラポータ
		和倉忠彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
2000.03.27-30	UN/CEFACT #6	＊生駒　豊	運輸省政策局情報管理部情報企画課専門官
		朝岡良平	早稲田大学名誉教授
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事 国連 CEFACT 副議長、アジア担当ラポータ
		佐藤　晃	社・日本船主協会業務部課長代理
		和倉忠彦	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
2001.03.26-30	UN/CEFACT #7	＊野中治彦	国土交通省総合政策局情報管理部調査室長
		朝岡良平	早稲田大学名誉教授
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事
		山下秀明	社・日本船主協会常務理事
		桑田信一郎	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
2002.05.27-31	UN/CEFACT #8	＊長江孝美	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長
		朝岡良平	早稲田大学名誉教授
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事

		山下秀明	社・日本船主協会常務理事
		菅又久直	電子商取引推進協議会主席研究員
		鬼頭吉雄	財・港湾空間高度化環境研究センター専門部長
		宮路　豊	財・港湾空間高度化環境研究センター研究主幹
		七尾英弘	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官
2003.05.12-15	UN/CEFACT #9	＊長江孝美	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長
		朝岡良平	早稲田大学名誉教授
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事
		溝口邦雄	電子商取引推進協議会主席研究員
		若松　浩	財・日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
		坂本理枝	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
2004.05.17-19（予定）	UN/CEFACT #10	＊道明　昇	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長
		朝岡良平	早稲田大学名誉教授
		窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
		伊東健治	財・日本貿易関係手続簡易化協会理事
		治田　彰	財・日本貿易関係手続簡易化協会専務理事
		能勢道治	財・日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長

（資料 3）ICC の貿易データ交換取り扱い統一規則（UNCID）について
（貿易データ交換手続に関する統一規則）

2.1　　はじめに

国際貿易取引の情報つまり貿易データが在来の紙の書類のかたちで交換される場合に起こりうる問題は、その紙の書類が国別のまた国際的な法律や規則に従って作られたものであるがゆえに、通常は容易に処理されてきた。ところが、紙の書類がデータ交換システム（Trade Date Interchange System ：ＴＤＩＳ）によるデータ伝送にとって代えられる場合、それらを規制する手段のないことが法的不安感を惹起することになるだろうが、その場合の問題の処理は、法的に手の届かないところでなされるように思われる。

このようなことは、当事者間で直接送られるメッセージのほとんどが企業同志でなされ、そしてその伝送がテレックスやこれと類似の技術にかぎられていたときは、あまり重要な問題とはならなかった。特定の通信者同志の間でよく将来のデータ交換のための安全確保手段やその他細目についての取極めが行なわれてきた。

たとえば、価値の高い大量のテレックス・メッセージを交換してきたのが銀行である。銀行は、そのメッセージが本物てであることを認証し、かつデータ内容をチェックするテストキーの形式を採用することによってデータ伝送についてリスクを最少限に抑え、しかも低度の保護手段ですませてきた。従って、これらの伝送を規制するための一般的なルールや機構をつくることの必要性はあまり感じられなかった。

データやメッセージの送付方法の技術がコンピュータからコンピュータによる伝送にとって代わられようとする最近になっても、依然として一般共通のルールや機構の必要性を喚起するまでには至たらなかった。データ伝送は、主として同一の分野または企業内のものであった。たとえば航空会社のためのＳＩＴＡ（Societe Internationale Telecommunication Aeronautiques）や銀行のＳＷＩＦＴのように、依然として同一分野にかぎられたメッセージの管理ルールを備える企業間または密接な利用者グループのものが多かった。これらの事例では、リスクは小さく、通常損害の発生前に誤りを訂正することができた。特に、ＳＷＩＦＴの例にみられるように、そのルールがメッセージのデータ内容を効率的にチェックしたりまたは見失ったり、またルートをミスしたりしたメッセージをすばやく探知できるようになっている。

１９８０年頃までの１０年間、ＥＣＥ貿易手続簡易化作業部会やＵＮＣＴＡＤ貿易手続簡易化特別計画は、コンピュータ通信システム使用のための標準データエレメント(*1)、コード、シンタックス(*2)（Standard Data Elements、 Codes and Syntax）の開発にあたり、国際的研究活動をうまくまとめて全く新しい状況を創り出した。企業内のまたユーザグループだけの活動は、つぎの例のように国際貿易取引における広範囲の異業種ユーザグループが開放的通信システムを利用することによってその活動

を拡大するようになった。
(*1) ＪＡＳＴＰＲＯ刊行の貿易データエレメント集８５-２２のはしがきにつぎの国連ＥＣＥの説明がなされている。
　情報交換は、口頭であろうとコンピュータ間のデジタル伝送であろうとすべて共通、即ち情報を解り易く、かつ明確な形式で伝えるための一連のルール、および約束事が必要である。
　言葉自体は異った語彙の要素から構成されており、それらの中には「名詞」即ち概念を表わす単語または単語の集団がある。これらはデータエレメントと称され、呼称は（例、市）とデータ（例、ジュネーヴ）から成っている。
(*2) 共通語の第２の構成要索はシンタックスであり、これは上述の単語の結びつきおよび関連を示す文法的配列である。
　貿易業務に関与する当事者は多数のさまざまな情報「貿易データエレメント」を交換しなくてはならない。これらのデータエレメントはすべての関連活動、即ち発信、処理、蓄積、検索、伝送に使用される。
　たとえば、Seller と Buyer には、Customs を通じて貨物を通関するための情報を伝送する必要があり、そのためには、在来の伝統的な通関書類の提出が前提となる。ところが、最近の輸送技術の急速な発展により、書類よりも貨物の方が先に到着するようになった。そのため、関税協力理事会（Customs Cooperation Council : ＣＣＣ、現在のＷＣＯ：世界関税機構）は、税関手続規則にしたがっておれば、たとえば、ＴＤＩＳにより伝送されるデータのように必要なデータ伝送を可能なかざり受入れるよう勧告した。同じようなことが、国際貿易取引に関係する他の分野、すなわち官よりも民間の分野についていえることである。それゆえ、メッセージの送リ手と受け手以外の者も利害関係者となりうるということである。それには、もはやこれまで支えてきた制度上の機構というものがなくなる。その結果、将来なにが重要な問題となりうるのか、たとえば自動貿易データ交換の当事者を悩ませる法的不安感を検討したり、またそのことから生じる問題の解決方法を見出すための考えをまとめる必要がでてきた。
　ＴＤＩＳを使用するということは、当事者が貿易データエレメントのコードや貿易データ交換ルールのような一定の技術上の要件に同意することを前提としている。すなわち法的要件を規制するある種の一般的ルールによって高水準の技術上の安全確保を約束することになろう。
　多くの異業種が関係する場合には、たとえばＳＷＩＦＴの場合のような同業種のユーザグループのプロトコル（限られた数の特定のタイプの銀行間データ伝送のみに適用）は利用することはできない。"決的不安感 ” の問題は、異なる業種の関係当事者が一連の貿易データ交換ルールを自主的かつ明示的にそれに拘束されることに同意することによって処理されることが望ましいと考えられる。その原則は、ＩＣＣの起草に

なりかつ首尾よく利用される統一規則そのものであって、採択当事者間のデータ交換を律する契約ベースによるルールの自主的採用は裁判所も認めるところである。契約法を適用するＩＣＣの先例は統一規則に対しても引き続き認められることになろう。

ＩＣＣの起草になる貿易データ交換ルールには、次の定めがあることが望ましいとして勧告している。

ａ）ＴＤＩＳのユーザを対象とすること。

ｂ）ＴＤＩＳのユーザの自発的かつ明示的な採択によってのみ適用すること。

ｃ）統一規則の目的のためにそこで使用される用語の意味を定義すること。

ｄ）メッセージの安全保護、照合と確認、通信当事者の認証、プライバシーデータの保管と責任の諸問題を取扱うこと。

以上の方法によって、ミスや詐欺のリスクを最少限にするための安全保護の基準が設けられることになる。このことと関連する基準は、付保の義務とともに責任に関しての明確なルールを設けることである。ＩＣＣの統一規則は、契約における採択の自由の原則に基づいて作られているのであるから、他のいかなる貿易データ交換システムとも全く別のものである。（この項は、ICC Report No.314 からの抜粋である。）

データの流れとメッセージの機能

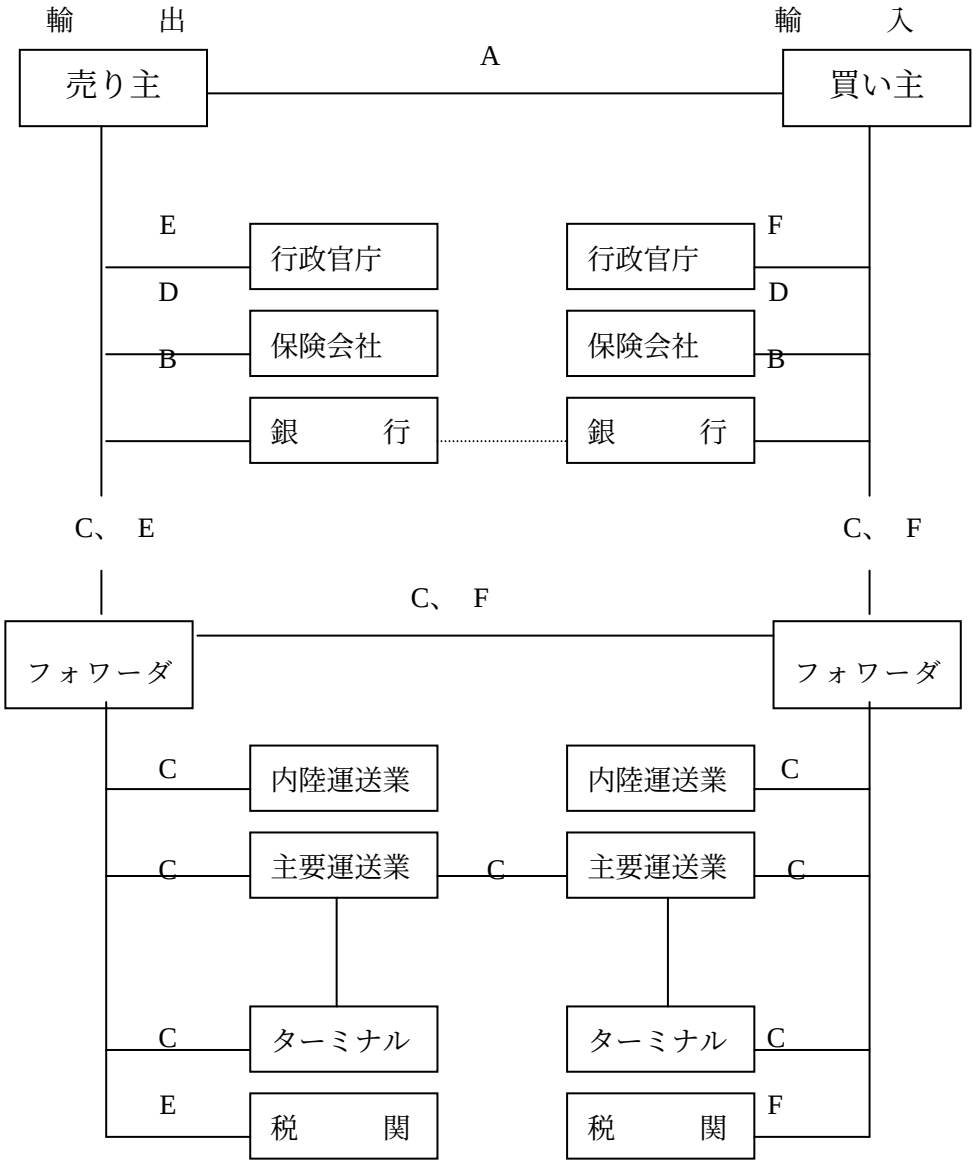

主たる機能	データの流れ
A　取引契約の設定	取引
B　支払手配	金融
C　輸送手配	輸送・中間輸送
D　保険手配	保険
E　輸出通関	公的手続
F　輸入通関	公的手続

A　適用方法

第１条

ａ）この規則（ＵＮＣＩＤ）は、貿易データ交換システム（Trade Data Interchange System : TDIS）の利用者の間に交される当該国際貿易取引にかかわる貿易データメッセージに適用し、かつこの規則を明示的に採択することにより利用者を拘束する。

ｂ）そのような明示的採択とは、これを採択する当事者（以下当事者という）によるどのようなかたちの同意であってもよい。１つのメッセージのなかにコードワードＵＮＣＩＤを盛り込むことは．当該メッセージが本規則に従うことの証拠となる。

ｃ）そのような採択は、当事者が同意する方法により明らかに中止するとしないかぎり、またその採択期間終了時まで、ひきつづき有効である。

第２条

この規則の目的のために、ここで用いられる語句はつぎの意味を有する。

ａ）「貿易データメッセージ」（以下メッセージという）とは、当該国際貿易取引の履行上の貿易、運送、金融、保険および／または当局の事項にかかわる当事者の間に伝送されるデータを意味し、これまでの伝統的なペーパー書類のかたちで送られてきたものにとって代わるものである。

ｂ）「当該国際貿易取引」（以下取引という）とは、ある国の「買主」と他の国の「売主／供給者」との間の物品および／またはサービスの売買もしくは供給および／またはその他の行為のための持定の国際的取決めを意味し、明らかにそのメッセージがかかわる取引として特定されたものをいう。

ｃ）「貿易データ交換システム」（以下ＴＤＩＳという）とは、取引のためにメッセージを提供し作成することおよび電子データ交換を使用することに関して国際的に公認されたシステムを意味する。

第３条

当事者による本規則の採択は、ただちに効力を有し、かつ第１条ｃ）項に従って採択中止を決める前に同意した当事者間のすべての取引については、引き続き適用可能のものとする。

そのように採択中止する旨の同意には、いつから本規則の適用をやめるかの日時を示すものとするが、新たな取引についてはこれを不適用とする。

第４条

本規則は、メッセージの送り手と受け手を含むとみなされるＴＤＩＳ参加者のすべてに適用し、かつそのようなメッセージのデータ内容に正当に利害関係のあるその他すべての当事者に適用する。

B　安全保護

第５条

　第６条から第１８条までの規定は、遵守すべき最低条件を示したものである。ただし、そのことは、ＴＤＩＳにより高い基準を課すこと、または当事者に対して少なくとも保護するに適わしい基準を担保することまで妨げるものではない。

第６条

貿易データエレメント、メッセージ構成とデータ交換に関するその他の規則および／または取決めは、ＴＤＩＳを参照することによって定義づけるものとする。

第７条

メッセージには、その貿易データ内容のほかに、送り手と受け手（間係当事者)、メッセージの種別、取引の同一性を証する手段（この取引識別手段はできるかぎり個々の取引に
関するすべてのメッセージに適用可能な共通のアクセス番号とすべきこと）および、メッセージの完成を証明する手段を示すものである。

C　証明方法

第８条

ａ）一つの伝送には１または２以上のメッセージを含んでもよい。

ｂ）通信ネットワークプロトコル（Communication network protocol）が伝送メッセージの完了を証明するに足ると当事者が同意しないかぎり、１または２以上のキャラクタ・カウントまたはハッシュ・トータルまたはこれと類似のコントロール技術（Character count or hash totals or similar techniques）が伝送中にとり入れられるべきであり、かつ受取ったメッセージは、そのようなコントロール技法に合致するときにはじめてこれが正しいものとみなされる。

D　交信当事者の認証

第９条

ａ）当事者は、利用する情報通信網を確保すること、およびそれの法的保証を付与することについて取決めることができ、それに相手方当事者を入替えたりまたは伝送を変更したりするといった誤りをしない独自の識別子（identification）を各自もつことに同意することができる。

ｂ）当事者が上記ａ）項に定めることに同意しないときは、それぞれ伝送物の受取リは、その参照物をも含めて、別個の伝送物の受け手により直ちに確認しておかなければならない。

ｃ）上記ｂ）項の規定により要求される承認が相応の期間内に得られない場合は、送り手は、そのような承認をうるためになんらかの必要な措置を講ずる。

第１０条
　上記第９条の要件が正しく尽くされないかぎり、および、それが尽くされるまでは、受け手は当該メッセージを有効なものとみなすことができない。

第１１条
　自己あてのものでない伝送物の受け手の当事者は、可及的速やかにそのことを送り手の当事者に知らせ、かつ自からのシステムにおけるそのような伝送物のなかの情報を無効なものとする。

Ｅ　確認方法

第１２条
ａ）送リ手が、メッセージの受け取リの確認を求める場合、受け手は当該メッセージが外観上良好な状態のもとで受け取られたことを直ちに別の伝送メッセージの中で確認する。
ｂ）上記ａ）項の規定に求める確認が相応の期間内に得られない場合は、送り手は、そのような確認をうるためにまたなんらかの必要な措置を講ずる。

第１３条
　受け手は、上記第１２条の要件が尽くされないかぎり、かつそれが尽くされるまでは、当該メッセージを有効なものとみなすことができない。

Ｆ　プライバシー

第１４条
　ある通信伝送に公的通信サービスが利用される場合は、関係当事者のすべてが満足する端末間プロテクションを使用した公的通信サーピスが保証するときにはじめて、プライパシーは適切に保護されたものとみなす。

第１５条
ａ）相手方当事者の要求があるときは、メッセージの送り手は、国内法に反しないときは暗号により、または当事者間で同意することが可能なその他手段によって、とくに保護を与える。
ｂ）そのように保護されたメッセージの受け手は、関係データのその後の再伝送に当たっても同様の保護手段を講ずる。

Ｇ　データの蓄積

第１６条

ａ）送ったデータおよび受け取ったデータは、すべて該当するデータが当事者の機器のインターフェイスにおいて提示された形のままの完全なログとして蓄積しておかなければならない。

ｂ）このようなデータの記憶は、要求があれば、それを検索しかつプリントアウトして読み取リ可能なかたちで提示することができることを条件として、コンピューター・メディア上にこれを保管することができる。

第１７条

　それぞれの当事者は、要求があれば、略号解読器を含め、当該当事者の処理システムに責任を有する者によって、上記第１６条にいうプリントアウトの作成および正しいものとしての証明を行うために必要とされる取決めを結ぶ責任を負う。

第１８条

　上記第１６条ａ）項にいう完全なログは、そのようなログを保管する当事者の国の法律が要求する期間、または当事者の間で同意されるそれより長い期間のうちのいずれにおいてもそのままの形で保存されるものとするが、いかなる場合も３年の期間を超えてはならない。

Ｈ　責　任

第１９条

ａ）ある当事者が本規則の規定のいずれかをを遵守しなかった場合、そのような当事者は、そうしなかったことから生じる直接の結果に対して責任を負う。

ｂ）ただし、本規則は、当事者が本規則を完全に遵守しているにもかかわらず、第三者による通信への割込みにあった場合の状態のときには適用しない。

第２０条

　当事者は、自己に求めわられている行動に常時相応の注意をもって行なう責任を有し、かつ、もしメッセージが持定のペーパー書類で、必要に応じて正しく署名または認証をしたものを適用するのと同じくメッセージのデータ内容に責任を有する。

第２１条

　当事者が本規則の必要条件を遵守したにもかかわらず生じた紛失または損傷の場合における責任はメッセージの送り手に課せられる。

第２２条
　当事者は、約定の通信手段に生じた故障または妨害の場合にも、ほかの迅速な手段により通信する努力を払わないかぎり、本規則に基づく責任を有する。

Ｉ　保　険

第２３条
ａ）送り手は、本規則にいうＴＤＩＳの使用にまつわる固有のリスクに対する第三者への責任を含め、常時満足な保険担保を有する。
ｂ）受け手または関係のある第三者からの要求があった場合は、そのような保険担保の評価をする。
ｃ）本条は、送り手が政府またはこれと類似の公的機関である場合には適用しない。

Ｊ　解　釈

第２４条
本規則の解釈についての疑義は、フランス、パリのＩＣＣ本部に照会する。

以上のＩＣＣ統一規則は、あくまでも試案であって、今後どのように変更、追加、削除されるか見当がつかないが、この起草に関心をもつ国際団体（UNCITRAL、ECE、UNCTAD、OECD、CCC、ISO、CEA、ICC）が ICC 主催のもとで一同に会して意見の交換を行ったことがある。それによると、最初は、Uniform Rules for Communication Agreement なる名称のタイトルをつけられていたが、もっと具体的かつ革新的なタイトルをつけるべきであるという意見もあって、標題のように Uniform Rules of Conduct for Interchange of Trade Data by Teletransmission（UNCID）と名付けられ、国際間はもちろんのこと国内のデータ伝送にも適用できるようにまとめたとしている。（１９８７年３月 ICC Report より）

UNSMs (United Nations Standard Messages) (2003-08)

Msg.Type	Message Name	Directory Number	D.97A	D.97B	D.98A	D.98B	D.99A	D.99B	D.00A	D.00B	D.01A	D.01B	D.01C	D.02A	D.02B	D.03A
		Status	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
		Issued Year-Month	97.03	97.09	98.03	98.09	99.03	99.09	00.03	00.09	01.03	01.09	01.11	02.08	03.02	03.06
		Document Number	R.1268	GE1/97/6	GE1/98/5	CRP.26										
APERAK	Application error and acknowledgement Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
AUTHOR	Authorisation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
AVLREQ	Availability request - Interactive		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
AVLRSP	Availability response - Interactive		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BALANC	Balance Message		MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BANSTA *	Banking Status Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BAPLIE	Bayplan/Stowage plan occupied and empty location		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BAPLTE x	Bayplan/Stowage plan total numbers Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM x	UNSM x	UNSM x	UNSM x	UNSM x	UNSM x	UNSM x
BERMAN	Berth management Message							MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BMISRM	Bulk marine inspection summary report Message				MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BOPBNK	Bank transaction & portfolio transaction report		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BOPCUS	Balance of payment customer transaction report		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BOPDIR	Direct Balance of Payment Declaration Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BOPINF	Balance of Payment Information from Customer		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
BUSCRD	Business Credit Report Message				MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CALINF	Vessel Call Information Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CASINT	Request for legal administration action in civil		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CASRES	Legal administration response in civil proceedings		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CHACCO	Chart of Accounts Message		MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CHAMAP	Chart of Mapping Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	R.1285	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
CLASET	Classification Information Set Message		MiD	Mid	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CNTCND	Contractual Conditions Message		MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COACSU	Commercial Account Summary Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COARRI	Container discharge/loading report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CODECO	Container gate-in/gate-out report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CODENO	Permit expiration/clearance ready notice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COEDOR *	Transport equipment stock and profile report		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COHAOR	Container special handling order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COLADV	Advice of a Documentary Collection Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
COLREQ	Request for a documentary collection Message		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COMDIS	Commercial Dispute Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONAPW	Advice on Pending Works Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONDPV	Direct Payment Valuation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONDRA	Drawing Administration Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONDRO	Drawing Organization Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONEST	Establishment of Contract Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONITT	Invitation to Tender Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONPVA	Payment Valuation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONQVA	Quantity Valuation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONRPW	Response on Pending Works Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONTEN	Tender Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CONWQD	Work Item Quantity Determination Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COPARN	Container Announcement Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COPAYM	Contributions for payment Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COPINO	Container Pre-notification Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COPRAR	Container Discharge/Loading Order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM

Msg.Type	Message Name	Directory Number	D.97A	D.97B	D.98A	D.98B	D.99A	D.99B	D.00A	D.00B	D.01A	D.01B	D.01C	D.02A	D.02B	D.03A
		Status	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
		Issued Year-Month	97.03	97.09	98.03	98.09	99.03	99.09	00.03	00.09	01.03	01.09	01.11	02.08	03.02	03.06
		Document Number	R.1268	GE1/97/6	GE1/98/5	CRP.26										
COREOR	Container Release Order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COSTCO	Container Stuffing/Stripping Confirmation		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
COSTOR	Container Stuffing/Stripping Order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CREADV *	Credit advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CREEXT *	Extended credit advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CREMUL *	Multiple Credit Advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CURRAC	Current Account Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
CUSCAR	Customs cargo report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CUSDEC	Customs declaration Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CUSEXP	Customs Express Consignment Declaration		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CUSPED	Periodic Customs Declaration Message		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CUSREP	Customs conveyance report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
CUSRES	Customs response Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DATRAK	Data tracking message							MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
DEBADV *	Debit advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DEBMUL *	Multiple Debit Advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DEBREC	Debts Recovery Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DELFOR *	Delivery Schedule Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DELJIT *	Delivery Just-in-time Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DESADV *	Despatch advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DESTIM *	Equipment Damage & Repair Estimate Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DGRECA	Dangerous goods recapitulation message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DIRDEB *	Direct Debit Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DIRDEF	Directory Definition Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DMRDEF	Data Maintenance Request Definition Message				MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DMSTAT	Data Maintenance Status Report/Query Message				Mid	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DOCADV	Documentary Credit Advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DOCAMA	Advice of an Amendment of a Documentary Credit		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DOCAMI	Documentary Credit Amendment Information		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DOCAMR	Request for an Amendment of a Documentary		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DOCAPP	Documentary Credit Application Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DOCARE	Response to an Amendment of a Documentary		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
DOCINF	Documentary Credit Issuance Information Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
ENTREC	Accounting Entries Message		MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
FINCAN	Financial Cancellation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
FINPAY *	Multiple interbank funds transfer message		MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
FINSTA	Financial Statement of an account message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
GENRAL	General purpose message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
GESMES	Generic Statistical Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
HANMOV	Cargo/Goods handling and movement Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
ICASRP	Insurance Claim assessment and reporting message									MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
ICASRQ	Loss Assessment Request Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
ICNOMO	Insurance claims notification message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
ICSOLI *	Insurance claim solicitor's instruction message							MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFCSUM	Forwarding and Consolidation Summary Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTCCA	Forwarding and transport shipment charge		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM

Msg.Type	Message Name	Directory Number	D.97A	D.97B	D.98A	D.98B	D.99A	D.99B	D.00A	D.00B	D.01A	D.01B	D.01C	D.02A	D.02B	D.03A
		Status	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
		Issued Year-Month	97.03	97.09	98.03	98.09	99.03	99.09	00.03	00.09	01.03	01.09	01.11	02.08	03.02	03.06
		Document Number	R.1268	GE1/97/6	GE1/98/5	CRP.26										
IFTDGN	Dangerous Goods Notification Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTFCC	International transport freight costs & other charges		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTIAG x	Dangerous Goods List Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM x	UNSM x	UNSM x	UNSM x	UNSM x	UNSM x	UNSM x
IFTICL	Cargo insurance claims message							MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTMAN	Arrival Notice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTMBC	Booking confirmation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTMBF	Firm booking Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTMBP	Provisional booking Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTMCA	Consignment Advice message					MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTMCS	Instruction contract status message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTMIN	Instructions Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTRIN	Forwarding and transport rate information Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTSAI *	Forwarding and transport schedule & availability		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTSTA	International Multimodal Status Report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IFTSTQ	International Multimodal Status Request Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IHCEBI	Health insurance eligibility & benefits inquiry &									MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IHCLME	Healthcare claim or encounter request & response -										UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IMPDEF	EDI implementation guideline definition message		MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
INFCON	Infrastructure condition message							MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
INFENT	Enterprise accounting information Message		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
INSDES	Instruction to despatch message		MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
INSPRE	Insurance Premium Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
INSREQ	Inspection Request message		Mid	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
INSRPT |	Inspection Report message		MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
INVOIC	Invoice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
INVRPT	Inventory Report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IPPOAD	Insurance policy administration message					MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
IPPOMO	Motor Insurance Policy Message		MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
ISENDS * |	Intermediary system enablement or disablement							MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
ITRGRP	In-transit Groupage		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
ITRRPT * |	In-transit Report Detail Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
JAPRES	Job Application Result Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
JIBILL	Joint Interest Billing Report		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
JINFDE	Job Information Demand Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
JOBAPP	Job Application Proposal Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
JOBCON	Job Order Confirmation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
JOBMOD	Job Order Modification Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
JOBOFF	Job Order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
JUPREQ * |	Justified payment request message					MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
LEDGER	Ledger message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
LREACT	Life reinsurance activity message		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
LRECLM	Life reinsurance claims Message				MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
MEDADR	Medical adverse drug reaction message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
MEDAUT	Medical pre-authorisation message									MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
MEDPID	Person identification Message										UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
MEDPRE	Medical Prescription Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM

Msg.Type	Message Name	Directory Number	D.97A	D.97B	D.98A	D.98B	D.99A	D.99B	D.00A	D.00B	D.01A	D.01B	D.01C	D.02A	D.02B	D.03A
		Status	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
		Issued Year-Month	97.03	97.09	98.03	98.09	99.03	99.09	00.03	00.09	01.03	01.09	01.11	02.08	03.02	03.06
		Document Number	R.1268	GE1/97/6	GE1/98/5	CRP.26										
MEDREQ	Medical Service Request Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
MEDRPT	Medical Service Report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
MEDRUC	Medical Resource Usage & Cost Message		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
MEQPOS	Means of transport and equipment position		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
MIGRPT	Message implementation guide (MIG) report							MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
MOVINS	Stowage Instruction Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
MSCONS	Metered services consumption report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
ORDCHG	Purchase Order Change Request Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
ORDERS *	Purchase Order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
ORDRSP *	Purchase Order Response Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
OSTENQ	Order Status Enquiry Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
OSTRPT	Order status report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PARTIN	Party Information message (Trading partner profile		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PASREQ	TT&L. Product Application Status Request -			MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PASRSP	TT&L. Product Application Status Response -			MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PAXLST	Passenger List Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PAYDUC	Payroll Deduction Advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PAYEXT *	Extended payment order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PAYMUL *	Multiple payment order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PAYORD *	Payment order Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PCPRDR	Property and Casualty Property Damage Report				MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
PRICAT	Price/sales catalogue Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PRIHIS	Pricing history Message		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PROCST	Project Cost Reporting Message			Mid	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PRODAT	Product data message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PRODEX	Product Exchange Reconciliation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PROINQ	Product Inquiry Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PROSRV	Product service message							MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PROTAP	Project Tasks Planning Message		MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
PRPAID	Insurance Premium Payment Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
QALITY *	Quality data Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
QUOTES	Quote Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RDRMES	Raw Data Reporting Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
REBORD	Reinsurance Bordereau message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RECADV *	Receiving Advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RECALC	Reinsurance Calculation message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RECECO	Credit Risk Cover Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RECLAM	Reinsurance Claims Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RECORD	Reinsurance core data message							MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
REGENT	Registration of enterprise Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
REINAC	Reinsurance account		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
RELIST	Reinsured objects list message							MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
REMADV	Remmitance advice message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
REPREM	Reinsurance Premium message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
REQDOC	Request for Document Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
REQOTE	Request for quote Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM

Msg.Type	Message Name	Directory Number	D.97A	D.97B	D.98A	D.98B	D.99A	D.99B	D.00A	D.00B	D.01A	D.01B	D.01C	D.02A	D.02B	D.03A
		Status	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
		Issued Year-Month	97.03	97.09	98.03	98.09	99.03	99.09	00.03	00.09	01.03	01.09	01.11	02.08	03.02	03.06
		Document Number	R.1268	GE1/97/6	GE1/98/5	CRP.26										
RESETT	Reinsurance Settlement Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RESMSG	Reservation Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RESREQ	Reservation Request - Interactive		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RESRSP	Reservation Response - Interactive		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RETACC	Reinsurance Technical Account Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RETANN *	Announcement for return message		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RETINS	Instruction for returns message		MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
RPCALL	Repair call message							MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SAFHAZ	Safety and Hazard Data Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SANCRT	Int'l movement of goods governmental regulatory		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SKDACK	Schedule acknowledgement - interactive message						MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
SKDREQ	Schedule request - interactive message							MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SKDUPD	Schedule update - interactive message						MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SLSFCT	Sales Forecast Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SLSRPT	Sales Data Report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SOCADE	Social Administrative Declaration Message		MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SSCLDE	Social Security Claim Decision				MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
SSDREQ	Social Security Data Request				MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
SSIMOD	Modification of Identity Details Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SSRECH	Worker's Insurance History Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SSREGW	Notification of Registration of a Worker Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
STATAC	Statement of account Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
STLRPT	Settlement transaction reporting message		MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SUPCOT	Superannuation Contributions Advice Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SUPMAN	Superannuation Maintenance Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
SUPRES	Supplier Response Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
TANSTA	Tank Status Report Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
TAXCON	Tax Control Message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
TESTEX	Test message explicit mode		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TESTIM	Test message implicit mode		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TINREQ	Tourism information request message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TINRSP	Tourism information response message		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TIQREQ	TT&L. Information Inquiry Request - Interactive			MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
TIQRSP	TT&L. Information Inquiry Response - Interactive			MiD	MiD	MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
TPFREP	Terminal performance message							MiD	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
TRADES	Traffic or Travel Description Definition		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TRADIN	Traffic or Travel details of individual traveller		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TRAILS	Traffic or Travel Route Guideance & Planning		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TRALOC	Traffic or Travel Location Definition		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TRAREQ	Traffic or Travel Information Request		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TRAVAK	Traffic or Travel information acknowledgment		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TRAVIN	Traffic or Travel Situation Information		MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD	MiD
TSDUPD	Timetable static data update - Interactive							MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
TUPREQ	TT&L. Data update request message Interactive							MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
TUPRSP	TT&L. Data update response message - Interactive							MiD	MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
UTILMD	Utilities master data message									MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM

Msg.Type	Message Name	Directory Number	D.97A	D.97B	D.98A	D.98B	D.99A	D.99B	D.00A	D.00B	D.01A	D.01B	D.01C	D.02A	D.02B	D.03A
		Status	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
		Issued Year-Month	97.03	97.09	98.03	98.09	99.03	99.09	00.03	00.09	01.03	01.09	01.11	02.08	03.02	03.06
		Document Number	R.1268	GE1/97/6	GE1/98/5	CRP.26										
UTILTS	Utilities time series message									MiD	UNSM +	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
VATDEC	Value Added Tax Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
VESDEP	Vessel Departure Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
WASDIS	Waste Disposal Information message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
WKGRDC	Work Grant Decision Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
WKGRRE	Work Grant Request Message		UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM	UNSM
	Numbers of Messages in the Directory		145	155	161	169	175	189	197	203	206	207	207	207	207	207
	Directory Number/Version		D.97B	D.97B	D.98A	D.98B	D.99A	D.99B	D.00A	D.00B	D.01A	D.01B	D.01C	D.02A	D.02B	D.02B
	UNSM:United Nations Standard Message (newly added)		+9	+10	+6	+8	+6	+13	+8	+6	+3	+1				
	MiD :Message in Development				58	53	47	52	44	40	28	27	27	27	27	27
	UNSN Messages marked for deletion									2	2	2	2	2	2	2

変更指示符号:

プラス符号 (+)	for an addition
アスタリスク (*)	
縦棒 (|)	for changes to text for descriptions, notes and functions
文字 x (x)	for marked for deletion
文字 R ®	for amessage whose structure has been completely recast. No other symbols shall be used with these messages

２００４－３－３１

（資料５）国連標準メッセージ（UNSMs）機能定義一覧

APERAK Application error and acknowledgement message

このメッセージの機能は以下のとおりである：a) メッセージが受信側アプリケーションによって受信され、アプリケーションでの処理中にエラーが検出されたために、拒否されたことをそのメッセージの発行者（issuer）に通知する。b) メッセージがその受信側アプリケーションによって受信されたことを、メッセージの発行者に確認通知する。

AUTACK Secure authentication and acknowledgement message

送信されたメッセージの認証や、受信された交換、グループ、メッセージまたはパッケージの受信確認を行なえるようにするメッセージ。認証/受信確認メッセージは、以下の目的で使用することができる：a) メッセージ、パッケージ、グループまたは交換に対して、発信者の確実な認証または非否認性を与える。b) メッセージ、パッケージ、グループまたは交換に対して、受信側の確実な受信確認または非否認性を与える。

AUTHOR Authorization message

支払指図顧客（an ordering customer）(あるいは支払人または支払指図顧客の代理人)から、または支払指図引受銀行に対する支払指図顧客の支払いについて権限を持つ第三者によって、支払指図引受銀行に送られた所定の金融行為（transaction）を実行する権限を付与するために送信されるメッセージ。

この場合の金融行為は、PAYMUL や DIRDEB などの複合（multiple）メッセージと、PAYORD や PAYEXT などの単一指示メッセージの両方に関連することがある。

承認メッセージは、所定の金融行為の承認を要求する場合に、支払い指示引き受け銀行が注文顧客またはその承認機関（Authorisation Authority）に送信することもできる。

AVLREQ Availability Request（対話型メッセージ）

顧客又はその代理人が旅行、観光及びレジャーサービス利用の可能性を知るために、それらのサービス提供業者へ送信する対話型メッセージである。　このメッセージに対する返信には AVLRSP(旅行、観光及びレジャーサービスの利用可能性についての対話型メッセージ)が使用される。AVLREQ メッセージは、その対話型のシナリオに基づく利用可能性についての一般的な質問（例えば、ホテル、レンタカー、列車旅行、航空便、所定日或いは所定期間における特定都市或いは地域へのツアーサービスの利用可能性）に使用される。この場合、利用希望内容（例

えば海に面した部屋、ホテルの部屋には暖炉があること、航空便は直行など）を含むことができる。特定内容（例えば特定日のホテル、レンタカー、列車旅行、或いはツアーの利用の可能性）の利用の可能性を求める際にもこのメッセージは使用される。また利用可能なものに適用される規約、料金を求める場合にも使用される。

AVLRSP Availability Response（対話型メッセージ）

AVLREQ に対してサービス提供業者から返信される際に使用されるメッセージである。このメッセージには、その対話型のシナリオに基づいて、複合サービス提供業者からのサービス商品、及びそれに見合ったサービス・クラス、車種、ホテルの部屋タイプを含むことができる。

BALANC Trial Balance

会計,監査、原価計算、連結会計、財務分析などの目的で、特定企業とそれらを使うことのできる者との間で、企業関係の貸借勘定をやり取りするために使用されるメッセージである。企業の会計、監査当事者は、会計情報を必要とし、それらが必要とする情報の大部分は共通の性格のものである。実務処理の為に、企業（親会社、子会社、部門等)、サービス機関、公認会計士或いは監査人（これらはメッセージの発信者として参照される）は、例えば他の企業（親会社、子会社、部門等)、他のサービス機関、他の公認会計士或いは他の監査人といったように様々な関係当事者（メッセージの受信者となる）へ貸借勘定を伝達する。　貸借勘定試算表は、企業活動と勘定科目表を反映する会計記帳に基づいている。このメッセージは財務諸表の作成準備を可能とする。所定期間における期末の貸借勘定は、同じ会計システムで作成される全ての勘定リストで構成される会計書類を表すものとされる。各収支は、国内通貨及び外国通貨建により借方総額或いは貸方総額を示す。管理目的の為に指定された時点で、この貸借勘定は伝送することが出来る。このメッセージの伝送頻度は、日計から年度までさまざまである。

BANSTA Banking status message

前に送信されたメッセージの受信者が、この元のメッセージの処理ステータスを報告するために送信するメッセージ。このメッセージは、メッセージの受容または拒否またはメッセージの受信者による受信済み指示の実行能力を、アプリケーションレベルで示す。

BAPLIE Bayplan/stowage plan occupied and empty locations

運送手段上の装置や物品に関する情報を伝送するためのメッセージであり、運送手段上の場所（積載位置）も含まれる。メッセージは、（定期船）代理店、積量測定センター（tonnage centers)、荷役会社、船長/オペレーターなどの間で交換することができる。

BAPLTE Bayplan/stowage plan total numbers message

運送手段上の装置の総数や物品の数量に関する情報を伝送するためのメッセージ。メッセージは、（定期船の）代理店、積量測定センター、荷役会社、船長/オペレーターなどの間で交換することができる。

BERMAN Berth Management message

バース管理用メッセージは、船会社、その代理店又は運送手段から、港湾や水路管理に責任を持つ港湾当局への、バースを要求し、寄港、船舶、バース要件及び予想されるオペレーションを提供するメッセージである。

BMISRM Bulk Marine Inspection Summary Report

検数量会社からの大量貨物買い手及び売り手、船舶及びはしけ所有者、エージェント、税関に対するメッセージであり、重要な輸送日時のほか貨物の品質及び数量を示すものをいう。

BOPBNK Bank transactions and portfolio transactions report message

銀行自体の取引行為（transaction)、集合的な個々の顧客の取引行為、資産構成報告書（ポートフォリオトランザクション）について報告するために、銀行が収支（BOP）編集者（compiler）に送信するメッセージ。メッセージは、銀行の資産および債務に関する状況を報告するために使用することもできる。

BOPCUS Balance of payment customer transaction report message

特定の期間内に処理される個々の顧客の取引行為（貸し方と借り方）について報告するために、銀行が収支（BOP）編集者に送信するメッセージ。実際に、このような取引行為情報は、それぞれ PAYORD/PAYMUL/PAYEXT メッセージと BOPINF メッセージから作成することができる。

BOPDIR Direct balance of payment declaration message

以下の項目について、非銀行居住者（non-bank residents）が収支（BOP）編集者に直接報告するために送信するメッセージ：居住者銀行(resident bank)で維持されている銀行口座を介した取引行為、非居住者銀行（non-resident bank）で維持されている銀行口座を介した取引行為、非銀行非居住者による口座を介して行われる取引行為と手形交換（clearing)、国外資産と債務、BOP 関連調査に関する情報(ストックとフロー)、BOP の編集を調査をベースとしている国が関連する。

BOPINF Balance of payment information from customer message

非居住者との取引の清算としての指定額の受取時に、受取人がその銀行に送信するメッセージ。収支(BOP)編集者は、受取人の銀行を介して取引を通知されなければならない。

BOPSTA Exchange of Balance of Payment Statistics

このメッセージを使って、BOP 作成者と、BIS、EUROSTAT、IMF、OECD などの国際

統計機関との間で、BOP 集計データや海外投資状況データ(International Investment poition=IIP)が送受信される。BOP 作成者相互間で、BOP データや IIP データを交換するためにも使用される

BUSCRD Business Credit Report

取引信用度レポートメッセージは、信用度報告サービス提供機関が、ある企業の取引信用度に関する情報をその取引先に提供するのに使用します。取引信用度情報には、企業名または所在地、財務、事業、法律、および取引信用度評価などの情報が含まれますが、これらに限定されません。

BUSCRD はもっぱら法人組織または企業の信用度情報の交換に関連したもので、取引における意思決定プロセスの自動化を可能にするものです。

CALINF Vessel call information message

定期船(船社)代理店から荷役会社への通知メッセージ。船舶の到着予定や想定される貨物作業（揚積）に関する情報が報告される。

CASINT Request for legal administration action in civil proceedings

訴訟手続を開始したり実行したりするためのデータ提出要求。

CASRES Legal administration response in civil proceedings message

訴訟手続を開始したり実行したりするためのデータ提出要求に対する法的な応答。

CHACCO Chart of Account message

このメッセージは団体と、会計、監査、コスト計算、連結、財務分析等のために会計チャートを使用する者との間のチャートのやりとりに関するものである。

企業とその関係者との間で会計諸表情報を送受信するメッセージである：ここでいう関係者とは、会計諸表を利用して、経理処理、会計監査、コスト分析、集計作業、統計作成、財務分析などを行う全ての者である

企業の財務諸表作成とは、企業活動および会計規定に応じた記帳処理を基盤として、試算表作成から財務諸表作成に至る一連の作業である

会計諸表は、勘定科目の体系的な一覧表で、企業資産に影響する業務活動を詳細に記録する。会計諸表は、業界単位の会計基準、または国の法的な基準、または企業内の基準に従って作成される

このメッセージによって下記の数種類の会計諸表を伝送することができる：

＊企業の全ての統制勘定科目（control account）を示す統制勘定表（chart of control accounts）

＊特定分野の勘定科目を示す補助勘定表（subsidiary chart of accounts）

＊企業の全ての在庫品勘定科目を示すコスト勘定表（chart of cost accounts）

＊企業の予算勘定科目を示す予算勘定表（chart of budgetary accounts）

＊その他

会計諸表メッセージは、企業内の会計担当者、会計サービス機関、契約会計事務所または監査人が作成し発信人となって、決算期財務諸表作成に必要な情報を下記の各関係受信人宛に送信される：関係受信人には、他の企業の会計担当者、作成者とは別の会計サービス機関や契約会計事務所や監査人、また外部の公的、私的機関が含まれる

CLASET Classification Information Set

特定の分類体系に関する、情報構成要素の必要部分を伝送するメッセージ。一つの分類体系と他の関連分類体系の部分的対応表を伝送することもできる。

分類とは、順序づけ、選択、グループ化、集約、類似概念の関係把握などのために、概念を構成する一つの方法である。情報構成要素とは、文書、ラベル、更新情報、階層構造のサブセットなどである。

CNTCND Contractual Conditions Message

顧客から供給者およびその他の関係当事者に送られるメッセージで、契約の代わりとなる発注書のインボイスや、契約内で確認されている各段階の完了の自動処理を可能にするため、以前に取り決められた契約の条件を提供します。

COACSU Commercial Account Summary

取引集計(Commercial Summary)は、取引当事者間または双方の代理人間で、特定の時点に、または特定の期間内に行われた、取引の総計や明細情報を送受信するメッセージ。

COARRI Container discharge/loading report message

船舶からの指定コンテナの荷降ろし(発注通りの荷降ろし、予定よりも多い荷降ろし、少ない荷降ろしなど)、船舶へのコンテナの積込み結果を報告するコンテナターミナルよりのメッセージ。

CODECO Container gate-in/gate-out report message

指定のコンテナが内陸運送業者(道路、鉄道、艀)によって配達または引取られたことを確認するためのターミナル、デポなどによって使用されるメッセージ。このメッセージを使用して、ターミナル内部のコンテナの移動状況(船舶へ/からの積み降ろしを除く)を報告するために使用することもできる。

CODENO Permit expiration/clearance ready notice message

許可証/通関手続用文書の有効期間が短期の通知で満了するか、正規の通関手続きがとられた貨物を指定する通知。

COEDOR Container stock report message

荷送り側のストック(即ち、ターミナル、デポ、またはコンテナフレイトステーション)にあるコンテナを報告するメッセージ。

COHAOR Container special handling order message

コンテナについての指定した特殊荷扱い及び/またはサービスを実行するための指図。

COLADV Advice of a Documentary Collection

この荷為替回収メッセージは、送金銀行またはその代理人から回収銀行宛に指示された荷為替回収指図書の条件を示すメッセージで、荷為替名宛人に対して送信される。

COLREQ Request for a documentary collection

このメッセージは、本人（取立事務を自己の取引銀行に委託した顧客）から仕向銀行（本人が取立事務を委任した銀行）へ伝送されるもので、仕向銀行へ書類付き取立を始めるように依頼、或いは既に直接本人が書類付き取立てオーダーを行ったことを仕向銀行へ通知するために使用される。特別な規定が無い限り、書類付き取立ては、“荷為替信用状に関する統一規則および慣習”（国際商業会議所出版物）を条件としてだされる。

COMDIS Commercial dispute message

通常は、1通または複数の送り状（invoice）に関して、配送された貨物や行われたサービスに何らかの不備（貨物の損傷、不完全な配送、配送遅延など）があった場合に、買い主が売り主に商業上の紛争通知（notice of commercial dispute）をするためのメッセージ。紛争は、関連の送り状を清算する前に解決しなければならない。メッセージは以下の目的で使用される:

- 紛争を通知する;
- 既存の紛争について連絡する(構造化された情報);
- 紛争の解決を通知する。

当該メッセージは、紛争の通知だけでなく、応答としても使用される。

CONAPW Advice on pending works message

作業を開始しようとしている請負業者（a contractor）などが、公共機関や水道/ガス/電話/電気事業者にその旨を伝え、既存のネットワークに関して任意の形式で計画または情報の返送を要求する場合に使用されるメッセージ。

CONDPV Direct payment valuation message

完了した作業に対する下請け業者への支払を行なうために、請負業者などが支払い義務のある当事者に送信する指示メッセージ。

CONDRA Drawing administration message

このメッセージは、エンジニアリング/CAD(コンピュータ支援設計)ファイルセットのそれぞれの交換の運用管理に使用される。ファイルに関する追加情報として、例えば、その特性、内容のリスト、それらの解釈に必要な技術情報などが付加される。プロジェクト内の異なる当事者間で行われるエンジニアリング/CAD

ファイルの交換プロセス全体が EDIFACT メッセージによってサポートされている。メッセージ CONDRA は、これらのメッセージの１つである。

CONDRO Drawing organisation message

メッセージ CONDRO は、プロジェクトまたは環境全体に有効な一般（プロジェクト）編成と構造を記述するために使用される。あるプロジェクト内の異なる当事者間で行われるエンジニアリング/CAD ファイルの交換プロセス全体が EDIFACT メッセージによってサポートされている。メッセージ CONDRO は、これらのメッセージの１つである。

CONEST Establishment of contract message

契約上の数量積算書(BoQ:the contractual Bill of Quantities)を公式に確立して発行するためのメッセージ。この文書は、プロジェクトでの将来の作業と支払いの契約上のベースになる。

CONITT Invitation to tender message

建設プロジェクトの前段階で、クライアント（顧客）は作業を実行する請負業者を指名する必要がある。この指名プロセスでの第一段階では、請負業者がクライアントに対して行う商業上の提案を入札案内（ITT:an invitation to tender）を請負業者に対して発行する。その場合に、請負業者はクライアントに対して商業上の提案などを行なう必要がある。

CONPVA Payment valuation message

所定の期間内に完了する作業に対しての価値と支払いを承認するプロセスにおいて、請負業者と顧客代理人との間で使用されるメッセージ。

CONQVA Quantity valuation message

顧客または顧客の代理人に進捗の詳細情報を提出するために請負業者が使用するメッセージ。このメッセージは、他の当事者に作業が割り当てられているプロジェクトの一部（subsets）ために使用することもできる。このような場合は、交換は、作業を下請けに出した当事者と下請業者との間で行われる。

CONRPW Response of pending works message

CONAPW メッセージに応答するためのメッセージ、及び、サービス提供者が、請負業者に応答できるようにするためのメッセージ。その場合は、建設作業が行われる場所でのサービスとネットワークの詳細が提供されることになる。

CONTEN Tender message

入札案内での数量積算書で定義されているプロジェクト作業を実行するための商業上の提示である入札提出プロセスのために主請負業者または下請業者によって送信されるメッセージ。

CONTRL Syntax and service report message

受信した交換、機能グループまたはメッセージに対し、シンタックス的に受信確

認したり拒否したりするためのエラー標識を持つメッセージ。

CONWQD Work item quantity determination message

建設プロセスにおいて請負業者と顧客代理人または他のパートナーとの間で使用されるメッセージ。作業項目またはその進捗評価を記述するメッセージで指定される作業項目数量を正当化するためのものである。

COPARN Container announcement message

このメッセージには、コンテナのリリース、使用可能化、受け入れ、呼び降ろし、または、コンテナの到着をアナウンスしたりするための指図（an order）を含む。このメッセージは、コンテナ関連の一連のメッセージの一部である。これらのメッセージは、情報交換を合理化して、コンテナのインターモーダル処理を簡素化するために使用する。コンテナメッセージのビジネスシナリオは、「EDIFACT コンテナメッセージのシナリオのための指針（Guide to the scenario of EDIFACT container messages）」と呼ばれる文書の中で明示されている。当該指図は、貨物関連コンテナ(フルコンテナロードとコンテナのキャパシティー以下の積載)、荷積み前と開梱後の空コンテナの手配、空コンテナのリース手配などに関係する場合がある(コンテナの借入れと返却)。

COPAYM Contributions for Payment

当該官庁に寄付の申告を行わなければならないという情報を提供する企業のメッセージ。

このメッセージは、ある一定期間（申告基準期間）内に企業からその従業員に支払われた給与額に基づいて寄付の申告を行うために使用される場合があります。また、雇用主のみが支払うことになっている寄付の申告も可能です。

COPINO Container pre-notification message

コンテナの配送または収集を通知する内陸運送業者によって使用されるメッセージ。

COPRAR Container discharge/loading order message

指定のコンテナを船舶から荷降ろしするか、船舶へ荷積みしなければならないことをコンテナターミナルに指示するためのメッセージ。

COREOR Container release order message

コンテナをリリースすることを指示するメッセージ、及び、指定された当事者またはその代理人が収集することを許可する場合もある。

COSTCO Container stuffing/stripping confirmation message

指定された貨物/委託貨物が LCL コンテナに対し積込まれていること、または開梱されていることの確認メッセージ。

COSTOR Container stuffing/stripping order message

指定された貨物/委託貨物を LCL コンテナに対し積込み（すでに配送されている

ものや、これから配送されるもの)、または開梱することを指示するメッセージ。

CREADV Credit advice message

取引口座提供金融機関（an account servicing financial institution）から当該取引口座名義人に、参照されている取引きの決済において、その取引勘定に指示された期日に指定金額が入金（貸方計上：credit）されたことを、または入金（貸方計上）予定である旨を通知するために送信されるメッセージ。

CREEXT Extended credit advice message

取引口座提供金融機関から当該取引口座名義人に、参照されている取引きの決済において、その取引勘定に指示された期日に指定金額が入金（貸方計上）されたこと、または入金（貸方計上）予定であることを、取引口座名義人に通知したり、及び、入金（貸方計上）延期通知（extended credit advice）が関連する取引明細を受取人（payee）に通知したりするときに送信されるメッセージ。

CREMUL Multiple credit advice message

複数入金（貸方計上）通知メッセージは、参照されている取引きの決済において、取引口座提供金融機関が取引口座名義人または第三者に対して、その取引勘定に指示された期日に指定金額が入金（貸方計上）されたこと、または入金（貸方計上）予定であることを、送信するメッセージである。その場合は、事前の相互合意が前提になる。

CURRAC Current Account

一定期間に送付者／受領者の間に生じた金融上のやりとりを、報告するために使用されるメッセージ。

CUSCAR Customs cargo report message

税関の貨物報告要求を満たすために、運送業者から税関当局にデータを伝送するときに使用するメッセージ。

CUSDEC Customs declaration message

輸入、輸出、通過上の貨物の申告に関する法的及び/または運用所の要件を満たすために、申告者から税関当局にデータを伝送するときに使用するメッセージ。

CUSEXP Customs express consignment declaration message

通関貨物の報告及び/または通関手続き上の要件を満たすために、貨物急送業者から税関当局にデータを伝送するときに使用するメッセージ。

CUSPED Periodic Customs Declaration

「定期税関申告メッセージ（CUSPED)」は、輸入または輸出に関する商品の定期的な申告に関して、法律で定められた要件および運用上の要件またはそのいずれかを満たすために、申告者が税関当局へデータを送信するためのメッセージである。その他、このメッセージは以下の場合に適用できる。

－　ある税関当局から別の税関当局へ委託データを送信する場合

－ 税関当局から別の政府機関および関係機関またはそのいずれかへデータを送信する場合

－ 統計的な領域（statistical territory）間における商品の移動に関して、申告者から当該データ収集機関へデータを送信する場合

CUSREP Customs conveyance report message

運送貨物の輸送手段に関する税関への報告上の要件を満たすために、運送業者から税関当局にデータを伝送するときに使用するメッセージ。

CUSRES Customs response message

この税関応答メッセージは、以下の目的で税関当局からのデータ伝送に使用する：

- メッセージの受信に対して受信確認する。
- 受信情報が適正かどうか、またはエラーがあるかどうかを指摘する（即ち、エラーなしで受け入れたか、エラーありで受け入れたか、拒否したかなどを示す）。
- 送信者に、税関申告のステータス（即ち、リリースされる貨物、検査用貨物、必要な書類など）を通知する。

当事者間で合意された追加情報（即ち、関税情報、数量情報など)を伝送する。

バッチ処理メッセージに応答する(即ち、CUSDEC、CUSCAR、CUSREP、CUSEXP)。

DEBADV Debit advice message

取引口座提供金融機関（the account servicing financial institution）から当該取引口座名義人に、参照されている取引きの決済において、その取引勘定に指示された期日に指定金額の支払を行った（借方記帳：debit）ことを、または支払（借方記帳）予定である旨を通知するために送信されるメッセージ。

DEBMUL Multiple debit advice message

売掛金処理通知メッセージ(Multiple Debit Advice message)は、参照されている取引きの決済において、取引口座提供金融機関が、取引口座名義人または第三者に対して送信する下記内容のメッセージである。その内容とは、指定された商取引の清算に関して、特定の日付で、特定の金額を限度として、当該口座で売掛金処理を行う旨、相互に合意していることである

DEBREC Debts Recovery

適切な当事者間（たとえば当事者本人、制定者など）で、負債回収の事例に関する詳しい情報を交換するためのメッセージ。このメッセージにはひとつあるいは複数の負債回収事例に対して、ひとつ以上のイベントを含めることができます。

DELFOR Delivery schedule message

DELFOR は、製品の使用または消費を計画している当事者から、製品の供給を計画しなければならない当事者に送信されるメッセージである。メッセージは、製

品に関する短期配送及び/または中長期の配送スケジュールの詳細に関する要件を提供する。スケジュールを使用して、製造を確認したり、材料の確保を確認したりすることができる。これは、購入注文や契約で定義される諸条件がベースになる。

DELJIT Delivery just in time message

顧客が正確な配送順序を確保できるように、及び供給者(サプライヤー)に対してジャストインタイムのスケジュール要件を提供できるメッセージで、配送スケジュールメッセージ(DELFOR)を補足するものである。

DESADV Despatch advice message

合意された条件に従って、発送された貨物または発送予定貨物の詳細を指定するメッセージ。このメッセージは、配送用発送通知（Delivery Despatch Advice）メッセージと返品用発送通知（Returns Despatch Advice）メッセージの両方の仕様として機能する。

DESTIM Equipment damage and repair estimate message

コンテナの修理/船積/リース会社によって使用されるメッセージ。コンテナ機器修理デポが、所有者または使用者に、機器の損傷を修理するために必要な修理アクションや修理コストの見積もりのような機器に対する損傷の記述を報告するときに使用することができる。受信人としての所有者は、その見積りを借主に転送することができる。また、このメッセージは、所有者または借主が、見積書に示されている修理を実行するため修理デポ対する承認メッセージや、その勘定のための見積書に示されている修理額の支払承認メッセージとして使用することもできる。

DGRECA Dangerous Goods Recapitulation

危険物総括メッセージであり、輸送手段例えば船舶に積載された危険物の内容を明示するものである。このメッセージは、輸送手段によって引き起こされる海上、港湾における汚染をコントロール出来うるように設計されている。このメッセージには該当する危険物要約情報も含み、該当するIMOコード、UNDGナンバー、引火点（flash point）情報も記述される。

DIRDEB Direct debit message

参照されている取引きの決済において、債権者（the creditor）が債権者の銀行に送信するメッセージであり、債務者（the debtor）からの指定金額の取立てを要求し、債権者の単一口座へのこれらの金額の入金、つまり貸方計上を指示するときに使用される。

DIRDEF Directory definition message

ディレクトリ定義メッセージ(DIRDEF)は、UN/EDIFACT ディレクトリー集の内容またはその一部を伝送できるようにする。

DMRDEF Data Maintenance Request Definition message

データ維持管理要求定義メッセージ（DMRDEF）は、作成、処理、査定、決定及びディレクトリ作成プロセスに関わる当事者間のデータ維持管理要求の転送を許可するものである。

DMSTAT Data Maintenance Status Report/Query message

データ維持ステータス報告書/問い合わせメッセージ（DMSTAT）は、作成、処理、査定、決定及びディレクトリ作成プロセスに関わる当事者間のデータ管理要求（DMR）に関するステータスの転送を許可するものである。このメッセージを使用して、DMR の最新ステータスを問い合わせることもできる。

DOCADV Documentary credit advice message

発行銀行（the issuing bank）が作成し、通知銀行（the advising bank）（または仲介通知銀行 – an intermediary advising bank）が受け取った荷為替信用状（a documentary credit）の諸条件を受取人（the beneficiary）に示すために使用するメッセージ。

DOCAMA Advice of an amendment of a documentary credit message

荷為替信用状修正通知メッセージは、通知銀行または仲介通知銀行によって作成されて、受取人に送信されるメッセージである。このメッセージは、申請者（the applicant）が要求した荷為替信用状の修正の諸条件を受取人に通知する場合に使用される。

DOCAMD Direct amendment of a Documentary Credit Message

この荷為替信用状変更直接メッセージは、発行銀行（送信者）から信用状受益者（受信者）宛に直接送信され、送信者が発行した荷為替信用状の諸条件の変更を報せる。

DOCAMI Documentary credit amendment information message

このメッセージは、修正荷為替信用状の諸条件を発行銀行から申請者及び/または申請者の銀行へと指示するために使用される。

DOCAMR Request for an amendment of a documentary credit message

このメッセージは、申請者または申請者の銀行が作成して、発行銀行に送信されるものである。このメッセージは、発行された荷為替信用状の諸条件を修正したり、荷為替信用状をキャンセルしたりすることを発行銀行に要求するために発行される。

DOCAPP Documentary credit application message

当事者が、荷為替信用状の発行を、そのようなサービスを提供する当事者に要求するメッセージ。このメッセージには、メッセージの送信人が発行される荷為替信用状に要求する場合の諸条件が記載される。

DOCARE Response to an amendment of a documentary credit message

受取人が作成し、荷為替信用状当事者に送信される荷為替信用状の修正に対する応答。修正の受け入れまたは拒否を通知するために使用される。

DOCINF Documentary credit issuance information message

発行された荷為替信用状の諸条件を発行銀行から申請人及び/または申請人の銀行に示すためのメッセージ。

DOCISD Direct Documentary Credit Issuance message

この荷為替信用状発行直接メッセージは、発行銀行（送信者）から信用状受益者（受信者）宛に直接送信され、送信者が発行する荷為替信用状の条件を報せる。

DOCTRD Direct Transfer of a Documentary Credit message

この荷為替信用状直接振替メッセージは、振替銀行（送信者）から第二次受益者（受信者）宛に直接送信され、振替えられた荷為替信用状の条件を報せる。

DOCTRI Documentary Credit Transfer Information message

この荷為替信用状振替情報メッセージは、振替銀行から受益者や受益者の銀行宛に送信され、振替えられた荷為替信用状の条件を示す。

DOCTRR Request to Transfer Documentary Credit message

一方の当事者が、振替を業とする当事者に対して、荷為替信用状の振替を要求するメッセージ。このメッセージには、メッセージ送信者が荷為替信用状の振替えを要求する際の諸条件が含まれている。

ENTREC Accounting Entries

会計、監査、原価計算、連結会計、財務分析などの目的で、会計記帳に関する情報を企業と、それらの情報を使うことのできる者との間でやり取りする為に使用されるメッセージである。会計記帳は、様々な関係当事者（メッセージの受信者であり、例えば他の企業、他のサービス機関、他の公認会計或いは他の監査人）のために、企業、サービス機関、公認会計士或いは監査人（メッセージの発信者）によって準備される。会計記帳は企業活動を反映している。勘定科目表と一体となって、会計記帳は勘定元帳を確立し、結果として貸借勘定試算表を確立させうる。所定期間の会計記帳は、当該期間に関する自動会計記録一式を表すものとして行われる。コンピュータによる会計記録は、金額の決済日、帰属先、勘定科目、借方金額或いは貸方金額および関係書類のリファレンスを明示した論理的に内部で関係し合っている幾つかのデータ項目から成り立つ会計の記帳項目である。

FINCAN Financial cancellation message

このメッセージは、所定の金融メッセージ（a given financial message）またはトランザクションをキャンセルするために、支払指図顧客（the ordering customer）（または支払人または支払指図顧客の代理人）から、または、支払指図引受銀行に対し支払指図顧客の支払いについて権限を持つ第三者によって、送信される

FINPAY Multiple Interbank Funds Transfer

これは複合銀行間資金振替メッセージであり、金融機関の間で取引決済のための資金振り替えを要請する場合に使用される。　取引形態により、このメッセージは、支払い指示そして/或いはクレジット・アドバイスとしても使用される。また回収、信用状、直接請求等としても使用できる。

FINSTA Financial statement of an account message

このメッセージは、金融機関とその顧客との間のさまざまな通信連絡に使用することができる。最も一般的な用途は、顧客の取引口座への入力を確認する記帳項目の明細提示である。メッセージ種別には、複数の取引口座（accounts）を入れることができる(B レベルで言及)。

GENRAL General purpose message

テキスト情報を伝送するためのメッセージ。

GESMES Generic statistical message

統計の編纂（the compilation）は、生データの収集から集合的な統計データにいたるまでのさまざまな調整、集計プロセスによって構成される。生データの収集は、調査、サンプリング、個人や経済専門家(economic operator)からの直接報告などを通じて行なう。調整と集計プロセスは、ほとんどの場合、統計機関や直接報告の場合の委任された経済専門家によって処理される。このメッセージは、このような複合プロセスに関わる組織が統計データセットを伝送するときに使用される。

同じメッセージ及び/または異なるメッセージで以下のような伝送ができる：

- データセットとその構造のベースとなる統計的概念
- 必要なすべての関連情報(コードセット、ラベル、方法論上の注釈、脚注など)
- データセットの統計数字

このメッセージは、以下のような統計情報の作成者や使用者が利用することもできる。公共統計機関、政府機関、私的/公的運用機関、私企業など。

HANMOV Cargo/goods handling and movement message

当事者から倉庫や配送センターなどに送信されるメッセージであり、荷扱サービスを確認したり、また、必要に応じて、配送センターの管轄内での倉庫に特定の貨物の移動を限定することを確認するために使用される。

ICASRP Insurance claim assessment and reporting message

The Insurance claim assessment and reporting message is exchanged between all parties involved in the claims handling process. Claims handling parties include insurers, intermediaries, assessors and repairers. The claims handling process includes the functions, claim notification, assessment

request, assessment report, repair estimate, repair authorisation, claim progress reporting.

ICASRQ Loss Assessment Request message

損害査定要求メッセージは、保険業者または仲介業者から損害査定人または専門家宛に送信され、保険のために付保物件の査定を要求する。

ICNOMO Insurance claims notification message

この保険クレーム通告メッセージは、双方の通信当事者によって使用され保険クレームに関する情報を交換する。この情報によって保険業者はクレーム処理を開始したり、拒否したり、またクレーム処理を進展させることができる。交換の当事者は保険業者、保険仲介業者、およびその顧客である。

ICSOLI Insurance claim solicitor’s instruction message

このメッセージは、保険会社と要求紛争解決の間保険会社の代理としての事務取り扱いの保険勧誘員との間で交換されるものである。それは、保険会社が要求の詳細と指示を用意できるようにし、そして、保険勧誘員に進展状況や解決の詳細を報告できるようにする。

IFCSUM Forwarding and consolidation summary message

フォワーディングと輸送業務を手配する当事者から、コンソリ貨物が仕向けられる当事者へのコンソリデーションの目的で使用されるメッセージ。このメッセージは、フォワーダー、輸送業者、コンソリデーションに含まれる託送貨物の荷扱いを行なえるようにする代理店の間でコンソリ貨物に関する情報を交換するために使用することができる。また、フォワーディングと輸送業務の場合に、荷主から託送貨物を収集するために使用することもできる。

IFTCCA Forwarding and transport shipment charge calculation message

特定の出荷での輸送料金の計算を要求したり、そのような要求に応答したりするためのメッセージ。

IFTDGN Dangerous goods notification message

危険品を申請する当事者（輸送業者の代理店、フレイトフォワーダーなど)から、危険品の管理上の法的要求に一致していることを検査する地域の機関（通常は港湾管理局）の代理業者に送られるメッセージ。積荷、揚荷、及び/または積み替えなどを行なう危険物品に関して、船舶、列車、トラック、はしけなどの輸送手段による 1 回の輸送/航海に関連する情報が提供される。

IFTFCC International transport freight costs and other charges message

輸送業者とその顧客との間の貨物、荷扱い、輸送、その他の関連料金を指定するメッセージ。

IFTIAG Dangerous cargo list message

このメッセージは、以下のように使用される：

- 輸送業者の代わりに港または寄港地または積荷を行なう場所での貨物の危険品情報を収集する当事者からのメッセージ
- 次の港または寄港地または揚荷を行なう場所での輸送業者の代理業者へのメッセージ

次の寄港地で行われるオペレーションに関係なく、輸送される危険品に関して、船舶、列車、トラック、はしけなどの輸送手段による１回の輸送/航海に関連する情報が提供される。

このメッセージは、メッセージの受信人が、IFTDGN メッセージを通じて、地域の管理機関に積荷、揚荷、積み替え関連のオペレーションを通知するときの基本情報となる。

IFTICL Cargo insurance claims message

The message is for a single consignment and can be used by all modes of transport for the forwarding and transport of goods from any origin to any destination, regardless of route or prevailing commercial practice. This message is exchanged between transport industry participants, insurers, insurance intermediaries, surveyors and loss adjusters. The message conveys single consignment cargo insurance related information, such as details of one single loss, claim or survey and the parties involved.

IFTMAN Arrival notice message

フォワーディング及び/または輸送業務を行なう当事者から、契約で指示されているような当事者に、託送貨物の到着通知やその明細を伝えるためのメッセージ。

IFTMBC Booking confirmation message

フォワーディング及び/または輸送業務を行なう当事者から、これらの業務のブッキングを行なう当事者に、託送貨物のブッキングに対する確認情報を提供するためのメッセージ。確認では、託送貨物のブッキングの承認、保留、条件付き承認、拒否などを読み取ることができる。このメッセージでは、要求された輸送の行われる条件が伝えられる。

IFTMBF Firm booking message

フォワーディング及び/または輸送業務を確実にブッキングする当事者から、それらの業務を行なう当事者に送られるメッセージ。メッセージでは、メッセージ送信者が輸送を要求する場合の条件を含む。

IFTMBP Provisional booking message

フォワーディング及び/または輸送業務での託送予定貨物のスペースを要求する、そして/または、それに対して簡単な明細を提供する当事者から、その業務を行なう当事者に送るメッセージ。このメッセージでは、計画されている輸送の行わ

れる条件を伝えることができる。

IFTMCA Consignment Advice message

事前の委託貨物引渡し通知を伝達するメッセージで、これには、委託貨物の危険度に関する詳細、以降の発送や統合(consolidation)、保険を目的とした運送指示や運送契約を発行する当事者から保険業者や保険仲介業者への委託貨物に関するアドバイスの伝達などが含まれます。また、このメッセージは、保険業者から荷主、銀行、あるいはその他の第三者に対して発行された保険の確認にも使用することができます（保険証券または証書)。

IFTMCS Instruction contract status message

フォワーディング/輸送業務を行なう当事者から、これらの業務の指示書を発行した当事者に、輸送および託送貨物の実際の明細、諸条件（課される場合の料金など）を伝えるためのメッセージ。輸送業者相互間で契約情報を交換する場合にも使用することができる。

IFTMIN Instruction message

合意された条件に基づいて、フォワーディング/輸送業務の指示を出す当事者が、フォワーディング及び/または輸送業務を手配する当事者に送るメッセージ。

IFTRIN Forwarding and transport rate information message

輸送料金情報を要求したり、そのようなメッセージに応答したりするためのメッセージ。

IFTSAI Forwarding and transport schedule and availability information

輸送スケジュール情報や利用可能性情報を要求したり、そのようなメッセージに応答したりするためのメッセージ。

IFTSTA International multimodal status report message

合意した当事者間で輸送ステータス及び/または輸送ステータス(つまりイベント)の変更を報告するためのメッセージ。

IFTSTQ International multimodal status request message

合意した当事者間で輸送ステータス及び/または輸送ステータスの変更に関する詳細情報を提供するための IFTSTA メッセージを要求するメッセージ。

IHCLME Healthcare claim or encounter request and response - I-edi

このメッセージは、保健衛生上の支払い請求の提出や応答、あるいは売り場端末環境の応対(encounters)をサポートするためのものです。

このメッセージは、迅速な対応が適切な保健衛生情報のシナリオで用いられます。

IMPDEF EDI Implementation Guideline Definition message

EDI 実施ガイドライン定義メッセージ（IMPDEF）は EDI メッセージの実施の詳細について、その使用と表現を含めてやりとりすることを許可するものである。

INFCON Infrastructure condition message

コマーシャルサービスにおける構成要素の条件又は有効なインフラに関して、責任を持つ当事者から他の関係先へ送られるメッセージである。

INFENT Enterprise Accounting Information

企業の会計情報に関するメッセージであり、会計、監査、原価計算、連結会計、会計報告、財務分析等の目的でこのメッセージを利用する企業、公的或いは私的機関及そのたの利用者すべての間で使用、管理されるものである。

INSDES Instruction to Despatch

出荷指示メッセージとして、一方の当事者による他方の当事者（発注済み貨物を管理している側）へのメッセージで、そのメッセージに規定された条件に基づき貨物の保管又は出荷の指示を与える。　状況によっては、このメッセージは、買主から供給者へ又は供給者乃至買主から第三者（サービス提供会社）へ伝送される。

INSPRE Insurance premium message

通信当事者が顧客からの保険料支払い日（premiums due）を受取り人に通知するときに使用するメッセージ。詳細な支払い要請の作成に必要なすべての情報を送信することができる。

INSREQ Inspection Request message

配達に先立って品物の検査準備が整ったことをを顧客に通知する供給者のメッセージ。

INSRPT Inspection Report message

顧客またはその代理人の検査サービスによって送信されるメッセージで、顧客に配送されることになっている品物に関して実施された検査の結果を供給者やその他の関係当事者に通知します。

INVOIC Invoice message

売主と買主の間で合意された条件に基づいて、供給される物品またはサービスに対して支払いを要求するためのメッセージ。このメッセージは、正確なデータを用意することによって、請求書（debit note）と貸方票（credit note）メッセージの明細書としての機能も果たす。

INVRPT Inventory report message

在庫調べに関係する情報を指定するメッセージ。このメッセージは、取引当事者間の何れかの指図に使用できるように設計されている。

IPPOAD Insurance policy administration message

保険証券管理の目的のために保険会社、保険仲介業者、依頼人（顧客)、第３者間で交換されるメッセージ。このメッセージは、解約や第３者へ保険証券の申告のための調整や更新に伴う最初の部分から保険証券の管理を網羅する。

IPPOMO Motor Insurance Policy message

自動車保険契約メッセージは保険会社、仲介業者、顧客との間で自動車保険契約の提案、確認、変更及び更新に関する詳細をやりとりするものである。

ISENDS Intermediary system enablement or disablement message

The Intermediary system enablement or disablement message is a multi-functional message designed specifically for insurance intermediary systems administration allowing trading agreements between insurance companies and their agents (intermediaries) for insurer products to be initially authorised and consequently controlled by the insurer. This encompasses the enabling (or disabling) of separately identifiable software driven business functions (new business, mid-term adjustment, renewal etc.) and thus administering the authorisation for point of sale usage for the individual components of the function. Associated ranges of numbers for insurer products can be initially allocated and maintained via the use of this message.

ITRGRP In-transit Groupage message

このITRGRPメッセージは、貨物輸送フローの中で、貨物の直前の発送人から次の受取人宛に直接送信されるメッセージである。ただし、送受信者の一方または双方の当事者がグルーピングセンターである場合に限られる。ITRGRPメッセージは関連する"In Transit Report Detail message"（積替詳細報告メッセージ）と一緒に送信しなければならない。少なくともこのメッセージの中の一つは、グルーピングセンターで作成されたものでなければならない

グルーピングセンターとは、輸送コスト最適化のために一つの輸送手段から別の輸送手段に貨物を積替える輸送上の基地である。グルーピングセンターでは、貨物を貯蔵したり、包装替えすることはない

ITRRPT In transit report detail message

配送業者（the delivering party）により出荷される託送品グループ内の貨物に関する詳細情報を配送当事者（a delivery party）に指定するためのメッセージ。このメッセージは、荷送主、集配センター（grouping centres)、荷受人のみが関わるマルチステップ輸送プロセスで使用する。集配センター（consolidation point)は、輸送コストを抑えるために、貨物をある輸送手段から別の輸送手段へと移動させるための物流拠点（logistics point）である。このメッセージは、仕分けサービス（the grouping service）が行われるときに同じ場所の第三者が提供する配送貨物関連の追加業務（倉庫出し入れ、梱包など）の識別には使用されない。

JAPRES Job application result message

就職の申込み、面接、採用、不採用などに関連する雇用者の決定と、必要な場合決定理由や不採用理由などを記述するメッセージ。このメッセージは、雇用者または職業紹介所（employment agency）から職業紹介所へ送信される。

JIBILL Joint Interest Billing Report

次の何れかに用いる：

1．合弁事業における業者が、同合弁事業の出資グループのパートナー達に、同事業での合意された活動（探査、開発、生産）に必要な物品やサービスの購入のため、ある期間行なった立替・前払いの費用請求を報告する。

2．出資グループの他のパートナー達に代わり、合弁事業における合意済の作業用に、報告された期間中に業者より購入された物品とサービスについての勘定精算および支払請求を行う。

ＹＴＤ "year-to-date" や ＣＵＭ "Cumulative"（累積）のような詳細経緯を含む購入内容が詳述されよう。

JINFDE Job information demand message

就業許可要求（a work grant request）に応えて、政府機関から雇用者に送信されるメッセージ。このメッセージは、就業許可要求を処理する上で特定の追加情報(例えば、ビザなど)を要求する場合がある。

JOBAPP Job application proposal message

職業紹介所が雇用者に提供する１件以上の就職申込みのための提案の詳細情報を指定するメッセージ。この詳細情報には、職業、職種、年齢、学歴、経験、給与、その他の手当、勤務地の希望、作業条件、契約条件などが含まれる。

JOBCON Job order confirmation message

このメッセージは、欠員などに関連する求人メッセージ（Job Order Message）の情報を受取ったことを確認するためのものである。メッセージは、職業紹介所から雇用者に送られる。メッセージで送信される情報には、年齢、性別、職業、給与、経験、学歴、作業条件、契約条件などが含まれる。

JOBMOD Job order modification message

企業や組織内の１件以上の提供職務または欠員に関して前に送信された求人メッセージの修正を指定するメッセージ。求人メッセージは、雇用者または職業紹介所から職業紹介所へと送られる。メッセージ内の情報と変更の明細は、職業、経験、給与、学歴、作業条件、契約条件などに関連する。

JOBOFF Job order message

１件以上の欠員の詳細情報（職種、給与、経験、作業条件、契約条件など）を記述するメッセージであり、雇用者から職業紹介所に送られる。

JUPREQ Justified payment request message

このメッセージは、ひとりまたは数人の債権者へ総額の支払いをリクエストするため、買い掛けまたはこれと同等のサービスによって、支払いまたはこれと同等のサービスに送信される場合があります。必要な自動認証（つまり、必要な情報がすべて存在し、それらが正確なものであることを保証すること）の後、支払いが自動的に行われるようにすることを可能にするため、このメッセージは監査に必要なすべての詳細を提供し、要求された支払い総額を正当化することが可能です。

LEDGER Accounting ledger message

元帳メッセージは、会計、監査、原価計算、整理統合、財務分析等を目的として元帳を使用する場合がある個人や組織と企業間の会計元帳の伝達を取り扱います。

LREACT Life Reinsurance Activity

このメッセージは、再保険目的のために被保険者と保険証券補填範囲の詳細についての情報をやり取りするため保険会社により使用される。このメッセージは、譲渡再保険と引受再保険の両方に使用される。このメッセージを使用する取引当事者は、直接保険会社、再保険会社、再保険仲介業者及び再々保険契約者である。このメッセージは、出再保険会社と引受保険会社が、再保険譲渡に関する記録を保持するために必要なデータを伝送するために使用される。このデータは、適切な理由、説明、取り扱い、調査、評価（引受け）及び金銭に関する報告書の作成を行うための再保険会社の業務を支援する。　また取引当事者間でデータの一貫性を保持するために、再保険記録の照合作業も容易にする。

LRECLM Life Reinsurance Claims message

LRECLM メッセージは企業が再保険された保険契約にもとづく支払い請求に関する情報をやりとりするのに使用するものである。このメッセージは出再保険と未払い受け再保険のいずれにも使用する。生命再保険請求メッセージを使用する取引相手は、直接企業、再保険会社、再保険仲介業者及び再保険契約者である。メッセージは出再保険会社と未払い受け再保険会社が、支払い請求を適正に処理するための情報伝達に必要なデータを送信するために使用する。また取引企業間でデータの一貫性を保持するために、再保険記録の一致作業も行う。

MEDPID Person identification message

このメッセージは、例えば、健康保険機関が個人に関する情報を地方自治体などに渡して、情報システム内の個人関連のデータを検証、追加、変更、削除するために使用される。また、このメッセージは、1 つの組織（即ち、病院）内のさまざまなアプリケーションシステム間で個人情報を転送する場合にも使用される。

MEDPRE Medical Prescription message

医薬品処方箋メッセージは、処方箋の発行人（医者、歯医者、獣医）から、患者

や動物の所有者に薬を処方する薬局宛に送信される。また練習におためにに発行者本人宛に送信することもある。処方された医薬品は、登録名、業界コード、一般的薬品名によって識別される。医師の特別調合薬品として識別されることもある

MEDREQ Medical service request message

このメッセージは、検査を依頼したり、前に依頼した検査を修正したり、または、前の依頼を取消したりするために、サービス依頼人（a service requester）からサービス提供業者（the service provider）に送信される。

MEDRPT Medical service report message

このメッセージは、実施された検査の新たな結果を報告したり、前の結果項目や結果完了報告を修正したり、前の結果報告を取り消したりするために、サービス提供業者からサービス依頼人に送信するときに使用される。

MEDRUC Medical Resource Usage and Cost

このメッセージは、医療資源の使用とコストに関するもので、医療及それに関連した管理サービスの提供業者から、医療活動及び費用償還の正当性の評価を行うことが出来るように、基金機関(a funding institution)へ伝送される。基金機関から他の機関へ、どの分が償還されたのかを知らせるためにもこのメッセージが使用される。このメッセージは、使用資源とコストの第一次明細或いは前回送信メッセージで通知した明細への修正を伝達できる。 一般的に、このメッセージは、ヘルスケアー・サービス業者又は保険会社と他の保険会社、同様に、保険会社とヘルスアー・サービス業者との間でも使用できる。

MEQPOS Means of Transport and Equipment Position

輸送手段（例えば船舶、トラック）及び輸送手段関連機器材の位地に関するメッセージであり、輸送手段の状況、輸送物の情報、乗船者数、最終報告位置を含む。

MOVINS Stowage instruction message

ある輸送車両による手段の詳細情報を提供するメッセージ。装備/貨物の積荷、揚荷、積込場所変更に関する指示と、輸送業務が行われる輸送手段上の位置が提供される。

MSCONS Metered Services Consumption Report

これは取引関係者間又はそれらのエージェント間に於ける報告用メッセージであり、消費量やメーター（計測器）を使って記録される供給（例：電気、ガス、水道など）の製品又はサービスのための所在地、関連技術に関する情報の伝送である。

ORDCHG Purchase order change request message

買主の購入注文変更要請の内容を売主に詳細に伝えるためのメッセージ。

ORDERS Purchase order message

売主と買主の間で合意された条件に基づいて、注文された貨物またはサービスに

関する詳細を指定するためのメッセージ。

ORDRSP Purchase order response message

購入注文メッセージまたは購入注文変更要請メッセージに対する回答を売主から買主に伝えるためのメッセージ。

OSTENQ Order Status Enquiry

この発注状況確認要請メッセージは、買主或いは買主の代理人および売主或いは売主の代理人の間で、前に発送した発注の現時点での状況に関する情報をやりとりするために使用されるものである。このメッセージは、一件又は複数件の発注や発注済みの内の特定の品目に関して出すことができる。このメッセージは、非特定要請（例えば全ての未消化オーダーに対する状況確認要請）や特定の要請（例えば、特定オーダー又は、オーダー内の特定品目に対する状況確認要請）に利用できる。

OSTRPT Order Status Report

前回発注分の現状を報告する、買主又は買主のエージェントと売主又は売主のエージェントの間におけるメッセージである。これは、発注状況の問い合わせにたいする返事又は当事者間で合意されたものの報告書である。　但し、例えば船積開始の状況であったとしても、このメッセージは発送通知情報としては利用できず、この場合 DESADV 或いは同様の書類も同じく送られる必要がある。

PARTIN Party information message

所在地、関連の運用、管理、財務、製造、商取引きデータに関する基本情報を伝送するためのメッセージ。

PASREQ TTL, Product Application Status Request

旅行、観光、レジャー製品のアプリケーションステータスリクエストメッセージは、リクエストするアプリケーションや製品が可能かどうかを問い合わせるため、サービス供給者が製品供給者に送信するか、あるいは、一定の期間、リクエストを受領しない旨を通知するため、製品供給者がサービス供給者に送信します。

PASRSP TTL, Product Application Status Response

旅行、観光、レジャー製品のアプリケーションステータス応答メッセージは、あるアプリケーションや製品へのリクエストを送信すべきか否かをサービス供給者に知らせるため、アプリケーションステータスリクエストメッセージへの返答として送信されます。

PAXLST Passenger list message

出発国の税関、入国管理局、または指定機関（当局）から、輸送手段の到着国の当局、機関などに乗客/乗務員データを伝送するためのメッセージ（それぞれの国の個人に関わる法律によって認められ、すべての関係者の合意がある場合）。

PAYDUC Payroll deductions advice message

サービス提供業者に対して行われた、被雇用者の代わりに給与引き落としによる支払いの明細を伝える当事者からサービス提供業者へ送信されるメッセージである。

PAYEXT Extended payment order message

支払指図顧客（または支払人または支払指図顧客代理人）が、その支払指図引受銀行に対して、支払指図顧客の口座の借方計上したり、参照されている取引きの決済において、受取人（または被支払人または受取人の代理人）への指定金額の支払いを手配したり、被支払人に支払延長指示（the extended payment order）に関係するすべての取引き明細を伝えたりするよう指示するメッセージ。

PAYMUL Multiple payment order message

支払指図顧客（または支払人または支払指図顧客代理人）が、その支払指図引受銀行に対して、支払指図顧客の口座の借方計上したり、参照されている取引きの決済において、複数の受取人（または複数の被支払人）への指定金額の支払いを手配したりするよう指示するためのメッセージ。

PAYORD Payment order message

支払指図顧客（または支払人または支払指図顧客代理人）が、その支払指図引受銀行に対して、支払指図顧客の口座の借方計上したり、参照されている取引きの決済において、受取人（または被支払人または受取人の代理人）への指定金額の支払いを手配するよう指示するためのメッセージ。

PRDSRC Product source information message

企業の製品または施設に関する情報の、分類（classification）または類別（categorization）を伝送するメッセージ。

PRICAT Price/sales catalogue message

売主が買主に提示する貨物やサービスの価格、カタログ明細に関する情報を伝送できるようにするメッセージ。

PRIHIS Pricing History

これは価格履歴及び売主と買主との間で合意された条件で前に発注した商品の関連情報を提供するメッセージである。価格履歴び関連情報は一つ或いは複数の商品のために利用できる。一般的に一商品の価格詳細履歴は、商品説明、発注数量、支払い単価及び関連情報を含む。個別価格履歴データは、それらの履歴ファイルの性格、もし存在すれば前回購入物の性格、それにデータが送信される相手側のニーズによって、多かったり少なかったりする。

PROCST Project Cost Reporting

プロジェクト費用報告メッセージは、プロジェクトに携わるすべての当事者が、予算のベースライン、実際の費用、費用の推移、費用予測を正式に策定、交換し

て、費用に関する情報、技術性能測定情報、そして関連する資金情報を完全なものとする必要があるときに、さまざまな業界部門で使用されます。この情報交換は、通常、作業を実施する請け負い業者から末端の顧客に対して行われます。
この情報交換の目的は、末端の顧客に完了すべき作業について記述したデータを提供し、プロジェクト費用の予算ベースラインを定めることにあります。また、この情報交換により、費用のベースラインに沿って作業を進める方法について記述したデータが提供され、プロジェクトが予算内で時間どおりに完了するかどうかが決定されます。作業進行測定データは、主な管理情報を提供して、プロジェクトが予定通り進行することを保証し、修正の必要な問題領域があればこれを示します。技術性能測定データは、プロジェクトが特定の設計や機能目的を満たしているかどうかを決定するのに使用します。定期的な資金データ報告は、進行中の作業に将来必要な資金を追跡するのに使用します。

PRODAT Product data message

顧客（見込みの）または買主に供給者が提供する製品を識別、説明するために、マスターデータ（ほとんど変更されないデータのセット）を伝送するメッセージ。このような有効期間の長い情報には、製品の技術的な説明や機能的な説明が含まれるが、商業上の諸条件は含まれない。また、この情報を使用して、前に送信したPRODATメッセージの情報を更新することもできる。

PRODEX Product exchange reconciliation message

製品の相互貸し出しに関する合意に基づいて、特定の日付でのさまざまな場所から場所への製品の移動についての情報を提供するために、取引当事者間の通信に使用されるメッセージ。

PROINQ Product Inquiry

これは製品引合いメッセージである。発信者は、このメッセージで明示された基準に基づく製品マスターカタログ又はファイルにある製品或いは製品群の引き合いを行うことができる。このメッセージは、通常商品の製造業者及び/或いは供給業者それに買主、或いはそれらの各代理人に関係する。　買主はこのメッセージの中で、追加情報を必要とする製品或いは製品群の属性を明示することができる。このことによって、製造業者及び/或いは供給業者は、全製品カタログ情報ではなく、引合い人が特に興味を持っている製品に関する情報だけを送ることができる。このメッセージは、次のことを行う為の情報を要請するものとしても使用できる。（１）供給業者の全製品カタログから特定製品群或いは類似製品グループ或いは特定製品を選定する。例えば殺菌済み製品に関する医療機器の全ての情報について買主から供給業者への要請。（２）メッセージで発信者によって明示された属性或いは製品特性に基づき製品或いは製品群を選定。例えば小売商が衣料製造業者に対して、ブルー、白色或いは、縞模様の男性用のシャツ及びそれらの中サイズ

から特大サイズに至るまでの全ての製品情報の要請。（３）特定製品の供給の可能性の判断、納期及び/或いは一般的商業及び/或いは売買条件の決定。　このPROINQ に対する回答は、PRICAT(価格、セールス・カタログメッセージ）或いは PRODAT(製品データメッセージ)でなされる。

PROSRV Product service message

A message providing the information and details to enable servicing and repair centres to report to manufacturers on repairs and other services carried out on products and appliances. The message provides details for claims under guaranty or contract to be reimbursed.

The information transmitted gives details of the claimant, manufacturer and seller. It may give details of the purchaser of the product. It can identify the product and specify the date it was purchased and delivered, can specify the problem and describe the labour, parts used and costs incurred in the repair of the product. The message may also be used by the manufacturer or his agent to respond to the claimant.

PROTAP Project Tasks Planning message

プロジェクト業務計画メッセージは、関係する全当事者が情報の公的確立とプランニングとスケジューリング情報の交換を必要とする場合に、さまざまな業務部門で利用される。この情報はプロジェクトを完了したり、サービスを提供するために必要な業務や資源の内容を示す。ここには関係する活動または業務、作業を行える者、作業を現に行っている者、文書や物品のように記入または供給しなければならないもの、作業の完了時期や物品の供給時期などの詳細も含む場合がある。本書はプロジェクトまたはサービスの準備、ステータスまたは完了のため交わされる契約書類の一部となる場合がある。

PRPAID Insurance premium payment message

通信当事者が、保険料の回収、支払済み、未支払、一部支払済み（個別または詳細な覚え書きや文書を通じた分割支払い）などを受取人に通知するためのメッセージ。

QALITY Quality data message

指定された製品または処理の要求を満たすために行われたテストの結果を伝送するためのメッセージ。内容には、テストデータ、測定値、統計情報、採用されたテスト方法などが含まれるがこの限りではない。

QLSPEC Specification message

仕様書メッセージは、取引当事者間で交換され、製品、処理工程、サービスに関する各種の機能、品質、効率面などの一連の要件を明確に示す。下記に示す広範な種類の製品に関して、品質管理および品質保証の目的で国際機関によって適用

される：製品とはハードウェア、ソフトウェア、加工部品、およびサービスなどである。

この仕様書メッセージで提供される一連の要件は、目的とする機能に応じてさまざまな形式で示される：例えば、図形、数学的グラフ、映像、スペクトル、文章、またはディジタルオーディオデータなどである。

仕様書メッセージの内容としては、製品、加工工程、サービスなどを特定するのに必要な、完全な仕様書または部分的な仕様書や、技術的データその他の必要情報が含まれる。

QUOTES Quote message

売主が、貨物またはサービスを販売するための価格、配送スケジュール、その他の条件などを提示できるようにするためのメッセージ。

RDRMES Raw data reporting message

このメッセージは、事前定義された明白な質問に応答する形で送信される。生データは、官民両部門のさまざまな機関によって収集される。データの大半は、すでに定義されているもので、反復利用される。多くの場合、データは、説明を準備して、収集者の基準に一致するように分類される。

REBORD Reinsurance bordereau message

このメッセージは、それぞれの保険証券データと再保険契約へのその影響を考慮して作成される。一般には、REBORD は、再保険の保険料または支払い請求額の構成方法を報告するために、または再保険契約に影響を与える個々の権利譲渡などを報告するために使用することができる。

RECADV Receiving advice message

このメッセージは、受け取った貨物に関連するビジネス要求を扱うために使用する。このメッセージは、貨物の物理的な受取りを報告するために使用される。また、このメッセージで、製品、数量、諸条件、パッケージなどの差異を報告することもできる。

RECALC Reinsurance calculation message

RECALC は、再保険環境で、主に手数料および手数料精算の分野、およびストップロス請求において、損失率（loss ratio）に基づいた計算、または再保険契約もしくは計画に厳密に従った計算のどちらかに該当する様々なタイプの計算を示すために使用される汎用メッセージである。RETACC メッセージ内に示された結果を補うものである。

RECECO Credit risk cover message

債権の予備査定への適用（見込み客との商議中に使用される）；債権保護への適用；債権要求への回答；与信額と債権保護期限、諸条件の変更；債権保護の取消しなどのためのメッセージ。このメッセージは、信用リスクカバー要請および回

答（その要求の承認または拒否）として機能する。

RECLAM Reinsurance claims message

このメッセージは、損失（損害）に関する情報を送信したり、及び/または損害に関する決定（支払いまたは払戻し）を要求したりするために、保険業者、仲介業者、再保険業者の間で交換される。

REGENT Registration of enterprise

このメッセージは、企業における業務活動の作成、変更、または停止に関連した、法律、行政、および法令上の情報を伝えるように設計されています。このメッセージは、登録の責任を負う機関と企業、あるいは関連団体とその提携者との間で交換される場合があります。

REINAC Reinsurance Account

保険会社と再保険会社との間の協約に関する、一定期間にわたる業務を、連絡当事者間で報告するために使用されるメッセージで、標準メッセージ CURRAC（上述）へ、トランスファーされる貸借相殺 (Balances) ／ 統計(totals)となる技術的、金融的な会計諸計上事項を伝えるために使用される。

REMADV Remittance advice message

通知書で詳述されている貨物及び/またはサービスの提供についての、指定期日支払いに関連した詳細な勘定、またはその他の形式の金融上の決済を伝えるためのメッセージ。

REPREM Reinsurance premium message

このメッセージを使用して、保険料または仲介手数料のための技術的明細を提示することができる。この目的で、実際の調整の計算に使用されるすべての関連データ（主に金額とその構成方法）だけでなく、特定の計算式（the specific formula）で使用される他の関連要素も含めることができる。

REQDOC Request for document message

当事者が、文書やメッセージ、その他の合意された形式などによるデータの送信、再送信を要求するときに使用するメッセージ。

REQOTE Request for quote message

貨物またはサービスの潜在的売主からの価格、配送スケジュール、その他の諸条件などを薦めるられるための潜在的買主へ提供するメッセージ。

RESETT Reinsurance settlement message

このメッセージは、技術的勘定（technical accounts）を識別、調整、セットオフできるようにする全ての情報を送信するために、保険業者、再保険業者、事務局、仲介業者、再保険仲介専門業者によって交換される。

RESMSG Reservation message

旅行案内業者が、必要なサービスを要求するときに１つまたは複数のサービス業

者に送信するメッセージ。これらのサービスは、いずれかの当事者による確認を条件とすることができる。

RESREQ Reservation request - interactive message

このメッセージは、顧客またはその代理店が、旅行、観光、レジャーサービスを予約、変更、キャンセルするときにサービス業者に送信される。対話型サービス要求に対して対話型応答するには、RESRSP を使用する。

RESRSP Reservation response - interactive message

このメッセージは、旅行、観光、レジャーサービスの予約要求の結果を伝えるときに、顧客またはその代理店によって送信される。RESRSP を使用して応答する対話型要求を行なうには、RESREQ を使用する。

RETACC Reinsurance technical account message

単一の再保険契約に関して、送信者が、その記録書類内の受信者の位置を受信者に報告するときに使用されるメッセージである。つまり、この意味において、提供するサービスのアカウントのタイプが示され、直接的または定期的な概観報告（a periodical overview statement）を介して支払いの流れが開始される。

RETANN Announcement for Returns

特定の理由により、一方の当事者が他方に返品の商品内容を伝えるメッセージである。　この特定の理由とは、例えば、修理の為の返品、リース期間満了による返品、損傷の為の返品等である。

RETINS Instruction for Returns

このメッセージは、一旦搬入された物品を返却する場合に際して用いられるものである。返品指示メッセージの送信人は、この指示の受取り人により、返品通知メッセージ(RETANN)を用い返品を行う意思を通常事前に確認される。このメッセージには、商品の返還、修理、破損或いは破棄の指示区別、輸送手段と方法、返品日、輸送手配の責任当事者、輸送コスト負担当事者、返品に対する追加コスト、返品先住所等が記載される。

RPCALL Repair call message

A message sent by a manufacturer or a call centre with information addressed to servicing and repair centres with details of appliances requiring repair or service. The information provided by the manufacturer or a call centre may include, details of the appliance, symptoms and faults, service history and previous repairs, parts already replaced, location where the appliance it is to be found as well as contact details.

SAFHAZ Safety and hazard data message

このメッセージは、業界の顧客に供給される関連の資材に関して安全関係データとアドバイスを伝えることができる。したがって、顧客は保護措置をとり、関連

資材による危険な影響がそれらの顧客の雇主や環境に及ばないようにすることができる。

SANCRT International movement of goods governmental regulatory message

このメッセージは、輸出入される貨物に関して、証明、許可、承認などの発行のために、民間業者が公的機関に申請できるようにするものである。さらに、発行当局などは、申請者及び輸出入国の関連機関（例えば、税関、農産物管理機関など）に対し、それらの産品に対する証明、許可、承認などの詳細情報を伝送して、委託貨物の輸出入手続きを簡素化する一方で、あらゆる証明、許可、承認の要件に合致させることができる。

SKDREQ Schedule request – interactive message

The message is used to request travel service schedule update information aimed to update the schedule data base of the requester. It allows to the specification of selection criteria for the requested information.

SKDUPD Schedule update – interactive message

A message containing information about travel service schedules. This message is sent by a travel service provider to other service providers or to agencies such as government departments, traffic authorities, and timetable publishing companies.

SLSFCT Sales forecast message

製品またはサービスに関する予測データ、つまり当該の所在地、期間、製品識別、価格、金額、数量、市場分野情報、販売当事者などを伝送するためのメッセージ。受信者は、情報を自動的に処理して、生産、計画、マーケティング、統計の目的などに使用することができる。

SLSRPT Sales data report message

製品またはサービスに関する販売データ、つまり当該の所在地、期間、製品識別、価格、金額、数量、市場分野情報、販売当事者などを伝送するためのメッセージ。受信者は、情報を自動的に処理して、生産、計画、マーケティング、統計の目的に使用することができる。

SOCADE Social Administration

この社会保障管理メッセージは、従業員によって受諾された帰属物である賃金或いは利益を受け取るその従業員に関する情報を、行政機関へ報告するために雇用者により伝送される。　この情報は、雇用の所定期間に於ける一名或いはそれ以上の数の従業員或いはスタッフの活動に関する出来事についても述べる。このメッセージは、具体的には、次の情報を伝達する為に使用することができる。（１）特定期間に於ける雇用者からの賃金或いは利益受取人（就労契約当事者である）に関する情報　（２）雇用者から賃金或いは利益を享受する一名或いはそれ以上

の数の人のステータスに関する情報　（3）一名或いはそれ以上の数の従業員に関する特別な出来事の情報。　尚、これらの申告義務を有する雇用者は、代理申告を第三者へ委託することができる。

SSIMOD Modification of identity details message

このメッセージは、就業者に関する最後の伝送以降に行われた身分明細の変更を、最初の登録国に知らせるために送信される。

SSRECH Worker's insurance history message

このメッセージは、ある国の指定機関が別の国の同等機関の要請に応じて、就業者の社会保険履歴明細を提供するときに送信される。

SSREGW Notification of registration of a worker message

このメッセージは、就業者の社会保障番号の交換と登録を行なうために指定機関の間で相互に交換される。また、このメッセージは、就業者の社会保険記録の詳細を要求したり、編集したりするために指定機関の間で交換される。

STATAC Statement of account message

特定時点の勘定ステータス情報を提供するために、売主またはその代理人から、買主またはその代理人に送信されるメッセージ。調停（reconciliation）などの補助手段として使用される。また、料金支払いの督促状としても機能する。

STLRPT Settlement Transaction Reporting Message

決済取引報告メッセージは請求及び決済計画（BSP）の参加者間で口座処理と決済用の取引データを報告するため交わされるものである。BSP 参加者には、航空会社、代理店、コンピュータ予約システム（CRS）と BSP センターがある。

SUPCOT Superannuation contributions advice message

当事者が、老齢退職手当計画（the super-annuation scheme）のメンバーに対して行われた積立金支払（contribution payments）を詳述するために、老齢退職手当計画を運営する組織に伝送するメッセージ。

SUPMAN Superannuation maintenance message

当事者が、老齢退職手当計画のメンバーに関するメンバーシップの保守管理情報を詳述するために、老齢退職手当計画を運営する組織に転送するメッセージ。

SUPRES Supplier response message

必要なサービスを要請するために、旅行案内業者から１つまたは複数のサービス業者に送信されるメッセージ。これらのサービスは、いずれかの当事者による確認を条件とすることがある。この SUPRES は、RESMES メッセージへの応答となる。

TANSTA Tank Status report message

バラストタンク、燃料タンク、水タンクの内容量、船舶の安定性（重心 – the stability）を計算するために必要なその他の数字などを含めて詳細を報告するた

めに、船舶から船会社の積荷計画部門、またはその逆方向に送信されるメッセージ（例えば、衛星などを介して）。

TAXCON Tax Control Message

税金関係の集計データやコントロール・データを伝送するメッセージ。税金（例えば、付加価値税：VAT）の合計額算出や、チェックに使用され、また関連メッセージ内のバッチデータに含まれる合計税額算出やチェックに使用される。

TESTEX Test message explicit mode

TESTEX メッセージの機能によって、EDI ソフトウェア・パッケージの EDIFACT シンタックス規則（ISO 9735）に対する明示モードにおける適合性をテストするために、テストケースの伝送を行うことができる。

TESTIM Test message implicit mode

TESTIM メッセージの機能によって、EDI ソフトウェア・パッケージの EDIFACT シンタックス規則（ISO 9735）に対する暗示モードにおける適合性をテストするために、テストケースの伝送を行うことができる。

TINREQ Tourism information request message

TINREQ メッセージは、観光およびレジャーに関するサービス、商品、施設についての情報を要求するものであり、このメッセージに対する応答には TINRSP メッセージが使用される。たとえば、宿泊施設と料理、場所と観光、スポーツとレジャー、文化活動とイベントなどに関する情報の要求に適用できる。

TINRSP Tourism information response message

このメッセージは、TINREQ メッセージへの応答として、観光およびレジャーに関するサービス、商品、施設についての情報を提供するものである。たとえば、宿泊施設と料理、場所と観光、スポーツとレジャー、文化活動とイベントなどに関する情報の提供に適用できる。

TIQREQ TTL, Information inquiry request - interactive

このメッセージは、観光およびレジャーに関するサービス、商品、施設についての情報を要求するものであり、このメッセージに対する応答には TINRSP メッセージが使用される。たとえば、宿泊施設と料理、場所と観光、スポーツとレジャー、文化活動とイベントなどに関する情報の要求に適用できる。

TIQRSP TTL, Information inquiry response - interactive

インタラクティブな旅行、観光、レジャー照会応答は、製品やサービスの情報リクエストに応答して、サービス提供者が送信します。

TPFREP Terminal performance message

The Terminal performance message is a message to transmit information relating to the operations carried out by terminal operators such as the loading, discharging and rehandling of containers and/or roll on/roll off

items, hatch covers etc.

TRADES Traffic or Travel Description Definition

交通情報または旅行情報を送受信する関係当事者（例えば、警察、道路管理当局、自動車クラブ、放送局、運送会社、個人の旅行者など）に必要な知識を提供するメッセージ：つまり、交通状況や旅行状況説明の基礎となる文言やその内容を詳細に定めて、交通関連メッセージや旅行関連メッセージで使用される交通、旅行情報用語の正確な意味を伝える。

TRAILS Traffic or Travel Route Guidance & Planning

交通・旅行情報を送受信する関係当事者（例えば、交通・旅行情報センター、交通・旅行統括センター、道路管理当局、公共運輸機関、レッカー車または救助サービス機関、荷物取扱業者、個人の旅行者など）を下記の機能によって支援するメッセージ：つまり、交通または旅行の計画の作成管理や、インテリジェント・ナビゲーション・システムをサポートするために、交通ネットワークや旅行ネットワーク上の特定の地点に関するデータ（交通の流れ、スピード、所要時間など）を伝える。

TRALOC Traffic or Travel Location Definition

交通情報または旅行情報を送受信する関係当事者（例えば、警察、道路管理当局、自動車クラブ、放送局、運送会社、個人の旅行者など）を下記の機能によって支援するメッセージ:つまり、一つまたは複数の交通や旅行上の地点の定義を定め、地点の名称やハイウェイ上のロケーションコード、公共の運輸ルート、道路の交差点、駅、ルート案内図、村や都市、場所や地域などを詳細に報せて、各種の交通関連メッセージの基礎知識を与える。

TRAREQ Traffic or Travel Information Request

この交通・旅行情報要求メッセージ（TRAREQ）は、交通情報または旅行情報を送受信する関係当事者（例えば、交通・旅行情報センター、交通・旅行統括センター、遠隔通信サービス業者、放送局、警察、道路管理当局、公共運輸機関、レッカー車または救助サービス機関、荷物取扱業者、個人の旅行者など）を下記の機能によって支援する：つまり、一つまたは複数の選択基準（filter）に従って交通・旅行情報を選択することを要求する。

TRAVIN Traffic or Travel Situation Information

交通情報または旅行情報を送受信する関係当事者（例えば、交通・旅行情報センター、交通・旅行統括センター、遠隔通信サービス業者、放送局、警察、道路管理当局、公共運輸機関、レッカー車または救助サービス機関、荷物取扱業者、個人の旅行者など）を下記の機能によって支援するメッセージ：つまり、事故、道路工事、公共運輸機関の遅延、吹雪、または危険警報など交通旅行上の異常事態

に関する情報を伝える。

TSDUPD Timetable static data update - Interactive

TSDUPD message provides static data complementary to travel schedule information conveyed by a SKDUPD - schedule update interactive message, such as information about locations and parties.

A travel service provider sends timetable static data to other service providers or agencies such as government departments, traffic authorities and timetable publishing.

TUPREQ Data update request message - Interactive

A TSDUPD message provides static data complementary to travel schedule information conveyed by a SKDUPD - schedule update interactive message, such as information about locations and parties.

A travel service provider sends timetable static data to other service providers or agencies such as government departments, traffic authorities and timetable publishing.

TUPRSP Data update response message - Interactive

An interactive Travel, tourism and leisure data update response is sent by a global distribution system (GDS) to respond to a TUPREQ that was sent by a supplier to update rates, availability, or general or policy information. It may also be sent by a supplier to respond to a TUPREQ message sent by a GDS to update a travellers profile.

UTILMD Utilities master data message

The Utilities master data message is sent between responsible parties in a utilities infrastructure for the purpose of exchanging characteristics of objects and services. In addition the Utilities master data message may be used to request information.

A party in a utilities infrastructure can for example be a net owner, a supplier, a balance responsible or a transmission system operator.

UTILTS Utilities time series message

The Utilities time series message is sent between responsible parties in a utilities infrastructure for the purpose of reporting time series and connected technical and/or administrative information.

VATDEC Value added tax message

このメッセージを使用して、VAT の申告に関する法的及び/または運営管理要求に一致させるために、申告人から国の VAT 徴収当局へのデータの伝送を行なえるようにする。申告人は、VAT 申告書（VAT returns）を当局に送付しなければな

らない納税者、または、一まとまりの納税者に代わって VAT 申告書を当局に提出する会計士、当局や納税者によってそのような業務を行うよう指名される業者などが想定される。申告には、1 つまたは複数の申告書を含む場合がある。またこのメッセージは、たとえば、以下のような目的で使用することもできる：

- 欧州連合内で、付加価値税情報交換システム（Value Added Tax Information Exchange System –VIES）の VAT サマリー情報を、申告人から関連の国の VIES 徴収当局へ伝送する。
- その他の関連 VAT 情報を申告人から関係当局へ伝送する。

VESDEP Vessel departure message

荷役業者（a stevedore）から定期船代理店（a liner agent）へ、または定期船代理店から管轄当局（a local authority ）（例えば、港湾局）へ送信される、船舶の出港及び実際のコンテナまたは貨物オペレーションに関する情報。

WASDIS Waste Disposal Information

この廃棄物処理情報メッセージは、輸送手段の最終検査に関する情報及び輸送手段の次の到達地或いは寄港地で廃棄される予定のその輸送手段（例えば船舶）に積載された廃棄物、及び/或いはその輸送手段に関連した機材・備品に関する情報を伝達するものである。このメッセージは、例えば公海及び港湾で輸送手段によって引き起こされる汚染をコントロール出来るように設計されている。　このメッセージは、一輸送手段及び/或いは輸送手段関連機材・備品に関係するものである。　このメッセージは、輸送手段が出発した後でのみ伝送される。輸送手段の検査が行われた場合にのみ、このメッセージは使用される。

WKGRDC Work grant decision message

一人または複数の労働者のための就労要求または許可に関連して、監督官庁の決定の詳細を雇用者へ伝えるメッセージ。

WKGRRE Work grant request message

就労許可または就労許可を求める労働者のために、雇用者が、監督官庁に提出する要求の詳細（details of requests）を伝えるメッセージ。

（お断り：保険関係及び TT&L 関係メッセージで一部作業の都合上原文のまま掲載してありますので、ご了承願いあげます。）

（資料６）各国の簡易化関係機関

アジア・太平洋地域

- AF AFGANISTAN　アフガニスタン
  Ministry of Commerce; Afganistan Trade Facilitation Committee (Kabul)
- AU AUSTRALIA　オーストラリア
  Australian High Commission (London)
  （注）ロンドン駐在員（税関官史）が国際的活動の窓口となっている。
- BD BANGLADESH　バングラデシュ
  BANPRO
  Bangladesh Trade Facilitation Committee (Dacca)
- CN CHINA　中国
  CESI
  Chinese Electronics Standardization Institute (Beijing)
- HK HONG KONG　ホンコン
  Hong Kong Council for Simplified Trade & EDI, Tradelink Electronic Document Services
- IN INDIA　インド
  INDPRO
  Simplification of External Trade Documents and Procedures; Indian Institute of Foreign Trade(New Delhi)
- KR REPUBLIC OF KOREA　韓国
  KIEC
  Korea Institute for Electronic Commerce (Seoul)
  KOSTPRO
  The Korean Committee for Simplification of International Trade Procedures; Korea Foreign Trade Association (Seoul)
- LK SRI LANKA　スリランカ
  SRILPRO
  Sri Lanka Trade Facilitation Committee (Colombo)
- MY MALAYSIA　マレーシア
  MAMPU
  Malaysian Administrative Modernization and Management Planning Unit (Putrajaya)
- PK PAKISTAN　パキスタン
  ECRC
  E-Commerce Resource Center (Karachi)
- NZ NEW ZEALAND　ニュージーランド
  SIDAP-NZ
  Simplification of International Documentation Procedures (Wellington)
- PH PHILIPPINES　フィリピン
  PHILPRO
  Philippine Committee on Trade Facilitation & Procedures; Presidential Action Center for Trade Facilitation (Quezon City)

- SG SINGAPORE　シンガポール

SEC Secretariat
CrimsonLogic (Singapore)

- TH THAILAND　タイ
  THAIPRO
  Thailand Committee on Trade Simplification & Procedures;
  Export Development Committee, Ministry of Commerce (Bangkok)
- TW CHINESE TAIPEI　台湾
  TEC Secretariat
  Institute for Information Industry (Taipei)

ヨーロッパ・北米地域

- AT AUSTRIA　オーストリア
  AUSTRIAPRO
  Federal Chamber of Economy (Vienna)
- BE BELGIUM　ベルギー
  SIPROCOM
  Belgian Committee for the Simplification of International Trade (Brussels)
- BG BULGARIA　ブルガリア
  BULPRO
  Bulgarian Council for Simplification of International Trade Procedures;
  Bulgaria Chamber of Commerce and Industry (Sofia)
- CH SWITZERLAND　スイス
  SWISSPRO
  Groupe consultatif suisse pour la simplification des procedures du commerce international (Zurich)
- CZ CZECH REPUBLIC　チェコ共和国
  FITPRO
  Czecho Commission for the Facilitation of International Trade Procedures;
  Czecho Chamber of Commerce and Industry (Prague)
- DE FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY　ドイツ連邦共和国
  DEUPRO
  Committee on Facilitation of International Trade Procedures of the Federal Republic of Germany (Bonn, Berlin)
- DK DENMARK　デンマーク
  DANPRO
  Danish Committee on Trade Procedures (Copenhagen)
- EE ESTONIA　エストニア
  ESTPRO
  Estonia Organization for Simplification of Trade Procedures (Tallin)
- ES SPAIN　スペイン
  SIMPROESPANA
  Spanish Organization for Simplification of Trade Procedures (Madrid)
- FI FINLAND　フィンランド
  FINPRO
  Finnish Committee on International Trade Procedures; Finnish Foreign Trade Association (Helsinki)

- FR FRANCE　フランス
  SIMPROFRANCE
  Comite Francais pour la simplification des procedures du commerce international (Paris)
- GB UNITED KINGDOM　イギリス
  SITPRO
  Simpler Trade Procedures Board (London)
- HU HUNGARY　ハンガリー
  HUNPRO
  Hungarian Committee for Facilitation of International Trade Procedures (Budapest)
- IE IRELAND　アイルランド
  EIRPRO
  Committee on Facilitation of International Trade Procedures of Ireland; Irish Export Board (Dublin)
- IL ISRAEL　イスラエル
  IFTS
  Integrated Foreign Trade System (Jerusalem)
- IS ICELAND　アイスランド
  ICEPRO
  Iceland Organization for Simplification of Trade Procedures (Reykjavik)
- IT ITALY　イタリア
  SEMPROITALIA
  Italian Committee on International Trade Procedures (Roma)
- NL NETHERLANDS　オランダ
  SITPRONETH
  Netherlands Committee for Simplification of International Trade, EDIFORUM (Leidschendam)
- NO NORWAY　ノルウェー
  NORSK EDIPRO
  Norwegian Committee on EDI and Trade Procedures (Oslo)
- PL POLAND　ポーランド
  POLPRO
  Foreign Trade Procedures Simplification Committee; Polish Chamber of Commerce of Foreign Trade (Warsaw)
- RO ROMANIA　ルーマニア
  ROMPRO
  Sous-commission pour la normalisation des documents du commerce exterieus; Ministere du commerce exterieur (Bucharest)
- RU RUSSIAN FEDERATION
  Russian EDIFACT Board; Ministry of Foreign Economic Relations (Moscow)
- SE SWEDEN　スウェーデン
  SWEPRO
  Swedish National Board of Trade (Goteborg)
- SK SLOVAKIA　スロバキア
  SLOVAKPRO
  Slovak National Clearing Centre (Bratislava)

- TR TURKEY　トルコ
  Ministry of Commerce (Ankara)

- US USA　アメリカ合衆国
  ・Department of Transportation, Office of Facilitation (Washington)
  ・NCITD
  International Trade Facilitation Council (Alexandria)

中南米・アフリカ地域

- BR BRAZIL　ブラジル
  SIMPRO-BRASIL
  Brasil Trade Facilitation Organization (Rio de Janeiro)
- CO COLOMBIA　コロンビア
  CUTMA
  Consejo Colombiano de Usarios del Transporte (Bogota)
- CR COSTA RICA　コスタリカ
  CENTRO
  Centro de promocion de exportaciones e inversiones (San Jose)
- DO REPUBLICA DOMINICANA　ドミニカ共和国
  CEDOPEX
  Centro Dominicano de Promocion de Exportaciones (Santo Domingo)
- GA GABON　ガボン
  GABPRO
  Gabon National Committee on Simplification of Trade Procedures (Libreville)
- GT GUATEMALA　グァテマラ
  GUATEXPRO
  Centro Nacional de Promocion de las Exporactiones (Guatemala)
- HN HONDURAS　ホンデュラス
  Direccion General de Comercio Exterior; Ministerio de Economia (Tegucigalpa)
- KE KENYA　ケニヤ
  KENPRO
  National Committee on Trade Procedures of Kenya; Kenya External Trade Authority (Nairobi)
- MA MOROCCO　モロッコ
  SIPROMAR
  International Trade Procedures Simplification Commission of Morocco (Rabat)
- NG NIGERIA　ナイジェリア
  NITPRO
  Nigerian Committee on Trade Procedures; Nigerian Export Promotion Council (Abuja)
- PA REPUBLICA DE PANAMA　パナマ共和国
  Director General de Comercio Exterior; Ministerio de Comercio e Industria (Panama)

- PY PARAGUAY　パラグァイ
  CEPEX
  Centro de Promocion de las Exportaciones (Asuncion)
- SN SENEGAL　セネガル
  SENPRO
  Centre senegalais du commerce exterieur (Dakar Yoff)
- SV EL SALVADOR　エルサルバドル
  ISCE
  Instituto Salvadoreno de Comercio Exterior (San Salvador)
- TZ TANZANIA　タンザニア
  TANPRO
  Tanzania Organization for Simplification of Trade Procedures (Dar Es Salaam)
- ZA SOUTH AFRICA　南アフリカ
  Department of Trade and Industry (Pretoria)
- ZA ZAMBIA　ザンビア
  Zambia Trade Facilitation Committee; Chamber of Commerce and Industry (Lusaka)

(資料7) 貿易簡易化関係用語･略号集

用語・略号（英文名）	和文名称	説明
ATG	技術応用グループ	UN/CEFACT 技術応用グループ（Applied Technologies Group）
Basic Semantics Register	BSR、基本意味レジスター	BSRはｅコマース並びにEDIを含む国内並びに国際的電気通信において特に使用されるように、システムの開発を閉鎖型より開放型多言語環境に変化させるような方法を通じ、情報システムの設計者並びに実行者が利用するためのデータをISOに正式に登録することを想定したものである。
Business	ビジネス	一連のプロセス。各プロセスは1つ以上の組織を含み、情報交換を通じ実現し、相互に合意した目標を目指し、且つ、相当な期間にわたっての明確に了解された目的を有している。
CCO	コンテナに関する関税協定	Customs Convention on Containers
Common Business Library	CBL	収集を図るCommerce Oneからのパブリック・ドメイン製品。
Core Data	コアデータ	特定取引（transaction）タイプについての必要最小限な詳細を伝達するのに必要とされるデータの基本的セット。理想的には、かかる詳細は選択権がないか、若しくは少なくとも最小限の範囲での全ての必要な情報を含むものでなくてはならない。
Core Master Data	コアマスターデータ	単純（最小限に必要な内容）取引メッセージ交換を可能とする事前にコード化され、且つ、事前に合意された情報の最大限使用を支持するために充分な（但し、最小限）参考資料を確立するのに必要なデータの基本的セット。
Domain	ドメイン、領域	共同の利害関係を追及するために業界あるいは機能的な共通性に基づいた専門家の団体。 例、購買、保険、輸送などである。
eBTWG	電子ビジネス移行アドホック作業グループ	UN/CEFACT 電子ビジネス移行アドホック作業グループ（e-Business Transitional Adhoc Working Group）
e-Business	電子ビジネス	産業界、行政、サービスプロバイダのニーズに合致するために電子情報交換の標準的な方法により、行政・ビジネスプロセスを改革し、生産性を改善して、効率を増大するための情報通信技術（ICT）の応用。
EDI	電子データ交換	Electronic Data Interchange:電子データ交換、2つ若しくはそれ以上の組織の情報システム間における業務用に事前に定義され、且つ、構築されたデータの自動的交換。
EDI message	EDIメッセージ	電子的手段によりデータの伝達並びに処理ができるような方法を以って、特定の業務機能を遂行するのに必要なデータを構造化する方法について承認され、公表され、且つ、維持される公式記述。
Electronic Business	電子ビジネス	顧客を含み企業間における情報の定義並びに交換に係わる要件を網羅する一般的用語。
Electronic Commerce	電子商取引	電子商取引に関するUN/CEFACT特別グループで合意された定義：「電子商取引は電子的にビジネスを行うことである。」これは、商取引、行政的活動並びに消費者活動を処理し、実行するため、供給業者、顧客、政府機関並びにその他のパートナー間で電子的手段（電子メール・メッセージ交換、WWW技術、電子的掲示板、スマートカード、電子的資金移動、電子データ交換並びに自動的データ検索技術のような）により標準化されているが、非構造化若しくは構造化されたビジネス情報を共有することを含んでいる。

(資料7) 貿易簡易化関係用語･略号集

用語・略号（英文名）	和文名称	説明
eXtensible Markup Language	XML、拡張可能記号付言語	XMLはワールドワイド・ウェブにおける異なるアプリケーション並びにデータソース間の情報（データ）の交換を可能にするよう設計されたものである。XMLはStandard Generalized Markup Language（SGML）の単純化されたサブセットである。XMLは構成関係に頼る構造化データ（ツリー構造）を組立てることができる。XMLスキーマはデータ・モデルを定義するために利用される。
FAL	国際海上交通の簡易化に関する条約	Convention on Facilitation of International Maritime Traffic、略称IMO/FAL条約
FCT	UN/CEFACT フォーラム調整チーム	UN/CEFACT Forum Coordination Team：UN/CEFACT フォーラム調整チーム
Forms EDI	フォームEDI	使用並びに翻訳処理が容易な方法で電子データ交換メッセージの内容をユーザに提供する画面。フォームは、ウェブサイト若しくはフォームを見ているか、完成させる当事者のコンピュータにある。 フォームはUNレイアウトキー (UNLK) に基づいている。
GATS	貿易およびサービスに関する一般協定	General Agreement on Tariffs and Services
GATT	関税と貿易に関する一般協定	General Agreement on Tariffs and Trade
HAR	貨物の国境管理の調和に関する国際協定	International Convention on the Harmonization of Frontier Control of Goods
HS [Harmonized System]	国際統一商品分類に関する国際協定	International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System
ICAO	国際民間航空組織	International Civil Aviation Organization
ICC	国際商工会議所	International Chamber of Commerce
ICG	情報コンテンツ管理グループ	UN/CEFACT Information Contents Management Group、略称ICG
ICS	国際海運会議所	International Chamber of Shipping、本部ロンドン（英）在。
ICT	情報通信技術	Information and Communications Technology
IMO	国際海事機関	International Maritime Organization、本部ロンドン（英）在。
ISO	国際標準化機構	International Standardization Organization、本部スイスのジュネーブ。
KC [Kyoto Convention]	通関手続きの簡易化と調和に関する国際協定	International Convention on the Simplification and Harmonization of Customs Procedures
L/C	信用状	Letter of Credit
LG	法律関係グループ	UN/CEFACT Legal Group
Master Data	マスターデータ	より効率的な取引メッセージの交換を可能とする事前にコード化され、合意された情報の最大限の使用を支持するために、充分な参照事項を確立する必要があるデータのセット。
MIG	メッセージ実施ガイドライン	Message Implementation Guidelines：ソフトウエアにおいてEDIFACT若しくはX12メッセージがどのように実装されなければならないのかについての記述
Object Oriented Approach	***オブジェクト指向アプローチ***	ビジネスオブジェクト（目的）のクラスの開発は、EDI並びにその標準の単純化の分野における進展を促進し、且つ、影響を与える。ビジネス目的は、実際のビジネス慣習より生じた有形の概念を真に表したものである。

(資料7) 貿易簡易化関係用語･略号集

用語・略号（英文名）	和文名称	説明
Open-edi	開放型edi	Open-edi標準（例えば、Open-edi参照モデル標準－ISO/IEC14662）に基づき明示的に共有されたビジネス目標を達成するための多岐に亘る組織体間の電子データ交換。
Register	レジスター、登録	参照用として項目が記録されている公式リスト（意味。例えば、データの意味が定義されている基本データのリスト）。
Registry	レジストリ	記録が保管されている場所。
Repository	レポジトリ	構造化情報の電子的記憶（EDIFACTメッセージ、X12メッセージ、XMLメッセージなど）。
RKC [Revised Kyoto Convention]	通関手続きの簡易化と調和に関する国際協定(改定)	International Convention on the Simplification and Harmonization of Customs Procedures
Scenario	シナリオ	同じビジネス目標を有するビジネス活動のクラスに関する正式な仕様。
Simpl-EDI	簡易-EDI	Simpl-EDI -Simple Electronic Businessは商取引を電子的に実施するための最小限のデータ交換を可能にする最も単純なプロセス並びに必要なコア・データを明確にするものである。Simpl-EDIは単純化された基本的業務プロセスの要件を支持するUN/EDIFACT標準メッセージ並びにプロセスを支持するコア・データの使用を文書化したものである。Simpl-EDIにおいては、単純な標準的手順並びに適用可能なコード化システムと標準ITシステムを最大限利用することによる標準的電子データ交換とを最大限活用するように組織化されているので、改善されたプロセスと手順を結びつけることが可能である。基礎的原理は以下の通りである： ―アプリケーション間のプロセス ―人手による介入がないこと ―マスター・データの事前交換 ―データ整合 ―80/20規則の適用。例えば、UNSMのより専門的な利用を必要とする例外事項はあるものの、ビジネス関係の80%を単純、且つ、自動的にするために、既存のUNSMからデータの20%を利用。 ―単純なプロセス ―理解並びに利用が簡単であること。
Simplification Toolkit	***簡易化ツールキット***	電子データ交換、電子資金移動、自動的データ検索、バーコード技術並びに独自の商品/製品/サービス/パーティ確認計画などの構造化された電子商取引技術の単純化された実施ができるようなツールの集合。
Simple Electronic Business (SEB)	***シンプル電子ビジネス***	簡易電子ビジネスは、コア・アプリケーション・データ並びにペーパーレスでの効率的操作を支援する新規並びに既存の標準化された技術を使用して、単純化された業務プロセスを適用するものである。単純な電子ビジネスは全ての規模の企業を支持するための一連の総合的な手段を提供するSimpl-EDI、Lite-EDI、Web-EDIのような既存のアプローチを取り込んでいる。
Supply Chain	***サプライチェーン***	変換、移動、若しくは位置付けを含む、或いは商品、製品若しくはサービスに価値を付加するイベントの順序。
Syntax rules	シンタックス規則	交換の構造並びにその機能的グループ、メッセージ、セグメント並びにデータ要素を管理する規則。(ISO 9735)
TBG	国際貿易とビジネスプロセスグループ	UN/CEFACT International Trade and Business Processes Group

(資料7) 貿易簡易化関係用語･略号集

用語・略号（英文名）	和文名称	説明
TIR	国際道路輸送	Transports Internationaux Routiers
TMG	技術・方法論グループ	UN/CEFACT Techniques and Methodologies Group
Trade Facilitation	貿易簡易化	国際貿易取引のための一貫した、透明な、そして予測可能な環境の開発。それは公的手続きの簡素化、物理的なインフラと設備の標準化と改善、及び適用可能な法規則の調和に基づいている。主要なゴールは、ビジネスのために取引コストと複雑さを減らすこと、そして、効率的で効果的な行政の管理を最適化することで国内での取引の環境を改善することである。
TRIPS	知的所有権の貿易面に関する協定	Agreement on Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights
UCP	信用状統一規則	Uniform Customs and Practice for Documentary Credits
UN/CEFACT	貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター	UN Centre for Trade Facilitation and Electronic Business、１９９７年３月従来のUNECE/WP.4（貿易手続簡易化作業部会）が発展的に
UN/CEFACT Groｕｐｓ	UN/CEFACT グループ	UN/CEFACT フォーラムを構成する５つのエンティティーの１つ。 これらは TBG 、 ICG 、 ATG 、 TMG と LG である。 これらのグループは、作業負荷によってさらにプロジェクトチームに細分されるか、或いは多数の相互の利害関係のために正当化されれば、複数のプロジェクトチーム を持つ作業グループ (Working Groups) に細分化される。 ・例、船荷証券 (Bills of Lading) 、船積計画 (Ship Planning) 、コンテナ動静 (Container Movements) などのようないくつかのプロジェクトチームを取扱う TBG の中の運輸作業グループ (Transport Working Group) であるかもしれない。 ・他のプロジェクトチームは、購買、輸送、金融と通関を網羅するインボイスのような複数の作業グループにまたがる項目を共有できるもの。
UN/ECE	国連欧州経済委員会	国連欧州経済委員会、国連経済社会理事会（ECOSOC）の下にある５つの地域経済委員会。本部はスイスのジュネーブ在。（UN Economic Committee for Europe）
UN/EDIFACT	行政、商業、輸送のための国連電子データ交換規則集	UN Rules of Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport： OSIモデルと互換性があり交換できるデータ用ユーザ・アプリケーション・システムの範囲内で使用されるためのユーザ・アプリケーション・プロトコール (UN/EDIFACT シンタックス実施ガイドライン, UNTDID 1990)
UNCID	データ通信による貿易データの交換のための統一行動規定	Uniform Rules of Conduct for Interchange of Trade Data by Teletransmission
UNCITRAL	国連国際商取引法委員会	Committee on International Trade and Law、本部ウイーン（オーストリア）在。
UNCTAD	国連貿易開発会議	UN Committee on Trade and Development、本部ジュネーブ（スイス）在。
Unified Modeling Language	UML、統一モデル化言語	統一モデル化言語。業務プロセスに関する要求事項を伝える一連のダイグラム。
UNSMs	国連標準メッセージ	UN Standard Messages、UNTDIDに掲載、最新のD.03Bには約２００のメッセージがある。
UNTDED	国連貿易データエレメント集	UN Trade Data Elements Directory、ISO 7372となっている。
UNTDID	国連貿易データ交換ディレクトリ	UN Trade Data Interchange Directory、毎年２回３，９月に発行される。最新版はD.03B

(資料7) 貿易簡易化関係用語･略号集

用語・略号（英文名）	和文名称	説明
value chain management	価値連鎖管理、バリューチェーン管理	各内部、外部操作並びに操作間の結合を検証することで、全体プロセスに亘って全ての遂行並びに付加価値の最大化を図ること。本プロセスは、スピード、確実性並びに関係当事者のコスト効果を最大限に活用するために、システマティック、且つ、標準的方法で検証される。プロセスの検証は、価値連鎖分析並びに活動ベースのコスト算定のように確立された手順並びに既存の技術を通じて遂行できる。
Web EDI	ウェッブEDI	Web EDIは、ウェブ・サーバを通じフォームEDIを含むインターネットによるEDIを容易にするために使用される技術を網羅している。
WCO	世界関税機構	World Customs Organization、従来CCC（関税協力理事会）と言われていたもので、HSコードを開発したことで有名。本部は、ベルギーのブラッセル在。
WTO	世界貿易機構	World Trade Organization、従来のGATTが改組されたもの。本部はスイスのジュネーブ在。